

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月5日）	頁
1. 議事日程	19
2. 出席議員氏名	21
3. 欠席議員氏名	21
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	21
5. 議会事務局職員出席者	21
6. 開 会・開 議	22
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	22
8. 日程第2 会期の決定	22
9. 日程第3 報告	22
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
11. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	24
12. 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	27
13. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	29
14. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	30
15. 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号））	33
16. 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第5号））	34
17. 日程第11 施政方針	35
18. 日程第12 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定 について	53
19. 日程第13 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	54
20. 日程第14 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	56
21. 日程第15 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につい	

		て	57
22.	日程第16 議案第38号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	57
23.	日程第17 議案第39号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	59
24.	日程第18 議案第40号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
25.	日程第19 議案第41号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	61
26.	日程第20 議案第42号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ..	62
27.	日程第21 議案第43号	志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
28.	日程第22 議案第44号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて	63
29.	日程第23 議案第45号	字の区域変更について	65
30.	日程第24 議案第46号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	66
31.	日程第25 議案第47号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	83
32.	日程第26 議案第48号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	84
33.	日程第27 議案第49号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第1号）	85
34.	日程第28 同意第25号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	85
35.	散 会	86

第2号（6月15日）

1.	議事日程	87
2.	出席議員氏名	88
3.	欠席議員氏名	88
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	88
5.	議会事務局職員出席者	88
6.	開 議	89
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	89
8.	日程第2 一般質問	89
	野村 広志	89
	小野 広嗣	109

小辻 一海	132
9. 延 会	149

第3号（6月18日）

1. 議事日程	150
2. 出席議員氏名	151
3. 欠席議員氏名	151
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	151
5. 議会事務局職員出席者	151
6. 開 議	152
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	152
8. 日程第2 一般質問	152
八代 誠	152
尖 信一	169
市ヶ谷 孝	188
平野 栄作	199
9. 散 会	216

第4号（6月19日）

1. 議事日程	217
2. 出席議員氏名	218
3. 欠席議員氏名	218
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	218
5. 議会事務局職員出席者	218
6. 開 議	219
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	219
8. 日程第2 一般質問	219
南 利尋	219
青山 浩二	231
東 宏二	247
小園 義行	259
9. 散 会	278

第5号（6月20日）

1. 議事日程	279
---------	-----

2. 出席議員氏名	280
3. 欠席議員氏名	280
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	280
5. 議会事務局職員出席者	280
6. 開 議	281
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	281
8. 日程第2 一般質問	281
鶴迫 京子	281
9. 散 会	303

第6号（6月29日）

1. 議事日程	304
2. 出席議員氏名	306
3. 欠席議員氏名	306
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	306
5. 議会事務局職員出席者	306
6. 開 議	307
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	307
8. 日程第2 報告	307
9. 日程第3 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定 について	307
10. 日程第4 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	308
11. 日程第5 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	309
12. 日程第6 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につい て	310
13. 日程第7 議案第38号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	311
14. 日程第8 議案第39号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	312
15. 日程第9 議案第40号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	313
16. 日程第10 議案第41号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	315
17. 日程第11 議案第42号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	316

18.	日程第12	議案第43号	志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	317
19.	日程第13	議案第44号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	318
20.	日程第14	議案第45号	字の区域変更について	319
21.	日程第15	議案第46号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	320
22.	日程第16	議案第47号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	334
23.	日程第17	議案第48号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	335
24.	日程第18	議案第49号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	336
25.	日程第19	陳情第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について	337
26.	日程第20	発議第3号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	338
27.	日程第21	議案第50号	財産の取得について	340
28.	日程第22	議案第51号	工事請負契約の締結について	341
29.	日程第23	発議第4号	志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について	343
30.	日程第24	発議第5号	志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について	345
31.	日程第25	議員派遣の決定		347
32.	日程第26	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）		347
33.	閉会			347

平成30年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月 5日	火	本会議	開会 会期の決定 施政方針 議案上程
6日	水	休 会	
7日	木	休 会	
8日	金	休 会	
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	
12日	火	休 会	
13日	水	休 会	
14日	木	休 会	
15日	金	本会議	一般質問
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	本会議	一般質問
19日	火	本会議	一般質問
20日	水	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
21日	木	委員会	常任委員会
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	休 会	
27日	水	休 会	
28日	木	休 会	
29日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号））
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号））
議案第34号	志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	字の区域変更について
議案第46号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
議案第47号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第49号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 工事請負契約の締結について

同意第25号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

発議第4号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について

発議第5号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 行財政運営の健全化について	<p>(1) 平成28年度から平成32年度までを期間とする中期財政計画の目標達成に向け、これまでの実績や、これからの財政状況の見通しを踏まえ、今後どのような具体的な目標を定めて行財政改革につなげていくのか考えを問う。</p> <p>(2) ふるさと納税等による財源確保への取り組みは成果が見受けられる。今後の更なる自主財源の確保に向けた考え方を問う。</p>	市長 市長
2 小野 広嗣	1 施政方針について	<p>(1) 7つのまちづくりの基本目標の第4「生き生きと笑顔で暮らせるまち」の項で、高齢者福祉について方針が示されているが、政府は本年2月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定している。大綱は日本が高齢社会にどう対応するかの指針であるが、本市ではこの指針を受けて、高齢社会にどう対応していくのか問う。</p> <p>① 分野別基本的施策の1、就業・所得の項の「エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備」について。</p> <p>② 分野別基本的施策の3、学習・社会参加の項の「学習活動の促進」と「社会参加活動の促進」について。</p> <p>(2) 基本目標の第7「市民とともに歩む「ムダ」のない経営」の項で、「行政は最大のサービス業」であることを常に意識するよう、職員の意識向上に取り組み、職員一丸となって市政運営に邁進するとあるが、それには職員の力、やる気に応える適材適所の人事異動を行うことが大事である。市長の人事異動の考え方について問う。</p>	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小野広嗣	1 施政方針について	(3) 基本目標の第1「郷と郷、人と人、物と物のつながりのあるまち」の項で、「コンビニ交付サービスの導入・検討について委員会、専門部会を開催し、システムの選定に取り組む」とある。多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していく取り組みであると期待するが、導入に向けての課題、システム構築にかかる経費や運用コストについて問う。	市長
	2 住宅政策について	(1) 市営住宅入居に際して、最近では連帯保証人を確保することがますます困難な状況にある。時代に即応した、連帯保証人要件を無くす条例改正も視野に入れ、検討すべきではないか。	市長
		(2) 昨年4月に公布された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律を受けて、市ではどのように対応しようとしているのか問う。	市長
3 学校図書館の充実について	(1) 文部科学省は、「学校図書館ガイドライン」を策定し、これからの時代にあった学校図書館の在り方を示し、学校図書館について、学習センターや情報センターとしての役割を求めている。今後、このガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実をどのように図っていくのか問う。	教育長	
3 小辻一海	1 環境行政について	(1) 施政方針では平成32年度までとなっている生物多様性地域戦略策定の進捗状況と今後の取り組みについて問う。	市長
		(2) 生物多様性地域戦略策定に向けた市民参加の在り方について問う。	市長
	2 道路行政について	(1) 県道塗木大隅線大野原地区改良工事の完了時期について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 小辻一海	2 道路行政について	(2) 国道220号線沿いの上天神ガソリンスタンド前の歩道整備と信号機設置に向けた進捗状況と今後の見通しについて問う。	市長
	3 六次産業化について	(1) 六次産業化の推進が一次産業である農林水産業の振興策として重要になってくると思うが、六次産業化の推進に向けた今後の取り組みについて問う。	市長
	4 財源の裏付けについて	(1) 施政方針で「市民目線で市民が主役のまちづくり」を政治理念に掲げているが、「市民生活の利便性向上」の実現に向けた施策の財源の裏付けについて問う。	市長
4 八代 誠	1 防災行政について	(1) 「志布志市防災計画」について ① これまでの防災会議の開催状況について問う。 ② 防災会議の結果を踏まえた防災計画の見直しと、その周知の在り方について問う。	市長
		(2) 「志布志市津波避難対策緊急事業計画」について ① 策定に向けた進捗と今後のスケジュールについて問う。 ② 最新版の「防災計画」と「津波避難対策緊急事業計画」の関連について問う。	市長
	2 庁舎の在り方について	(1) 施政方針で示された庁舎の在り方について ① 「本庁舎移転検討委員会」の活動内容等について問う。 ② 今後の「本庁舎機能移転」の具体的な手法について問う。	市長
		(2) 志布志支所への移転は防災上、課題やリスクが大きいと考える。対策はあるのか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 尖 信一	1 法令遵守について	(1) 前市長の任期中であるが、ここ1年余り職員の不祥事が散見される。法令遵守についてどのような指導をしているのか問う。	市長
	2 ふるさと納税制度について	(1) ふるさと納税制度については、かなり認知されてきているが、今後の推移をどのように予測しているか。また、新たな寄附者獲得へ向けた取り組みについて問う。	市長
		(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）への取り組みにより、人口減少の歯止めと若者の所得増が図られるのではないかと考えるが、本市の取り組み状況について問う。	市長
	3 学力向上について	(1) 本県は巷では教育県と言われているが、本市ではこれまで学力向上に向け、どのような施策を実施してきたか。また、現在の問題点等をどのように把握し、その解決のため今後どのような方針や手法で学力向上を目指すのか問う。	市長 教育長
4 補助金の在り方について	(1) 平成30年度当初予算の市単独の補助金はなぜ一律1割カットだったのか問う。	市長	
6 市ヶ谷 孝	1 介護保険について	(1) 平成30年度から介護事業については、「施設から在宅へ」「選択制介護へ」という国の方針が決まり、大きく変化していく。介護事業者はこれまで以上に地域に密着し、自立支援をサポートする事業所作りが求められる時代となってくる。財源も厳しさを増す中、各事業所との連携など、このことにどのように取り組んでいくのか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6市ヶ谷 孝	2 選挙について	(1) 平成28年の「公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行により、選挙権年齢の引き下げが行われたが、本市においても投票率低迷は依然として課題であるとする。他自治体では、選挙管理委員会が選挙公報を発行するなど、投票率向上に取り組んでいるが、本市でもこのことに取り組む考えはないか。	選挙管理委員会委員長
7平野 栄作	1 防犯組織の拡充について	(1) 霧島市では、自主防犯パトロール隊として99の団体が組織され、それぞれの地区で活動している。その構成は、安全モニター・学校・自治会・タクシー会社・郵便局・青年団・企業・第一工大生等、様々である。本市では防犯協会の安全モニター・退職校長会・市役所・民間団体がそれぞれ青パト活動を行っているが、市内全域をカバーするには至っていないと感じる。安心安全なまちづくりに向け、組織及び団体の拡充策に取り組んでいく考えはないか問う。	市長
	2 地域活性化策について	(1) 新規事業として「地域コミュニティ形成促進モデル事業」が提案されているが、コミュニティの活性化にはあらゆる方向からのアプローチが必要になると感じることから、以下の点について問う。 ① 本事業の具体的な取り組み内容を示せ。 ② 1年かけて研究するとのことであるが、モデル事業の結果を他の校区にどのように波及させていくのか。 ③ 合併当初に取り組んだチャレンジデーへの参加も効果的と考えるが、活用すべきではないか。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8 南 利 尋	1 地域活性化について	(1) 自治会の衰退は、校区公民館の運営にまで影響することが懸念される。今回の補正予算では、校区を単位とした地域コミュニティ形成促進モデル事業が新たに計上されているが、各自治会の活性化への対応はどのように実施していくのか問う。 (2) 各自治会の活性化には、自治会担当職員の役割を明確にすることが重要になると思うが、考えを問う。	市 長 市 長
	2 畜産振興について	(1) 平成34年の全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けて、(仮称)志布志市全共対策協議会などの組織を立ち上げ、和牛の改良と日本一連覇に取り組んでいく考えはないか問う。 (2) (仮称)志布志黒毛和牛としてブランド化を目指す考えはないか問う。	市 長 市 長
	3 観光振興について	(1) 施政方針で述べられた、観光入込客数120万人に向けた本市の取り組みについて問う。 (2) ダグリ岬周辺整備については、陣岳国際の森を含め、一帯となった整備が必要であると考えるが、本市の現状と今後の計画について問う。	市 長 市 長
9 青山 浩 二	1 環境行政について	(1) 平成8年に発行された、I S O 14001 (環境マネジメントシステム) について、本市も認証を受ける考えはないか問う。 (2) 学校における環境問題解決等の普及啓発について、児童・生徒と教職員が環境教育にどのように取り組み、実践しているか問う。	市 長 市 教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9 青山 浩二	1 環境行政について	(3) 子供たちが自ら考え行動することで、環境に優しい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする姿勢や能力を育成することを目的とした、学校版環境 I S O について本市も認証を受けるべきと考えるが、見解を問う。	市 長 教 育 長
	2 市内高等学校の支援について	(1) 各種検定受検支援補助金は、志布志高校と尚志館高校の特進科及び普通科の生徒を対象にしているが、尚志館高校の他の学科の生徒にも支援できないか問う。	市 長 教 育 長
10 東 宏二	1 定住対策について	(1) 奨学金の返還支援による定住対策の実施について問う。	市 長 教 育 長
	2 観光行政について	(1) 観光入込客数120万人達成に向けた観光振興策として種子島・屋久島航路の開設に取り組む考えはないか問う。 (2) 枇榔島の栈橋については、破損した状態が長年続いている。関係機関等との協議を実施し、枇榔島を観光資源として生かせるよう枇榔島への接岸を可能とする栈橋の整備はできないか問う。	市 長 市 長
11 小園 義行	1 施政方針について	(1) 新制度下で開始初年度を迎えた国保運営については、あらゆる状況に対応できるように取り組んでいくと述べられているが、国保の現状をどのように認識しているか問う。	市 長
		(2) 保険者努力支援制度に積極的に取り組み、自主財源の確保に努めるとあるが、制度について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11小園義行	1 施政方針について	(3) 年収400万円の4人家族（本人が30歳代、妻が30歳代の専業主婦、子供2人）が国保に加入した場合と、同じ家族が協会けんぽに加入した場合の本人負担は、それぞれいくらになるか問う。 (4) 年収180万円で生活する単身フリーターの、国保と協会けんぽの本人負担はそれぞれいくらになるか問う。 (5) 子育て世帯の負担軽減策として子供の均等割を見直す考えはないか問う。 (6) 負担軽減に向けて、国保への国庫負担割合の引き上げや「(仮称) 子供医療費無料化制度」を創設するよう、国に要望すべきと思うがどうか。	市長 市長 市長 市長
	2 子育て世代包括支援センターについて	(1) 本庁の福祉課と保健課の間に設置されているが、場所を含め見直す考えはないか問う。	市長
	3 JR九州ダイヤ改正について	(1) JR志布志駅は志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設であると述べられているが、今回のJR九州のダイヤ改正について本市としての要望をしたのか問う。	市長
	4 行財政改革について	(1) 各種団体等への補助金の在り方について、基本的な考え方を問う。	市長
	5 福祉行政について	(1) 敬老祝金の見直しについては、庁内で調査・研究したいと述べられているが、予算の範囲内で75歳以上全員に支給することの方がより効果が大きいと考えるがどうか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
12鶴迫京子	1 一般質問後の経過について	<p>(1) 平成29年12月定例会での一般質問について</p> <p>① 安楽小学校区内への公園設置と、安楽公民館の駐車場整備についての見解と進捗状況は。</p> <p>② 志布志小学校周辺地域のゾーン30について、その後の取り組みは。また、安楽小学校周辺地域のゾーン30化はできないか。</p> <p>(2) 平成28年12月定例会で、公共交通行政について質問した。施政方針に公共交通ネットワークの再構築とあるが、その実現に向けた具体的な手法について問う。</p> <p>(3) 平成28年3月定例会で有明グラウンド横や有明地区公民館のトイレ整備について質問した。その後の進捗状況について問う。</p>	<p>市 長 教 育 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長 教 育 長</p>
	2 施政方針について	<p>(1) 消防団員の資質向上を図り、車両・資機材・詰所の整備、啓発活動により地域防災力の強化を図るとあるが、女性消防団がより活動しやすい環境の整備についてはどのように取り組んでいくのか問う。</p> <p>(2) 防犯対策として、防犯カメラの設置も視野に入れながら犯罪発生率の低いまちを目指すところがあるが、具体的な設置計画があるのか。また、鉄道記念公園に優先的に設置する考えはないか。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長 教 育 長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
12鶴迫京子	2 施政方針について	<p>(3) 歴史のまちづくりを推進していくために、年次的に志布志城跡の整備事業などスピード化を図るとあるが、史跡巡りの観光客に対する視点が不足していると考え。周知するための看板設置や、周辺環境整備にも力を入れるべきではないか。また、27年9月に子供の観光ガイド養成について質問したが、この制度を導入して観光の目玉にする考えはないか。</p> <p>(4) 救急医療体制について、3月の所信表明よりトーンダウンしたように感じられる。今後、具体的にどのように体制を整備していくのか問う。</p>	<p>市長 教育長</p> <p>市長</p>

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成30年6月5日（火曜日）午前10時03分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）)
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第38号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第39号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第40号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第41号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第42号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第44号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第45号 字の区域変更について
- 日程第24 議案第46号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第47号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第48号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第49号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 同意第25号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時03分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、平成30年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの25日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの25日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
第94回全国市議会議長会定期総会において、本議会から2名が表彰を受けておりますので、報告いたします。

特別表彰、議員20年以上、上村環前議員。一般表彰、議員15年以上、長岡耕二君。
以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） それでは、会議を再開いたします。
受章者を代表して、長岡耕二君にあいさつをお願いします。

○16番（長岡耕二君） おはようございます。

ただいま過分な表彰をいただきました。ありがとうございました。

今まで皆さんに支えられながら、ここまでやってまいりました。微力ですが、今後も志布志市政の発展のため、また志布志市民のために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（西江園 明君） 会議を続行します。

次に、議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成29年度事業報告及び決算書、平成30年度事業計画及び予算書、資金計画並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（西江園 明君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、3人の欠員が生じたため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙が告示され、市議会議員から選出すべき人数を超える4人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（西江園 明君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に尖信一君及び市ヶ谷孝君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（西江園 明君） 候補者名簿の配布漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 配布漏れなしと認めます。
投票用紙を配ります。念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（西江園 明君） 投票用紙の配布漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（西江園 明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順に投票をお願いいたします。

1 番、久井仁貴議員。2 番、南利尋議員。3 番、尖信一議員。4 番、市ヶ谷孝議員。5 番、青山浩二議員。6 番、野村広志議員。7 番、八代誠議員。8 番、小辻一海議員。9 番、持留忠義議員。10 番、平野栄作議員。12 番、丸山一議員。13 番、玉垣大二郎議員。14 番、鶴迫京子議員。15 番、小野広嗣議員。16 番、長岡耕二議員。17 番、岩根賢二議員。18 番、東宏二議員。19 番、小園義行議員。20 番、福重彰史議員。11 番、西江園明議員。

○議長（西江園 明君） 投票漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。
以上で投票を終わります。

開票を行います。尖信一君及び市ヶ谷孝君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票、有効投票のうち、新屋敷幸隆君0票、西江園明18票、伊瀬知正人君0票、たてやま清隆君2票、以上であります。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（西江園 明君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成29年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） おはようございます。

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

一般会計の平成29年度から平成30年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、報告申し上げます。

なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしております付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

繰越計算書にございます6款、農林水産業費、1項、農業費の中心経営体等施設整備事業を2,608万3,000円及び活動火山周辺地域防災営農対策事業2,234万7,000円、並びに2項、林業費の森林整備・林業木材産業活性化推進事業8億4,937万円につきましては、国の補正予算関連法案が平成30年2月1日に成立したことを受けて、それに係る補正予算をそれぞれ3月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

1項に戻りまして、団体営中山間地域総合整備事業有明地区4,571万5,000円は、湧水処理に不測の日数を要したことにより、工事が遅延し、工期工程等における年度内完成が見込めず、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費及び委託費の一部を翌年度へ繰り越したものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業1億4,653万円は、香月線道路改良工事、安楽大橋下部工護岸工において関係機関との協議、許可に不測の日数を要し、工事の年度内完成が見込めず、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費を翌年度へ繰り越したものでございます。

説明資料2ページの3項、河川費の県単急傾斜地崩壊対策事業800万円ですが、県単急傾斜地崩壊対策事業、中ノ畑地区について、平成29年度の工事施工において二度の入札不調があり、工期工程等における年度内完成が見込めず、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費を翌年度へ繰り越したものでございます。

10款、教育費、3項、中学校費の伊崎田中学校特別教室棟改築事業3億6,000万円は、国から事業の前倒しの要請があり、平成30年1月16日に事業内定を受け、それに係る補正予算を3月議会へ計上しましたが、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業898万5,000

円は、災害査定が12月下旬に行われたため、工事着手時期が遅延し、工期工程等における年度内完成が見込めず、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費の一部を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上8件で14億6,703万円の繰越額でございます。繰越額の財源内訳は、既収入特定財源はなく、14億6,703万円全てが未収入特定財源であり、この内の国県支出金が11億4,558万8,000円、市債が3億450万円、その他の財源として基金が1,215万6,000円、受益者負担金2万5,000円でございます。また、一般財源が476万1,000円でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。

質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 大方分かりますけれども、この農業費の湧水、こういうのはよく分かりますね、突然のことだったりするんですけれども、この道路橋りょう費、これは関係機関との協議、許可に不測の日数を要したと、こういったことは提案される際に、きちんと了解があつて、国の方も県の方もそういう形になっていると思うんですけど、ここの中身をもう少し教えてください。

そして、次の河川費です。ここは県単位急傾斜地崩壊対策事業ですよ。早急にやらなきゃいけないよということでの提案があつたにもかかわらず、二度の入札の不調があつたと、これは業者さんの方で人が足りないのか、そういったものが見えてこない。ただ入札が不調でありましたって、これだけでは危ない所はきちんとやってもらわないといけないし、一方で経済の効果としても、こういうことでどうなんだろうかという思いがありまして、二度の入札の不調と、その原因は何なんですか。

○建設課長（假屋眞治君） まず、道路橋りょう費の方でございますけれども、これにつきましては、現在繰り越しておりますのが、右岸側の橋脚、橋台関係と、それと道路改良がございました。設計と国庫補助申請等を受けまして、入札をするんですが、入札をしましたその後、河川協議というのが出てまいりまして、河川と協議すると、いつの時期仕事をしていいとか、この見積りではできないとかいう、いろいろな協議を検討するものですから、そのことについて1点は時間がかかったところでございました。

それと仮設道路を右岸側に設けたんですが、これをするのに、今度は国道220号線との協議等がございまして、それにつきましても、いろいろな安全性とかいうことの協議等を踏まえた結果、時間を要してしまったということが、具体的な理由でございます。

それから、中ノ畑地区につきましては、志布志福山線の関屋口から行きました右側の関屋団地の所でございますけれども、これにつきましては、入札をまず11月に行いました。その次が、1月11日、その次が2月22日ということで、この時に落札をしていただいたところでございます。

理由としましては、業者の方にもいろいろ聞き取りをしたんですけれども、この時期につきまして、実際にどこの業者もなんですが、人手不足というのがある中で、今回なかなか作業員が不足していたと、それから県の工事、高規格道路等もありまして、そういう仕事の背景とかいうの

がある中で、作業員が不足していたということがございました。

それから、あの場所がちょっと人力施工が大分必要になってきますので、その辺で大変苦勞される工事だったということもあるということを知っているような状況でございます。

以上が、具体的な繰り越しの原因でございます。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 以上で質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第6、承認第1号から、日程第10、承認第5号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第5号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、志布志市税条例の改正点について補足して説明を申し上げます。

今回の税制改正の主なものといたしまして、税負担軽減措置等の整理・合理化等を行うための改正でございます。

それでは、付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして説明をいたしますので、4ページをお開きください。

4ページから6ページにかけては、第20条から第47条の5まで根拠法令の改正に伴う条項のずれでございますとか、所要の規定の整備でございます。

6ページをお開きください。

下段の第48条の第2項及び第3項は、内国法人に係る特定外国法人の所得に課される外国法人税を控除対象とみなす措置の規定を新設しております。

以下8ページ中段までかけまして、条項ずれの整備を行っているところでございます。

8ページの中段を御覧ください。

第52条は、法人市民税に係る納期限を延長する場合の延滞金について、法律の改正にあわせて改正をするものであります。

以下、11ページ中段まで各項における追加と条項ずれの調整をしております。

以下、附則の改正となります。11ページを御覧ください。

附則第10条の2以降は、いわゆる地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例で定めた固定資産税の改正でございます。

第10条の2は、水質汚濁防止法上の汚水又は排水施設について、対象取得期間を平成32年3月末まで2年間延長し、償却資産の特例率を3分の1から2分の1とします。

第10条の2、第4項から第8項までは津波災害警戒区域内の避難施設の範囲を拡充し、固定資産税の特例適用期間を3年間延長しております。

第10条の2、第11項から第15項まででございますが、再生可能エネルギー発電設備については、特例適用対象となる取得期間を2年間延長し、設備の規模によって特例の割合を細分化する規定となっております。

第10条の2、第16項から第17項及び附則第10条の3以降、14ページまでは条項ずれの調整でございます。

15ページをお開きください。

第12項につきましては、バリアフリー改修が行われた民間の劇場ですとか、音楽堂の施設に係る固定資産税の3分の1に相当する金額を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる措置を追加しております。

説明資料の15ページ下段から21ページ、附則第11条以降につきましては、特例の対象となる固定資産評価額について評価替えが実施されたことに伴い改正するものであります。

以上が、承認第1号の補足説明となります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

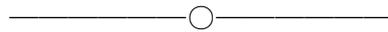
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成30年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決

定しました。

○

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第 8、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年 3 月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、当日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、志布志市国民健康保険税条例の改正点を補足して説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年 3 月31日に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令に伴う条例改正となっております。

付議案件説明資料の22ページをお開きください。

改正の概要をグラフ等で資料としてお示ししておりますので、参考として御覧いただきたいと思っております。

世帯主が年間に支払う国民健康保険税、医療給付費分の最高限度額を引き上げております。

一方、軽減世帯の所得要件を緩和する観点から、軽減世帯の判定に係る世帯一人当たりの控除金額を増額しております。

付議案件説明資料の新旧対照表により、補足して更に説明申し上げます。説明資料の23ページをお開きください。

第 2 条第 2 項におきまして、医療給付費の課税限度額を現行の54万円から58万円に、4 万円引き上げております。

第25条、減額に関する規定であります。各項の冒頭で医療給付費の課税限度額に係る部分を58万円に改め、第 2 号において 5 割軽減世帯の世帯員 1 人に乗ずる金額を27万円から27万5,000 円に、同じく第 3 号で 2 割軽減世帯において、49万円から50万円に、それぞれ改めております。

第28条は、各条項中の字句を修正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この国保税の今回の54万円から58万円に4万円ほど、課税限度額を引き上げますよということです。この58万円に該当する年収ですかね、所得でも結構ですけれども、どれぐらいの方がここに該当し、そして、どれぐらいの世帯、本市でおられるのかと。あわせてそれが分かると増税になる部分の総額が分かりますね、それを少し教えてください。

そして、あわせて今回5割軽減世帯と2割軽減世帯は少し恩恵といいますかね、そこが出てくるわけですが、ここについての世帯数、あわせて7割軽減の世帯もあわせて数を教えていただけませんか。

○市長（下平晴行君） 担当課長に説明させます。

○税務課長（吉田秀浩君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの時点で、平成30年度の所得関係は、まだ確定しておりませんので、平成29年度の所得状況で説明をさせていただきます。

現行でございまして、限度額、いわゆる今までの限度額で54万円を超える所得といたしますが、約590万円の年間総所得額ということでございました。

今回の改正によりまして、58万円に到達する総所得の目安額としましては、約640万円となり、50万円ほど上限が上がるということになっております。

続いての質問でございしますが、今まで限度額を超える世帯と申しますのは、154世帯ございました。今回の改正で4万円引き上がったことによりまして、限度額を超える世帯は、137世帯となる見込みでございまして、4万円上がったことで17世帯減っております。

税収の見込みでございしますが、あくまでも機械的に計算した事務上の数値ということで、お含みおきいただきたいと思いますが、限度額を超える世帯が137世帯となりますから、単純に4万円を乗じますと、その分で548万円ほどの税収の増ということになります。

あと17世帯が、この間にいらっしゃるということになりますので、平均2万円を乗じますと、この分で34万円になります。合計しますと、約580万円の増収ということになります。ただし、これは、今回の課税限度額引き上げに係る部分のみのお話でございまして。

続いての質問でございしますが、2割、5割、7割軽減世帯のお話でございしますが、世帯数で申しますと、2割軽減世帯に該当する世帯が612世帯、全体の約10%程度でございまして、5割軽減世帯が、940世帯、全体の約16%でございまして、7割軽減世帯が、2,377世帯、全体の約39%となっております。

以上でございまして。

○19番（小園義行君） 今課長の方から29年度ベースで590万円が640万円ということで、これ「所得」とおっしゃったんですが、所得で理解していいんですね、それでね。収入じゃないですね。はい、分かりました。

○税務課長（吉田秀浩君） 議員御指摘のとおりでございまして。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 基本的に今回の課税限度額の引き上げということで、反対の立場で討論をしたいと思います。

平成3年に、私は町議会議員になりました。それからずっと、この課税限度額、毎年のように引き上がってきて、今回、後期高齢者支援分、そして介護納付金のこれをあわせると約93万円ということですね。それぐらい大きなものになってしまっている。国保が、この制度が始まった1960年代だったんですけど、当時は、いわゆる一次産業、農業や自営業者の方々が大半を占めていると。それから時がずっと流れて、現在は年金生活者か、いわゆる、そういう被用者、非正規の働いておられる方々が多くを占めて、国保に加入されている方々の、いわゆる所得の実態というのが大きく変わっているといった状況があります。その中で、1984年に、それまでは医療給付費の45%をちゃんと給付していたものを引き下げてきたんですね、だんだんね、これをですね。

そして今、現在の状況でいくと、その45%は医療給付費の45%ですよ、それをほとんど変えてきて、今では、本当に国が負担を少なくした結果が、こういう状況になっているなというふうに思います。

私は、そういったことで考えますときに、国保に加入されている方々の、いわゆる負担能力が高ければいいでしょう。でも所得は少なくなっているという現状がある中で、国がこういう制度改革をして、課税限度額をどんどん引き上げていく。これは、本当に国民皆保険制度というものがありませんけれども、この国保は、その実態からだんだん離れていっていると、負担しきれない状況を国が自らつくっているというふうに思うところであります。そういうことではなくて、もっと国保に加入されている方々が安心してお医者さんに行ける、そういった状況をつくり出すため、誰も国保税を納めないという人はおられないと思うんですよ。

そういった意味で、今回こういうふうにして国の政策としての考え方を改めて、もっと払えるものにしていく、それが大事ではないかと思います。

一方で考えますと、協会健保、いわゆる、そういう事業主負担があるところで働いている方々の負担を、私も調べてみたら、これの約半分ぐらいで収まっていると。そんだけ国保に加入されている方の負担感というのは大きいというものが実情としてあるということを考えますときに、このように毎年毎年、国の負担を減らしていく。

一方では、国保に加入されている方々の負担を増やしていくようなやり方は、到底理解ができません。今回たまたま5割軽減と2割軽減については、先ほど課長の方から説明がありましたように、少し良くなっている。それは理解をするところですが、冒頭述べましたそういった理由において、今回のこの54万円から58万円に引き上げる、こういったことについては反対といたしたいと思います。

○議長（西江園 明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

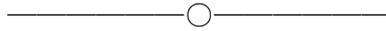
○議長（西江園 明君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号））

○議長（西江園 明君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成29年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成30年3月31日に、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） それでは、承認第4号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億4,263万4,000円を追加し、予算の総額を272億2,201万5,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により、合併特例事業など、3件の地方債を総額3,950万円減額、変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページから14ページの2款、地方贈与税、3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金、6款、地方消費税交付金、8款、自動車取得税交付金につきましては、国の交付金額の確定に伴い、それぞれ増額をいたしております。

15ページをお開きください。

10款、地方交付税は、特別交付税の確定に伴い、5,532万2,000円増額し、交付総額は68億6,172万9,000円となっております。

16ページの21款、市債は事業費の確定に伴い、全て減額ですが、農林水産業債を1,160万円、土

木債を2,520万円、災害復旧債を190万円、商工債を80万円、それぞれ減額をいたしております。
次に、歳出予算について主なものを説明申し上げます。

17ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、財政調整基金積立金を4,263万4,000円増額しております。

また、市が所有する建物等の将来にわたる維持費用の平準化を図る観点から、施設整備事業基金を1億円増額しております。

その他、歳出予算につきましては、地方債等の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第4号の概要でございます。よろしく御審議方お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（西江園 明君） 日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を補正する必要が生じ、平成30年3月31日に平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億492万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。予算書の6ページをお開きください。

歳入の市債は、10万円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を10万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

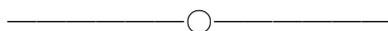
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第11 施政方針

○議長（西江園 明君） 日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（下平晴行君） 施政方針。

本日ここに、平成30年第2回志布志市議会定例会の開会に当たり、平成30年度における市政運営に臨む所信の一端を御説明申し上げます。

私は、先の3月定例会におきまして、「市民目線で市民が主役のまちづくり」を政治理念に掲げ、「市民生活の利便性向上」の実現に向けた、五つの政策ビジョンを柱とした市政に対する基本的な考え方について、所信を申し述べたところでございます。

市長に就任して以来、4か月が経過しようとしておりますが、この間、各地域の様々な行事等に参加させていただき、市民の皆様から多くの御意見を聞かせていただきました。改めて、志布志市の未来を切り拓く市政のかじ取り役として、責任の重さを痛感するとともに、市民の皆様から寄せられた大きな期待と信頼に応えるため、全力で市政運営に取り組む「熱き思い」が更に高まったところでございます。

1期目、初年度の市政運営に臨むに当たり、市政発展への新たな一歩が着実な前進となるよう全身全霊で取り組む所存であります。

平成30年度は、当初予算を骨格予算として編成し、今回の補正予算につきましては、第2次志布志市総合振興計画に掲げた将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現を目指した施策を体系的かつ効果的に推進しつつ、所信表明でお示しした五つの政策ビジョンの具体

的な推進を重視した予算編成を行ったところであります。

我が国の経済情勢につきましては、政府が4月に発表した月例経済報告によると、個人消費や輸出の持ち直しなどを踏まえ、景気全体の判断を「緩やかに回復している」とし、先行きにつきましても緩やかな回復を見込む一方で海外経済の不確実性や金融資本市場の影響に留意する必要があるとしています。

県内の情勢につきましても同様に「緩やかに回復しつつある」とし、個人消費は、大河ドラマ「西郷(せご)どん」効果による県外からの宿泊客の増加など宿泊・観光面が好調となっており、生産活動は、海外需要等を背景に緩やかに回復しつつあるとする一方で、雇用情勢は、「医療・福祉」、「製造業」などの新規求人数の増加で有効求人倍率は改善しているものの、人手不足感が広がっているとしています。

また、3月に県が公表した平成27年度の県内市町村民所得推計によると、県全体の一人当たりの市町村民所得は前年度比3.1%の増となり、本市におきましては、配合飼料の出荷額が増えたことなどの理由により、県内で2番目に高い7%の増加率となっています。

景気回復の兆しが見込める一方で、先行きがいまだ不透明な部分もあることから、今後も国、県の動向を十分注視していく必要があります。

このような中、本市としましても健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図るため、事業の改廃や集中投資、予算の再配分など限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に事務事業の優先度評価を活用した見直しを行い、歳出の抑制と真に有効な事業かどうかを見極めながら、メリハリのある予算編成に努めてまいりました。今後も事務事業の総点検による費用対効果の検証を行いながら、行財政改革に取り組んでまいります。

また、私は、所信表明で将来的には本市の人口4万人を目指す意気込みで取り組むと述べましたが、少子高齢化や人口減少など本市を取り巻く社会情勢が厳しさを増す中、直面する課題や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の向上に資する様々な取り組みを今後もより一層推進していく必要があります。

そこで、10年後を見据えた将来性のある事業展開を図るため、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」をキーワードに本市との関わりやその想いを深化させる新たな移住・交流の仕組みづくりを検討するプロジェクトを立ち上げます。

あわせて、本年度で4年目を迎える地方創生につきましても、「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」に掲げた事業のPDCAサイクルに基づく効果検証を行いながら、引き続き人口減少に歯止めをかける取り組みを行ってまいります。

庁舎の在り方につきましては、「本庁舎機能」を志布志支所へ移転するという所信表明の方針に基づき、移転の時期やそれに伴う条例の改正、予算の提案など具体的な移転計画について、全庁的な検討を行うための組織として「本庁舎移転検討委員会」を設置しました。移転に向けて、あらゆる課題を洗い出し、その解決策を検討していく必要がありますが、早い時期に取り組むべきものや中・長期的な視点で取り組むべきものなど、それぞれの課題を段階的に整理して、計画づ

くりを行うとともに、人員体制や業務分担など組織機構の再編も視野に入れながら、慎重に議論を進めてまいります。

本庁舎移転を含め、各施策の推進につきましては、市民サービスの低下を招くことがないように議会をはじめ市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、魅力ある新しいまちづくりを目指して取り組んでまいります。

それでは、第2次志布志市総合振興計画の「7つのまちづくりの基本目標」に沿って御説明申し上げ、施政方針といたします。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。

志布志港につきましては、これまでもポートセールス活動に加えて、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」等の活用により、利用促進に努めてまいりました。

昨年の志布志港の国際コンテナ貨物取扱量は、速報値ではありますが、目標としている10万TEUに迫る9万9,259TEUとなり、前年比10.77%増で過去最高の取扱量となっているところで、本年度も官民一体となったポートセールス活動を展開し、コンテナ取扱量10万TEUを目標に取り組んでまいります。

一方、「国際バルク戦略港湾」につきましては、昨年度から事業が着手されており、本年度からは国際コンテナターミナルの岸壁延伸事業が予算化されております。本市としましては、今後、早期供用開始に向けて要望活動等に取り組んでまいります。

また、国内定期航路につきましては、志布志ー大阪を結ぶ新造船「フェリーさんふらわあ さつま」が5月15日に就航し、2隻目の「フェリーさんふらわあ きりしま」は今年の夏に就航が予定されております。

更に、明治維新150周年による西郷（せご）どんブームや2年後のかごしま国体の成年男子サッカー会場となっていることから、今後も県や大隅総合開発期成会等と連携を図り、観光・特産品等の周知活動、旅行エージェントとの企画ツアーやスポーツ合宿等旅客の確保に努め、志布志大阪航路の更なる利用促進に取り組んでまいります。

東京ー沖縄を結ぶ「マルエーフェリー」につきましては、今年2月に3隻目となる新造船が就航し、名古屋港に寄港が開始され、新たに阪神航路も開設されております。航路数の増加等により、本年度も取り扱い貨物の増加が見込まれております。今後、東九州自動車道や都城志布志道路が開通することにより、ますます南九州地域の物流拠点港として大きく発展することが期待されます。

東九州自動車道は、平成32年度に志布志～鹿屋串良間の開通予定が公表され、市内においては、橋りょうや道路横断箇所が本格化しております。また、夏井～志布志間につきましては、公共用地先行取得制度を活用して用地取得等に取り組んでまいります。全線開通に向けて、引き続き残された油津～夏井間の早期事業化を要望してまいります。

なお、市道香月線延伸計画に伴い、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上及び地域の活性化に寄与するために、(仮称)志布志有明インターの本線連結許可を受けており、工事着手が

予定されております。

都城志布志道路は、本年3月に有明北～有明東間が供用開始となり、志布志～志布志港間、県境区間から末吉間では、埋蔵文化財調査や橋りょう工事が進められております。

防災・経済・医療の道として、引き続き、国、県、関係機関に早期整備促進を要望してまいります。

国道220号につきましては、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。県道の整備につきましては、現在採択されている路線の早期完成を促進するとともに、他の路線につきましても積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

また、高規格幹線道路の関連事業として、市道香月線、飯山通山1号線の道路改良整備を本年度も行ってまいります。

都市計画につきましては、「志布志市都市計画マスタープラン」の方針に基づく具体的な取り組みとしまして、今後インターチェンジの開設による開発圧力の高まりが予想されることから、無秩序な開発を防ぎ、有効な土地利用の適切な誘導を図るための開発動向に応じた土地利用コントロールとして、(仮称)志布志有明インター北部の都市計画区域の拡大に向けて取り組んでまいります。

本市の公共交通体系は、鉄道、路線バス、福祉タクシー、スクールバスの運行により形成されており、日常生活に必要不可欠な交通移動手段となっておりますが、現在の公共交通機関のネットワークでは必ずしも充足しているとは言えず、交通空白地域が市内に多数存在している状況となっております。

地域ごとの現状や課題を分析するとともに、将来に向けた公共交通ネットワークの在り方を検討していくことが不可欠であり、持続可能で利用しやすい地域公共交通の実現を目指すため、交通事業者等との連携を図りながら、「志布志市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通ネットワークを再構築してまいります。

情報化の整備・推進につきましては、昨年度に策定しました「第3次志布志市情報化計画」に基づき、各重点施策により実効性の高いものとするため、ICTの進展にあわせて必要性や緊急性、実施成果の高い施策が効果的に推進できるよう取り組んでまいります。

平成33年1月に更新予定の次期基幹業務システムにつきましては、市民ニーズに対応する柔軟で拡張性があり、あわせて災害等に強いクラウド化による運用及びコンビニ交付サービスの導入・検討について委員会、専門部会を開催し、システムの選定に取り組んでまいります。

また、事業開始から7年が経過する光ファイバー通信網「しぶし志（こころざし）ネット」につきましては、安定的なサービス提供を確保するためのIRU契約が平成33年7月に期間満了となることから、運営方式の見直しを含めた事業継続に関する協議・検討を行ってまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてであります。

住宅政策につきましては、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止め、新たな住宅政

策の方向性を示す計画づくりとして策定した「志布志市住生活基本計画」に基づき、安全に安心して快適に生活できる住環境づくりに取り組んでまいります。市営住宅の建て替えにつきましては、県産材である木材を利用し、周辺の環境に調和した木造住宅団地として、市営宮脇団地の整備が本年度で完了する予定となっております。

住宅リフォーム助成事業につきましては、高齢者対応、住宅の耐震診断及び耐震改修工事の助成を行い、安心・安全な住まいの形成に努めてまいります。

また、過疎化や人口減少に伴い、空き家が増加傾向にある中、昨年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、空家等対策協議会の設置と「空家等対策計画」の策定を行いました。今後は、空き家の適正管理対策として、危険廃屋解体撤去事業による住宅や附属家等の解体撤去の補助を引き続き実施するとともに、本計画に基づき適切に管理が行われていない空き家の対応を行いながら、空き家リフォーム助成事業や空き家バンク制度の活用を促進してまいります。

定住交流の推進につきましては、移住定住促進事業に引き続き取り組み、市外からの移住、市内の定住を図ってまいります。また、昨年度から実施した民間賃貸住宅に対する家賃助成については、対象企業に市が認定した「移住定住・雇用促進パートナーシップ企業」を新たに加え、雇用による移住者の定住化を促進してまいります。

定住促進住宅用地につきましては、昨年度完成した伊崎田地区の分譲を開始するとともに、尾野見地区において分譲に向けての造成工事に着手いたします。

また、若者の定住促進につきましては、晩婚化、未婚化が進行する中、若者の独身男女の出会いの場を提供するとともに、若者の出会いを応援する企業や団体の育成を行うことにより、職場や地域を通じた結婚希望者へのサポート環境づくりを支援してまいります。

水道事業につきましては、市民生活や社会経済活動を支える最も重要なライフラインであることを踏まえ、今後も合理的で健全な運営体制を構築し、維持管理体制の整備や高井田水源地に代わる蓬原中野水源地の施設整備を行います。

また、水道施設の耐震化及び老朽管対策を推進するとともに、良質で安心・安全な水の安定供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉の下、市民と行政の共生・協働により確立された本市の廃棄物管理の適正な推進を図ってまいります。

使用済み紙おむつの再資源化につきましては、本年度も国の地方創生推進交付金を活用し、早期の技術確立に向けて、ユニ・チャーム及びそおりサイクルセンターと共同で技術開発実証試験を進めてまいります。モデル地区での分別回収も継続して実施しながら、再資源化システムの確立を目指してまいります。

地球温暖化対策につきましては、本年3月に改定した地球温暖化対策実行計画を市役所が着実に実行することで、事業者、市民の皆様の意識啓発を図ってまいります。

また、「生物多様性の保全」の観点から、市内で確認される希少な野生生物をはじめ、本市の豊かな自然や環境を守るため、本年度も市民の皆様の参画を得ながら、平成32年度までの「生物多

様性地域戦略」の策定に向けて取り組んでまいります。

トゲによる被害が深刻なメリケンソウにつきましましては、撲滅対策会議を開催しながら、県内でもいち早く対策を講じてまいりました。市が管理する公園、グラウンドなどにおきましては、発芽・成長初期に効果的な薬剤防除を実施するとともに、施設を利用する皆様にも「入退場時の靴裏チェック」や「10分間の草取り」への協力をいただきながら、繁殖を抑えてまいります。

生活排水の適正処理につきましましては、引き続き「公共用水域保全事業補助金」や「浄化槽設置整備事業補助金」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、災害対応の中心となる自主防災組織につきましましては、組織の育成・強化を図るため、研修会や防災訓練、地区防災計画作成に要する経費の助成事業を実施してまいります。

消防団につきましても、隔年で実施する操法大会を含めた訓練や研修等を通じ、消防団員の資質向上を図りながら、地域防災の中核として円滑な活動ができるよう、車両や資機材等の整備、再編による組織力強化のための詰め所整備を行い、更に、火災予防や防火指導等の啓発活動により地域防災力の充実強化を図ってまいります。

また、大規模災害に備え、都城定住自立圏を構成する市町の消防団と大規模災害対応消防団員養成訓練を実施してまいりましたが、より一層の連携強化を進めるために、今後も訓練を重ねてまいります。

津波対策につきましましては、これまで実施した基礎的調査を踏まえ、本年度において「志布志市津波防災地域づくり推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」を作成し、また、津波避難タワーの整備が優先されると考えられる場所につきまして、「津波避難タワー基本構想・基本計画」を作成し、整備に向けての検討を進めるとともに、引き続き避難経路を示す案内看板等の整備を実施するなど対策を強化してまいります。

そのほか、研修や訓練により迅速かつ正確な情報伝達体制の構築を図り、医療・福祉施設等の要配慮者利用施設や主に沿岸部の事業所等にデジタル対応型の防災行政無線戸別受信機を整備し、あわせて、全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型機器への更新を行い、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。

大規模災害発生時には、行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況に置かれることが予想されます。このような状況下においても、行政としての業務が滞ることなく、適切に進められるよう「志布志市業務継続計画」を策定し、全庁的な災害対応を図ってまいります。

防犯対策につきましましては、犯罪件数は減少傾向にありますが、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況であり、警察や防犯協会と連携し、うそ電話詐欺をはじめとする特殊詐欺や個人情報詐欺の被害防止広報や地域安全パトロールなどボランティアの方々との連携を図りながら、声

かけ・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援してまいります。

あわせて、広報紙、ホームページ、メール配信及び行政告知放送端末を活用した啓発活動や安全安心まちづくり指導員による出前講座などを実施するとともに、防犯カメラの設置も視野に入れながら、犯罪発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、警察、交通安全協会、隣接市町及び市交通安全母の会と連携し、交通事故防止の啓発活動を実施してまいります。特に運転に不安を感じている高齢者の方々に対し、運転免許証自主返納支援事業を推進して自主的な免許証返納を促し、高齢者の運転による交通事故の発生防止を図ってまいります。また、道路反射鏡やガードレール等の交通安全施設の整備により、引き続き安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

消費者行政につきましては、消費生活センターを設置して、悪徳商法やインターネットの普及によるトラブルなど消費者からの様々な苦情・相談に応じ、問題解決を図っております。また、市内のイベントや出前講座等を活用しながら、高齢者を中心とした啓発活動等も行っております。今後も、SNS等を活用した情報発信などの「被害を未然に防ぐ活動」に更に積極的に取り組み、安心した消費者生活の確保に努めてまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちについてであります。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な企業誘致に努めるとともに、市内の既存企業に対しましても、工場を増設する企業への支援を行い、雇用拡大を図っております。昨年度は6社と立地協定を締結し、工場新設及び増設の設備投資のほか、約110人の新規雇用が計画されております。これらの企業の新規雇用計画に対しては、ハローワークと連携して雇用者確保に向けた支援を行ってまいります。

また、志布志港の後背地に本市が開発・造成している臨海工業団地の分譲地につきましては、一昨年度に1工区及び2工区の約6.8ha、また、昨年度に3工区の約1.3haの土地売買契約を物流倉庫業4社と締結したところであります。今後の志布志港の発展や高規格幹線道路の整備を見据えた企業進出であり、今後、需要増が見込まれる輸出入貨物用の物流倉庫建設や新規雇用が計画されております。

物流アクセス面で優位である臨海工業団地の分譲を求める声は多く、臨海工業団地に隣接している市道香月線の延伸整備とあわせて分譲地の拡大を図るため、4工区及び5工区の約12haを開発・造成する整備事業を進めてまいります。引き続き、更なる雇用の拡大や地域経済の活性化となるよう臨海工業団地の整備、企業立地の促進に全力を尽くしてまいります。

農業振興につきましては、生産者の高齢化により農家戸数は急激に減少しており、耕作放棄地の増加や集落機能の維持が困難になるなど農業の担い手育成は喫緊の課題であります。

市も農業公社と連携しながら新規就農者の育成を行うとともに、研修受入態勢の充実を図るために、松山地域に研修ハウスを建設したところであります。地方創生の戦略として人口増の一助となるよう、引き続き研修事業の支援に取り組んでまいります。

また、農地の効率的な利用を図るため、農地中間管理事業を活用して地域農業の担い手への農

地の集積・集約化に取り組み、更には、地域集積協力金などにより、地域での話し合い活動を支援し、人・農地プランの充実を図ってまいります。

グリーン・ツーリズムにつきましては、農家民宿数の増加に伴い、受け入れ態勢の充実が図られてきたところですが、今後は、地域の特性を生かした体験メニュー等のPR活動を更に推進し、利用者数の増加を図ってまいります。

園芸振興につきましては、温暖な気候を生かしたピーマン、いちごなどの施設園芸や広大な農地を利用したキャベツ、さつまいもなどの土地利用型野菜の振興を図ってまいります。

施設園芸では、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業などの補助事業を活用してビニールハウスや附帯施設の整備を進めてまいります。

露地野菜では、近年カット野菜の需要が増えてきていることから、国の支援を受けて産地パワーアップ事業を活用し、たまねぎ収穫作業の機械化一貫体制を整えてまいります。

また、鳥獣被害防止用の電気柵をはじめ、国県補助の対象とならない施設整備や農業機械導入については、市単独事業である農業生産対策事業の活用により、農家の所得向上及び経営の安定を図ってまいります。

茶業振興につきましては、かんがい施設の整備など生産に適した条件整備がなされ、栽培面積は約1,200haの九州第2位の生産量を誇りますが、緑茶の販売価格は消費の停滞により依然として厳しい状況にあるため、産地パワーアップ事業などの補助事業を活用しながら施設整備を図り、より一層のコスト低減及び高品質茶の生産に努めてまいります。

あわせて、広く市民から「志布志茶アドバイザー」を募集し、本市のお茶の特徴や文化、おいしいお茶のいれ方などを習得してもらい、生産者と連携したお茶の消費拡大に取り組んでまいります。

また、消費者の食品に対する安全志向は年々高まっており、環境に配慮した栽培に努めるとともに、特に輸出においては海外の農薬使用基準が厳しいことから、有機栽培への転換を図り、海外輸出への販路を拡大してまいります。

平成31年には、鹿児島県茶業振興大会が本市で、平成32年には、全国お茶まつり大会が鹿児島県内で開催されることから、志布志市産茶PRの絶好の機会と捉え、茶品評会での農林水産大臣賞、産地賞を目指すとともに、志布志市産茶の銘柄統一に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

畑地かんがい事業につきましては、曾於南部地区が県営畑地帯総合整備事業により整備中であり、平成33年度までに全体が完了する見込みであります。今後も水利用の理解促進を図るため、農家への個別訪問及び見せる展示ほ等に取り組み、実際の水利用の実践状況を広くPRしてまいります。

畜産振興につきましては、肉用牛の繁殖用雌牛は2年連続で増加しましたが、高齢化による生産農家の減少に伴い、増頭による生産基盤の維持は喫緊の課題となっていることから、国の支援による施設整備や市単独事業である畜産施設整備支援事業に引き続き取り組みながら、飼養規模

の拡大を図ってまいります。

肥育牛につきましては、子牛の価格が高値で推移していることから、肥育経営支援対策事業において、黒毛和種導入の単価を引き上げるとともに、肥育経営安定対策貸付基金の貸し付けを継続して肥育素牛の導入支援を行ってまいります。

疾病・防疫対策につきましては、国内では鳥インフルエンザや豚の流行性下痢、韓国では口蹄疫が発生するなど予断を許さない状況であることから、予防接種、消毒資材購入による未然防止や家畜衛生管理の啓発を行いながら、家畜の損耗防止と安心・安全な畜産物の供給に努めてまいります。

また、昨年9月に開催された第11回全国和牛能力共進会宮城大会において、本市の「鹿児島黒牛」が「和牛日本一」の栄冠に輝きましたが、平成34年には第12回大会が鹿児島県で開催されることから、高品質生産対策事業や全共対策事業の実施による優良品種への改良を推進しながら、連覇達成に向けて取り組んでまいります。

土地改良事業につきましては、年々耕作者が高齢化する中で、新たな担い手を確保するため、ほ場整備を推進することにより、耕作道路の整備や基盤整備の特性でもある農地の集積の効果が広まりつつあると感じております。

中山間地域総合整備事業の志布志地区と有明地区につきましては、17団地中9団地の整備が完了しており、基盤整備促進事業の肆部合地区につきましては、昨年度に換地配分案が完成し、本年度は水田の工事に着手する予定となっております。

また、経営体育成基盤整備事業の上門地区につきましては、これまで施工同意徴集と基本設計を行ってまいりましたが、本年度から換地配分案の作成を進めてまいります。

今後も地元推進員など関係者の協力をいただきながら早期完成を目指して取り組んでまいります。

また、蓬原中野地区のほ場整備につきましても、事業の新規採択に向けて引き続き取り組んでまいります。

市が直接関係する土地改良施設の維持管理状況につきましては、現在、広域農道「そお街道」の舗装修繕、流末水路改修及び法面工（ブロック積）の改修を県営事業として実施しております。この道路は緊急輸送道路でもあり、交通量の多い路線でもあるため、災害に強い道路になるよう計画的に整備してまいります。

また、多面的機能支払交付金事業につきましては、現在、市内に24の活動組織があり、活動農地面積は約1,000haとなっており、今後は、畑地帯の拡大も含め、引き続き関係機関と連携しながら、この制度を十分に活用していただけるよう啓発活動に取り組んでまいります。

次に、林道整備につきましては、平成28年度から県代行事業として認可された田之浦の林道御在所岳線は、地方創生道整備交付金を活用し、県営事業として林道開設が継続されております。市においては、用地交渉に関する事務を行い、計画的に工事着手できるよう引き続き取り組んでまいります。その他の林道整備につきましても、適正な管理に努め、機能の維持を図るとともに、

木材生産量の拡大につながる路線の整備を図ってまいります。

林業振興につきましては、志布志港からの木材輸出量が7年連続日本一となり、安定的な輸出量は確保できているものの、今後の経済状況等の変化に伴い、その影響が懸念されます。

このような中、誘致企業の製材工場が本格稼動すれば、地元産材の利用促進（地材地建）や九州でのローコスト木材住宅の建築が増えるなど期待されるところであります。

今後も森林組合及び森林づくり推進員等と連携しながら、民有林も含めた主伐、再造林へ結び付けられるよう一体となって取り組み、森林保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

特用林産物枝物等につきましては、シキミ、サカキなどの産地形成に向けて、新植、所得向上、販路拡大につながるよう花木生産組合や各生産団体の意見を聞きながら、量産化及びブランド化へ向けた取り組みを継続してまいります。

水産業振興につきましては、漁業者の高齢化、後継者不足、水揚量の減少など多くの課題を抱えており、厳しい状況が続いておりますが、本年度も漁獲量対策として稚魚や稚貝などの放流事業を継続して行ってまいります。また、平成28年度から地方創生推進交付金を活用し、イワガキの養殖に取り組んでおり、本年度は本格的出荷を目指して、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れながら、志布志ブランドの確立へつなげてまいります。

本市が管理している夏井漁港につきましては、水産基盤整備事業などの補助事業を活用した改修等に努めるとともに、漁協や関係機関と連携しながら引き続き施設管理に努めてまいります。

商工業振興につきましては、国内の中小企業が年々減少してきており、個人事業者においては、少子高齢化による事業承継がなされず、廃業する事業者も増えてきています。

本市におきましても、商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化・魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開・支援してまいります。

創業や起業、事業承継につきましては、市役所や関係団体、金融機関等が連携して経営セミナー等の実施や各種補助金の紹介及び手続きの案内、経営に関する支援等を行う起業支援センターの組織づくりに取り組んでまいります。

あわせて、市内での消費喚起及び市内商工業の振興並びに地域経済の活性化を目的としたプレミアム商品券発行事業を本年度も実施してまいります。より多くの市民の皆様が利用できるよう取り組んでまいります。

また、事業者への雇用の安定的確保と地元出身者の雇用を促進するため、「雇用対策協定」に基づく大隅公共職業安定所との連携による「就職合同説明会」や「スキルアップセミナー」等を開催し、魅力ある地元企業のPRに積極的に取り組んでまいります。

本市は、海産物・農畜産物に恵まれた「食の宝庫」である利点を生かし、これまで「食・グルメ」による商店街振興にも力を入れてまいりました。本年1月には東京ドームで開催されました「第9回全国ご当地どんぶり選手権」において、「“志布志発” かごしま黒豚三昧」丼が念願のグランプリを獲得しましたが、観光入込客の増加や市内飲食店の活性化など市内への波及効果につながるよう、ご当地グルメの市内外への情報発信やその活動の支援、新たなグルメ発掘を図りな

がら「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりに努めてまいります。

観光振興につきましては、観光入込客数・年間120万人を目標に、更なる観光入込客の増加に努めてまいります。

そのため、その柱となるスポーツ合宿誘致につきましては、鹿児島県で第2位という実績に甘んずることなく、フェリーさんふらわあ等と連携し、更なる誘致を図るため、関西地区のほか九州内の大学や旅行エージェントなどへの情報提供や海外の大学等へのスポーツ合宿誘致活動を行います。また、体育施設の改修や備品を計画的に整備し、あわせて奨励金の対象を広げることで、閑散期のスポーツ合宿を誘引し、体育施設の有効活用と経済効果を更に高めてまいります。

ダグリ岬周辺につきましては、旧夏井荘を取得し、景観整備を行うことで、ダグリ岬周辺一帯の更なる観光客誘致につなげてまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地及び蓬の郷につきましては、施設の老朽化による修繕費の増加が避けられない状況ではありますが、経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう、引き続き指定管理者と連携してまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、全ての祭りを対象に見直しを行い、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、地域と協働して実施する「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、今年で30周年を迎える「やっちく松山藩秋の陣まつり」が、より個性的で魅力あるイベントとなるよう取り組んでまいります。

志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅につきましては、現在実施している「ぼっぼマルシェ」を中心に、にぎわいが生まれる場所として、その利活用を考えてまいります。

観光特産品協会が主体的に実施する事業等につきましては、引き続き連携を強化しながら観光振興を図ってまいります。

特産品の振興につきましても、観光特産品協会に委託し、ふるさと納税制度を活用した特産品の販路拡大や特産品販売所の運営、インターネットショッピングや特産品の海外展開に関する市場調査などの事業に取り組むとともに、ふるさと納税推進の拠点となる東京駐在所を開設し、首都圏における事業展開を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、本市を応援したいという温かい「志」を持った全国の皆様から、これまで多くの寄附をしていただきました。全国の皆様に改めて感謝の意を表するとともに、皆様の「志」に応えられるよう、頂いた寄附金をしっかりと「まちづくり」に活用してまいります。

本市の特産品を広く全国に認知させるとともに、特産品を通じて本市への誘客や移住定住の促進、経済の活性化を図るため、積極的な事業展開を行ってまいります。特に、これまで本市を応援したいと思い、寄附していただいた多くの「志布志ファン」の方々と継続的な関係強化を図るとともに、寄附の使い道についても積極的な情報発信を行ってまいります。

志布志ブランドの確立につきましては、本市の魅力ある多様な地域資源の掘り起こしを行い、志布志の認知度向上に努めてきたところであります。健康、環境政策、ツーリズム、情報発信の

四つの視点で検討している志布志ブランド推進協議会での検証を行い、更に志布志のイメージや認知度を向上させる取り組みを検討してまいります。

市外向けの取り組みにつきましては、特にふるさと納税での高い評価を生かし、本市の特産品全体のブランド価値を高め、「志布志のものなら間違いない。」と感じてもらえるよう、戦略的にブランドイメージを確立してまいります。このことにより、市内における産業の振興、市民所得の向上、地域への愛着と誇りの育成につなげてまいります。

第4に、生き生きと笑顔で暮らせるまちについてであります。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は、急激な少子高齢化と今後確実に見込まれる人口減少に伴い、大きく変化することが予想されますが、本市におきましては、誰もが安心して子供を育て、元気で生き生きと暮らせるまちづくりのために様々な施策を実施してまいります。

子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保護者のニーズを踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず全ての子供・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育サービスを提供するため、保育所定員の拡充や認定こども園の普及を図るとともに、引き続き、施設整備への支援も行ってまいります。

また、「病児・病後児保育事業」につきましては、現在、志布志地域の1か所で病児保育を実施しておりますが、他の地域でも実施できないか、引き続き保育事業者等と協議・検討を進めてまいります。

更に、平成27年度から対象児童の拡大に伴い、利用者が増加している「放課後児童健全育成事業」につきましては、施設を整備し、受け皿の拡大を図るとともに、今後も施設整備等を含め保育事業者と協議・検討を進めてまいります。

各種医療費助成事業につきましては、申請方法の簡素化に向け、医療機関等と協議・検討を進めてまいります。

社会福祉につきましては、地域住民や自治会、ボランティア等の市民団体、社会福祉協議会、行政が相互に連携しながら、個々に抱える問題や地域の課題を明らかにし、それに対する方策案や地域ごとの方向性等、本市の地域福祉の推進のために、平成31年度から35年度までの「第2期志布志市地域福祉計画」を策定いたします。

高齢者福祉につきましては、高齢者が生活を営んでいる地域社会が安心して住みやすい場所となるよう社会福祉協議会をはじめ、社会福祉団体等と連携し、地域活動を通じた生きがいと仲間づくり、健康づくりを目的としたふれあいサロン活動事業等高齢者福祉事業の充実を図るとともに、高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、地域社会の担い手として積極的に社会参加ができるよう引き続きシルバー人材センター事業を支援してまいります。

障がい福祉につきましては、昨年度に策定した「志布志市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住する全ての人が共生・協働しながら暮らせる地域社会づくりを更に進めるため、関係機関と連携しながら施策の推進を図ってまいります。

生活困窮者自立支援制度につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように、生活困窮者に対し、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業を行うとともに、自立支援対象者の特質にあわせ、効果的かつ効率的な支援ができるよう就労準備支援事業及び家計相談支援事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、保健事業につきましては、「健康」は、市民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の視点からも、一人ひとりが生きがいを持って健康づくりに取り組んでいただくことが、大変重要であると認識しております。

特定健康診査の受診率につきましては、平成28年度で54.1%となっており、平成27年度と比較して0.5%上昇しました。受診率が向上することで、市民が自身の健康状態を知り、自ら運動や食生活の改善を行うなど生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすことにつながると考えておりますので、引き続き目標である70%を目指して、特定健診の受診率向上に取り組んでまいります。

特に受診率の低い40歳、50歳代の受診者を増やすため、新たに40歳となり特定健診の受診対象となった国保の方には、個別に訪問し、社会保険等の方には、封書等により、特定健診の目的、意義、効果等について説明し、受診啓発に努めるとともに、20歳から64歳までの働く世代を対象に、6か月間に減量した脂肪量に応じて商品券と交換する脂肪減量事業に取り組み、市民が体を動かす習慣を身に付け、食生活を見直し、適正な食事の量及び質の向上に努めるきっかけづくりに取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、本年度から設置しました「子育て世代包括支援センター」を拠点として、助産師・保育士・保健師が相談、支援を行うとともに、保育所などの関係機関と連携を強化し、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援に取り組んでまいります。

乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは！赤ちゃん事業」を継続して行い、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭につきましては、適切なサービスにつなげてまいります。

また、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供するため配信しておりました「子育てすくすくメールマガジン」を本年度から「母子健康手帳アプリ」に切り替え、更に妊産婦等がタイムリーに情報を受け取ることができる環境を整えてまいります。

救急医療体制につきましては、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして、都城市及び鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運航などに加え、市民が更に安心して暮らせるまちを目指すため、曾於医師会、鹿児島県、曾於市、大崎町等と平成25年8月に設立しました曾於地域医療確保対策協議会での議論を活性化させ、必要な医療を確保するための取り組みを進めてまいります。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の基本理念

である「共に支え合い いき活きと 笑顔で暮らせる ふるさとに」を目指し、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが、地域や生活の中で互いに役割を持ちながら社会参加ができ、安心して暮らせる自助・互助・共助の環境づくりを行うため、昨年度から志布志市生活支援体制整備協議体を設置しております。今後も引き続き、高齢者の多様なニーズの把握に努め、日常生活の支援体制の充実や強化、社会参加の促進を図ってまいります。

更に、増加が見込まれる認知症対策につきましては、もの忘れ進行予防相談会を毎月開催するとともに、認知症疾患医療センターと連携を図り、早期診断・早期支援を行うことができる体制の構築を目指します。

また、現在、認知症の方とその家族が気軽に集える場として「認知症カフェ」を2か所開設しております。今後、更に増加させ、市民同士が支え合える拠点づくりに努めてまいります。

昨年度から体操を通じて地域活動の拠点を作るために普及活動を行っている「ころばん体操」につきましては、自治会、公民館等で14の自主活動グループが立ち上がっております。本年度も引き続き普及に努め、元気な高齢者を増やす取り組みを進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、御存じのとおり、本年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担っております。県の主な役割としましては、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化することとされております。

新制度の開始初年度ですので、あらゆる状況に対応できるよう県及び国保連合会と連携を密にし、適正な事業運営に取り組んでまいります。

また、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率等の評価指標の達成を数値化し、国の特別交付金の対象となる保険者努力支援制度に積極的に取り組み、自主財源の確保に努め、国民健康保険事業の健全な運営を図ってまいります。

○議長（西江園 明君） 施政方針の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時5分から再開いたします。引き続き施政方針を行います。

—————○—————

午前11時55分 休憩

午後1時02分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、市長の施政方針を求めます。

○市長（下平晴行君） 第5に、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちについてであります。

教育行政につきましては、個性を生かす教育を充実させるとともに、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指して、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

本市教育行政を総合的かつ計画的に推進する後期教育振興基本計画に基づき「志のあふれるまち」を基本理念として、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させる「志」を高める教育を更に推進してまいります。

また、本市教育大綱の基本理念である「高い志」と「慈愛の精神」、「志」を高める教育の推進を目指し、総合教育会議等を通して、向学心や公聴心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重などの「志の心」を育ててまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子供を育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上、食育の推進といった知・徳・体・食の調和がとれた教育を推進することが重要であります。

特に、先人から引き継がれてきた公德やきまりを守る心、親に感謝する心、高齢者を大切にすする心、尊敬の念をもって地域や友達を大切にすする心、目標をもって努力する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。

また、コミュニティ・スクール制度が本年度で全ての学校に導入されることから、地域が積極的に参画する学校づくりを進めてまいります。4月に開校した小中一貫型小学校・中学校「伊崎田学園」につきましては、本年度に新校舎を整備し、本市における小中一貫教育モデル校としての取り組みを更に推進してまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校連携の強化、鹿児島大学教育学部との連携、地域人材の活用やキャリア教育の推進、全学校へタブレット端末を導入し、ICT機器等の充実・活用を図り、きめ細やかな指導による分かりやすく深まりのある授業によって、児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の定着に努めてまいります。外国語教育につきましては、これまでのALTによる派遣に加え、小学校英語教育支援講師や小学校英語専科指導加配の配置により外国語教育環境の充実を努めてまいります。また、特別支援教育の充実を図るために、専門機関との連携による教職員の専門性を高める研修の充実を努めてまいります。

更に、教職員の資質向上のための研修環境の充実を図るとともに、土曜学習教室（志学教室）や夏休み学習教室等、学校外の学習環境も一層充実するよう努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、小学校が本年度から特別の教科「道徳」として始まることを踏まえ、「志を高める教育推進協議会」で検討された提言「志の心を育むために」を基に、学校・家庭・地域の連携を図りながら、人権教育の推進、道徳教育の充実、いじめや不登校、問題行動等の早期発見、早期解決に努めてまいります。

特にいじめ問題につきましては、「いじめは絶対に許されない。」という理念の下、平成26年度に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」を一層機能化させ、いじめ防止等に関係する機関及び各種団体と緊密な連携を図りながら、いじめ問題の解消に積極

的に取り組んでまいります。

また、市内の高等学校2校に対して、総合的な支援を行うことにより、保護者負担の軽減及び市内高等学校の充実・活性化を図ってまいります。

たくましい体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図り、運動の機会を確保し、体力・運動能力向上に努めてまいります。

また、児童生徒の自転車保険への加入やヘルメットの着用の義務化について、今後も周知を徹底し、保険の加入率及びヘルメットの着用率の向上に努めてまいります。

更に、食育の充実や基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みを通して、食の重要性や病気の予防など健康に関する意識の向上に努めてまいります。

教職員の業務改善につきましては、業務の簡素化や効率化に向けて取り組んでまいります。その取り組みの一つとして、本年度から夏季休業中に3日間の学校閉庁日を設け、教職員が休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでまいります。なお、中学校における部活動につきましては、生徒や教職員の負担過重にならないよう平日週1日及び土曜日・日曜日のうち1日、あわせて原則週2日の休養日の設定を推進してまいります。

小・中学校施設につきましては、本年度は伊崎田小学校、伊崎田中学校の老朽化した木造校舎の建て替え工事を実施し、あわせて小中一貫型の学校施設として整備を進めてまいります。

また、トイレの洋式化やグラウンド等屋外施設の改修を計画的に行うことにより、児童生徒が安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安心、安全な学校給食の提供に努めてまいります。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内小・中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施しております。今後は、給食費の完全無料化の実施に向けて検討してまいります。

生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも どこでも だれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、幼児・児童・生徒の健全育成のために「睡眠時間の確保」と「正しい電子機器使用の在り方」の啓発を行い、幼少期・青少年期における睡眠の重要性をはじめとする規則正しい生活習慣の確立の大切さについて理解を深める取り組みを進めてまいります。また、平成28年度から毎年度作成しております「志アップ子育て手帳」にも関係する記事を掲載し、各小・中学校には学級PTAでの活用を図ってまいります。

公民館連絡協議会や地域女性団体などの各種社会教育団体につきましては、更なる活動の充実に向けて支援を継続してまいります。

生涯学習につきましては、NPO志布志生涯学習センターを中心に多様化、高度化する市民の学習要求に対応した生涯学習講座の新規開設や内容の充実を図るとともに、講座内容や各種イベ

ントといった生涯学習に関する情報を広く市民に提供するなど魅力ある学習機会の創出と受講生の拡大に取り組んでまいります。

更に、開校15年目を迎える創年市民大学の活性化を図るため、地域おこし協力隊と連携し、市民大学生との交流を促進するとともに、地域の自然や産業・歴史・文化など地域の良さを知り、地域を愛する「地域学」をテーマにした講座の充実を図ってまいります。また、市文化会館の一部を開放し、市民や市民大学生が気軽に憩い集える交流の場を創出することで、活動内容を広く市民に周知し、新規学生の加入を促進してまいります。

図書館では、今後も調べ学習などのレファレンスサービスの図書資料の充実を図るとともに、著名な絵本作家を招へいしてのおはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業を実施し、本好きな子供を育む家庭環境づくりに努めてまいります。

また、図書館から遠い小学校への移動図書館車による貸出サービスや高齢者、障がい者、交通弱者等への宅配サービスを更に拡充するとともに、図書館ボランティアによる読み聞かせ等を充実させるなど図書館をより身近に感じてもらう取り組みを推進してまいります。

志ふれあい交流館につきましては、生涯学習で学んだ人たちの発表の場としてNPO志布志生涯学習センターや図書館ボランティアと連携し、子供から大人まで、いつでも、誰でも、楽しく語らい集える交流の場として広く利活用してまいります。

スポーツ振興につきましては、成人の週一回のスポーツ実施率を65%と定め、その実現に向けて、市体育協会、スポーツ推進委員との連携を密にし、各スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、全ての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。また、競技力の向上とあわせて、地域の特徴を生かした施設整備を推進してまいります。中でもかごしま国体の環境整備に向けて積極的な対応を図る必要があることから、本年度は志布志運動公園陸上競技場及びびしおかぜ公園多目的広場の芝改良を実施してまいります。更に、昨年度設置しました志布志市第75回国民体育大会実行委員会の本格的な稼働により、会場レイアウトの作成や大会運営組織の構築を図るとともに、大会の成功に向けて引き続き県や関係団体と連携してまいります。

有明体育施設につきましては、市民グラウンドを野球・ソフトボール競技を中心としたグラウンドとして位置付け、芝や排水溝の撤去などの改修事業を実施してまいります。更に、スポーツ合宿等の誘致活動を推進するため、有明野球場において、グラウンドの土入れや防球ネット等の備品整備を行うなど、施設の充実を図ってまいります。

文化・芸術活動の促進につきましては、子供たちの文化・芸術活動への関心を高めるため、青少年音楽祭や青少年芸術鑑賞事業を開催してまいります。

また、文化協会につきましては、文化活動の活性化と地域の文化振興を担う組織として、引き続き活動を支援してまいります。

更に、自主文化事業につきましては、多彩な芸術文化に触れるために各年齢層に沿ったジャンルの選定に努めるとともに、関係団体との連携による市総合芸術祭の活動支援など市民の鑑賞・

発表機会の充実を図ってまいります。

地域文化の継承につきましては、これまで培われた歴史・伝統・文化を後世に継承していくために、合併15年目となる平成32年度の発刊に向け、市誌の編さん作業を本格的に進めてまいります。また、本年度は民俗芸能大会を開催し、保存団体の活動支援をはじめ、民俗芸能の記録保存と公開、発表の場を提供してまいります。

文化財の保存・活用につきましては、先人達が培ってきた数多くの歴史的文化遺産を未来につないでいくためにも、歴史のまちづくりを推進してまいります。現在、年次的に実施している志布志城跡の整備及び福山氏邸の保存整備事業につきましては、事業のスピード化を図ってまいります。また、山中氏邸は、大慈寺を中心とした門前通りの拠点施設として利活用を図るため、屋根修繕などの基礎的な整備に着手してまいります。

あわせて、志布志麓・町屋（千軒町）・門前通りの各地区に現存する文化財の保存に努めるとともに、今回、県の文化財に指定された旧東郷医院も含めた国・県・市指定の文化財を活用したイベントの開催や史跡めぐり事業等の充実に取り組んでまいります。

本市にある歴史的文化遺産につきましては、観光振興にもつながるまち歩き拠点として位置付け、保存・活用を推進しながら、「にぎわいのまちづくり」を創出してまいります。

第6に、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりにつきましては、地域の自主性と自立性を尊重した新たな地域コミュニティモデルの構築を図るため、校区を単位とした「地域コミュニティ形成促進モデル事業」を実施し、地域住民が主役となるまちづくりを更に推進してまいります。

4年目を迎える地域おこし協力隊事業につきましては、現在6人の隊員がそれぞれ地域おこし支援など地域協力活動を行っております。地域の課題解決や活性化に向け、より一層の推進が図れるよう支援を行うとともに、隊員の将来的な定住定着を目指して取り組んでまいります。

また、市民の皆様の御意見を市の施策に反映するためには、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・公聴活動を積極的に行い、市の施策や様々な活動を広く周知し、市民の皆様と行政情報を共有することが大変重要であると考えております。

既存の広報紙、行政告知放送端末やホームページなど様々な媒体を用いて情報発信に努めるとともに、市民の皆様からの御意見・御要望が反映しやすくなるような環境を整えてまいります。

男女共同参画につきましては、本年度を初年度とする「第3次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」、「志布志市女性活躍推進計画」及び「第2次志布志市DV対策基本プラン」を策定しました。

これらの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の人権の確立を目指す環境整備や教育、学習の推進及び啓発などあらゆる分野への男女共同参画の促進等を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、平成29年3月に策定した「第2次志布志市行政改革大綱」に基づ

き、将来にわたり持続可能な行財政経営を目指した取り組みを行っておりますが、今後も更に厳しい財政運営が見込まれるため、「入るを量りて出ざるを制す」の心構えで、新たな国県補助金制度の掘り起こしや民間の経営感覚を取り入れた事務事業の効率化を図りながら、改革改善を積極的に進めてまいります。

また、業務執行状況を把握し、事務分担の適正化を図るとともに、係内業務の担当者制を廃止し、市民の相談等に柔軟に対応できる体制を構築するなど市民サービスの向上に向けた組織づくりに取り組んでまいります。

職員の意識改革につきましては、職員が率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い、市民の皆様が気軽に相談できるような窓口対応に努めるなど「行政は最大のサービス業」であることを常に意識し、積極的に実践しながら、市民ニーズを把握し、志布志市全体の発展へとつながるよう職員の意識向上に取り組んでまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、各分野における具体的な取り組みについて申し述べましたが、これからの新しいまちづくりが、市民の皆様にとって、希望と活気に満ちた魅力あふれるまちづくりとなるよう「熱き思いで市民に身近な市政を」の信念の下、「市民目線」による「市民が主役のまちづくり」を目指して、職員一丸となって市政運営にまい進する所存でありますので、議員各位及び市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） 以上で施政方針を終わります。

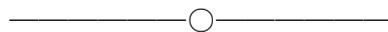
小園議員より、発言の訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

○19番（小園義行君） 先ほど承認第3号の討論の中で、国の国庫負担金を「医療給付費の45%、それを変え」というふうに発言しました。ここを「総医療費の45%から変え」というふうに訂正をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（西江園 明君） 発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの小園議員の発言の訂正については、これを許可します。



日程第12 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第34号、志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、旅館業法の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われることに伴い、条例中の当

該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2号の旅館業法の引用条項名を第2条第4項から第2条第3項に改めるものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の見直し等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今回の税制改正の背景につきましては、働き方の多様化への対応、デフレ脱却と経済再生の実現等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の基礎控除への振り替えなどを含む各種控除の見直しを図るとともに、たばこ税率の引き上げ、法人市民税の納税環境の整備などについて、所要の措置を講ずることとされております。

はじめに付議案件説明資料の26ページから28ページを説明しまして、ここに記載の無い条項部分につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まずもって付議案件説明資料26ページをお開きください。

個人所得課税の見直しとしまして、(1)では、今まで給与所得、公的年金等は、控除額を10万円引き下げ、基礎控除という形に振り替えております。従来の33万円から43万円に基礎控除が10万円引き上がる形となっております。

更に(2)で給与所得の控除額上限を220万円から195万円に25万円引き下げ、その所得上限を1,000万円から850万円に引き下げしております。

なお、22歳以下の扶養親族、または特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいらっしゃる場合、すなわち子育て、または介護を行っていらっしゃる方には負担増とならない措置が講じられることとなっております。

下のイメージ図でございますが、今回の改正後のイメージ図でございます。この図は、国税であります所得税をイメージしておりますが、基礎控除額の引き上げ部分が38万円、48万円と表記しております。これは33万円、43万円と、それぞれ読み替えていただきたいというふうに思っております。

説明資料の27ページ、(3)(4)は、第24条の関係であります。障がい者で未成年者、寡婦などの住民税の課税、非課税の判定となる合計所得金額を125万円以下から135万円以下に引き上げるものです。同じく住民税の均等割についても10万円引き上げております。同様の措置としまして、附則第5条で市民税の所得割の非課税対象合計所得金額を10万円引き上げるものであります。

(6)第34条の2関係は、所得税の基礎控除額を合計所得金額ごとに細分化する規定となっております。2,400万円以下を43万円に、2,400万円を超えて、2,450万円以下を29万円に、2,450万円を超えて、2,500万円以下を15万円に、2,500万円を超える所得につきましては、控除無しとする改正となっております。

2番の生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置、補足第10条の2関係でございます。資本金1億円以下の法人及び従業員数1,000人以下の個人事業種など、いわゆる中小企業で諸要件を満たし、認定を受けた者を対象とした固定資産税の特例措置であります。

なお、大企業の子会社等は除かれます。本附則の対象となるためには、企業自体が先端設備の導入促進計画を作成し、その計画が市町村及び国の定める同計画の認定を受ける必要がございます。

また、労働生産性が年平均3%以上向上し、収益向上に直結する設備投資が対象となります。
28ページをお開きください。

3、たばこ税に関する説明となっております。

(1)第95条は、1,000本当たりの市町村たばこ税を5,262円から5,692円に、430円引き上げるものであります。平成30年10月1日から段階的に引き上げまして、32年10月、6,122円、33年10月、6,552円とする予定となっております。

(2)では、加熱式たばこを含めた新たな製造たばこの区分を定めまして、加熱式たばこの課税方式を見直し、平成30年10月以降、5年間かけて新課税方式に移行するものでございます。

説明資料の29ページ、新旧対照表を御覧ください。

第23条第3項につきましては、人格のない社団等について、電子申告義務に係る規定から除外する規定となっております。

29ページから30ページを御覧ください。

第36条の2では、年金所得者が申告する際の配偶者特別控除の要件見直しでございます。

31ページを御覧ください。

第48条第10項から第12項にわたり、大法人が提出する申告書について、電子情報処理組織を使用した提出義務を追加しております。

以上、議案第35号に対する補足説明であります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、農業災害補償法の一部改正による同法の題名の改正が行われたことに伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改めるとともに、地方税法の一部改正による同法の条項の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改める等のものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明を申し上げます。

根拠法令でありますところの「農業災害補償法」が「農業保険法」へ名称変更されております。これは農業の成長産業化を図るため、災害による保障制度が農業収入全体に総合的に対応しうるセーフティネットとするための制度拡充を目的とした改正でありまして、法令自体の名称が、農業保険法に改正されております。

それでは、付議案件説明資料で改正点の概要を御説明申し上げます。

付議案件説明資料の44ページをお開きください。中ほどになります第6条の第3項を御覧ください。

根拠法令の題名部分を「農業災害補償法」から「農業保険法」へ改める改正となっております。

以上、議案第36号の補足説明でございます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第37号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による同法の条項の追加及び繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条として、地方税法の条項の追加に伴い、附則第10項の同法の引用条項名に第48項を加え、第2条として地方税法の条項の繰り上げに伴い、附則第10項の同法の引用条項名を整理するものであります。

なお、この条例中第1条の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第38号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、乳幼児のいる市町村民税非課税世帯の負担軽減を図るため、医療機関等での窓口負担の無い制度を導入するとともに、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の対象となる市町村民税非課税世帯の乳幼児を子ども

医療費制度の対象とするものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させていただきますようお願い申し上げます。

○福祉課長（折田孝幸君） それでは、議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、本年10月から県内全域におきまして、市町村民税非課税世帯の未就学児を対象に保険医療機関等の窓口での自己負担を無くす現物給付制度が始まることによる改正でございます。

本市の現制度におきましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを対象に医療費の助成を行っていますが、一旦は保険医療機関等での自己負担を支払ってもらい、おおむね2か月経過後にあらかじめ登録された口座へ振り込むことによって、助成を行っております。

その制度を本年10月からは、市町村民税非課税世帯の未就学児に限って、保険医療機関等の窓口で受給者証を提示することにより、自己負担を支払うことなく医療等を受けることができる制度に改正するものでございます。

あわせて市役所窓口での申請に基づく助成となっている、ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の対象となっております市町村民税非課税世帯の未就学児につきましても、今回の改正に伴う医療機関等での窓口負担を無くす現物給付制度の対象者とするものでございます。

それでは、お手元の付議案件説明資料の46ページをお開きください。

まず、第2条の定義につきましては、助成の対象となる未就学児、そして市町村民税非課税世帯について新たに規定しております。

第2条第2項につきましては、未就学児を乳幼児と定義し、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものと規定しております。

第3項におきましては、今まで本条例の対象者でなかった重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業の対象者から、今回の制度導入に伴い、対象者となる市町村民税非課税世帯の乳幼児を除くことにより、新たな制度の対象者とするを規定しております。

第7項につきましては、市町村民税非課税世帯を定義しており、本制度では毎年8月から翌年の7月までが受給者証の有効期限となることから、毎年7月の保険給付まで前年度における世帯員全員が非課税であった場合に非課税とすることとしており、8月の保険給付分からは、当該年度における世帯員全員が非課税であった場合に非課税世帯とすると規定しております。

第4条第1項につきましては、今回の制度改正に伴い、字句を整理しております。

第8条第2項につきましては、現行制度において助成金の申請は国民健康保険や社会保険に関係なく、国保連合会で集約していた受診情報を国保連合会から通知されることによって申請があったとみなしていたものを窓口負担を無くす新制度では、医療機関が審査支払期間である国保連

合会、または社会保険診療報酬支払基金へ窓口負担分を請求することとなるため、鹿児島県国民健康保険団体連合会、または社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市へ請求することとなり、その請求をもって助成金の請求があったものとみなす必要があることから、新たに社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を加える必要があるものでございます。

付議案件説明資料の47ページをお開きください。

第9条第1項につきましては、「前条第2項」としていたものを「同条第2項」と改め、字句の整理を行っております。

第2項は、今回の制度改正に伴い受給資格者に支払うべき助成金の限度において、当該受給資格者に代わり保険給付に係る一部負担金として保険医療機関等に支払うことができる規定を加えております。

第3項は、第2項により保険医療機関等に支払があったときは、当該受給資格者に助成金の支給があったものとみなす規定を加えております。

なお、この条例は、本年10月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

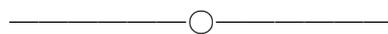
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第39号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第39号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する等の法律による所得税法の一部改正に伴い、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第4項中の「控除対象配偶者」という用語を「同一生計配偶者」という用語に改めるものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第18 議案第40号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者を加えるとともに、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にする措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、第10条第3項第4号の規定の趣旨を明確にするため、「学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許状を有する者」に改め、同項の放課後児童支援員の資格要件に、第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これ1点だけ、後で付託になると思うんですけども、この第10条の第10項、ここの「放課後健全事業に従事した者であって」、これ漢字ですね。そして、「適当と認めたもの」、この「もの」が平仮名なんですけど、これはどういう理解をすればいいんですかね。

○福祉課長（折田孝幸君） 御質問につきましては、第10条第4項については、「者」が漢字であると。第10条第10号につきましては、認めた「もの」という平仮名になっているということですが、免許取得者につきましては、特定するそのもの自体を指すというふうに理解しております。

10号につきましては、「市長が適当と認めたもの」、あらゆる対象者がいますので、そういった形で平仮名の「もの」というふうに規定しているところでございます。

○19番（小園義行君） 概念が人じゃなくて、そういう広義で、こういうふうにしてあるということですね。

○福祉課長（折田孝幸君） はい、そのとおりでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第41号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設を確保するとともに、家庭的保育者の居宅で保育を行う家庭的保育事業者の食事の提供に係る経過措置期間を延長し、及び一定の条件を満たす事業者からの食事の外部搬入を可能とする措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（折田孝幸君） それでは、議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国が省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設及び食事の提供に関する規定について必要な措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものでございます。

付議案件説明資料の50ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第5条第5項は、第6条に新たな2項が追加されたため、次条第2号を次条第1項第2号に改めるものでございます。

第6条第1号は、字句の整理を行うとともに、附則に新たな3項が追加され、当該第3項は、当該第3項以下が1号ずつ繰り下がったため、附則第3項を附則第4項に改めるものでございます。

第6条第1項で、連携施設を保育所、幼稚園または認定こども園に限定し、同項第2号で、これらの施設等と連携し、代替保育を提供することと定めておりますが、付議案件説明資料の51ページになりますが、第6条第2項として、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、同条第1号及び第2号の要件を満たすと認められる場合は、同条第1項第2号の代替保育の提供に関する規定は、適用しないことができる旨の規定を追加しております。

同条第3項は、同条第2項により、保育所等との連携による代替保育の提供を適用しない場合において、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において、代替保育を提供するに場合にあつては、小規模保育事業A型、小規模事業B型、または事業所内保育事業を行う者を、また、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合にあつては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者と同等の能力を有すると市が認める者を代替保育の提供に係る連携教育、連携協力を行う者として適切に確保をしなければならない規定を追加しております。

第16条第2項第4号は、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として、市が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とする規定を追加しております。

第45条は、第6条に第2項及び第3項が追加されたことに伴う字句の整理を行うものです。

付議案件説明資料の52ページをお開きください。

附則の改正は、附則第3項が新設されたことに伴う項の繰り下げと、字句の整理を行うとともに、新設されました附則第3項は、附則第2項の規定による経過措置が適用されている事業所のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保険事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とする規定を追加しております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

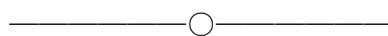
以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第42号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第42号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正による譲渡所得の特別控除額を規定する条項が改正され

たことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第1項第6号アの介護保険法施行令の引用条項名を第38条第4項から第22条の2第2項に改めるものであります。

なお、この条例は、関係政令の施行の日と同じく、平成30年8月1日から施行するものであります。

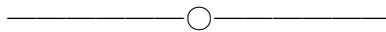
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域密着型サービス事業者の指定の基準について、複合型サービスうち、看護小規模多機能型居宅介護にあつては、医療法の許可を受けて診療所を開設している者を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の地域密着型サービス事業者の指定に関する基準に、「病床を有する診療所を開設している者」を加えるものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

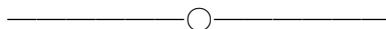
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第44号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、政令で定める者の範囲を拡大する措置が講じられ、及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護及び、夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲を従来のとおりとする措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（西山裕行君） 議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足して、御説明申し上げます。

今回の改正は、訪問介護員に関するものでございます。訪問介護員は、介護福祉士、または介護職員初任者研修の課程を修了した者である必要がありましたが、訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、人材の裾野を広げるため、生活援助中心型のサービスに従事できる生活援助型従事者研修が新たに実施されることになったところでございます。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員につきましては、要介護者のみを対象としたサービスであり、身体介護が必要なことから、これまで同様に介護福祉士、または介護職員初任者研修の課程を修了した者であることが要件とされたことから改正を行うものであります。

付議案件説明資料56ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条の3第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加え、第5条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1号に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加えるものでございます。

57ページの第26条第4号、第27条第5項、58ページの第37条の3及び第42条第1項につきましては、省令にあわせまして、今回字句の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

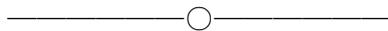
以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第45号 字の区域変更について

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第45号、字の区域変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、字の区域変更について、説明を申し上げます。

本案は、団体営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、大字有明町野神の字平野の土地の一部を、大字有明町山重の字倉ヶ崎に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

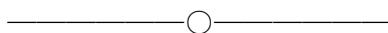
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第45号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

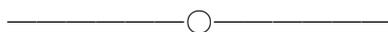
ここで暫時休憩いたします。

10分間休憩します。2時20分から再開いたします。



午後2時11分 休憩

午後2時22分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

市長より、発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（下平晴行君） 施政方針の37ページの第5に「心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち について」の中で、「こうとくしん」と読むべきところを「こうちょうしん」と読みましたので、訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） 次に、福祉課長から発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○福祉課長（折田孝幸君） 先ほど、議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての中で、小園議員より条例第10条第3項第10号の前段「5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」ということで、前段限定すべきところは漢字の「者」で、後段の方が「もの」となっているということで御質問があったところですが、一つの条文の中で最初に限定する場合は、「者」漢字の者を使い、更に、その後限定する場合にはひらがなの「もの」を使うのが、公文

書の一つのルール、決まりごとであるということです。

訂正しておわび申し上げます。

○議長（西江園 明君） 発言の訂正については、会議規則第67条の規定により、議長の許可を得てすることとになっております。

先ほど申したとおりでございます。

ただいまの市長、福祉課長の発言の訂正は、これを許可します。



日程第24 議案第46号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第24、議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、基盤整備促進事業、畜産クラスター事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、どうぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） 議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に9億1,140万2,000円を追加し、予算の総額を244億3,177万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為ですが、平成31年度入学生のうち、志布志高等学校に在籍し、市外に存する自宅からバスで通学する生徒の保護者に対し、バス通学に係る定期券、または回数券の購入費の3分の1以内を補助することで、保護者の経済的負担軽減を図り、あわせて市外からの進学者確保に資することにより、志布志高等学校の4クラスの維持を図る、市内高等学校支援事業（市外生徒バス通学支援）補助金について、平成31年度の限度額を200万円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、伊崎田小学校教頭住宅改築工事に伴い、過疎対策事業債を1,790万円追加し、また庁舎改修長寿命化事業基盤整備事業等の実施に伴う、合併特例債を2億7,630万円増額、潤ヶ野八野分団詰所整備事業等の実施に伴う、緊急防災・減災事業債を330万円増額、また過疎対策事業債については、市道整備の国庫補助金等の内示等の理由により、財源の調整を行ったことに伴う起債額の変更により、あわせて4,340万円を減額し、地方債の総額2億5,410万円を増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。9ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、農林水産業費分担金は、農業・農村活性化推進施設等整備事業の実施に係る受益者分担金を14万円計上しております。

10ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、6目、教育費国庫補助金及び7目、農林水産業費国庫補助金については、国庫補助金の内示、交付の決定等により、あわせて1,890万2,000円を増額しております。

12ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金、2目、民生費県補助金、3目、衛生費県補助金及び4目、農林水産業費県補助金は、国庫補助事業及び県単独事業の内示、交付の決定等により、あわせて3億2,331万9,000円を増額しております。

14ページをお開きください。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入は、新橋地区に本市が所有する農業用施設及び、その土地の貸し付けに係る収入見込み額16万7,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。

2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、伊崎田地区定住促進団地の売却による収入見込み額1,688万2,000円を計上しております。

16ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、鹿児島興業信用組合による子供の福祉のための寄附金10万円を計上しております。

17ページを御覧ください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として9,307万7,000円を増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、公営住宅ストック改善事業、庁舎改修長寿命化事業等に充当する経費として1,883万4,000円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、やっちく松山藩秋の陣まつりの30周年記念事業を実施する実行委員会への補助金への充当のため200万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、プレミアム商品券発行事業、旧夏井荘購入事業等の実施に係る財源として、1億7,443万3,000円を増額しております。

18ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、志布志港の景観を良くするためイメージアップを図る、市民が親しむ港づくり推進事業に係る雑入等あわせて850万5,000円を計上しております。

19ページの21款、市債は2億5,410万円を増額し、総額で21億60万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の21ページ、説明資料は3ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、人事評価システムの導入に係る電算

システム業務委託料を475万2,000円、説明資料は6ページですが、老朽化した公用車、普通乗用車1台及び軽自動車2台を更新するため、備品購入費を560万7,000円計上し、あわせて1,214万3,000円を計上しております。

3目、財産管理費は、庁舎改修長寿命化事業に係る測量設計委託料を30万円、工事請負費を1,484万円計上するなど、あわせて2,674万4,000円を計上しております。

予算書の21ページから22ページにかけ、説明資料は8ページでございます。

4目、企画費は尾野見地区定住促進住宅用地整備事業に係る手数料4,000円、登記嘱託等に係る委託料を150万円、造成工事に係る工事請負費を4,900万円、水道管布設工事に係る負担金を110万円計上し、また、志布志地区公民館が行うイベント備品の整備を助成するコミュニティ助成事業に250万円計上するなど、あわせて5,537万5,000円を計上しております。

予算書22ページから23ページにかけ、説明資料は9ページから10ページにかけてです。

7目、自治振興費は共生協働によるまちづくりを推進すべく、地域の自主性と自立性を尊重した新たな地域コミュニティモデルの構築を行うために、校区を単位とした新たなモデル事業を実施する、地域コミュニティ形成促進モデル事業に212万1,000円など、あわせて867万1,000円を計上しております。

予算書の27ページをお開きください。

説明資料は、19ページでございます。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、有明児童クラブの利用者数の増加、及び施設の老朽化に伴い、新たに施設を整備するための費用を補助する放課後児童クラブ施設整備事業に1,417万4,000円計上するなど、あわせて2,523万9,000円を計上しております。

予算書の29ページ、説明資料は17ページになります。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、環境衛生費は、メリケントキンソウの繁殖を抑制するための費用を216万7,000円計上するなど、あわせて255万5,000円を計上しております。

予算書の31ページ、説明資料は22ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、農作業の効率化による生産コストの低減や高付加価値な作物への転換による収益力向上の取り組みを支援する産地パワーアップ事業に779万6,000円。

説明資料は23ページになります。

ハウス付帯施設省力化機械等の要望増加に対応するため及び、平成30年度から廃プラスチック適正処理費用が以前の約6倍となるため、処理費用の一部を補助するための農業生産対策事業に1,182万5,000円を計上するなど、2,001万円計上しております。

予算書の32ページをお開きください。説明資料は25ページでございます。

6目、畜産業費は、畜産の収益性向上に向けた計画、目標の策定及び目標達成のための取り組みを推進することを目的とし、国の畜産クラスター関係の補助事業を活用して、畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みを行う畜産クラスター事業に9,250万4,000円計上するなど、あわせて

1億180万4,000円を計上しております。

説明資料は26ページをお開きください。

8目、農地整備費は、生産性の向上とともに国土、環境保全機能の維持、増進に必要な地形条件に適合した生産基盤整備の促進を図る中山間地域総合整備事業に1億60万円、基盤整備促進事業に1億3,530万円を計上するなど、あわせて2億7,014万円を計上しております。

予算書は35ページ、説明資料は12ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、プレミアム割増金20%付きの商品券を発行・販売し、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図るプレミアム商品券発行事業に4,424万4,000円を計上するなど、あわせて5,030万4,000円計上しております。

3目、観光費は、説明資料13ページになります。

経年劣化等により、業務に供することができなくなった観光施設を改修することにより、サービスの維持及び向上を図る観光施設改修事業に783万4,000円計上、説明資料については、14ページになります。

廃虚と化している旧夏井荘跡地を購入し、あわせて建物を解体することで、ダグリ岬周辺の景観整備を行う、ダグリ岬周辺景観整備事業に4,224万7,000円計上するなど、あわせて6,746万4,000円を計上しております。

予算書の36ページ、説明資料は30ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金負担金の内示に伴い、市道改良工事に係る経費を補正するため、5,236万5,000円を計上しております。

予算書の38ページ、説明資料は31ページをお開きください。

5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、有明町野井倉地内の東九州自動車道（仮称）志布志有明インターチェンジ付近は、都市計画区域外となっており、インターチェンジ決定に伴い、周辺の無秩序な開発が懸念されるため、都市計画区域の変更、拡大等を行い、一定の制限をかけることにより良好な環境の保全を図る志布志都市計画区域変更事業に430万円計上しております。

予算書の39ページ、6項、住宅費、3目、住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画の事業手法に基づき、計画的な維持保全及び改善を行うにあたり、維持管理する団地の機能性向上、及び環境対応に伴う整備を図る公営住宅ストック改善に1,300万円を計上しております。

予算書の40ページ、説明資料は4ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、老朽化している消防潤ヶ野・八野分団の詰め所を移転・新築するための測量設計に係る費用185万円を計上するなど、あわせて479万8,000円計上しております。

4目、災害対策費は、大規模災害発生時に、市の業務機能を維持し、住民の生命・財産を守るための最低限必要な行政サービスを市民に提供できるよう、優先度の高い業務を選定して、これらの実施体制、実施手順、活用資源等の確保について定める業務継続計画を策定する業務継続計

画策定業務に486万円を計上するなど、あわせて715万7,000円を計上しております。

予算書の41ページ、説明資料は32ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、5目、教職員住宅建設費は、伊崎田小学校教頭住宅改築工事を実施するための1,793万円を計上しております。

予算書の45ページ、説明資料は36ページをお開きください。

5項、社会教育費、6目、文化財保護費は、合併15周年記念事業として、3地区の郷土史を統合し補足した志布志市誌編さんに本格的に着手するための費用を1,045万5,000円。また、山中氏邸について大慈寺を中心とした門前通りの拠点施設として利活用を図るため、屋根修繕などの基礎的な整備に着手するとともに、積極的な利活用を図る歴史のまちづくり事業に176万5,000円を計上するなど、あわせて1,544万3,000円を計上しております。

予算書の46ページ、説明資料は38ページをお開きください。

6項、保健体育費、2目、体育施設費は、市民の競技力向上と、スポーツ合宿の受け入れ体制強化を図るため、グラウンド改修及び防球ネット等の備品を整備する有明体育施設有明野球場整備事業に380万9,000円、説明資料は39ページでございます。地域の特性にあわせたスポーツ施設の整備と、利便性の向上を図るため、市民グラウンドを改修し、野球、ソフトボール競技を中心としたスポーツ施設として整備する有明体育施設市民グラウンド整備に444万3,000円、志布志運動公園ふれあい広場や、隣接する人工芝サッカー場において観覧、休憩場所の確保や、テント設営の負担軽減等を図る必要があるため、あずま屋を整備する志布志運動公園ふれあい広場受付所・観覧場所整備事業に345万6,000円計上するなど、あわせて1,301万1,000円を計上しております。

以上が、補正予算第2号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御覧ください。

よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（小辻一海君） 1点だけお願いします。

予算書の29ページのメリケントキンソウ対策事業の補正予算の件でございますけれども、説明資料では17ページです。

私の所管外ですので質問させていただきます。

このメリケントキンソウでは、再三、同僚議員、私も一般質問で撲滅に対するの質問をしておりますが、なぜこのような重要な、来年2019年度までにメリケントキンソウの撲滅を市の方では計画されてますよね。それをなぜ当初予算に上げずに、このような補正予算で計上されたのか、私、一般質問でも言ったんですけれども、2019年度まで、来年度までには撲滅をすることを前市長も言われ、多分引き継ぎされて、行政ですので、そのまま継続されていると思うんですけれども、前、一般質問をしようかと思ったんですけれども、補正予算であがってきていますので、しなかったんですけど、予算書が配布された時に、すぐこの予算書を見るわけですよ、議

員の皆さんは。その時に、私もよく環境の方で一般質問をするものですから、ここの需用費を見たら、とんでもない需用費が計上されていましたので、これは大変だと思ったら予算書で補正予算が出ていましたので、ちゅうちょしたんですけれども、断念して質疑にしたんですけれども、当初予算で上げられずに補正予算で計上された理由ですね、それが1点。

それから、この看板作成については、計上は分かるんですけれども、この農薬、この根拠ですね。農薬が今、ここの中で190万7,000円上がってきているわけなんですけれども、この分は市全体のメリケントキンソウの状態を見て上げられた予算であるか。

3点目は、私、この配布された時点で、ずっと一般質問もしているわけですので拝見させていただきました。しかし、やはり2019年度、メリケントキンソウの撲滅に対しては、他の所、公園の周辺は、きれいに駆除されているようです。だけど、ほかの部門が一部、ダグリ、温水プールの後ろもすごくあります。それと一番肝心な所はプラザの前の緑地公園の子供たちが遊ぶ所、公園の遊具がある所ですね。あそこの辺りもあります。だから、その辺りを担当課では調査をされているのか。その3点をまずお聞きいたしたいと思います。お願いします。

○市民環境課長（西川順一君） 3点ほど、まず1点目、今回の補正で当初予算で上げなくて、今回の補正という、その点につきましては、やはりこの政策的なところもあるというようなことで、当初の骨格よりも、今回の6月補正で上げたほうがいいんじゃないかというような協議もいたしまして、今回上げたところでございました。

そして、2番目の全体なのかというようなことについてですが、これについては、市内全域のそういう公園、そして学校施設等に、この農薬をまくというようなことで計画をしております。これまで撲滅会議を開いてきたんですけれども、選択性のこういう農薬がいいんじゃないかというようなことも、上がって分かってきたものですから、そういうものをこちらの方で一括購入して、そして、各施設にやるというようなことを考えております。

また、看板についても、市内同一的な看板があったほうが、しっかりと取り組めるんじゃないかというようなこともございまして、そういうことを計画しているところでございます。

そして、3点目のそういう現状把握ですけれども、実際取り組み状況を各施設管理者から報告してもらっているんですけれども、その報告を見ても徐々にというか、非常にというか、なくなっているというような現状はございます。

今、例として小辻議員が申しましたけれども、その辺りのことについては、私としても、ああまだ若干残っているなという所は認識しているところでございます。

以上でございます。

○8番（小辻一海君） 新しく市長が誕生されて、骨格予算であって、政策なことということで、当初時には上げなく、6月補正でされたという答弁でしたね。

私は、やはりこのことについては、来年2019年度をめどにして撲滅をやろうということで、しかも国体の前ということで、再三一般質問でした時も、そのような状況を答弁されましたよね、前市長も。それから、課長もされたと思いますよ。

このことについては、やはり政策的なことよりも、全体でそれだけで2019年度にはやろうとしているわけですので、やはり当初予算で上げて、これにもまだ足りないといった場合は、補正予算に上げてもらうというような形の方が妥当ではなかったのかなと私は思うところですが、それが1点。

それから、先ほど各施設を回って、いろいろまだ他の所の施設の指定管理者が、いろいろとそういう情報をとということですけども、やはり担当課の方で出向いて行って、施設管理者ですので、指定管理者の方々と綿密に協議をされて、そういう対応をされた方がいいと思うんですよ。

というのは、なぜ、そういうことを言うかということ、課長は分かっているんじゃないですか、よくそれは協議してみてください。他の施設もです。指定管理施設を持っている担当課の方々もなんですけれども、そこの方の作業をされる方に聞いてみれば、メリケントキンソウすら知らない人もいますよ、私はびっくりしましたよ。そういうこともですよ、やはり指定管理者の長が、やはり施設管理者、担当課と協議しているでしょうから、ちゃんとそういう作業をされる方たちには達しをして、仕事をしてもらうというようなことが妥当と思います。それを御存じですか。

それと、あと1点、メリケントキンソウというのは、この施政方針にも書いてあるように、薬剤か手で取ることがふさわしいんですよ、それなのにビーバーで、まだ今も刈っている所があるんですよ。それではどんどん拡散して大変なことになって、種をまき散らすだけなんですよ、そのあたりが、やはり施設管理者と協議されているか、それをもう一回、よろしく願います。

○市民環境課長（西川順一君） 1点目の当初ではなくて、補正予算での対応ということについてですけども、今回、今度の薬剤の散布時期が11月と、そして2月も考えている観点。そしてまた、全庁的な取り組みが必要だというような観点も含めて、今回6月の補正になったところでございましたけれども、当然十分に、この対策はとっていかんないかんというようなことで、当初予算の時にも議論をしたところでしたけれども、そういう時期等もありまして、提出となったところでございました。

また、そういう指定管理者等の方にも撲滅会議には来ていただいて、今おっしゃられたビーバーで刈るとそういうようなことになるんだというようなことも十分に話はしてきたつもりでございましたけれども、指定管理を行っている主管課を含めて、再度、その辺については、しっかりと伝えて、そして実践していただきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 大体分かりましたけれども、やはり真剣さが、もう少しですね。来年です目標は。私は志布志の一部を確認にちょっと行ったんですけども、松山と有明は、まだ行ってないです。多分、あの今の志布志の状態を見れば、どうでしょうかね、有明、松山も確認、前、一般質問した所を確認したいと思いますけれども、あの状態だったら多く生えているんじゃないかなと懸念するところです。

それと、市長の施政方針でも先ほど言われたんですけども、撲滅の会議がありますよね、それを通じて協議をして撲滅に向けて努力するというようなことになっているようですけども、年に何回ぐらい会議をされているんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 年に2回、春先と、そして秋にかけて、年に2回を基準に開催しております。

[小辻一海君「議長、特にお願ひします。」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 特別に、許可します。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

一般質問ですればよかったですけれども、補正予算に出ていましたので、一般質問ではなかったんですが。

やはり、このことはちゃんと目標が来年度に撲滅をするということで、前から同僚議員や、私の一般質問でもいろいろと言っているわけですので、それは本当していただきたいと思います。

その会議を年に2回でしょう、年に2回というのはですよ、市が目標にあげている撲滅をやるうというのには、ちょっと少ないんじゃないかなと思うんですが、先ほど課長の答弁にもありましたが、指定管理者の皆さんも集まってもらって会議をするというようなことですけれども、その方々は、いろいろなことで出てこられなかった場合、2回しかないわけですよ、やはり、そのあたりは連携をしてもらって、ちゃんとしてもらいたいと思います。その方たちは、来られなかった方たちは、またいらっしゃるんですかね、それを最後に聞いて終わりにします。

○市民環境課長（西川順一君） そういう方については、こういうことがあったというようなことで、施設の所管課にも話をして、そこからの方からも、ちゃんと対策を取ってくれというようなことは、お話を申し上げております。

また今回も、今年はこういうことを計画しているというようなことを、今後6月中には、また開いて行って、また対策をしっかりと取っていききたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。

○10番（平野栄作君） 関連で質問させていただきますが、今予算を3月で出さなかったということですが、今までも一般質問の中で、このメリケントキンソウのサイクルについては、もう十分御存じのはずですよ。6月を超すと実になるわけです。6月前に薬剤散布して駆除しないと、11月と2月にまくということは、広げた後にまくということにつながっていきます。その観点からしても、今言われたように、この予算の出し方はどうだったのかなという疑問があります。

それともう1点、有明地区、ここについても情報としては伝えてあります。民間の所に大分入っています。そこらあたりの情報提供、後は駆除に対する協力要請、そこがどういうふうになっているのか。

それとも1点、学校関係。ここについて、以前と比較してどうなのか。そこをちょっとお示してください。

○市民環境課長（西川順一君） 先ほど言ったとおり、今そういう生態については、そのとおりでございます。

秋口11月頃と、そして2月頃なのかなというふうに考えておまして、当然そういう形で、当初予算も検討したんですが、今回の方でいいのかなと思っております。ただ、そういう看板設置

については、やはり今そういう時期ですので、早速看板については設置をしたいと考えております。

そして、薬剤のそういう散布については、しっかりと、今までのそういう川西地区にある運動公園とか、あるいは体育館のグラウンド周辺とか、そういう所を見れば、やはり確実に、そういう対応をしたら確実に減っているというのは、私も実感をしているところでございます。

そういう意味で、今回こういうような状況になったところでございまして、いつも、やはりこの市民環境課だけでなく、そういう主幹課もしっかりと、この問題については取り組みをしていただきたいというようなことで、そういう機運をずっと今までつくってきたところでしたけれども、最後の、そういう仕上げというような形で、今回しっかりと全庁的な取り組みをするという意味で、今回もお願いしているところでございます。

教育施設については、またそちらの方で回答されると思います。

民間の施設とか、そういう所については、以前広報紙に特集を組んで掲載をしました。

また、そういうことについて、なおそういう民間施設ではびこっている所があったら、それについても、できるだけ対応できるように、今後努力していきたいというふうに考えております。

○市長（下平晴行君） 今課長が説明したとおり、私もメリケントキンソウについては、関係課でと申しますか、今市民環境課長が言ったとおり、このことについては十分真剣に取り組んでいるようでございます。

今ありましたとおり、私は関係課、そして指定管理している施設、そして、民間の施設、その連携をしっかりとって、今議員がおっしゃったようなことを含めて、しっかりと対策をしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 学校教育関係の施設のことについてお尋ねがございました。

今回の補正をするにあたって、市民環境課の方から横断的に調査をしたいということで、学校関係はどうなっているのかということで、調査を一応いたしました。私、一言で感想を申し上げますと、学校関係は大分減ってきているという状況はあると思います。ただし、学校によっては、かなりまだ残っている所がございます。やっぱり教育活動に支障があったらいけないわけで、特に学校はですね。そういう意味では、早い撲滅をしていかなきゃいけないわけで、学校で一番求められるのは、やっぱり直接メリケントキンソウを引き抜くというのが一番妥当なのかなというふうに思います。

農薬をまくにあたっては、これは11月と2月がというふうに書いていますけれども、学校は農薬をまくにあたっては休みとか、そういうところじゃないと、なかなかできないので、奉仕作業等でメリケントキンソウを抜くような、そういうことについては、今後とも継続的に学校に協力を求めていきたいと、そういうふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 民間の部分については、我々1月末に選挙戦がありまして、市内をずっと回っているわけですね。そこで、トイレ休憩等で民間で、民間と言うとおかしいですけども、公共の部分なんですけれども、その駐車場を使わせてもらう。そうしたときに、いっぱい生え

ているんですよ。その時点でも、私も「ここも生えてますよね」というのも情報としては渡しました。そういうものですよ、結局そのままになっていて、6月を越して11月に駆除をする、考えてみてください、6月から花が付いて実になって、それが広がっていくんです。6月までに駆除をなさって同僚議員と何度も一般質問をしてきました。なぜこれが生かされてないのかということで、多分同僚議員も、これを今見てですね、いいことなんですよ、予算化されて前に進んでいることはいいことなだけけれども、でも、この生態を知っている人にとっては、若干時期がずれているんじゃないかって思われると思うんですよ。

それと、これまでもう何年これをやってきたかということですよ。言われたように、来年までに駆除するんですということをご公言されたんですよ。だから途中で我々も「どうなんですか、大丈夫ですか」って繰り返し質問しました。そして、今やっと予算として取り組むとなったけれども、11月と2月に薬剤散布をします。更に広がった所を一部駆除して、次の年にはまた今の現状に戻ってるんじゃないですか。

だったら、効果的な駆除をするのであれば、やはり当初予算で上げて6月には実施しておく。そういうことも必要だったし、できれば、これが前年だったらまだ効果的だったろうなと。

それともう1点が、やはり我々も危惧しているから情報として当局にも出すわけですよ。なぜそれが、民間だからできないということであれば、我々でも行って説明はしますよ。そこらあたりを本当に駆除したいということであれば、一緒になって議論しましょうよ。何か中途半端じゃないですか。我々も一生懸命やってるんですよ、地域で。開田の郷も生えてるんですよ。一生懸命になっているから言っているんですよ。だから、そこをもうちょっと真剣に受け止めて、言われたことを実現に、具体化させていきたいんですよ、来年撲滅というものを、それは当局が答えたんです。もうちょっと真剣になって、この問題については取り組んでいただきたい。

やっと予算という形で上がってきています。ただ、この予算の額を見るとシルバー人材センターが、宇都鼻グラウンドでやっていた、あの程度のものだろうというふうに、私としては予想します。それで大丈夫なのかというのを若干危惧はしますが、やらないよりはましなのかなと思っています。ぜひ来年に向けて一生懸命この分については、取り組んでいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 私は直接関わっていないので、私にやかましく言われてもなんですが、これは継続ですので、おっしゃるとおり、いろんな形で、そういう市民のためのことですので、これから、そういういろんな形での質問等もあると思いますので、それは真剣に全員で取り組みをしていきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 所管外でありますので、1件のみお伺いをいたします。予算書の41ページの5目のところ、教職員住宅に関する予算のことなんですけれども、説明資料では32ページです。この下の段です。

教職員住宅改築事業に関しましては、昨年までの文教厚生常任委員会においては、「校長住宅、教頭住宅に関しては、あまりにも数が多いし、年次計画を立てて古い順にやってきているんだけど、間に合わないから、校長住宅のみにして教頭住宅は一般住宅を借り入れることにしております」と委員会審議ではあったわけですが、改修ではなく、改築でこれだけの予算が組まれている。しかも、伊崎田小学校の教頭であるというのは、これはちょっと僕はふに落ちないんですけども、なぜここだけが、伊崎田の教頭住宅だけが改築で上がってくるんですかね。今までの委員会の答弁とは全然違うと思うんですけど。

○教育総務課長（徳田弘美君） お答えいたします。

今回、伊崎田小学校教頭住宅の改築の予算をお願いしているところでございます。この住宅につきましましては、昭和55年建築で38年ほど経過しているところで、現在ある教頭住宅の中では古い住宅でございます。

議員おっしゃいますように、教頭住宅につきましましては、今後、民間を借りてお願いしたいということで、今年につきましても、志布志小学校の教頭住宅、通山小学校の教頭住宅につきましましては、民間の住宅を借り上げていただいて、そちらの方を教頭住宅として使用していただいているところでございます。

地域によりまして、民間の住宅が供給が不足しているということで、地域によってはなかなか民間住宅が見つからない校区がございます。それにつきましましては、やはり、教頭住宅を建設して住んでいただくというような形で、今回伊崎田小学校の方も、そういう民間の住宅がないかということも、私ども調査しましたけれども、なかなか適当な物件が見当たらなかった関係で、住宅の改築をお願いしたいというところでございます。

○12番（丸山 一君） 今課長答弁にありましたとおり委員会においては、校長住宅のみを改築して、教頭住宅は民間アパートを借り入れをして、それを利活用してもらいたいという答弁。それは僕も委員会で言いましたから、よく分かっております。だから、他のところがですよ、伊崎田小学校の教頭住宅だけが改築をして他のところは、民間借り入れをするというのは、どういふもんかなと。今の答弁を聞いていますと、学校の周りに適当な民間アパートが無いということで、しょうがなくやったということなんですけれども、であれば、今年の委員会の審議の中においても、やっぱりこういうことも想定されますので、ということで一応入れておかないと、急になのだけをポンと上げてくると、何で伊崎田だけが特化しているのかということにとられかねないですよ。

ですから、やっぱり答弁においては、やっぱり慎重な答弁をされた方がいいかなと思いますね。僕らからすると、何で伊崎田小学校だけよという形になりますよね。今答弁にあったとおり、通山小学校なんかも、やっぱり教頭住宅は手付かずで、そのまま建ったまんま住んでいませんよね、今教頭先生は。

ですから、改修であつたら分かるんですよ、上の段の改修だつたら分かるけれども、改築ですから、何でこういうふうにとら化するか、伊崎田地区には、それだけ供給する住宅は無いんで

すかね。僕はいっぱいあるような気がするんですけど。

○教育総務課長（徳田弘美君） 教頭住宅につきましては、議員おっしゃるとおり、市内校長・教頭住宅、かなりの数がございますので、教頭住宅につきましては、今後は民間借り上げも考えていかなければいけないというような形で申し上げたところで、ちょっと説明が、私、足りなかったかも分かりませんが、やはり民間の住宅が地域によっては無いというところもございますので、そこら辺につきましては、やはり整備を考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

伊崎田小学校の教頭住宅につきましても、今回予算を計上するにあたりまして、校長先生、そしてまた、地域の方々にも「何か適当な住宅はありませんか」ということは、一応お聞きして、なかなかいい物件が無いというようなことで、お返事をいただいたところで、今回このような予算を計上させていただいたところでございます。

○12番（丸山 一君） これは、伊崎田小学校ですけれども、伊崎田中学校の教頭住宅は、これはどうなるんですか。やっぱり時代的には、僕はよく分からないけれども、同じような時期に建てられてて、かなり古いかと思うんです。中学校の教頭住宅も、そういう状況になるんですか。

○教育総務課長（徳田弘美君） おっしゃるとおり、伊崎田中学校の教頭住宅も、同じ年に建設をされているところでございます。この当時、ちょうど有明地区の教頭住宅等が同時期の建物で、大分経年しているところでございますが、建設におきましては、先ほど言ったように教頭住宅については、基本的には、基本的にとというか、民間があれば、そちらの方で対応していきたいというふうに考えておりますけれども、今後、時期になって民間が対応できないということであれば、やはり改築の予算をお願いすることになるかと思えます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（東 宏二君） 予算説明書の14ページの下段です。ダグリ岬周辺景観整備事業で、旧夏井荘が出ましたよね。これ約1,600㎡ですよ。これは一千二百何万と書いてあるけど、坪単価にすると、どのぐらいになるんですかね。この値段がどこから出たのか、それと建屋が建っている解体費用も3,000万円というものが出ているわけですよ。これが平地であれば単価的には妥当かなとは思いますが、3,000万円のこの解体料を出すと、坪どのぐらいになるんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 坪単価については、若干今手持ちに無いところですが、土地購入費につきましては、不動産鑑定を行いまして、その価格を基準に相手方と用地交渉を行わせていただいたところでございます。

この解体工事等につきましては、業者からの見積りを徴収しまして、今予算計上をお願いしているところでございます。

○18番（東 宏二君） また後で、また出ると思いますが、この景観が悪いですよ、はっきり言って悪いと、私も見て悪いと思いますが、この解体費用を含めて4,200万円、この不動産鑑定で出された、この建物も入れた価格の一千二百何十万円という土地の単価はおかしいのではないかなと思うんですけど、普通平地であれば、これは問題ないと思います、多分。だけど3,000万円と

いうお金を出して、解体して約1反6畝を4,000何百万円で買うというようなことですよね。景観が悪いから少々は高くてもいいとは思いますが、やはりちょっと、私どもが見たときには、今の土地単価としては高額ではないかなと思うんですが、その辺の考え方と。

今後その1反6畝、1,600㎡をどう再利用される計画なのか、その辺はどうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この土地購入をする際の不動産鑑定等については、当然建物込みの状況で不動産鑑定を行うようになっておりますので、建物が建った状態での不動産鑑定ということで、業者からこの金額を提出していただいたところです。

また、今後の土地利用については、夏井地区については、観光振興計画によりまして、重点整備エリアというふうに設定しておりますので、今後そういったもろもろ土地購入をいたしまして、土地購入が完成した折には、いろいろな県の事業等々によりまして、整備を進めていくというような考え方であるところでございます。

坪単価につきましては、土地につきましては、坪2万2,250円、解体込みの価格については、坪8万7,000円という金額になっているところでございます。

○18番（東 宏二君） はい、分かりました。周辺景観が悪いから整備をしていこうと、観光施設ということで、それは分かるんですが、もう一つ尋ねます。

横に上脇さんの土地が、もう今は上脇さんか分かりませんが、もう一つ市の所有していない土地があると思います。上は前の奈良不動産のもので、旧志布志町が取得をして、そのまま荒れたような格好でございまして、もう一つの市有地でない土地、個人の土地、その辺の取得の考え方、今言われたように、あの辺を一带として整備をしていくというようなことを考えられている。もう一つ、個人の土地があるわけですので、その辺の今後の取得の仕方。また、単価としては、あそこは平地ですので、平地であれば8万幾らの単価で買われるのか、その辺の考え方、飛び地も一つにまとまらなないと事業ができないと思いますので、そういうことも今後出てくると思いますので、その辺の考え方も、やはり今示していた方がいいのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど申し上げましたように、重点整備地区ということで設定しておりますので、今議員があげられました土地の周辺については、旧上脇さん以外にも、まだ個人の土地があるようですので、そういった土地の購入をして整備を進めていくという方針でもございますので、土地購入をする際には、不動産鑑定に基づいた単価により交渉をしていくというふうに考えております。

いずれにしても、市が土地所有をすることで、県の事業を採択しやすい状況になりますので、そういった環境整備を整えてまいりたいというふうに考えております。

[東宏二君「議長、特にお願いします。」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 特に許可します。東宏二君。

○18番（東 宏二君） 建物の平米、旧夏井荘の平米ですよ。あの広さ、3,000万円という見積り単価が出ていますが、解体工事。その単価的なのも、大体木造であれば市営住宅などを解体す

る場合は五、六万円で解体をしているようでございますが、あそこはコンクリートで中は空っぽですよ。中は空っぽのような状態で、ごみがちょっと入っているだけのことであって、その辺のもので、その平米単価に対して3,000万円という、この根拠、ちょっと分かっておればお示しをいただきたい。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この3,000万円につきましては、専門の業者に入っていていただいで見積りをお願いしたところですよ。

なお、アスベストが入っていれば、まだこれより高い金額になるということで、幸いにして、あそこの施設についてはアスベストは入っていなかったということで、この単価で収まっているところでございます。

なお、この解体工事3,000万円の中には、民間で寄附していただいた所を今度解体したんですが、あそこに井戸がありまして、その井戸の撤去、そういった民間施設の水路等の布設替え等々も、この工事費の中に含まれているところでございます。

平米については、少し時間をいただきたいと思っております。

[東宏二君「建物の平米数とかですよ、坪単価など、全体のものを書いた方が分かりやすいと思います。今後は気を付けてください」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 説明資料でいくと9ページですけれども、それぞれ所管外ですので、ちょっと質問します。

企画政策課の地域コミュニティ形成促進モデル事業という、これは今回新規事業ですね。そして、これを読む限りでは、ふるさとづくり委員会が、こういう形に変わっていくのかねという、そんな思いもちょっとあるんですが、これは具体的にどういうことですか。

この予算書22ページが、どこなのかねというのがよく分かりません。それが一つです。どういう事業になるかということをお知らせください。

校区を単位とした新たなモデル事業展開、ふるさとづくり委員会が無くなって、こういうふうにならざるのかと、今回たまたまモデル事業ですので、どこをされるのか、それが一つ。

そして、2点目に16ページの港湾商工課です。ごめんなさいね、また港湾商工課で。

市民が親しむ港づくり整備事業ということで、今回委託料でせん定ですね、そして歩道と緑地ということで、これも新規事業で、前も1回あったような気もするんですけど、これは新規と書いてあるから、あえて聞くんですけど。これ県有地にこういう形で市の一般財源を入れる。そして、もう一つの市民が親しむ港づくり推進事業の財源は何なんですかというのを2点目に教えてください。

これは県有地を、こういうふうにならざるのかということですよ。それを二つ目。

そして三つ目に、今、東議員の方からありましたけど、あそこのダグリの景観ということで、こういう金額です。その上に志布志町時代に取得した土地があります。そういったものを今から約15年ほど前ですよ、あそこの土地と奈良不動産が持っていたゴルフ場の関係の所の、いわゆる

虫食い状態になっている、それを約3,000万円で、当時取得しています。当時の首長に質疑をしました。「何に使うんですか」と、「駐車場にここは使います」。そして、一方の虫食い状態の所は「オートキャンプ場にします」という答弁があって、そのままずっと手付かずで15年が過ぎています。

その上の市が所有しているその土地ですね、そこも含めた形での事業展開が、今回のこの景観事業をすることで考えられての提案ということになっているのかどうか、それについてお願いをします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 地域コミュニティ形成促進モデル事業について説明をいたします。

説明資料の9ページ上段でございます。この事業は新規事業でございます、事業の目的の欄にも少し書いてございますが、校区を単位にして新たなモデル事業を実施するものでございます。

現在、各自治会で組織されている各公民館の方でも活発な活動がなされておりました、またふるさとづくり委員会等の活動もあるところでございます。今後、更にいろんな課題、自治会未加入や少子高齢化の課題等がありますので、これに対応するために、いろんな角度から、例えば、健康・環境・防災・教育・文化など、いろんな役割を担っておりますので、それぞれの団体での連携が非常に大事になっているということでございまして、新たに地域内のあらゆる団体が一緒になって、新たなコミュニティ組織を形成していきたいということでございまして、その中に21校区公民館の中から1校区にモデルになってもらいまして、その中で、ふるさとづくり委員会とか、各団体も含めた中で新しいコミュニティづくりを模索していきたいということでございます。

今年度初めて予算を合計212万1,000円計上しているところでございます。これについては、補助金ではなく、直接経費ということで、この9ページの上段に書いてありますように、地域の支援員を1名配置しまして、その月額報酬等、それから推進委員会の研修・計画づくりを行いますので、その研修等の謝金、旅費等を予算計上しているところでございます。1年かけて新たな取り組みを進めていきたいという形での取り組みでございます。

以上です。

[小園義行君「予算書の何ページなのか、22ページで書いてあるが、どこですか」と呼ぶ]

○企画政策課長（樺山弘昭君） すみません、失礼しました。

予算書の21ページからでございます。詳細につきましては、予算説明資料の9ページの上段のほうを。

[小園義行君「そこは見てるんだけど、予算書のどこなの、説明資料には22ページと書いてあるけど」と呼ぶ]

○企画政策課長（樺山弘昭君） すみません。

予算書の方では22ページの自治振興費の中の報酬、共済費、補償費、旅費、需用費でございます、補助金ではなくて直接経費で支出するという形でありますので、この中には地域コミュニティ形成モデル事業という文言は出てきていないところでございますけれども、それぞれの各節で支出をするという形でございます。

今言いました22ページの右側の説明欄の内容につきまして、予算説明資料の9ページの上の段の方に内容が書いてあるという形でございます。

○議長（西江園 明君） 21ページの企画費でしょう。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 申し訳ありません。予算書につきましては、22ページでございます。22ページの自治振興費でございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほどの東議員の夏井荘の建物の面積については、1,320㎡の400坪という建物の状況でございます。

小園議員の市民が親しむ港づくり推進事業につきましては、大変申し訳ありませんが、新規事業ではなく継続事業でございます。

おわび申し上げます。

このことについては、昨年からの事業は実施しているところでもございますが、本来であれば県の管理施設ということで、県の方におきましては、臨港道路等を中心に定期的に除草、そして道路脇の土等の除去等を行っていただいているところでもございます。

しかしながら、そういった状況では追いつかない状況ということで、明らかに県の緑地帯と市が管理する緑地帯については、管理の状況は全然違うというようなことで、この議会等でも指摘を受けたところでもございました。そういった関係で、県の方にも管理についてお願いをしたところ、県の方も昨年から上乘せしていただきまして、県の600万円の事業を市の方に受け入れて、そして、市としては、そのイメージアップを図るために300万円の事業費の上乗せをして管理をさせていただいているところでもございます。

特に、市民が親しむ港づくり推進事業ということで、志布志港周辺の景観を良くすることで、最近さんふらわあの新造船就航等も結び付いておりますので、そういった景観整備をするということから市の予算300万円をつぎ足して維持管理に努めさせていただいているところでもございます。

それから、ダグリ岬周辺整備事業につきましては、奈良不動産から購入した土地もあります。先ほど申し上げましたように、まだ民間の土地等もあるような現状でございますので、まずは夏井荘跡の土地を購入して景観整備を行うとともに、土地を集積することによりまして、県の事業等も採択されやすい状況でもございますので、そういった環境を整備していこうというものでございます。

○19番（小園義行君） この地域コミュニティ形成促進モデル事業というのは、先ほど答弁でありましたように、新たにそういうことだということであれば、自治会がやる、いわゆる校区公民館を含めてですね。そして、自治会がいろんな事業しますね、ふるさとづくり委員会が校区にありますね。そして、今回こういう形で共生協働という、そういった事業が始まりますね。いくつもそういうふうにあると、同じ人がその事業に携わっていくということがよくあるわけですが、支援員とか推進員を置くということですが、そういう理解でいいのかというのをもう一回答弁してください。校区公民館の行事とか、いろいろありますね。そして、ふるさとづく

り委員会が各校区にありますね。そして、今回このコミュニティ形成促進モデル事業ということで、新たにそれをやるというふうに理解しているのか、少し先ほどの答弁で、よく理解できませんでしたので、お願いをします。そして、これどこかの校区だけ今年度やりますよということなのか、それも少しお願いします。

そして、この市民が親しむ港づくり、確か去年からこれやってますね。その時も、ちょっと聞いたような気がします。これを仮に施設という県有地、全て県有地ですよ。そこに、市の一般財源を入れるということは、施設というふうに理解したときに、これは地方財政法に抵触しませんか。そのことを少し心配をするんですよ。

例えば、県の建物を志布志市が、お金を出してやるのかと思ったら、これ明確に触れますね。いわゆる県道とか、そういった県有地、施設というふうに理解をすると、地方財政法に抵触しないのかねという心配があって、それがクリアできていればいいですよ。そこについて、明確な答弁をしてください。

そして、三つ目のダグリのそこについては、今年度は、そういうことだということで、ぜひ一体となったそういうような計画をぜひお示しを今後されるでしょう。これが明確になればですね。そのことについては理解をしましたので、分かりました。その前二つお願いします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今議員が申された御質問でございますけれども、地域には校区公民館の活動があったり、ふるさとづくり委員会の活動があったり、また、その他に健康づくりや防災や社会教育等のそういった組織もあるところでございます。そういった形がたくさんありますので、それは大変であるという声もあるところでございます。ですので、それをある程度まとめる形はできないかということをごこれから1年、2年かけて研究していこうという形でございます。

新たな組織の中で、お互いが同じ課題を持っておりますので、それを年間事業とかを、お互い連携しながら活動はできないかということをご1年間かけて研究していきたいということでございます。それを市内21校区公民館ある中で、1団体にモデルになっていただきまして、それを一緒に研究していきたいということで研修会を開いたり研修に行ったりしながら進めていきたいという形でございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 県の志布志港につきましては、県の施設を県が管理しているというのが現状でございます。

そういった中で、市民が親しむ港づくり推進事業ということで、志布志港周辺の景観を良くすることで、市民の方が志布志港をより身近に感じることができるよう環境の設定。そして、更にさんふらわあの新造船就航によりまして、観光客の増加が見込まれるということ。

そして、訪れた観光客等が、志布志港のイメージアップにつながるというようなことを目的として、県と共に取り組む事業であるということから、今議員がおっしゃいます地方財政法第27条の2には抵触しないかということですが、そういったところも十分内部で協議をさせていただいて、今回の提案になっているところでございます。

○19番（小園義行君） この地域コミュニティの形成の促進モデル事業ということで、今ちょうど理解がいききました。

ぜひ、これまでふるさとづくり委員会とか頑張っておられた人たちの気持ちがなえないような形で、これやっただけだと有り難いなど、そういうふうに思います。理解をしました。

この市民が親しむ港づくり推進事業、今、地方財政法に抵触しないよということでした。これはとてもいいことだと思うんですよ、一生懸命やっている。でも法律に触れるということでは、まずいかなど。なぜ、それを聞いたかということ、港湾改修負担金を県が徴収しますね。あれは県の条例があるから県がやれるんですよ、志布志市から徴収できるんですよ。これ、まさにそういったものが県が志布志市のお金300万円を入れることを了とした上で、志布志市に委託料という形で、これ来るんですか、その600万円は。だから、そこのお金の出し方が変なことになると、おかしくなるということがあってですね、これはちょっと、ここは僕もよく分からなくて。これは志布志市に委託料を県が支払うということで理解していいんですね。志布志市やっってくださいということで。そこだけ明確にしてください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この事業につきましては、県と共に取り組むということで、市といたしましては、雑入で受け入れているところでございます。

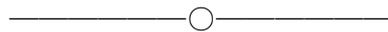
県といたしましては、委託料で支出しているものを市といたしましては、雑入で受け入れているという状況でございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第25 議案第47号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第25、議案第47号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理費及び介護予防ケアマネジメント事業費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,873万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きくだ

さい。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金を98万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を176万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を274万4,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防ケアマネジメント事業費を10万円増額するものであります。

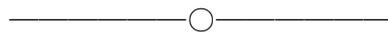
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第26 議案第48号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第26、議案第48号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕、備品購入等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,522万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算について説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,119万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を891万1,000円、委託料を98万8,000円、備品購入費を130万円それぞれ増額するものであります。

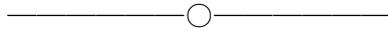
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第27 議案第49号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第27、議案第49号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,222万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産運用収入は、預金利息を1万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、工業団地整備事業積立基金への積立金を1万円増額するものであります。

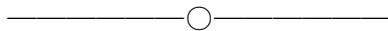
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。



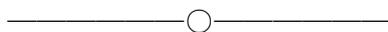
○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第28、同意第25号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第25号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第28 同意第25号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

(武石裕二君退場)

○議長(西江園 明君) 日程第28、同意第25号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(下平晴行君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第25号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてに説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価員に武石裕二氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

武石裕二氏の略歴につきましては、説明資料の62ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西江園 明君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西江園 明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西江園 明君) 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

同意第25号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西江園 明君) 異議なしと認めます。したがって、同意第25号は、同意することに決定しました。

(武石裕二君入場)

—————○—————

○議長(西江園 明君) 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から14日までは、休会とします。

15日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時55分 散会

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成30年6月15日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

小 辻 一 海

八 代 誠

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。真政志の会の野村広志でございます。

6月の半ばに入りまして、梅雨前線、異常気象など、大変気になるところではございますけれども、最近の地球温暖化の影響で、気象変動は非常に想定外の出来事が多く発生しております。そういったことが、いつ何時起こるかもしれません。本市の中でも非常に気になるところでございますけれども、そういったことを肝に銘じながら、平時の備えを常に怠ってはならないものだなと感じているところでございます。

本市では幸い、昨年度より危機管理室を設けまして、体制の強化を図っておられますので、その点については、市民にとっては大変心強いことかなと感じているところでございますけれども、万全の備えをしておいていただければなど、お願いしておきたいと思っております。

さて、下平市長の体制になられてから早くも5か月余りが経ちました。今6月定例会において、いよいよ平成30年度の肉付けの予算が提出されたわけでございますけれども、市長の財政運営に関する考え方として、「入るを量りて出ざるを制す」の心構えで向かわれるということで、前回の3月定例会においてお聞きしたところでございました。今後ますます厳しさを増しつつある本市の財政運営の点について、今回財政の面から様々お聞きしてまいりたいと思っております。

本日は、傍聴席にも多くの市民の方が御来場のようにございますので、市長の思いをしっかりとここで語っていただければなど思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3月議会において平成30年度志布志市一般会計当初予算は、235億3,500万円が提案がされたところでございますけれども、更に今回の補正予算第2号において2億9,100万円余りが追加され、総額244億3,177万4,000円の上程がなされております。

ここ近年の財政規模からして、市長もこれはしっかりと把握されているかと思われまますけれども、常に右肩上がりが続いているということは、把握されていると思われまます。

当然、成長戦略として必要な箇所には大胆に予算の措置をしていくことも必要でございますが、個々の予算については、またこの後少しお伺ひしてまいりますけれども、まずは財政運営の考え方の基になっております中期財政計画に基づく財政の考え方について、市長の見解をお聞かせい

ただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村広志議員の質問にお答えいたします。

中期財政計画につきましては、平成28年3月に策定したものについて、平成29年10月に修正を加えております。これらのシミュレーションにより得られている結果は、非常に厳しいものとなっております。

特に、地方交付税については、平成28年度から合併算定替えによる割増し交付の段階的縮減が開始となり、平成33年度には1本算定となることによる歳入減の影響を見込んでおります。歳出においては、義務的経費のうち、人件費及び公債費は職員定員適正化計画やプライマリーバランスの黒字化の実践により、抑制が図られておりますが、扶助費については、想定を上回る伸び率を示しているところでございます。

今後は更に有利な国・県の補助金制度の掘り起こしや最大限の活用を図り、貴重な一般財源への負担を軽減してまいりたいと思います。

また、新たな収入への取り組みを実施し、歳入の確保に努めてまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） では、市長が所信表明でお示しをいただいたことと、今回冒頭に施政方針が示されたところでございますけれども、大枠として今回提案されております補正予算の編成においては、どのような形で反映されてきたか、色濃く反映されてきたのかということの見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私が3月議会で述べた所信表明について、すぐに予算化しスピード感を持って実施するものと、4年間をかけて順次実施するものに分けて整理して、今回の補正予算案を編成したところでございます。

施政方針については、すぐに予算化して実施できるもの、当初予算時に既に編成しているもの、また予算を伴わずに実施できるもの等があわせて盛り込まれております。

○6番（野村広志君） この施政方針の中でございますけれども、昨年3月に策定をされました第2次志布志市行政改革大綱に基づき、今後更に厳しい財政運営が見込まれることを見越しながら、「更に将来にわたり持続可能な行財政経営を目指した取り組みを行っていく」と述べられておりました。本市の財政計画には、先ほど申しました中期財政計画として5年間における歳入歳出の見通しを立てて、財政の収支のバランスと財政の健全化の確保を目的とした計画が立てられているわけでございますけれども、この現在の計画は、平成28年度から32年度までの計画になっておりますけれども、昨今の目まぐるしい社会情勢変化の中、その動向を見極めながら、年度予算、当然補正予算の提案もそうでございますけれども、市長の言葉を借りますと、「入るを量りて出ざるを制する」という考え方でございますので、入ってくる歳入については、毎年、年々厳しさを増しているのに対しまして、出ていく歳出については増えていると、この現状ですね。この中期財政計画の中で、どのように参酌をしながら計画立てがなされているのか、少し疑問に感じているところでございます。このことは、あくまで計画であるということであろうかと思っておりますけれども、そこでお聞きいたしますけれども、この計画に必要な応じて点検・修正を行うと、先ほど

も昨年の10月ですかね、行われたということでございますけれども、まずは市長、中期財政計画でございますけれども、現在の市の財政状況を見た上で、将来にわたっての見通しはしっかり立っているという認識でいらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、中期財政計画につきましては、平成28年3月に策定したものについて、平成29年10月に修正を加えております。これらのシミュレーションにより得られている結果は、非常に厳しいものとなっているというふうに認識をしております。将来に対する見通しは、適正であるとの認識でございます。

○6番（野村広志君） 状況的には非常に厳しいということの認識と、計画的にはしっかり見据えた形での計画がなされているという捉え方でよろしいということですね。

では、この中期財政計画の目的に、歳入歳出両面から改革や予算規模の縮小が喫緊の課題であるということがしっかりと明記されていることはお分かりだと思いますけれども、単年度の財政収支においては、市の財政黒字化であるということも示されておりますし、依然として基礎的財政収支、プライマリーバランスについては保たれているという見解であります。今後、地方交付税の合併算定替えによる激変緩和措置の終了前に持続可能な市の財政運営の在り方について、もう一度問い直すべきではなかろうかなということを感じております。この点で、ちなみに平成33年度において、この緩和措置が終わる33年度において、収入見込みは本年度、30年度をベースにした場合、現在の交付金と地方交付税が、どれぐらい不足していくのかということも数字で分かれば教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 直近の平成28年度決算の単年度収支については黒字でありまして、単年度収支から地方債に係る費用を除いたプライマリーバランスについても黒字となっております。

起債に依存しない経営が行われているとの見解でございます。

平成29年度の普通交付税算定ベースの数値で申し上げますと、合併算定替えによる割増交付が6億2,000万円となりますので、1本算定となる平成33年度は、その分が減少する試算でございます。

議員の御質問の平成30年度予算と平成33年度の見込額を比較しますと、既に激変緩和措置が実施されておりますので、約3億2,000万円程度の減少となる込みでございます。

○6番（野村広志君） 今、数字をいただいたところですが、この削減される数字が、そのまま財源不足としてのしかかってくるとすれば、これは単年度ではございませんで、これから先ずっと、その財源については入ってこないということでございますので、何らかの対策を講じていかなければ慢性的な財源不足に陥っていくのかなと感じているわけでございますけれども、先ほどございました適時時点修正、ローリングがされるということでもございましたけれども、今年度下平市長としては初めてになりますけれども、この様々な状況を勘案しながら財政の状態について、依存財源に頼らない体質、財政の体質の脱却に向けた、先ほどお話ししている中期財政計画の見直しについては、市長としては考えていらっしゃいませんか、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市が誕生して以来、中期財政計画は5年ごとに策定することにな

っております。平成32年度末に平成33年度から37年度までの新たな財政計画策定を予定をしております。

平成29年10月に実施した時点修正におきまして、想定される大きな財政上の変化を反映させ、それ以降は特に大きな変更もないので、今年度中の平成32年度までの中期財政計画の変更は今のところ考えていないところでございます。

依存財源に頼らない強固な財務体質の基礎をつくり、平成33年度以降の財政計画に反映できるように不断の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、現在のこの計画については、平成32年度までということで、時点修正は行われたから変更はしないということで、市長の見解でございますけれども、33年度からの新たなものについては、そういったことを加味しながら新たな計画を組んでいくという捉え方でよろしいわけですね。

では、こういった市の財政状況について市民の方には、どの程度説明責任が果たされておりますでしょうか。

当然、必要以上にひっ迫している状況をあおるような必要性はございませんけれども、十分に理解をしていただくためにも、必要な説明責任がとられているかということは大事なことだと思っております。市民の方々の様々な生活の環境や福祉、教育など、あらゆる場面に影響を及ぼす、この市の財政の問題でございます。まだまだ理解が進んでいないような気がいたしております。よく言われる「財政の見える化」が進んでいかないと、当然理解もされず不満が増長するようなことになりかねません。

我々議員も20人おりますので、20口の窓口として市民の方々から様々な相談を受けているわけですが、当然市の窓口でも同様の相談を受けているということでございますが、そういった中で、やはり予算、財政に絡むものが圧倒的に多くなっておりまして、当然市民からの様々な要望に、より多く応えていきたいという気持ちは、市当局の方々と議員も同じであろうと思っておりますし、また市長も同じような気持ちであろうかと思っておりますけれども、限られた予算の中で全ての市民の要望に応えていくことは到底不可能ではなかろうかなと思っております。だからこそ、この市の財政の状況を家庭の財布に置き換えて、我が家の財布の中身として市民に捉えていただき、真に必要な予算、財源の効果的な活用について理解をしていただく必要性が、今後更に求められているのかなと強く感じております。この市民に対する財政の見える化について、様々な施策がとられているわけですが、市長としての見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、市の財政を家庭に置き換えて行う見える化は、毎年市報12月号の決算特集において実施をしております。平成28年度決算分から新たな公会計の考え方も導入されており、現在ホームページで、その情報を公開をしております。

市報やホームページなどを用いて、最大の効果が発揮できるように情報発信を展開してまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 十分だとお感じでしょうか、市長の方は。

○市長（下平晴行君） 十分だとは思っておりませんので、これから、より今議員がおっしゃるように、そういう十分な情報提供をしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 一番は、やはり先ほど申したように市民が十分にそのことを理解することが大事なのかなと思っておりますので、その点についても十分に留意していただければなと思っております。

その他の歳入について少しお聞きをしてみたいです。

依存財源にくくられている地方消費税交付金でございますけれども、来年、平成31年10月から消費税について8%から10%へ税率の改正が国の方で既に閣議決定されたということでございますが、このことに際しまして、現行では地方消費税分として63分の17、消費税率換算1.7%分の約2分の1が地方消費税額として地方自治体に交付されておりますが、平成31年度以降、税率が10%に改定された場合、この消費税の換算率については、どのようになるのか少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現時点で総務省が公表している情報によりますと、消費税が10%となった場合、地方消費税は国の消費税の78分の22に改正されます。消費税率換算にした場合、国が7.8%、地方が2.2%となります。国が代理収納したものが鹿児島県に交付されますが、その2分の1を県内市町村に交付される点の変更はございません。

なお、一部軽減税率が適用される予定であることなどから、この算式によって求められる額と、実際に交付される金額とに差異が生じる見込みでございます。

○6番（野村広志君） 軽減税率等で多少の数字的な差異が出てくるのかなということは十分に理解するところでございます。これはあくまで概算になるでしょうけれども、現行の金額に換算した場合、どの程度の増額、金額になるのか数字を押さえていけばお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 29年度の実績から、あくまで推算の域であります。本市では3,000万円程度の増額となる見込みでございます。

○6番（野村広志君） 3,000万円程度増えるとの概算のようでございます。

現在、本市では独自の保育料等の軽減策を実施をしておりますけれども、消費税率の改定にあわせて幼児教育、保育の無償化等も予定がされているようでございます。消費税の増税分がその財源として地方に配分される予定になっているようでございます。その分の財源の補填という形で市の方の歳入に入ってくるかと思っておりますけれども、金額について、これも概算になるかと思われましても、どの程度になるのか把握されておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、本市において市の単独で国が定める基準の保育料の4割を補助しており、6割が保護者の負担となっております。消費税改正により、この10割の負担を国、県、市において、2対1対1で負担することを予定をしているようです。ここ2年の実績から、あくまで推算の域であります。約4,000万円程度一般財源の支出が減少する見込みでございます。

○6番（野村広志君） 今、少し、お聞きしたところでしたけれども、こういった交付金も歳入として貴重な財源になり得ることが、よく理解できたところでございましたけれども、では、歳

入において自主財源に大きく寄与していると思われる、ふるさと納税による寄附金についてでありますけれども、多くの方々に志布志市の魅力を感じていただき志布志市を応援していただけることは大変有り難いと感じているところでございますが、更なる応援団の裾野を広げるべく、事業転換を注目するところでありますが、自主財源の確保にとりましてもふるさと納税は大きな影響を及ぼすものであります。実際のところ昨年度の平成29年度ベースのふるさと納税による寄附額は、市の歳入にとって、どの程度のインパクトをもって寄与できたのか、数値的なことが分かればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度決算見込額で申し上げますと、ふるさと納税による寄附金額は30億3,999万9,838円でございます。一般会計の総収入見込額の11.1%を占めております。

また、歳入のうち自主財源は111億9,391万5,515円を見込んでおりますので、27.2%をふるさと納税が占めることとなります。

○6番（野村広志君） 非常に大きな割合を占めているのかなと思っているところです。

では、この30億4,000万円弱だったと思いますけれども、寄附額に対しての返礼品や、もろもろの事務費を差し引いた実質の歳入額については、どのぐらいの金額かお分かりでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 29年度のふるさと納税の寄附金の額は、今お話がありましたように、約30億4,000万円という数値でございます。それに対しまして、歳出における数値は約18億5,200万円となっておりますので、収入に対する支出割合が約6割となっているところでございます。

○6番（野村広志君） これは18億5,200万円というのが6割程度が経費になるということですか。残りの4割が純粋な歳入という形で捉えてよろしいわけですね。分かりました。

では、今年度の考え方について、30年度当初でも予算が組まれておりますけれども、考え方と目標値についてもう一度お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本年度は、後発自治体の台頭などにより、非常に厳しい状況ではございますが、ふるさと納税は、まちづくりのための貴重な財源として今年度も積極的な事業展開を考えております。

また、寄附額のみを追うのではなくて、今まで本市に寄附をいただいた約20万人の方々との継続的な関係強化や、寄附金の使い道や成果の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

当初予算において、20億円を計上しており、これを大きく上回るような積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今年の考え方についてお示しいただきました。昨年度が30億円を突破したということで、本年度は当初で20億円程度という目標になっていたかと思っておりますけれども、本年度より東京に駐在所を設置されて、今市長からもありますとおり、これまで寄附をいただいた約20万人ということですので、この方々に対する新たな局面に入ってくるのかなというふう感じたところでございました。そこで、このふるさと納税の在り方について、少し例を申し上げ

げたいなと思っておりますが、阿久根市の例でございますけれども、松木弘安という、別名、寺島宗則という方を御存じでしょうか。阿久根市の出身で明治維新期に日本近代化の礎となり、通信網を全国につないだ方ということで、「電信の父」と呼ばれている方がおられます。この方の生家、築180年経過した旧家の保存活動プロジェクトが特定目的として、ふるさと納税で寄附の呼び掛けがなされております。目標額1億7,000万円で従来のような寄附額に応じた返礼品はなく、純粹にその思いがある方々に寄附をしていただき、この旧家の保存と周辺環境整備をまちづくりに生かしていこうという目的で寄附を募っているようでございます。

この成果についての確認はできていないところでございますけれども、本市でも今回の補正において、歴史のまちづくり事業の中で旧山中邸の改修等工事の予算等も提案がされているようでございます。効果的な、このふるさと納税の寄附という在り方については、そうでないのかもしれませんが、歴史のまち構想、歴まち構想を広くPRするという意味合いも込めまして、こういった取り組みも検討する余地が十分あるのかなという感じがしております。そういった意味合いも持ちまして、こうして散らしを作って積極的に阿久根の方ではやっているようでございますので、そういったものも検討されてみたらどうなのかなと思ったところでした。

市長の気持ちを少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、ふるさと納税の趣旨・目的は寄附でございます。そういう納税される側の立場に立った受け入れ態勢をしていこうということで幅広く、例えば、福祉、環境、そういうもちろんインフラに伴う道路、水道、いろんなものがありますが、そういう受け皿を広く持って今以上の対応をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 参考までですので、市長これを。

財源不足が懸念される中で、歳入を担う事業展開として、各課尽力をしていただいていること、本当にいつも頭が下がる思いでいっぱいでございます。このふるさと納税業務、前にも質問をいたしましたけれども、人材の確保、この業務に対する人材の確保がなかなか難しいというお話を聞いたところでございました。そういった点も十分に配慮いただきまして、事務量の均一化を図り、事務推進を図っていただけると有り難いなと思っておりますけれども、市長、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） ふるさと納税業務については、制度の性格上、11月から2月に特に集中する傾向にあります。

議員の言われるとおり、人員の確保等、非常に厳しい状況でございます。そのため本年度は、一部事務を外部に委託し、職員の事務量の均一化と個人情報取り扱いに関する安全面の向上を図って取り組んでおります。

○6番（野村広志君） 一部外部に委託しながら、この事業を推進していくということでございますので、ぜひ無理のないような形で、目標達成できるように尽力していただければなど、お願いしておきたいと思っております。

歳入のところで最後になりますけれども、地方債についてでございます。

以前、依存財源としての歳入の部分においては、やはり、まだまだ地方債が大きなウェイトを占めているというわけですが、起債の制限比率や実質公債費や将来負担比率などのもろもろの指標ですが、その指標に基づいた起債の管理は適正に行われているかどうかについて見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 28年度決算において、実質公債比率は9.7%、将来負担比率は44.7%でございます。これは、いずれも早期健全化基準の25%、350%を大きく下回っております。これらの指標については、下回ればよいという考え方ではないので、現在の指数がみだりに基準に近づかないように、起債を含めた影響要因について適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 数値的には何とか基準内であるということでございますけれども、この起債に依存しないような体質ということも引き続き念頭に置きながら、起債管理の方を徹底していただければなと思っております。

では、この合併特例債における基金造成事業、これは平成25年度から実施されているようでございますけれども、毎年基金の積み増しが行われているようですが、最終的には、この基金の積み増し、どの程度まで基金の造成ができるのか、お示しをいただきたいということと。

もう1点、この事業を平たく言えば、歳入の部分に起債を起こして借金をしてローンを組み、得られたお金で基金を造成し、すなわち貯金をしていくというような事業ではなかろうかなと感じているところでございますけれども、有利な合併特例債だからこそ可能な事業なのか、または国などから、この基金を造成しなさいなどという指導が行われているのか、その辺についてもあわせてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基金積立を開始した平成25年時点の計画では、29年度まで2億5,000万円を5年間積み立てて合計で12億5,000万円とする予定でございました。これは基金で認められているおおむねの限度額いっぱいでございます。しかし、平成24年度及び平成30年度に合併特例債の期限が、それぞれ5年延長となり、最終的に平成37年度まで起債が可能なることもあり、必要に応じて5割増しまで積み立てることができる特例があります。

それを適用して期限を平成32年度まで、総額18億7,000万円程度まで積み立てていきたいと考えております。これにより造成された基金は、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等のいわゆるソフト事業にのみ充当することができます。本市では、祭り等のイベントに活用しているところでございます。

起債による基金造成は、特例措置として合併特例債及び過疎対策事業債を財源として行うことができますが、その基金は特定の条件でのみ取り崩すことができるというルールがあります。過疎対策事業債については、基金造成可能な部分と、ソフト事業充当可能な部分とが一致するため、本市はソフト事業への充当を選択しております。

○6番（野村広志君） 少し難しいなと今ちょっと感じたところですが、規定やルールが様々あるのかなということで、これは合併特例債の期限が5年間延びて、規定いっぱい12億5,000万円を今積み立てていく予定になっているのを5割増しまで積み立てされる。これは制限額いっ

ばいということによろしいわけでしょうか。

○財務課長（仮重良一君） お答えいたします。

合併特例債におきます発行可能額というのがございまして、今回の基金造成につきましては、その限度額一杯というふうな形で積み立てを予定しているところでございます。

○6番（野村広志君） ということは、32年までとしたところが、37年までは起債は発行することは可能であるけれども、限度額に達してしまうということの理解でよろしいわけですね。

○財務課長（仮重良一君） 基金の積み増しの限度額というのがございまして、その限度額まで積み立てると32年度で満額になるというようなことでございます。

○6番（野村広志君） これは償還をしていくと、償還をした分についての新規の起債は増えてはいかないわけでしょうか。起債の返済ができた分に対する新たな起債という形にはならないということでしょうか。

○財務課長（仮重良一君） 合併特例債による積み立ての可能額というのは限度があるわけですので、それが返済が始まっていくことに対して、またその残りの部分を積み立てていくということは、現在のところないというふうに考えております。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

今後更に、この一般財源の不足が懸念されることを見越しながら、より一層健全な財政が保たれるような、あらゆる手立てを早めに講じていただきたいものだと思っております。

では次に、歳出について少しお聞きしてまいります。

歳入を様々お聞きしていく中で、歳出の抑制について、どこまでが図れるかということが、この財政を考えていく上で非常に重要なのかなということを改めて感じさせられたわけですが、そこで歳出抑制策についての大きな考えについては、市長の方から施政方針の中でも示されていたわけですが、抑制ばかりにとらわれずに、効果的な歳出の在り方について、幾つかの考え方も転換していかなければならないなと感じております。

具体的なことで、市長が施政方針の中でも述べられた「民間経営感覚を取り入れた事務事業の効率化を図る」などという考えをお示しいただきましたけれども、本市の事務事業の中で、具体的にどういった民間の経営感覚を持った事務事業の導入を予測されているのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） まずは、職員に対して収入を意識した支出の意識付けをしていきたいということで「入るを量りて出づるを制す」という考え方が民間では当然であります。

いわゆる企業は、そういう収入を経て経営が成り立っているという、そういう原点。

それと市民は顧客という考え方、これは「行政は最大のサービス産業である」という原点で取り組みをしていくということで、まずは職員の意識改革が第一歩であろうというふうに考えております。

○6番（野村広志君） まずは、職員の意識改革からということでございますけれども、行財政改革の一環として効率化を図るという狙いからのことと理解するところですが、民間の経営感覚

の導入については、この事務事業に限ったことなんでしょうか。職員の意識改革という、この事務事業に限ったことだけと考えていらっしゃると思いますか。様々な施策の中で、これまでも同僚議員も同じような質問があったかと思えますけれども、行政の主要な経営資源として、人や物やお金を効率的に効果的に活用して持続可能な行財政経営を進める上で、民間の経営資源を積極的に活用した市民サービスの実現を目指す考えについては、市長はどのような考えをお持ちなのか見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、民間でできることは民間に任せると、お願いするという考え方でございます。

指定管理者制度の活性化やPFI事業の導入など、民間活力を最大限導入できる体制づくりについて調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今、市長からもありました、俗に言う官と民が連携をして公共サービス等の提供を行っていく事業、パブリック・プライベート・パートナーシップ、PPPというものでございますけれども、本市においても、今ございましたとおり指定管理者制度において活用されている事例であるとか、公設の民営、DBO方式による公設市場の運営に活用されている事例が見受けられております。

しかし、このPPPにおける代表的な手法であるPFI事業については、計画はされているようでございますが、なかなか導入が進んでいない現状もあるようでございます。

「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の中でも公共施設最適化プロジェクト事業の中で、活用に向けた取り組みの考えは示されております。

また、今年度出された志布志市住宅マスタープランの見直しによる、より現状に合う形で新たな住生活基本計画の策定がなされたところでございますが、その中でも、まさにこのPFI事業に対する現状と、これからの向かい方がしっかりと計画立てがなされております。こういった取り組みこそが、歳出の削減策、歳出の在り方ですね。新たな視点で取り組むべき課題であるなど感じているところでございます。

そこでお聞きいたしますが、このPFI事業を通して公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行い、効率的かつ効果的な公共サービスに結び付けていくことで、歳出抑制につなげていく考えについて、市長の見解をもう一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） PFI事業についても様々な形態があると承知しております。

本市において、どのような形でPFI事業を導入していくかを多角的に検討、調査・研究する必要があると考えております。

歳出削減がサービスの低下を招かないような仕組みを形成する必要がありますので、このことについては、しっかりと調査・研究して対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） このことは、事業の最終責任は、やはり行政、官にあるために、なかなか民間に任せることの不安や懸念が強いということも事実のようでございます。

発想としては、手法や手段を提示して、方法は民間に任せる、そして、しっかりとしたモニタリングによる機能維持と、運営方針をしっかりと協議していくというような感覚を持たなければ、なかなかこれは進んでいかないのかなという気がいたしておりますけれども。また、この民間の投資のモチベーションを高めていかなければならない問題もあります。持続可能な将来性に向けた投資として、コスト以外の要素も十分に行政としても考慮していただきまして、民間の活用を導入しやすいような、判断ができるような形で枠組みとか仕組みづくりを考えていただければなと感じているところでございます。

そこで、具体的に導入となりますと、今「調査・研究を進めていく」ということでございましたけれども、仮に導入されるとすれば、どのような事業をイメージされるのか、検討されてはおりませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、現時点では、先ほど言いましたように、調査・研究というところでございますので、民間企業が適切な利益を得られるような事業でないと思料もいないわけでございます。PFI事業においても最も重要なバリュー・フォー・マネーの概念を実現できるものでなければならぬと考えております。

お互いが利益を目指せる枠組みを探るため、しっかりした調査・研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今年出された、住生活基本計画の中にも、子育て世代向けの賃貸住宅の建設の促進であるとか、高齢社会に対応した住環境の整備などでPFI事業の活用を検討していくということが明記されているわけでございますけれども、例えば、今回補正で提案されておりますタグリ岬周辺景観整備事業などにおいても、重点整備区域として位置付けされておりますけれども、こういった整備事業にも民間の知恵や資金、またはノウハウを活用することも歳出の見直しとして今後必要になってくるのかなということを少し感じているところでございます。

こういった可能性ある事業については、まだ幾つもあるかなと思っておりますけれども、そういったものについても、今後しっかりとした検討を図っていただければなと思料もしておりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるような、そういう様々な先進事例等を含めて内部で調査・研究を進めて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、このPFI事業について、もう一つお聞きいたします。

前回の3月定例会において、同僚議員の一般質問の中で、学校の普通教室への空調機、エアコンの設置についての言及がございました。そのことについて、もう一度確認をさせてください。設置に向けた検討に入るということで間違いございませんか。

○市長（下平晴行君） 私は、やはり学力向上を言うのであれば、そういう教育環境整備をしっかりとやるべきだというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市内全小・中学校ということになりますと、かなりの教室の数になります。財源等の裏付けも必要になるのかなと感じておりますけれども、このことで教育長の答弁の

中で、財源等については、「市長部局と協議をしたい」という旨の答弁があったと覚えておりますけれども、この財源について何らか協議がなされておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 財源の裏付けについては、まだ教育長と協議はしておりません。

○教育長（和田幸一郎君） 今の件につきましては、業者等にPFIを含めて調査を進めているところでございます。

○6番（野村広志君） 今進めているということでございます。この財源の裏付けについては、これからの協議になってくるのかなと思いますけれども、この事業の設置に向けた方法としては、直接の施工になるのか、リース方式になるのか、PFIになるのかということ、様々出てくるのかなと感じておりますけれども、大きな財源を必要とする事業でございますので、財源の裏付けをしっかりと取っておかなければならないのかなと思っておりますので、しっかりとその辺については協議をしていただかなければと思っております。

では、その他の歳出抑制につながる方策について幾つかお聞きしてまいります。

今年度当初予算において、厳しい財政状況を踏まえながら、各種団体への補助金等の一律カットが実施されたこと、このことは少し乱暴な形でカットされてきたのかなと感じている方も多くいらっしゃるようでございます。やはり市の財政については、先ほども述べましたとおり見える化を図り、説明責任を果たしていかないと理解が浸透していかないのかなと改めて感じているところでございますが、この補助金のカットについて、当初の歳出予算における補助費等が21億3,320万9,000円で対前年度比で11.6%の減額、2億7,977万2,000円の減額として削減予算が提案がなされたところでございます。明確な削減目標を設定した一律のカットの考え方については、一定の理解を示すところでございますけれども、しっかりと補助金等の評価委員会あたりで、補助金評価のシート等を活用しながら見直し等が実施されたのかどうか、その辺の経緯について少しお示しいただけますか。

○財務課長（仮重良一君） 今回の補助金のカットについての経過、経緯ということで答弁をさせていただきます。

まず、補助金に関します評価についてでございますが、補助金につきましては、平成20年度に補助金制度に係る指針というものを策定しております。原則補助金については3年で見直すということにしているところでございます。

そしてまた、終期が到達いたします事業におきましては、所管課において、その事業の継続ないしは廃止について判断を行っているところでございます。

また、毎年度事務事業のマネジメントを行っております。そのマネジメントシートによりまして振り返り検証等を行っているところでございます。

それをもとに、次年度の予算編成の参考にしているところでございます。

議員がおっしゃいます補助金等の評価委員会とか、補助金の評価シート、そのようなものについては現在無いわけでございますけれども、事務事業のマネジメントシートを参考にし、予算編成を行ったところでございます。

また、補助金のカットにつきましては、平成30年度の当初予算の説明会の折に全職員に対しまして説明を行ったところでございます。そして、補助事業者に対しましては、丁寧な説明を担当課の方から行うようにという指示をしたところでございます。

補助金につきましては、毎年度定額を給付するというのではなくて、補助事業者が実施したい事業におきまして、自主財源で賄うことができない不足の額について補助金を出すというような考え方が本来の考え方だというふうに思っておりますので、そのような形で今回の30年度当初予算については、編成を行ったというようなことでございます。

○6番（野村広志君） 各団体様々ございますけれども、この補助金に依存するというような形は、やはり説明があったとおり、よろしくないのかなという気は十分にしております。理解をするところですが、補助金をカットしているとか、見直しをしていくということ、そのこと自体が適正に行われて、しっかりと説明責任が果たされているのかということについては、すごく危惧するところでありましたので、こういった質問をしているところでございます。

やはり、先ほどの見える化ではありませんけれども、しっかりと説明責任を果たして、納得をしてこういった形で進んでいかなければならないのかなという思いでおります。

では、一律カットについてでございますけれども、今説明もろもろございましたけれども、シーリングの設定が必要であろうかと思えます。この1割カット、10%のカットという形で今回進められてきている、今までもそうですけれども、このシーリングの設定についての根拠を少しお示しいただけますか。

○財務課長（仮重良一君） 平成30年度の当初予算の考え方といたしましては、まず法定事務、そして人件費を除く一般財源ベースで前年度比5%のカット、削減をすることとしました。そしてまた、市の補助金につきましては、各団体に繰越金の保有があることも見受けられましたので、今回の当初予算については骨格予算ということもございましたので、必要に応じて6月の肉付け予算で対応ということも考えられるということで、補助金については更に5%の一律のカットをしたというようなことでございます。

○6番（野村広志君） 今回骨格予算ということもあるということで、今回6月の補正で若干の見直しも、提案もなされているようでございますので、そういったもので、この形が修正が加えられてきているのかなという気がいたしておりますけれども、では、この物件費や、その他への繰出金についてでございますけれども、このシーリングの対象にはなっているのかどうかお聞かせいただけますか。

○財務課長（仮重良一君） シーリング上限額の提示という意味合いだということにですが、法定事務とか人件費については、このシーリングについては、設定がなじまないというようなことで、今回は行っておりません。

そしてまた、各課の単位で一般財源の要求上限を95%ということで設定をしたところでございます。

○6番（野村広志君） では、この補助金のカットのことで引き続きですけれども、この財政の

状況について著しく大きく改善がされるというような見通しが、年々厳しいというような状況の中で、毎年補助金等々については削減をしていく考えなのか。また先程来あります、このシーリングの設定についても変更があり得るのかどうか、その辺の見解について少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） シーリング設定による予算削減には限界があります。これまでのように補助金を交付することができなくなることが推測されるところでございます。

今後、補助事業は抜本的なゼロベースでの見直しを実施したいというふうに考えております。そのための移行期間を設け、各補助団体において事業内容や財務体質等を見直していただく必要があると思います。

○6番（野村広志君） 市長、なかなか衝撃的な答弁なのかなと感じておりますけれども、将来的には補助金は無くすよと、受け止められかねないような感じが少しとれたところでしたけれども、各団体、目的や性質、役割、様々環境の違いがございます。見直しについては一定の理解、先ほどからありますとおり、見直しについては一定の理解を示しておりますけれども、今後、移行期間を設けるということでございましたけれども、十分に慎重な議論が必要じゃないのかなと、乱暴な補助金のカット等を行われますと、市民の方々の理解は、なかなか得られないのかなと思いますけれども、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりでございます。乱暴に無くすということではございません。一旦ゼロにして、そして、流れでいきますと、今回30年度で情報提供して、31年度で基準をしっかりと提示して、できることなら32年度から、その事業補助金の取り組みの体制づくりをしっかりとしていきたいということで、これを無くすという意味ではございませんので、よろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、やはり事業費があって補助をしているということでございますので、従来の補助のように当たり前みたいな感じではなくて、もう一回行政も市民の皆さんも、事業者も団体も考え方を新たにしていって体制にしていきたいという考え方でございます。

○6番（野村広志君） 実行予算みたいなものでしっかりと計画立ての中での自主的な補助金にしていきたいという市長のお考えでよろしいですか。確かに、その点についての見直しは十分に必要かと思えます。そういったことは必要だということも前提にしながら、この補助金の在り方については、総合的に各団体の意見等もお聞きになりながら、ぜひ進めていただければなと思っております。

では、最後に平等・公平を保つ意味でも、この補助金の事業効果を客観的に評価して、結果を公表すると、先ほどマネジメントシートによる課内評価であるとか、3年前に補助金等の中身についても協議をしたということでございましたけれども、その協議過程等々については、知り得る手立てが無いということでございます。ホームページ等々では、マネジメントシートも掲載はされておりますけれども、なかなか一般の団体の方々が、市のホームページに入って、そのマネジメントシートを見て、そのマネジメントシートの評価のところの判断が見えるか、知り得るか

といったら、なかなか難しいのかなと思っております。その点についての開示の在り方については、どのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 補助金については、所管課による事務事業評価を実施しております。

平成24年度から事務事業マネジメントシートの検証結果を先ほどおっしゃいましたようにホームページで公表をしております。なお、客観的な評価については、平成22年度から24年度までの3年間、外部評価会議を設置しておりましたが、限られた期間で専門性の高い事業に対する評価判断が難しいことや、市民との関わりの深い事業にあつては、委員の精神的な負担が大きいなどの意見もあつて廃止した経緯がございます。

○6番（野村広志君） 各所にわたる活動団体において、今ありましたとおり、市民との関わりが非常に強い、深い事業団体も多く存在をしておりますので、だからこそ市民の皆さん方から、様々な御意見もあるかと思えます。その辺もしっかりと意見を受け止めていただきまして、いずれにおいても、この補助金については、各団体の地域の方々の熱量を奪うような、やる気をそぐような形にならないためにも、また、共生・協働・自立の観点からも、市民総意のまちづくりや、市民参加型の社会の実現に向けた活力として、補助金の役割は非常に大きいと感じております。

そういったことも加味しながら、厳しい財政運営には変わりはありませんけれども、しっかりと市長のかじ取りをお願いしておきたいなと思えます。その意気込みみたいなものをもう一度、市長、あればお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、地域でのことは地域で行うというのが、私は原則であろうというふうに思えます。

もちろん、それで賄えない部分もあると、そういう面は、やはり補助金という形でサポートをするのも一つの手法であるというふうに理解をしております。

本市の置かれている厳しい財政状況は、議員も御理解いただいているところですので、市政のかじ取り役である私をはじめ、市の職員一丸となつて、議員の皆様も含めて、この問題に立ち向かっていかなければならないというふうに思っております。

○6番（野村広志君） お願いしておきたいなと思っております。

では、もう少し歳出抑制策について、お聞きをしてみたいです。

現在、市の公共施設における電力供給の状況についてであります。電力の小売り全面自由化を受け、自治体から出資を受けてできている新電力会社が全国に見受けられるようになりました。

現に、鹿児島県内においても日置市の日置地域エネルギー株式会社と、いちき串木野市の株式会社いちき串木野電力、また大隅半島であります肝付町においても九州スマートコミュニティ株式会社、これは福岡県のみやま市と連携をした会社ですけれども、地域で発電された再生可能エネルギーを供給する地域電力会社として、大隅半島スマートエネルギー株式会社の設立がなされております。この団体は、いずれにおいても生活インフラである電力を自治体主導で安価に安定的に供給するだけでなく、住民の暮らしをより快適にする生活支援サービスの提供も取り組みを進めているようでございます。

こういった先進事例等を参考にされながら、歳入の確保と歳出の抑制への取り組みの一環として検討してみる考えは市長の方にはございませんか。

○市長（下平晴行君） 九州内においても新たに再生可能エネルギーの普及に向けた自治体連携が広がっております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、福岡県みやま市が平成27年3月に市が55%出資の第三セクターとして、みやまスマートエネルギー株式会社を設立しております。

鹿児島県内におきましても、みやま市がいちき串木野市及び肝付町と協力協定を締結していると聞いております。肝付町の取り組みについては、平成28年度に大隅地域の自治体がオブザーバーとなり、おおすみスマート半島構想事業化検討委員会が開催されたところでございます。

今後は、再生可能エネルギーの推進に向けて、調査・研究を進めるための情報収集をしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 全国には、様々なこの電力事業者の参考事例等があるようでございますが、この自治体における新電力会社といわれるものは、発電事業者から電力を調達して、必要な方に販売をしていく事業形態のようでございます。発電施設等は、必ずしも設置を必要とせず、また所有する必要はなく、大きな初期投資は必要が無いということでございました。

また、電気供給を対象とするものが、公共施設などに絞って、5MWhが公共施設の採算ラインということでございますけれども、公共施設の供給に絞っていけばリスクが比較的安く、俗に言う、スマートスタートが可能になるのかなと考えております。

そういったこと、公共施設等に限って導入していくということであれば、リスクの軽減にもなるのかなと思っておりますが、電力の供給の在り方について、更に前向きに検討していく考えについて、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市の経営という観点から、この事業を考えたときに、経営のリスクに対する対応は確実に実施しなければならないというふうに考えております。

攻めの行政の実践を掲げておりますけれども、その裏返しとして、存在するリスクは何なのかを調査・研究する必要があると思います。リスクは低いということでございますが、まずは、その情報収集にしっかり努めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 当然リスクヘッジは、しっかりとっていかなければなりません。仮にこの電力の事業が軌道に乗れば再生可能エネルギーの開発事業なども、新電力事業等の相乗り効果が見込める事業等の展開が同時にできるのかなと感じているところでございます。

また、先ほど少し触れました学校の普通教室へのエアコンの設置後にかかってくる電気代等への対応策にもつながりがあるのかなという感じがしておりますので、検討していただければと考えております。

あと、市長答弁にもありましたみやま市のことですが、日本初のエネルギー地産地消都市として先進地でありますみやま市が、導入をイメージしているドイツの総合インフラサービスのシュタットベルケについて、市長は御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） 残念ながら、すみません、ちょっと把握しておりません。

○6番（野村広志君） これは自治体の出資という形で、民間経営事業体という形で、固定買取価格の制度FITなどを活用したエネルギー事業で得た収益を地域の必要なインフラサービス等々に提供をして組み込んでいくという事業でございます。

地域の公共交通サービスなど、単独ではなかなか不採算になりがちな事業に取り組まれている事例が多く見受けられるようでございます。

しかし、日本ではドイツからいたしますと20年近く遅れて、この電力の全面自由化とFIT制度の導入がございました関係で、日本版シュタットベルケに対する取り組みについては、多くの自治体でノウハウが不足しているという現状があるようでございます。

しかし、こういった事例等々もございまして。様々な課題もございまして、将来を見据えて、この取り組み等々も総合的に判断をしていただき、ぜひとも検討に加えて、調査・研究を深めていただければなと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も、このことについては、議員時代に一般質問もしておりました。今、ふと思いついたところでございます。

おっしゃるように、そういうあらゆる事業の活用をして、これもやはり一般財源の歳出抑制につながっていくわけでございますので、十分その辺も調査・研究して取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 市長が議員時代に質問されたということをお出しいただきまして、それを基にしながら、いろいろ私の方も勉強させていただいたところでしたので、また含めながら調査していただければなと思っております。

この事業、歳出削減だけにとどまらず、将来的には自主財源の確保に向けた取り組みにもつながってくるのかなと夢の持てるような事業だなと感じております。ぜひとも大いに調査・研究を深めていただき、検討していただきたいものだとお願いしておきたいと思っております。

では、歳出削減策のところでは最後になりますけれども、近隣自治体を含めて県内も盛んに取り組みが始まっており、お隣の曾於市でも昨年度から始まっておりますICTによるペーパーレス化について伺います。

紙ベースで考えていくと、すぐに書き込みができたりとか、一覧性が高いなどと紙を利用することの利便性も理解はしているところでございます。しかし、紙の印刷や運搬のコスト、書類の整理が必要なことなどを考慮すればペーパーレス化にすることには必然的ではなからうかなと感じております。特に、経費削減においては、紙代や印刷費、それに伴う労力に係る経費を換算すると歳出削減につながっていくという考えでおります。

また今、国が進めております働き方改革の考え方にも一致するところがあるのではないかなというふうに感じております。膨大な資料を持ち運ぶこともなく、議論の最中に検索がリアルタイムにできるなどペーパーレス化の利便性は非常に高いものだと確信をしております。

しかし、同時に課題も多く存在していることもまた事実でございます。複雑な資料が複数画面に出せないとか、メモがなかなかとりづらいとか、ネガティブな要素も幾つかあるようござい

ますが、それらのこと等、もろもろ勘案しながら、今後、本市として事業について本格的な議論を始めていく考えはないか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） ICTの活用によるペーパーレスについては、検討を進めている段階でございます。

ペーパーレスといっても広く様々な場面などにおいて考えられるために、時間を要しておりますが、初期投資と運用に関わる費用、削減される費用等を十分に検討してまいりたい。

先ほど議員の方でおっしゃいましたように、いわゆるマイナスの部分、そこ辺との整合性を十分調査・研究して取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） このICT化については、これは行政では先進的な事例だということ、る取り上げられているようでございます。しかし、どちらにとっても民間の企業にとっては当たり前のごとでございます。仮に議会に導入されたとしても、民間を含め比較すると、決して先進的な事例としては言えないことかなと思っております。全ての新しい取り組みが本市に合っているかどうか分かりませんが、民間では様々な取り組みが行われております。

そこで、まずはこのペーパーレス化の調査・研究をしていくということでございますので、先進自治体だけではなくて、民間の事例等も十分に参考にしながら検討を深めていただければなと思っております。

では、この導入の検討ということでありましたけれども、どれぐらいの期間をもって協議・検討していくのかとあわせて結論をいつぐらいまでにめどとして持つのかということをお答えいただければ教えていただければなと思っております。

○市長（下平晴行君） 今お答えはできません。これは内部で十分検討して、当然経費のかかる、予算のかかることでございますので、十分調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） 昨年、このことについても少しずつ議論をされているようでございますので、そういったものについては、スピード感をもって時期を示せるような方向が出れば、しっかりと教えていただければなと、お願いしておきたいと思っております。

こういった取り組み一つひとつが、歳出削減策としての効果が現れてくるということを期待しているところでございますけれども、では、次に自主財源の確保についてお聞きしてまいります。

前項の財政計画の中でも歳入の確保や歳出の抑制策、この自主財源確保についての考え方などに少し触れてまいりました。特に、ふるさと納税における取り組みにおいては県内でもトップランナーとして尽力されていることは、先ほども述べたとおりでございます。では、今後更なる自主財源の確保に向けた取り組みについて、市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 自主財源につきましては、地方税、負担金、分担金、使用料、手数料、諸収入等がありますが、まずは根幹である市税の増収に努めてまいりたいと考えております。

現在行っている企業誘致の取り組みを更に推進し、志布志市への投資を促進することで、固定資産税や市民税の増収につなげていきたいと考えております。

また、攻めの行政を実践するために、ネーミングライツや広告収入等、これまで行っていなかった新たな収入への取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） これも様々事例等がございます。まずは、やはり税収の確保に軸足を置くことが前提になろうかと思えます。その点においては、今、積極的に執り行っております臨海工業団地への企業誘致については、更に積極的な強化を図っていただければなと思っております。その他に自主財源確保に向けた税収外収入への取り組みも、今後、更に検討していかねばならないのかなと思っております。

今、市長からありましたとおり、広告収入の部分においても貴重な自主財源の一つではないのかなと思っております。市の広報紙やホームページ、または市で使用する封筒関係、ごみ出し用のカレンダーであるとか、ごみ袋であるとか、市が公共的に管理をし、公共的に配布されているものの中に広告媒体として使用できそうな箇所について、もう一度再考してみることをお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これも私、以前議員の時に一般質問をした記憶がございます。おっしゃるとおり広報紙やホームページにおいて取り組みを行っております。更に、他の手段によって広告収入が得られないか、例えば、公用車等もあるわけがございますので、あらゆる市で活用している物をそういう広告収入として使えないか、十分内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） このことについては、市長も十分に認識があるかと思えますので、ぜひ積極的に進めていただければなと思えます。

では、もう一つ、以前にも同僚議員が質問をいたしました。先ほど市長からもありましたとおり、命名権、ネーミングライツについてであります。静岡県磐田市では公道のネーミングライツについての募集という形で、全国初の事例として取り組みが報告されました。その際、ネーミングライツの募集の評価項目に、まちのにぎわいづくりに向けた提案事項が盛り込まれております。公道における花植え活動や、ネーミングライツパートナーと地域や市がお互いに協働して取り組みをしながら、にぎわいのあるまちづくりを目指すというものです。このようなネーミングライツによる収入を公共施設等の維持管理費に充当させ、施設の管理運営を安定的に行えるようにすることなど、効果が期待できるものではないでしょうか。

また、この磐田市の事例のように企業の社会貢献活動を引き出す工夫として盛り込むことが、応募者の確保が、より容易なものになるという考え方があるようでございます。

また、南さつま市において、人工芝サッカー場のネーミングライツ契約が締結されているということをお聞きいたしました。ここも県内の企業が、広告によるネームバリュー戦略だけに固執されるのではなくて、社会貢献活動の一環として捉えて、理解と協力が得られて実現されたようでございます。

本市でも、鹿児島国体を見据えて人工芝サッカー場の整備が終わったばかりでございます。また、しおかぜ公園をはじめとする夏のサッカーフェスティバルでは、県内外から多くの参加チー

ムが賑わいを見せている施設も多く存在しております。ぜひ市長、市内外の企業に対して、この志布志市の公共施設のポテンシャルを図る意味合いを込めまして、ネーミングライツについての取り組みを進めていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたように、県でも鴨池野球場、県民交流センターの応募を行って、応募者はいなかったようでございますが、4月から新たに鴨池陸上競技場は白波スタジアムとなって、新聞報道では年864万円の収入があったとのことでございます。

手法や金額などをよく検討することで、応募していただけるのではと考えております。

施設に要する経費を施設が生み出すという考え方については、議員と同じ考え方でございますので、十分調査・研究して取り組みをしまいたいというふうと考えております。

○6番（野村広志君） 市長、先般地元の企業の方と少しお話をした時に、このお話を少しさせていただいたところでした。「どうでしょうか」というお話をした時に、「なかなか難しいですよね」という話でしたが、よくよく考えて話をしていきますと、「金額が一番大きいよね」と、社会貢献活動という意味合いがあれば、そこについての評価と申しますか、「社会的環境が整っていけば、やぶさかではない」というような答えが返ってまいりました。可能性はあるのかなと、一部の方ですので、これは広くそういった話をしたわけではございませんので、そういったことを踏まえながら、またもろもろ話を少し進めていただければなと思っております。

では、もう1点お聞きいたします。

自主財源の確保の事例でございますけれども、神奈川県鎌倉市でございますけれども、観光スポットを案内する掲示板、市内に10か所ほど新設をするという時に、クラウドファンディングを活用してインターネットを通じて不特定多数の方々から寄附を募る手法で、この時1口1万円という形で寄附を募り、応募された寄附者の名前を新設する観光案内板に記載されたようでございます。これは、わずか3週間で目標額の100万円が集まったということでございました。

本市においても、先程来話をしています歴史のまち構想において、山城等の告知等の観光案内板が今後設置されてくるかと思えます。こういった手法も参考にしながら、自主財源の確保策としての取り組みを進めたらいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市においても、人工芝サッカー場の建設にあたってクラウドファンディングを実施したことはあります。しかし、思うような成果が上がらなかったということでございます。このようなことから、いろんなことを学んで、次のステップにつなげていけばいいのかなというふうに思っておりますので、このことも十分調査・研究をしまいたいというふうと考えております。

○6番（野村広志君） 専門的な手法や、そこには絶対的な魅力というものがないと、なかなか実現というのは難しいのかなという、このクラウドファンディングについては感じているところでございますけれども、今、市長からもありました適時可能な事業については、検討してチャレンジしていただくと有り難いなと思っております。お願いしておきたいと思えます。

では、最後になります。もう1点、自主財源のところ、市役所であるとか、公共施設等の窓

口に業者が大型のモニターを設置して市の情報や観光案内を放送する合間にCMの放送を流して、CMの広告料等で、この事業を運営するという取り組みをしている自治体がございます。設置の業者から長期貸付料を市町村の収入として、大型モニターの導入費用や維持費用については、業者が負担をし、市町村の行政負担というのは無いということでした。

こういった先進事例等は、市当局としても多く持っていらっしゃるかと思います。志布志市に似合う形で、より効果的な自主財源の確保策を大いに検討していただきたいものだと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、議員から御紹介いただいた事例については存じなかったところがございます。これから、そういう情報収集を行って、全てではないかもしれませんが、本市に取り入れることができる部分がないか、調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

また、市民の皆様が、どのような要望や希望を持っていらっしゃるのか、それらの費用を最小限に抑え、一つでも多く実現し、形にしていくのが私たちの責務であると考えております。厳しい財政の折ではありますが、市民の皆様の役に立てる市役所を目指してまい進してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 行財政運営について、その健全化について、政策的なことを含めながら、財政面の角度から様々お聞きしてまいりました。何度も申し上げますように厳しくなっていく、厳しい状況は変わりません。歳入に対して歳出の超過に陥らないよう、これから市長以下、市当局の皆さんの踏ん張りどころではなかろうかなと感じております。それに対して、市民に対して市の財政状況を正しく、分かりやすく開示をしていくことも大切なことだろうと思っております。この財政の明瞭化についても、更に、しっかりと取り組んでいただきまして、そのことをお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。公明志民クラブの小野でございます。

早速、質問通告に従い一般質問を行ってまいりたいと思います。

本年2月に下平市長が就任をされ、早いもので4か月が経過をし、2回目の定例会となりました。3月定例会で4年間に向けた所信を述べられ、今定例会においては、5日の日に30年度の施政方針を示されました。下平カラーを打ち出しながらも、前市長の下策定された「第2次志布志市総合振興計画」や「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」を基本として、継続性のある安定的な市政の運営に当たろうとされていると理解をしたところであります。

そこで、はじめに施政方針について質問いたします。

市長は、七つのまちづくりの基本目標の第4「生き生きと笑顔で暮らせるまち」の項で、高齢者福祉について、社会福祉協議会との連携、ふれあいサロン活動事業等、高齢者福祉事業の充実、シルバー人材センター事業の支援などの方針を示されました。

一方、政府は本年2月に高齢社会対策大綱を閣議決定し、基本的な考えとして「年齢による画

一化を見直し、全ての年代の人々が意欲、能力を生かして活躍できるエイジレス社会を目指す」といたしました。65歳以上を一律に高齢者とみなす考え方からの大きな転換であると考えるところでございます。大綱は、日本が高齢社会にどう対応するかの指針であります。本市では、この指針を受けて高齢社会にどう対応していくのか、2点について伺います。

1点目は、大綱の分野別基本的施策の1、就業・所得の項の、「エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備」について、本市の考え方を伺いたしたいと思います。

2点目は、大綱の分野別基本的施策の3、学習・社会参加の項の、「学習活動の促進」と「社会参加活動促進」についての考え方を伺いたしたいと思います。

次に、市長は基本目標の第7「市民と共に歩む無駄のない経営」の項で、「行政は最大のサービス業」であることを常に意識するよう、職員の意識向上に取り組み、職員一丸となって市政運営にまい進すると述べられています。私は、その実現のためには、職員の希望や能力、やる気に応える適材適所の人事異動を行うことが大事であり、個々の職員の能力を最大限に高め、それを結集することで組織力の最大化が図られていくものと思いますが、人事異動についての市長のお考えを伺いたしたいと思います。

次に、市長は基本目標の第1「郷と郷、人と人、物と物のつながりがあるまち」の項で、「コンビニ交付サービスの導入・検討について委員会、専門部会を開催し、システムの選定に取り組む」と述べられております。多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していく取り組みであると期待をするところであります。

一方、行政側としても、業務の効率化や行政コストの削減が図られるものと思っております。

そこで、今後の導入に向けての課題、現時点においてのシステム構築に係る経費や運用コストについて伺いたしたいと思います。

次に、住宅政策の観点から2点質問をいたします。

1点目については、2年半前にも質問をし、その後、緩和措置をとっていただいたところでありますが、それ以降も市営住宅入居に際して連帯保証人を確保することが、ますます困難な状況になってきております。そこで、時代に即応するためにも、連帯保証人要件を無くす条例改正も視野に入れ、検討する時がきているのではないかと思います。市長のお考えを伺いたしたいと思います。

住宅政策の2点目は、昨年4月に公布された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる住宅セーフティーネット法の一部を改正する法律は、民間の空き家、空室を活用し、高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティーネット機能を強化することを目的としております。このことを受けて、市では今後どのように対応しようとしているのか伺いたしたいと思います。

次に、学校図書館の充実について質問をいたします。次期学習指導要領では、子供たちが自主的、対話的な学習により、より深く学ぶことを求めています。これに対応して文部科学省は「学校図書館ガイドライン」を策定し、これからの時代に合った学校図書館の在り方を示し、学校図

書館について学習センターや、情報センターとしての役割を求めています。

そこで、本市では今後、このガイドラインを参考に学校図書館の整備充実をどのように図っていくのか伺っておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず施政方針の基本目標の第4「生き生きと笑顔で暮らせるまち」の項で、高齢者福祉について方針を示しているところでございますが、本年2月に閣議決定された高齢社会対策大綱を受けての市の対応についてでございます。

分野別基本施策の1、就業・所得の項の「エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備」についてであります。この大綱策定の目的の一つとして、65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳や、それ以降でも意欲、能力に応じた力を発揮できる時代が到来しているとの考え方があるようであります。このような現状を踏まえ、年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を生かして活躍できるエイジレス社会を目指すのが基本的な考え方であると認識しております。

現在、本市における高齢者の意欲・能力を生かした就労施策といたしましては、高年齢者労働能力活用事業を展開しておりますが、今後はシルバー人材センター事業の維持・拡充はもちろんのこと、それ以外の施策も全庁的に調査・研究をしていかなければならない時期に直面していると認識をしているところでございます。

次に、分野別基本施策の3、学習・社会参加の項の「学習活動の促進」と「社会参加活動の促進」についてであります。まず学習活動の促進につきましては、学校や社会における多様な学習機会の提供、社会保障等の理解の促進、ICTリテラシーの向上、そして、ライフステージに応じた消費者教育の取り組みの促進が掲げられております。

次に、社会参加活動の促進につきましては、多世代による社会参加活動の促進、そして、市民やNPO等の担い手の活動環境の整備が掲げられております。いずれにいたしましても、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう、高齢期の学びを支援するとともに、高齢化する社会の持続可能性を高めるには、全ての世代による支え合いが必要であることから、若い世代を含む全世代が高齢社会を理解する力を養うこと等が盛り込まれているようでありますので、現在、本市において行っている施策等を再度検証しつつ、今後どのような展開や施策が望ましいかを全庁的に調査・研究し、実践していく必要があると認識しております。

次に、基本目標の第7「市民とともに歩む「ムダ」のない経営」の項の職員一丸となって市政運営にまい進するための人事異動の考え方についてでございます。

職員数が減少する中で、組織の効率的な行政運営を図ること、また新たな課、係の中で経験を積むことによって職員としての更なる資質向上につながることから、人事異動は大変重要なものであると認識しております。

職員の資質向上などの成長は、市の財産価値の上昇であり、その利益は当然市民に及ぶこととなりますので、職員には様々な職場をバランスよく経験させることで、視野の拡大、知識及び技

術を幅広く習得させることにより、市民目線で市民の方々が求めるニーズに対応できるよう、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

そのために、自己申告書の提出及び各課長等へのヒアリングを実施して、それらを可能な限り人事に反映させるなど、職員の職務意欲の向上を図りながら、市民サービスが低下しないように、人事異動を実施しているところでございます。

今後につきましても、限られた人数、予算で最大限の成果を出せるよう、可能な限り適材適所により職員個々の能力を引き出すとともに、様々な課題に対して、担当部署だけでなく、全職員で取り組むといった参加意識を形成し、職員一丸となって市政運営にまい進してまいります。

次に、基本目標の第1「郷と郷、人と人、物と物のつながりのあるまち」の項の「コンビニ交付サービスの導入に向けての課題及び費用について」でございます。基幹業務システムの更新につきましては、元号改正やネットワーク分離に伴う仮想デスクトップの構築などの理由により、平成31年1月更新予定を2年間延長したところでございます。

システム更新にあたっては、現在、電子計算組織管理運営委員会及び専門部会を開催し、限りある財源の中で市民へのサービスの向上が図れるシステムの導入を平成33年1月更新に向けて協議・検討を行っているところでございます。

その中で、御質問のコンビニ交付サービスの導入に向けての課題としましては、利用に必要となるマイナンバーカードの普及率の向上や本庁、支所に設置してある自動交付機が更新時期を迎えていることから、今後の取り扱いなどが課題となると考えているところでございます。

また、コンビニ交付サービス導入に係る経費につきましては、選定システムや導入形態にもよりますが、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得証明及び課税証明を対象とした場合、おおよそ初期費用が3,500万円から4,000万円ほど、運用コストは発行枚数を年間2,000枚とした場合、750万円から800万円ほどを想定しております。

現在、情報収集を行い、財政面も考慮しながら災害に強く、市民サービスの向上につながるシステムを選定するため協議・検討を行っているところでございます。

次に、住宅政策についてでございます。

市営住宅入居に関わる連帯保証人要件を無くすことの検討につきましては、本市のこれまでの対応といたしましては、市営住宅の入居時における連帯保証人の要件については、条例の中で連帯保証人を連署することを求めています。平成29年2月、新たな入居者に対し、特別な事情があると認める者に対しては、誓約書への連帯保証人の連署は必要としないということができるように要綱を定めております。

また、平成29年6月に条例改正を行い、既存入居者に対し、市長が特別な事情があると認められる場合は連帯保証人の変更を必要としないことができる連帯保証に関する猶予を行っております。今後、入居者や連帯保証人の状況を把握等をしながら、慎重に検討してまいりたいと考えます。

次に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴う市の対

応についてでございます。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正を受け、民間賃貸住宅を低所得者、被災者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅として登録する制度がスタートしました。これを受け、本市は鹿児島県内の不動産団体、居住支援団体、地方公共団体で組織する鹿児島県居住支援協議会に本年4月に加盟し、住宅確保要配慮者に対する情報提供や、円滑な入居支援を行っていくところでございます。

以上でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校図書館の充実についてお答えいたします。

本市の読書活動推進につきましては、平成27年に策定した第2次志布志市子ども読書活動推進計画に基づき、学校教育、生涯教育の両面において、家庭、地域における読書活動推進や、市立図書館、学校図書館等の整備・充実、学校等における読書活動推進をはじめ、様々な具体的方策に取り組んでいるところでございます。

また、全学校に市費で司書補を配置しており、学校図書館の活用については、年々充実してきております。

さて、文部科学省が学校図書館、図書整備等、5か年計画を策定し、学校図書館ガイドラインを示して、平成29年度から、その取り組みが始まっております。本市においても、これらの施策を参考にしながら、各学校における図書の充足率の達成や、学校図書館への新聞の配備、学校司書の資質向上のための研修の充実等について、財政担当課等とも調整を図りながら、計画的に学校図書館の整備・充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午前11時51分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○15番（小野広嗣君） それでは、先ほどそれぞれに答弁をいただきましたので、ここからは一問一答で質問をさせていただきます。

高齢社会福祉に対して、くくって2点にわたって質問をしたわけですが、市長の方からそれぞれ答弁をいただきました。

今回この大綱のポイントというのは、市長も同じく答弁もされていましたが、エイジレス社会を目指すということで、65歳以上を高齢者と一律にみなしていくことを、やっぱりそういう観点から転換を図ろうということが一つのポイントですね。そういったポイントを押さえた上

で様々な施策の展開がなされているわけでありまして。まさしくそうだろうなと思います。

内閣府が調べていったところによりますと、60歳以上の方に「65歳以上も仕事をしたいかどうか」と尋ねると、8割の方々が「仕事を続けたい」というふうに述べられている。でも現実はどうなのかというと、2割の方しか、まだ仕事に就けない、それはやはり環境が整備されていない、そういうことが、やっぱり述べられております。そういったことから見ると、65歳でいみじくも下平市長が1回目の市長選挙にチャレンジをし、そして69歳、本年、再度チャレンジをして栄冠を勝ち取られたわけですが、身をもって、こういったことを体現されている市長の、この今、私の発言を聞いての率直な思いを、今回の大綱を受けて自分の言葉で語っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、今、高齢化社会に突入しております。元気で働けるということは大変有り難いことでございます。働くことで元気が出る、元気があるということではないかというふうに思っております。

今おっしゃられましたとおり、長寿命社会に突入しているわけでございますので、この計画とあわせて、高齢者の方々がどういう働き方で健康を維持していくのか、これは本当におっしゃるとおりでございますので、そこら辺を重点に考えて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長も十分行政マンとして、そして市会議員として活動を展開していられていますので、今大きくくりで質問していることに対しては、十分御承知をいただいていると思うわけですが、いわゆるそういった社会に入って元気な高齢者、こういった方々がいらっしゃいますね。老人学会が調査をした結果、昔に比べて今の高齢者、65歳以上の高齢者というのは10年ほどペースが速い、健康であると、いわゆる歩き方にしても食欲にしても、それぞれ様々にすごく改善されていって、75歳以上を高齢者と言った方がいいんじゃないかと、そういう意味では準高齢者として位置付けたいというように昨年発表もいたしているような時代状況であります。

そういった中で、様々な方々が働きたい人もいれば、65歳を過ぎて、60歳を過ぎて一生懸命頑張ってきたが休みたい、様々な考え方がありますが、先ほど述べましたように8割の方々が仕事をしたい。そして経済的に支えたいというのもあるでしょう。生きがいつくりという面もあるでしょう。様々なあると思いますね、そういった中で企業としっかりマッチングができるように配慮していくというのも市の取り組みとしては必要なものであろうというふうに思うんですね。そうであれば、そういったことを望まれる方々の相談体制というのが、すごく大事になってくると思いますね。そこに向けて私どものまちとしては、社会福祉協議会があったり、あるいはシルバー人材センター等があったりして、そういった所か本庁か、様々な所で、そういった窓口となる所、これをしっかり併設していくといいますかね、大事なかなというふうに思うんですが、そこらあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者の就労についてでございますが、おっしゃるとおり、シルバー人

材センターが現在担っているところでございます。

シルバー人材センターにおきましては、シルバー人材センターが直接請け負う受託事業と、市内の企業等からの依頼により会員を派遣する事業に取り組んでおります。

派遣事業につきましては、毎年度増加しているところでございます。シルバー人材センターに登録しての就労については、この派遣事業の導入によりまして、以前とは様変わりしてきておりますので、このことについても周知を徹底するとともに、企業訪問等により就労先、就労職種の拡充に努め、意欲ある高齢者の就労につなげていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今シルバー人材センター、ここを例にとられて答弁をされましたが、当然それはそれで理解をしているわけですね。派遣業務は効率的に運営されているが、一般の部門では、なかなかそうではないというのを同僚議員からもお聞きをしたところなんです、そこらはどうなんですか。

○市長（下平晴行君） 一般的な取り組みとしては、大変厳しい状況であるというふうに認識をしております。

○15番（小野広嗣君） 派遣になると、限られた技能を持ったり、技術を持っている人が、そこに行って定期的に、長期的にやると、これはこれで大事なことでありますね。ところが様々なニーズがあって、週のうちに2日とか3日だけ働きたいとか、様々な方々がいらっしゃる、そういったことを含めての対応方というのは、今後ますます求められていくと思うんですね。そういった意味で事業実績といった面で見れば、派遣の方で伸びているけど、一方では、そうではないと。そういったことのしっかり精査というのもやりながらシルバーに関してはですよ、やっぴいかなきゃいけないのかなと思うんですね。

そこらはどうですか。

○市長（下平晴行君） それは議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 一方で、先程来述べていますように、様々な市民のニーズがある中で、超高齢社会に入っていったって、65歳以上でも働きたい、60歳定年終えて、65歳まで雇用制度がありますけれども、なかなかそれもうまく機能していない、そういった状況の中で、どうしていくのかという一方ですよ、2025年問題、いわゆるこの団塊の世代が後期高齢者になっていったって人手不足に入っていく。今でこそ志布志市でも人手不足ですよ、ここはもっと早いですよ、このまちな、そのことが。そうなってくると、こういう働きたい方々の思いというものをしっかり相談支援センターみたいなものを設置して、そこで企業あるいは個人的な仕事、あるいは趣味でもいいでしょう、ボランティアでもいいでしょう、そういったところへしっかりおつながりする。働きたい人がいる、仕事に従事する人を求めている人たちがいる。こことしっかりマッチングさせなければいけないということが一番大事なんですね。ここについての相談支援業務をやる窓口、そういったものが本当に求められている時代だと思いますけれども、そういったことについての市長の思いを聞かせていただければと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり働く側から、働く方が仕事を見つけやすい

環境づくりをどうしたら対応できるのか、今おっしゃったような、市役所の窓口を設けた方がいいのかどうか、ここでも内部で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういうことですので、当然、今こうやって提案をしていますので、すぐ答えが出るわけではありませんけれども、僕は、ゆくゆくは高齢者対策ということに限らず、いわゆるこのまちで、今回もありますように、「生き生きと笑顔があふれるまちづくり」という観点でいったときには、やはり庁舎を移すと、そういう思いも前面に出ていますけれども、それはそれで市長の思いでしょうから、それで結構でしょうけれども、やはりここへきたら、やはり福祉に対しての視点というものをますます求められていますので、やはり総合福祉センターみたいなものを設置する時が近づいているのかなと、設置しなければいけないんじゃないかなと。そういったところで今質問してるのも、その分野の一環として受けていくと、ワンストップでそのことができるということに対して取り組んでいくべきだというふうに思っていますけれども、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、本庁を志布志の方にもっていくというのは、一つは、そういう経済活性化の基本的な考え方でございます。経済を活性化するということは、やはり働く場、あるいは働く人たちの、やはりそういう要件もしっかりと整えていかなければならないというふうに考えておりますので、そこら辺も調査・研究をしてみたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 市長の方からそういう「調査・研究していきたい」ということでありますので、一つ今申し上げた高齢者に活躍していただくためのヒントといいますかね、情報提供といいますか、もう存じていらっしゃるかもしれませんが、申し述べたいというふうに思っています。

高齢者が働きたい、でもそういった場が無い、あるいはどこに聞きに行けばいいのかと。そして働きたいんだけど自分自身が何をすればいいかさえ分からないと。相談に行ったら自分に合うようなアドバイスが受けられると、そういったことって、すごく今から求められますよね。そういった流れの中で総社市が「そうじゃ60歳からの人生設計所」というのを開設してるんですね、総社市がですね。ここは働きたい、活躍したいと希望する高齢者を対象としたワンストップ窓口と。このオープンの際には、市長の挨拶の後に、2年前の働き方改革担当大臣まで見えてオープンしているんですよ。ですから、視察もすごく多いんですね、このことに関しては。

この窓口では、市内で働きたい活躍したいと希望する高齢者一人ひとりのニーズや技術、経験を把握するため、個別シートを作成し、その人に合った就労先やボランティア団体、地域コミュニティでの活動をマッチングしていきますと。また、必要に応じてセミナー、研修会を紹介したりもしています。高齢者が望む生活を後押しをしておりますということですね。

それで、ここには専従で2名いらっしゃるんですよ、職員がですね。いらっしゃるって、そこに相談に行くと、その人が今までどういったキャリアで生きてきたかというのを面接で聞かれてて、その人のことで、今言ったような形で個別にシートを作成していくと。それで、その人に合った、また、その人が働きたいのはフルなのか、あるいは週に2日なのか3日なのかとか、そういった

細やかなことをお聞きし、それに合った対象に向かって、この出張所の職員の方々がしっかり訪問してこういう方がいるけど、どうですかというふうにする。そうすると、それまで足踏みしていた企業、団体、そういったところが、そういった出張所の正規の職員がそうやって案内に来るから信用するわけじゃないですか、そうすることによってマッチングがうまくいくと。中には、いわゆる起業に成功している人もいますね、ここに相談に来られて、いろんな得意分野、それだったらこういったことができるんじゃないですかというアドバイスを受けて起業が成功するといったケースもあります。これは本当に大事なことだなというふうに思っていて、ちょうどうちの人口の2倍ぐらい6万人ちょっとのまちでありますけれども、うちのまちでも、こういったことに真剣に取り組む時がきているし、可能だなと思うんですが、こういったお話を聞かれて、市長どうお考えになりますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、総社市では、55歳以上の方の雇用機会を確保するために市内関係機関で構成された協議会であるというふうに認識をしております。

また、そうじゃ60歳からの人生設計所は、平成28年度厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業により、相談窓口として総社市社会福祉協議会が実施している事業と認識をしております。

おっしゃるように、職員が2名対応しているというようなことでございますので、そういう先進地の事例等も、もうちょっとしっかり確認をして研究をしてまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○15番（小野広嗣君） 当然、答弁される側として、市長が「調査・研究」という言葉が使われるのが間違いだと僕は言いませんよ。だけれども、どうしてもそういう答弁になってしまって「調査・研究」という答弁があまりにも多い、前市長よりはるかに多い。そこはですね、やはり答弁の質といいますかね、考えていつていただきたいなど、検討する、研究する、調査する、様々あるでしょう。例えば、今の場合でも市長が事前にそういう資料を読み込んでいらっしゃるであれば、そこでなおかつ私の方で、こういうふうに申し上げている。それを受け止めて「調査・研究する」という言葉プラス、例えば、そこに職員を派遣してやるやらないは別ですよ、勉強してもらった価値はあるなとか、いろんな答弁ができると思うんですよ。そこらをもう少しちょっとかみ砕いて本来の下平市長らしく答弁をしていただければうれしいなと思いますので、僕がこう言ったからといって、この後、「調査・研究」という言葉を使うなど言ってるんじゃないですからね。それは使っていただいて結構なんですけれども、自分の言葉ですよ、そこには職員も行かせたいと思いますねとか、ときには言っていただければ有り難いなと思っております。このことは、市長も分かっているみたいでございまして、ぜひとも市内でまた意見交換をして学びたいところがあれば、しっかり学んで取り入れていつていただければなというふうに思うところでございます。

なぜこういう言い方をするかというと、一つはですよ、市長、市長もここで質問をずっとされてきて、前の市長が「検討します、検討します」と言って何も実現しなくて、もうこれは自分がトップになるしかないなと思って、今その席に立たれてるんですよ。そうであれば我々も本当

に、何というのかな、前向きに議論をしたくて提案をしていますので、もう少しヒアリングを庁内でされる時でも結構ですので、そういったのをしっかりもんで、この場に臨んでいただければ有り難いなというふうに思っております。

ちょっと話題がそれかもしれませんが、この相談センターとかありますね、今紹介した所にもありますけれども、今回市長が起業支援センターみたいなものを構想の中で入れられて、これやるんだというふうに言われていますね。できれば、こういった高齢者の方々が仕事をしたい、あるいは中には事業を起こしたいと、そういった方々も、この市長が言われている起業支援センターの構想の中に、しっかり取り入れていくということが大事。多分これを出されたときには、そこまでは考えていらっしゃらなかったんじゃないかというような気もしないじゃないですよ、65歳あるいは60歳以上の方々がガンガン仕事をする。あるいは事業を起こすといったところまではなかなか、よっぽど元気がないとできないなと思っていらっしゃったのかもしれませんが、ぜひとも、その構想の中に、このマッチングのこともありますので取り入れていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは起業支援センターそのものが、やはり新しい会社を興す、あるいは新しい人材の確保も含めて取り組みをしていきますので、そういうことも含めて取り入れをしていきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 市長そういう答弁ですので、前向きによろしくお願いを申し上げます。

先ほどの答弁でも、こういった高齢者支援の事業というのは、僕も分かっていますのでね、本市がやってる分に関しては、市長が先ほど壇上で言われましたそれ以外の施策についても、こういった時代状況に鑑みて、今後、庁内で全庁的に調査・研究をしていくんだという答弁でありましたので、様々な本市で出てきた案、あるいは先進地で行われている事業、こういったものをしっかり取り入れながら、前を向いて進めていただけると有り難いなと思っています。

あと次の点、行ったり来たりするんですけど、こういった時代状況の中で学びは大切だと、社会参加が大事だということで2点目になっているわけですが、本市でもいろんな機会がありますね、生涯学習も一生懸命されていますし、いろんなものを伝承していくという教育委員会サイドでの取り組み等もありますしね、今回教育長心配されなくても通告していませんので答弁は結構ですので、こっちをフッと見られましたので、量が増えますので、今回は市長だけにとどめてあるんですけど、そういった意味では、今回の方針の中でリカレント教育といいますね、学び直しという言い方をしてもいいですけども、本市は大学があるわけではないですので、大学での講義を受けるとか、いろんな学び直しで学びに行く、あるいは夜間入学をするとか、そういったのがなかなか難しいわけですよ。ですけども、いわゆるいろんな講座を志布志市もやってまして、そういう意味では学び直しをしっかりとできるような公開講座であるとか、あるいは仕事に結び付くような講座であるとか、そういったことも含めて、このリカレント教育の在り方というの、いよいよ今後ですけどね、国自体も今後様々に、このことに力を入れていくと言っているわけですから、本市もこれから結構なんですけど、その点についてはどのように考えていらっしや

るかお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについても、積極的に取り組みます。よろしくお願ひいたします。

○15番（小野広嗣君） やっぱり一言言っておいて良かったなと思いますね。やれることですので、今からやっていただければいいわけで、様々に。

それで市長、これ学び直しという観点だけではなくて、さっき言いました。今回何が言いたいかといたら、この60歳を過ぎて生きがいを求めていらっしゃる方々、仕事を見つけないと思っ
ていらっしゃる方々、様々本市にもいらっしゃるわけですね。全国平均が8割で、多分本市だ
ってそう変わらないと思うんですよ。そういった方々に仕事を見つけるだけじゃなくて、そうい
った人たちが積み上げてきた、このキャリア、これをどう今の若い人たち、あるいは中間年齢層
でもいいですよ、こういった人たちに残していくのか、教えていくのかということもすごく大事で、
こういったものをしっかり人材、人としての宝、こっちを大事にして登録制とかにして、しっか
りした講座を開くとか、あるいは仕事づくりとして仕事を継承してもらい、いろんな講演をす
ることによって子供たちが、逆に言えば、そういった仕事に就きたいとか、そういった場を行政
の方でつくり上げていく、これはもう一挙両得だなというふうに思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） これはまさしくそのとおりで、先人たちの知恵をどう生かすかというこ
とも大切なことではないかというふうに思います。

そして、その生かすことで高齢者の方々もまた元気が出るというような、いわゆるいい循環で
回っていくんじゃないかというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長もそういうふうに思っているということでございますので、難しい
話ってすぐできるわけではないですけども、やっぱり蓄積していかなきゃいけないという、そ
ういう財産を貯めこんでいて、そこから花開く事業ですので、そういったことも教育委員会サ
イドとも、また連携を取っていただいて進めていっていただきたいなど、これは要請をしておき
ます。

あと1点、市長も少し言われてたんですけども、いわゆるICTという時代の高齢者へ向け
てのICTあるいはリテラシーの問題、こういったことに対してしっかりやっていかなきゃいけ
ない。有り難いことに本市は高度情報基盤整備事業、通信基盤整備事業ですね、これをやり全戸
に光ファイバーも入っている。だけれども今のところは、いわゆる1方向、一方通行、双方向に
なっていないという課題があって、双方向というレベルで優しい情報提供というか、高齢者でも
なじんでいけるやり方、タブレット等もどんどん普及しているし、高齢者用のらくらくスマート
フォン等もどんどん出てきているし、そういった中でのこういった高齢者へ向けてのICTにお
ける行政サービスということをしっかりやっていかなきゃいけない、そういう意味での学びとい
うのは、すごく大事なかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、ICTリテラシーの向上、先ほど言いましたように、
これは十分そういう方向で取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方で、そういったすっきりとした答弁でございます。わずか10秒で答弁されたような気がしておりますけれども、そういう答弁で評価をいたしますので、もう次へいきたいと思えます。

人事異動の考え方についてであります。

市長、先ほど答弁された建前としては、そういうことですね。建前と本音というのがあります。なかなかここで本音は語れない、私の方でも今回の人事でいろんなことをお聞きしましたけれども、そのことを一つ一つ例にとって、ここで話をする気は全くないです。デリケートな問題でもありますのでね。また人事は専権事項でもあるし、ただ考え方だけは、お互いに共有しておきたい。

そして、それを共有することによって多分職員の皆さんも市長の考えを、ここで述べられる考えをお聞きになって理解をされるところもあるんじゃないかなというふうに思うもんですから、やるんですけれども。例えばですよ、係長以上、例えば、例えばですよ。3年から5年ぐらいで大体異動させるとか、あるいは、それまでの若手、採用されてから30歳ぐらいまでをめぐりに最低3回は異動させるとか、若いうちはあちこち回って勉強してもらおうと、そういった決めごとというか、くくりというのはあるんですか。

○市長（下平晴行君） 現在のところありません。ただ私は若い職員については、2年ぐらいで課の異動を、と申しますのは、例えば課が30ありますと2年ずついても60年というような形になりますので、40年勤めたとしても、課を回ったにしても、それぐらいの年数かかるわけでございますので、長くて2年ぐらいで回って、そして係長、課長補佐、課長という立場になっていくためにも、それぞれの課を回る必要があるというふうに思えます。

そして、それは自分の知識も得られますけれども、やはり市民サービスとしても必要なことではないかというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の、この在課年数に関する考え方というのは、よく分かりました。そうであればなお更ですね、2年ときっちり区切ることはできないでしょうけれども、2年が3年という場合もあるし、そういうふうにしていくと平等にそういうふうに関転をしていかないと、言葉は悪いですけどね、異動していかないと、一方は2年とか3年で本当にきれいに回っていかれる人もおれば、1か所で5年6年と、あるいは逆に1年でとか、こういうことが出てくると、やはり場内で不協和音が生まれるんですね。そういったことは、下平市長になって無いというふうに、今後もあり得ないというふうに思えますので、そこはいいとしまして。この自己申告書を出しますね、そして、これ出される職員、ほとんど出されるんでしょうが、出される人、出されない人、ここらはどうなっていますか。

○副市長（武石裕二君） これについては全職員に提出を求めていますので、期間を大体毎年12月1日現在ということで各課取りまとめをして、総務課長、それから副市長、市長、それから教育長に配布をして確認をしていただくということになっております。

○15番（小野広嗣君） ということは、全職員から提出はされるということですね、中身は別に

してね。ということは、その自己申告書というのは異動、そして人事に対してどのような効果、あるいはどのような受け止め方、参考にされているのか、そこをお示しください。

○市長（下平晴行君） 内容につきましては、現在の担当職務の状況と、配置希望等について、保有資格、特技など、それから能力活用、能力開発、自己啓発、地域活動、ボランティア活動の概要、各種団体の役職等の経歴、市政への意見等を記載して毎年提出の依頼をして、12月中旬頃までの提出となっているようでございます。

内容につきましては、各課等の課題、所属職員の年齢、在課年数等を含めた適材適所管理者評価を記載した調書を基に、各課長と副市長と総務課長との面談により実施しているという状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長から答弁されたことは、その流れとしては分かります。そのことが自己申告が100%かなうとは僕も当然思っておりません。だけれども、どのくらい活用されているのかというのを聞きたいんですね。

○市長（下平晴行君） これは先ほど副市長も話がありました。私、副市長、そして教育長、総務課長、そういう最終的にはその中で私も自己申告の内容確認をして、そして、今回私も人事に対しては途中でございましたので、当時の総務課長等と連携を取って、その体制をしたということでございますので、おっしゃるように、やはり人事の異動については、しっかりと自己申告を基に、この中にありました、いわゆる自分が、職員が何をしたいために、どこの課に行きたいということも含めて記載をしてありますので、それとまた個人的な病気とか家庭的なとか、そういうことも踏まえて、しっかりと中身を検証して対応してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今そういう答弁をいただいたので少し安心しますが、少し後で述べたいことがございます。

例えば、さっきの異動年数の件でいいますと、これ事務事業マネジメントシートですよ、これを読むと「職員組合側から長期にわたり人事異動が無い職員からの不満や仕事に対する意識低下があるのではないか」と指摘をされておりますと、指摘を受けているということがあがっています。昨年の評価ですね。ここらについては新しい市長ですから、関わってはいないわけですが、今後について、もう一度しっかり先ほどの答弁が担保されるように述べてください。

○市長（下平晴行君） これは人事異動も、いろんな事業についても、私は公平公正でなければならないというふうに考えておりますので、このことについては副市長、教育長、総務課長と最終的な判断をするわけでございますので、しっかりと連携を取って対応していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長ですよ、志布志市の人材育成基本方針、これは市長になられてから読まれてますか。正直で結構です。読まれてなければ読まれてないでもいいし、読まれていますか。

○市長（下平晴行君） 読んでおりません。

○15番（小野広嗣君） 多分職員時代、これは改定版も出ていますので、職員時代、あるいは議

員になられてからも、その時には読まれているかもしれませんが、市長になられて多忙でありますでしょうから。ただですね、僕が今回一番言いたかったことがここにある、冒頭の質問でも市長が一丸となって職員と一緒にやるんだと言われてますよね、意識改革するんだって、当然なんですよ。だけれども、でも僕はそこに向けて適材適所が大事ですよということを行いました。100%それは可能じゃないかもしれません。

そしたら、職員にアンケートをされた中で、こうありますね。「人事異動は適材適所の配置を実現していると思われますか」という問いに対して、肯定的な回答はなんと21%ですよ、21.4%。さすがに驚いたデータでございました。これを今後市長には変えていってもらわなきゃいけないという思いがあるけれども、今このデータを見てどう考えられますか。

○市長（下平晴行君） はい、びっくりしました。

本当に、結局こういう21%にとどまるというこの結果は、本当に私もびっくりしております。これは、少なくとも50%ぐらいにならないと、やはりおかしいんじゃないかなというふうに思いました。

○15番（小野広嗣君） まさしく僕も五、六十%ぐらいはあって欲しかったなと思うんですが、ただ一方で、ここの2に関して、「今の業務に対してやりがいがある」と感じている方は、どんだけかといったら75%ぐらいあるんですよ。ということは、配置転換、異動があっても、最初は適材適所でなかったにしても、そこでやっぱり自分の仕事として受け止めて、その中で一生懸命頑張っている。そして、やりがいを見つけているという理解もできるんですよ。そう理解していくと本市で働いている市職員の皆さん、本当に頑張っているんじゃないかなというのが逆に見えてくるなという思いがあります。であるがゆえに、余計ですね、この適材適所の人事、本人たちの希望に100%添えなくても本人たちが回ってきた年数、キャリア、そして自己申告、そういったものをかみ合わせて、なるべく多くの方々がいい人事異動だったな、少し不満はあるけど、この程度は理解できるよねとか、そういった配慮を1年ごとにやるから大変な作業だと思いますよ。でも、このことはすごく大事、市長がすごく重大事として捉えていると冒頭に言われたとおりですよ。だから、そこをしっかりと配慮しながら副市長も元総務課長でありますので、しっかりと新しい総務課長、またそれぞれの課長さんたちと意見をすり合わせをして、このことに関してはしっかりやって欲しいなというふうに思います。答弁はいいです。

市長、じっくりいろいろと、このことをお聞きしたかったんですけども、一番言いたかったのは何かといったら、市長が代わったんですよ、代わった。これを見ていくと、19年3月に最初これがスタートしています。これは合併して1年度の終わりですよ。この時に、この方針が出されて、その都度見直しがあるんだけど、大きく改定されたのが25年10月、だから約5年前ですね、5年前に改定。

そして、このことに関しては、見直しをしっかりとやっていきますよというのが、この事務事業マネジメントでも毎年書かれていますよ、読んでいくと。そうすると、今市長が述べられた、このやり取りの中で述べられたことも含めて、新しい市長の下で新しい人材育成基本方針というの

を本年度中ぐらいには、またまとめて来年の人事に臨むということが一番大事なかなと思いますが、その辺はどうですか。

○市長（下平晴行君） これはやはりおっしゃるように早急に対応していかなきゃいけないというふうに思いますので、今年度中に対応してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） やっぱり市長が「職員と一丸となって、市民サービスへ向けて頑張るんだと、市民目線でやるんだ」ということを言われました。

逆に言えば、先ほど市長も申されたけれども、これの2ページにあるんですけど、「組織を構成している職員一人ひとりを人的財産と捉えて」というふうに一方で言われています、ここは。この表現はやっぱり大事と思うですね。一方で職員に、これをやるんだ、あれをやるんだじゃなくて、そのやってくれる職員一人ひとりが宝なんだというふうにしていく。その宝である職員が頑張った結果、市民が潤っていくということですよ、そういうことですよ。であれば、この人材育成基本方針の「材」という人材の「材」というのは、ここに述べている「財（たから）」に変えて欲しいんですよ。人の財（たから）、それで育成基本方針というふうに変えてつくり上げて欲しい、新しい市長の下にですね。そして、できればホームページで、これを全部載せる必要ないですよ、せめてそういった人の財、市民も財ですよ、そういった思いの中で職員に仕事をさせていただいているんだということをホームページで概略版1ページ分ぐらいでいいじゃないですか、アップして、それを市民に見ていただく、広報でも1回2回出していただく、そのことによって市民がどんだけ信頼を置くようになるか、計り知れないと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） やはり市民の皆さんに、その職員の実態をしっかりと情報提供していくということで市民の皆さんも安心して行政の考え方を分かっていたかと。そして、職員の方々も自分たちのやっていることに対しての取り組み、そういうものも逆に言う、やらされているというじゃなくて自分たちからこういうふうに行っているんだという意識も高まってくるんじゃないかというふうに考えます。

○15番（小野広嗣君） この人材育成基本方針、この「財（たから）」というふうに行っていただけますね。それとホームページ、それと広報。

○市長（下平晴行君） これは人材の「材」を「財（たから）」、それから広報等、それとホームページに掲載をするようにしてまいります。

○15番（小野広嗣君） ぜひ本当に切磋琢磨しながらも職場の風通しがいい、そして人事に関しても市長の思いを職員の皆さんが共有し、はつらつと、本当に居心地のいい状況の中で仕事をしています。そのことが、また市民に伝わっていく、そういった職場であって欲しいし、まちづくりを心がけて欲しいなと思いますので、要請をしておきたいと思います。理解できる答弁でしたので、次へ移りたいと思います。

コンビニ交付に関してです。これは過去にも5番議員も質問をされ、また交付だけではなくて、それ以前の申請、こういった段階でも、あるいは納付、こういったことについても様々この本会議場でも議論があったところです。市長も、それぞれの立場で経験をされていることだというふ

うに思います。

そういった上で、5番議員が質問された時と、また制度が、これを推進する方向へどんどんまた変わってきていますので、あえて今回通告をさせていただきました。その時の交付状況ですね、窓口の交付状況。そして自動交付機の交付状況とか様々ありました。それはそれで理解しますので、こと細やかには聞きませんが、少なくともマイナンバーカードの申請状況、交付状況というのは、この2年でどこまで前進したのか、それだけはお示してください。

○市長（下平晴行君） 課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） マイナンバーカードの交付状況でございますが、平成30年3月1日現在で2,110枚、6.5%となっております。

○15番（小野広嗣君） 2,110枚でいいんですね。ということは、この2年で200ちょっとしか増えていないというふうになりますね。これ、なぜ増えていないんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 志布志市には市民カードというものがございまして、今、有効枚数が現在1万4,000枚ほど出ておりまして、対象者の53%の方が市民カードを持っていらっしゃる、その市民カードは窓口はもちろんですが、自動交付機で使えるようになっております。それがまず1点あるかと思っています。

そして、もう1点につきましては、そのマイナンバーカードを利用した、こういう市独自のそういう体制が、まだ十分に庁舎内でとれてないというところが原因なのかなというふうに考えております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 市民環境課長そういう答弁でありますけれども、取り組みが弱いですよ。マイナンバーカードを活用すれば、どんだけ便利かと、マイナポータルといい、こういった質問も僕は過去にしていますね。これはやっぱり進めていかなきゃいけないよというのがあります。

そこでコンビニ交付になるわけですが、コンビニ交付の利便性が市民に伝わり、実際スタートをすると、これ飛躍的に増えるわけですね。これまでの住基カードを使って、このシステムを活用している自治体もあります。そして、10年間で終わっちゃいますので、この住基カードを申請してからね。これを移行するためにマイナンバーカードに移行するために、いわゆるマイナンバーカードでしか使えない自治体、コンビニ交付をですよ。住基とマイナンバーカードと両方使える自治体、今両にらみの自治体、様々あるわけですが、今後は間違いなくマイナンバーカード1本でやっていった方がいい、その周知も今後していかなきゃいけないとか、そういったタイムスケジュール等も含めて市長の施政方針にちょろっと出ていますけど、タイム的なものが出ていませんので、再度答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今話がありましたとおり、いわゆる自動交付機等々の一本化、マイナンバーカードに一本化することによって、普及が図られると。そのとおりでございますので、そこら辺をもうちょっと早めに取り組むことができるように内部で調査・研究といいますと、あれですけれども、一生懸命取り組んでまいります。

よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） 市長のもとに、どういったふうに情報が入っているか分かりませんが、5番議員が質問をされた時に、いい質問だなと思っていました。その時にも「調査・研究」という言葉を2回、前市長が使っていますね。でも、今回の施政方針に、しっかりそのことが出てきた。だから、これは急いでくれるんじゃないかと、市民の利便性が図れる日が、もう間近に迫っているんじゃないかと僕なんかは受け止めたんですね。だから、そうであって欲しいという思いもあって質問をしていますけれども、実は特別交付税の措置が2018年度末で切れる予定でした。だけれども全国の市町村、特に、この5万人以下の市、あるいは町村、ここにこの導入をどんどん進めていってもらいたいということで、国は1年延ばしたんです、総務省は2019年度末までですね。そして、運営負担金というのがあるんですね、2年前は300万円ですよ。ところが、町村クラスは30%減額すると、5万人以下の市は27%減額するんですよ。もう既に300万円だったものが220万円まで負担金が減っているんです。そして、コンビニ交付を使ったときに1通当たり幾らかかるかと、123円でした2年前でね。現在は、それが115円に安くなっているんです。だから、この時にしっかり導入を図っていかなければいけない。それが1点、それが1点ですよ。

もう1点は、こんだけ今はもう500、600近い自治体が導入してて、本年度検討を加えて、もう明年度スタートというのが、すごい量できて、もう半分以上いきますよ。そういった中で、なぜこれほどまでに本市は遅れてきたのか、その理由を聞きたい。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように交付税措置も2019年度まで延長というように、負担金の額も少なくなってきた。これは私も課長会等では、この取り組みをするようにという話もしておりましたけれども、先ほど言いました自動交付機の問題、そういうことも含めて私自身が真剣に取り組んできてこなかったということも反省しているところです。

しかしながら、先ほどおっしゃいましたとおり、一つのマイナンバーカードだけしか使えないような取り組みをすることによって、このカードの加入率が高まるということで考えておりますので、そこを目指して取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 結局、特別交付税措置が2018年度末から2019年度末までに延びましたから、この期間にしっかりやるということが大事。そして今、2年前よりも負担金が減額になっているんですよ。これも2年ごとに見直されますよ。だから、次うちが導入するときには、また今、僕がお示しした額がもうちょっと下がってきます。この時がやっぱりチャンスなんですね。だから、このタイミングまでにやって欲しいということで言いました。スピードアップして市長もやるという方向ですね。

もう一つは、全国でも半分ぐらいになってくると、今は3分の1ですけど、今年度で半分を超える自治体が導入。そうすると、僕も埼玉とか、あちこちから、これまでの間に問い合わせがあったんですけども、本籍地を取れるんですよ。ところが、うちが導入していないと本籍地が取れないんです。向こうのコンビニでですね。どこの自治体が、これは申請ができるかというのはインターネットでもシステムでも、すぐ確認ができるんです。確認した時に出身地の志布志市が、

これに対応していないとなったら、すごく寂しい思いするじゃないですか、悲しい思いするじゃないですか。遅れてるな我がまちはって、もうこれ以上遅れるようなことがあってはならないという思いで今回質問をしておりますので、再度答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本人または同一世帯の方が市区町村役所の窓口で広域交付住民票の写しの申請、交付を行うことができるようになっております。そういうことも含めて、やはり外部、いわゆる市外の方々も、そういう対応ができるというようなことでありますので、財源等も関わりがございますので、このことについては、しっかりと調査をしてみたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長、調査するのは当然なんですよ。だけれども、調査する期間はもう既にあったんですよ。5番議員も2年前に細かく質疑、質問をしてるんですよ。そこで「調査・研究をする」というのを二度、その当時の市長も答弁されている。だから当局は事情は分かっているはずですよ。そういった中で、スピードアップをしてもらうために、特別交付税が今年度で切れるところが1年延びた。そして、運営負担金の負担する割合も少なくて済む。この時に、だから31年度末までにスタートができるという体制をつくって欲しいということで、調査・研究、結構でしょう。でも、これまでも十分やられていますので、後この1年半ぐらいの中でスタートが切れるようにやって欲しいという質問です。

○市長（下平晴行君） マイナンバーカードの普及状況等を勘案して、基幹業務システムの更新時期にあわせて対応してまいります。

○15番（小野広嗣君） 基幹業務の更新というものを先ほど冒頭でも言われました。例えば、自動交付機は12月で終了しますね、一応ね。これも更新をされるんですか。

○市民環境課長（西川順一君） それについても2年間一緒に延ばして使いたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ということはですよ、こっだけスピードアップして国が進めている。そして、低価格で導入する方向まで示している。いわゆる基幹システムの移行にあわせてとなると、先ほど言いました31年度内までにできないということですよ、それを分かっていますか。

○市長（下平晴行君） これは情報管理課との連携もございますが、そこは31年度という期限がありますので、しっかりと、その年度に向けて対応してみたいというふうに考えます。

○15番（小野広嗣君） なぜこういう質問をするのかといいますと、そういう状況にあるというのがあって、何でそんなふうになっているんだという思いがすごく強いわけですよ。結果的に市民の利便性を図らなきゃいけない、市民サービスの向上を図らなければいけないという状況の中で、足を引っ張っているような動きなんですよ、僕に言わせればね。

示されている国の動きは、半年で導入ができるんですよ。そういうシステムを今築いてるんですよ。三つぐらいやり方がありますがね、一つひとつはやりませんが。そして、経費がかからないように今進められている。だから、それを待って一緒になってということをやると必要はないんですよ。そっちより市民の利便性の方がよっぽど大事だろうというのが僕の思いです。

○市長（下平晴行君） 私も大変勉強不足で、そこら辺をもうちょっとしっかりと関係課と連携をとって対応してまいります。

○15番（小野広嗣君） 今市長のそういう答弁でありますので、ぜひちょっと前向きにスピードアップをして、取り入れられていくのは間違いないことではしょうけれども、ちょっとスピードアップをして欲しいなと思っております。

次は、市営住宅の関係ですけれども、もうはしょってやりますけれども、本年の3月30日に公営住宅の入居に際しての取り扱いについてと、国交省住宅局からの通知が県に来て、県から各市町村に下りるようになっていますが、これはしっかり受け止めていますか。

国交省の住宅局、住宅総合整備課長から都道府県知事様々、「公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについて」というものが発信されてて、この県内の事業主体、いわゆる本市も含めてですね。そこに周知されるようお願いしますとって通知が出されてるんです。

○建設課長（假屋眞治君） 公営住宅の保証人とか、そういうものについては把握していたんですが、その通知についてはちょっと、私の方が、今ここに手元に無いところでございます。

○15番（小野広嗣君） 時間があまり無いですので、市長ちょっと聞いてってくださいね、この中身。これが分かっていたら、答弁はちょっと違っていただろうなと思います。

これまでも質問をして、そして、それなりの緩和策はとっていただいたんですよ。2年半前にも質問していますからね。条件緩和はしていただいていますけれども、実際今回、条例のことまで言っているでしょう。条例の中から保証人の関係に関する部分は削除する、そういう時代に入っているんだよということがあって、そのことを通達しているんですよ、通達。こう書かれていますね、読みますね。「公営住宅への入居に際しての保証人（連帯保証人を含む）の取り扱いについては、事業主体の判断に委ねられておりますけれども、近年身寄りのない、単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後公営住宅への入居に際して、保証人の確保が困難になることが懸念されます」と。そして今回、これまで国が基準を示していたんですよ、公営住宅管理標準条例案というのを、これを大体基本にして、どこの地方自治体もつくっているんですよ。この中から、これを改正して保証人に関する規定を削除したんですよ。削除した。

そして、あくまでも、だからやれということは言えないんだけど、ほとんど自治体が、こういったものを参考にして過去条例をつくっているんですよ。だから技術的な助言として通知いたしますと。だから、住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう特段の配慮をお願いしますということで、保証人の確保がいかに困難かということが、るる述べられていますね。

考え方として、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることからの考え方、これを転換すべきであるとまで言っているんですよ、もう。僕は、このことがあったから、しっかり行政側が受け止めて、そして、本市においてはなおさらじゃないですか、何回となく言ってきたわけですから。こういった保証人の連署が必要であるという項目をですね、やっぱり条例から外すべきですよ、どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、そのとおりだというふうに思うんですが、ただ入居者の緊急時の連絡、それから家賃滞納への対応、保証、更に入居者の死亡時の明け渡しの対応を連帯保証人で対応していただいているという状況でございます。保証人が免除されますと、これらの対応が困難になっていくということで、現在に至っているという状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 十分そういうことは、過去に議論していますので分かっています。今言われたことも、こうありますよ。入居時において、緊急時に連絡が取れるよう、勤務先、親戚や知人の住所等、緊急時の連絡先はせめて提出させるようお願いしますと。

しかしながらですよ、これは保証人を取った場合でもですよ。しかしながら、「緊急時の連絡先が確保できない場合においても、入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします」とまで踏み込んでいるんです、国が。だから削除の例を示したんですよ、条例案の中で。ですから、うちも条例案からそれを削除して、今市長が言われたような連絡先、連絡員、どこに連絡を取ればいいのかと、そこを要綱等で対応できるようにしておけばいいわけじゃないですか、そこを言っているんです。

○市長（下平晴行君） そういう懸念されるのは、先ほど言いましたような連絡先、そういうことがありますので、もうちょっと、そこら辺の取り扱いの中身について関係課と調査をしてみたいと思います。

そして、おっしゃるように、その条例を作成することができるのかどうか、ここも検討・調査をしてみたいと思います。

○15番（小野広嗣君） これを受けて全国の自治体が、もう既にそういうことやってるところもあるわけですけども、それが拍車がかかったようにして進んでいくことは、まず間違いないんです。そのことにあっても、さっきのコンビニじゃないけれども、遅れをとらないでください。これは、はっきり申し上げておきますよ。

あと心配されるこのことに関しては、家賃債務保証業者登録制度というのがあったりして、これはますます増えていくということでもありますから、最低限ここで食い止めると、そういった懸念もですね。あと連絡人は、せめて用意すると。だけれども、それで取れないときでも配慮してくださいと言ってるんですよ。そういったことを十分勘案しながら、このことは検討を加えていただきたいと、これは強く要請をしておきますので、お願いします。

あと、セーフティーネット関係は、もう先ほど市長の答弁の中でも鹿児島県の協議会に今年の4月から加入されたということもありました。空き家対策、そして空き部屋、こういったことをしっかり活用していく、低所得世帯あるいは子育て世帯、様々な方々、あるいは障がいをもたれている方々、そういった住宅に入ることに對して困難を極めている方々がいるわけです。そういった方々と、いわゆる空き家、空き室のマッチングというのをしっかりやっつけていこうというのが今後の大きな流れです。そのためには、やはり市内の宅建業者なんかともしっかり組んでいく流れがありますけれども、ホームページを見ても、まだ7件、すぐ使えるのは、まだ2件、7件あって5件はまだ入れないですよ、簡単には、しっかりいじっていかなければ。今入れるのが2件、

そんな状況です。こういったものもしっかり、そういった業者と連携を取りながら取り組んでいく、この住宅セーフティーネットという観点でですね。福祉の観点からの取り組みというものについて、そういった連携が極めて大事、ここについて市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市では、鹿児島県居住支援協議会について、平成30年度4月より加入をしております。加入して間もないため、主だった取り組みがございませんが、今後はそういう住宅確保要配慮者に対する情報提供や円滑な入居促進を図るために取り組んでまいります。

○15番（小野広嗣君） 今回の制度改正も今市長が言われたように、この協議会の設置、これが大きなポイントなんですね。ここに加盟を4月にされたと、ただ大きな動きとなっていないということですので、そこの中身をしっかりと詰めていただいて取り組んでいただきたい。

それで1点だけ聞きたいんですよ、確認したいんですけど、この住宅セーフティーネット制度に関する説明会というのを昨年7月に福岡で午前、午後にわたって600人を集めて説明会をやっているんです。これに参加されているんですかね。

○建設課長（假屋真治君） そちらの方には参加していないところでございます。

○15番（小野広嗣君） よくこういう場で言うんですけれども、情報をしっかりアンテナを張ってやっていただければ、こういった情報は入ってくるわけで、入ってきたところにしっかり話を聞いて帰ってくると。その時点から考えると、もう1年近くが経つわけですから、新たな市長を交えた施策の展開というのがあり得るわけじゃないですか。そういったことを今後しっかり押さえながらやっていただければと思います。

次、教育委員会サイドに入ります。

教育長の方で、ざっと言われましたけれども、教育長、今回の指針の中で、ガイドラインの中で障がい者だとか、そういった方々に対する施策の展開ということで、その人たちに優しいDVDであるとかCDであるとか、あるいは絵本であるとか様々ありますね、拡大版の図書であるとか。そういったことの整備というのは、各学校できっちりできているんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回、第5次の図書館整備計画、これが第5次に出たということが、いかにまだ全国的に整備が進んでいないかという一つの現れなのかなというふうに思います。その中で今言われました障がいのある子供たち、あるいは障がいのある市民の方々への図書整備はどうなっているのかという御質問ですけれども、実際のところ、今、市内の子供たちの状況を見たときに視力の弱い子供が2人おります。この子供たちについては、大型の教科書を利用してやっているわけですけれども、市立図書館においては点字の絵本とか、それから大型活字本、そういうことについては整備されておりますけれども、学校図書館においては実際のところ整備が進んでない状況がございます。

したがって、今後このガイドライン等を参考にしながら、学校図書館でなかなか整備ができない状況というのがありますので、市立図書館とも連携を図りながら、できるだけ活用ができるような、そういう体制をとっていききたいなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） まさしく今答弁されたところで、そういうことを理解した上で、今回学

校図書館の充実という質問をしているんですね。中央図書館、市立図書館にはあるけれども、学校図書館には無い。例えば、今言われた中でも拡大図書だとかありますけれども、「LLブック」って今回ガイドラインに出てるんですね。「LLブック」って何だろうというふうに調べてみると、やっぱり障がいを持つ方々に優しくストーリーも簡単にしてある。そして、ルビが大きく、区切って、分かち書きですね、そういうふうに乗っている本がある。本市にあるのかと中央図書館に、市立図書館にあるのかということで調べてみた。検索でも今はできますのでね。やったら、4冊入っているんですよ。だけれども、これは学校図書館には入っていない。一番必要とされるのは学校図書館じゃないかというふうに思ったものですから、そこらはどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに今言われましたように市立図書館には、まだ十分ではないですけれども、整備が進んでいるわけですが、学校図書館には、そういう整備というのが進んでない状況がございますので、先ほど言いましたように、このことについては、やっぱり障がいのある子供たちも同じように図書に親しむ、そういう環境をつくっていくのが、私ども合理的配慮の立場から必要なんだろうと思いますので、今後どのような形で整備を進めていくのかということについては、今ちょっと答えられませんが、市立図書館の方に、まず十分な整備を進めていって、そこを十分に活用していくような方向が妥当なのかなというふうに思ったりもしております。

今後また、いろいろと勉強させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 理解しました。ちょっと少し検討を加えていって、対応方をお願いしていただきたいと。

冒頭、教育長も言われましたけれども、今回やはり18歳選挙権、主権者教育ということも含めて新聞の配置が決まりましたね。いわゆる中学校には2紙、高校は4紙、それで小学校も1紙ということで、こういった予算付けの中で、本市としてはどういう取り組みになっているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のガイドライン等に新聞等の図書館への整備というのが位置付けられております。

本市の状況を申し上げますと、小・中学校あわせて21校ありますけれども、新聞配置がなされている学校は16校ございます。中学校は全て整備がなされておりますけれども、小学校でまだ未配置の学校が5校ありますので、今後また、この新しい情報を子供たちが積極的に活用する意味では、新聞購読というのは非常に大事なことだと思いますので、残りの学校については早めに新聞購読についての導入を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 新聞の件に関しては、すごく今からの問題であります。もう導入しているところは多いですからね。そうすると学校図書館の出番ですという、記事を読んだんですね。そうすると、すごいですよ、どこもかしこもすごくやっていると思うのは、結局、学校司書が、難民、社会保障、認知症、子供の貧困、60以上のテーマを持ってファイルを作成する。そして、子供が自分の進路に関わる記事を探して読めるように工夫してるというんですよ。そして、B中学校では7紙の新聞を購読し、図書教材とともに探究学習に利用し、語彙力や読解力、表現力な

ど学力向上の役に立っていますとか、モデル的なものが、まだ他にも載っています。一度読んでいただければと思っていますけれども、この新聞の活用というのは、僕は議員になったときから、こういった場で述べているんですけど、なかなか進んでないなという気がしてなりません。これは前向きに捉えて進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、本市の各小・中学校の図書の充足率、達成率、これは100%達成していない状況だけ教えてください。

○教育長（和田幸一郎君） 図書の充足率は、平成29年度が93%でございます。あと7%ほど達成できておりません。

どうしても、例えば、校舎改築とか、そういうときには一気に廃棄したりするという状況がありますが、これはもちろん100%を目指して、地方交付税措置されておりますので、目指していきたいと思いますが、一番新しい数字は93%という状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 特に今回の質問で、ちょっと言いたかったのは、「学校長を図書館長にする」というのが、ガイドラインで示されていますね。教育委員会が学校長を図書館長として指名するというのも可能だと、また、そうあるべきだというふうに展開をされています。この点についてはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 全ての教育活動は学校長が責任を持つということになるんだろうと思います。私も、読書指導というのは、生徒指導、学習指導と同じように重要な意味付けを持っているというふうに思いますので、学校長がやっぱりリーダーシップを発揮して、全ての職員が読書活動に向けて取り組めるような体制をつくっていくことは非常に大事なことだと思っておりますので、学校の体制づくりとして、学校長にきちんとした図書館整備のことについての責任を持ってもらうということについては、今後このガイドライン等もまた参考にしながら指導してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） そうであればですよ、学校長が、そういうふうになることによって教職員、学校司書、そして司書教諭、学校司書補、それぞれ変わっていくと思うんです。学校図書館が変われば学校が変わるし、地域が変わる。教育力もアップしていくと、今回通告してないから聞けないですけどね、別の機会に譲りたいと思います。

そういう意味では、学校長を図書館長とする。学校長の名刺があれば、その裏側に何々小学校図書館長と名前を入れればいいじゃないですか、名刺を作って。そうやった本人が動くことによって、教職員の意識が変わると。そこまでやっているところもあるんですよ、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回、こうしてガイドラインの中で図書館の重要性というのが改めて明記されましたので、私の方も、これまで以上に学校図書館の重みということを学校長には理解をさせていきたい。ある意味で、校長先生方については、学校図書館長という、そういう重い意味も持っているんだということも、今後十分認識をさせるように進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 学校図書館の本が古くなった、そのことに教員が気付くということが大

事だとも言われていますね。例えば、「冥王星」が今は「惑星」と言わないんだと、「準惑星」と言うんだと、そのことが誰も気付かないけど、担当課の理科の先生は気付くと。そのことによって本の差し替え、廃棄をしていくと。こういった見直しというのはすごく大事、子供に新しい情報をしっかり入れていくというのが学校図書館の役割と、そういうのがあります。もう少し言いたいこといっぱいあったんですが、時間がないですから言えませんので、そういったことも含めて、学校図書館の役割というのが、いかに大事か、学校長、当然そこに携わる司書の方々、そして教員の方々、この質が上がっていくと、ますます教育力も上がっていく。そして、お互いの学校で学校間競争、いい意味での競争が生まれてきて、市全体として学力も上がっていくと。そういうことをぜひとも捉えて前向きに進めていっていただきたいと思います。最後に答弁を求めます。

○教育長（和田幸一郎君） 議員が最初の質問のところで、「主体的で対話的で深い学び」ということを言われましたけれども、学校の読書活動というのは、まさにそういう活動でありまして、学び方を学ぶ場が図書館なんだろうと思います。

学校で子供たちが読書をするこの意味というのは、いろんな意味がありまして、言葉、それから表現力、それから感性を磨くとか、想像力を磨くとか、そういう本当に大事なことを図書館で学ぶことができますので、そのことがひいては今議員言われますように、学力向上につながっていくだろうし、それからまた、生きる力にもつながっていくんだろと思いますので、私もこれまで以上に読書活動については、今後力を入れて志布志市の読書活動というのが、どこにも負けないぐらいの、そういう充実した活動ができるように推進してまいりたいと、そういうふうに思っております。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。2時35分まで10分間休憩いたします。



午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 皆さん改めまして、こんにちは。8番、会派公明志民クラブの小辻一海でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先に通告をいたしました4項目について質問いたします。執行部の誠意ある明快な答弁をよろしくお願いします。

その前に、私も選挙後にこの場に登壇するのは初めてでございますので、まずはじめに、今回の市長選挙において激戦を制し見事初当選され、2月に就任された下平新市長に改めて心からお

祝い申し上げます。志布志市のトップリーダーとして、様々な施策をどのような方向で政策として実行されていかれるか、市民の皆様と共に大きな期待を寄せているところでございます。

また、武石副市長におかれましても、御就任おめでとうございませう。これまでの行政経験を十分に発揮され、下平市長の補佐役として頑張ってくださいと思います。

私も同時に行われました議会議員選挙で、多くの市民の方々の御支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。——————引き続き行動力と情熱を持って、本市の発展のため頑張ってくださいますので、市民の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次質問してまいります。

まず、環境行政について2点ほどお伺いいたします。

地球環境に最も関係の深い生物多様性地域戦略策定に向けた取り組みの状況で、今回4回目になりますが、前回の答弁で前市長は「生物多様性地域戦略の策定については、2020年まで重点策として取り組む」と答えられ、下平市長の施政方針の中でも生物多様性の保全の観点から、「平成32年までの生物多様性地域戦略の策定に向けて取り組む」とされています。

そこで、市長は議員時代からも作物の有機栽培など無農薬を推進され、自然環境を大事にする環境行政は、よく理解されると思っておりますが、市長の生物多様性地域戦略に対するお考えと、策定に向けた現在の推進状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 小辻一海議員の御質問にお答え申し上げます。

生物多様性地域戦略につきましては、議員御指摘のとおり、平成32年度を策定目標に現在進めているところでございます。この生物多様性の重要性は、私も環境問題に興味があり様々な問題に取り組んでまいりましたので、十分認識しているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、志布志市生物多様性地域戦略策定検討委員会設置要綱を定め、昨年8月30日に市内外の委員において、第1回志布志市生物多様性地域戦略策定検討委員会を開催したところでございます。その中において、市内における生物多様性の記録や希少生物の保全や特定外来種の対策等、今後の対応策の検討をお願いしたところでございます。

また、今回市役所内において、課長級で構成する地域戦略策定検討会を開催し、必要性についてお願いをしたところでございます。あわせまして、鹿児島県自然保護課とも今後の進め方など協議を進めているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市長、前回は同じような答弁をいただき何も前進していないような気がするところです。策定まであと2年しかないんですよ、大丈夫ですか。「平成29年8月30日に第1回目の生物多様性地域戦略検討委員会が開催された」と答弁がありましたが、その後、何回検討委員会が開催されたものかお尋ねします。

○市民環境課長（西川順一君） この策定検討委員会については、その後開催をしていないところでございます。

○8番（小辻一海君） 「第1回目の生物多様性地域戦略策定検討委員会を開催し、定期的に関

催していく」と、前市長は答えられていますよ。その検討委員会から約9か月経過しますが、今まで開催されなかった理由は何ですか。

○市民環境課長（西川順一君） 2回目の検討委員会の中で、国の支援事業、生物多様性地域戦略策定に向けた専門家派遣等支援事業というのを活用する予定でしたが、既に検討委員会も設置され、策定に向けた取り組みが進められており、国からは「専門家の派遣はできません」というような回答もあったため、その後の進め方等を調整してきたんですが、なかなか進まず実施できなかったところがございます。このことについては、非常に私たちとしても反省をしているところがございます。

○8番（小辻一海君） これは市が重点策として取り込まれる事業の検討委員会も、最初のメンバー構成の設置委員会だけの1回だけしか開催されていない状況、このことは今回の補正予算でメリケントキンソウ撲滅の件を同僚議員と質疑しましたが全く同じことですよ、真剣さが足りない気がします。他の市町村は、3年から4年の期間を要して策定していますが、本市は残された2年間で具体的にどのような考えで取り込まれるのか。それと検討委員会を通してスケジュールをつくるということでしたが、具体的な基本的スケジュールと、そのスケジュールの進捗状況は、どのあたりまで達成されているのですか、お示してください。

○市民環境課長（西川順一君） 今年度、市内外の有識者による検討委員会をこの6月議会が済んだらすぐに1回目の開催をしたいと考え、その検討委員会を2回程度開催し、そしてまた、庁舎内の課長会をつくる、庁舎内のそういう会議を先日開催しましたが、そういう会を2回ほど、そしてワーキンググループ等も開催しながら、そういう三つの会議でキャッチボールしながら、今年度はやっていき、そして来年度、31年度、また年2回の検討委員会の会議では非常に少ないというふうに考えておりますので、4回程度の開催を考えております。

そして、その中でいろいろ記述していきながら、そして32年度には更に検討を加えて作成をしたいと、そういうようなスケジュールを考えているところがございます。

○8番（小辻一海君） スケジュールもまだできていないんですね。

ただいまの答弁をお聞きし、しっかりとしたものができるか全く危惧するところです。生物多様性地域戦略策定の第一歩は、本市の生物多様性の実態把握をすることだと思いますが、市の地域戦略策定のための実態調査は、どのように進んでいるのかお伺いします。

○市民環境課長（西川順一君） その実態調査については、今のところまだ行っておりません。

今、当初予算で若干の予算はいただいておりますが、まだ実際、具体的にその実態調査は進んでおりませんが、今年度から早速この検討委員会のメンバーにも、そういう専門の方がたくさん入ってきてもらっておりますので、そういう方と協議しながら、今年度からしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 実態調査につきましては、先ほど申し上げましたが、地域戦略策定の第一歩と考えます。

既に生物多様性地域戦略策定を完了した自治体を私なりに調査したところ、コンサルタントに

託し、地域ごとに生物の生息、生育状況を把握した自治体や地域内の環境団体、個人などが保有するデータを取りまとめ策定した自治体など、実態調査の取り組みは様々であります。

本市では、平成21年2月から9月までの間、志布志市農村環境計画策定の時に実施された生態系調査の結果の報告がありますが、生き物や植物の生息、生育の環境は水田などの耕地整理や耕作放棄などで年々変化するものと考えますので、早急に実態調査を実施すべきだと思いますが、そのあたりの考えはどうか。

○市民環境課長（西川順一君） ありがとうございます。その点について、本当にそういう、その農村のそういう環境基本計画でしたか、つくったときには、私も一緒にその委員に入っていたところでした。

コンサルタント会社をお願いして、あちこちのところを点的に調べたというような所もありました。そういうのも参考にしながら、あるいは今回は自前でやっつけようということですので、しっかりと市民の方が、そういう方もたくさんいらっしゃいますので、十分その人たちの手伝いをいただきながら、早急にそういうことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 早急をお願いします。

市の重点策である生物多様性地域戦略策定の予算は環境衛生費の計上だと考えますが、当初予算を確認してみますと、予算が目に見えないところですが、2年後に地域戦略の策定が迫ってきている大事な時期に、この予算編成を心配するところですが、担当課では十分と判断されたのか、そのあたりはどうか。

○市民環境課長（西川順一君） 当初予算に報償費として3万円程度、そして、委託料として20万円程度、そして、今回の補正でまた報償費に6万3,000円程度、そして需用費に5万円程度、総額で33万円程度の予算が、この生物多様性ということをお願いをしているところでございます。

今年度においては、そういう市民の皆さんの協力をいただきながら自前で作成していくと、そして、その作成については環境省が示している生物多様性地域戦略策定の手引きというのが発行されておりますので、そういうのを読み見ながら、しっかりと自前で身の丈にあったというか、しっかりと実効性のあるものをつくっていききたいという思いから、当初と今回分も合わせてですけど、このぐらいあったら十分な調査ができるのかなという判断でおりました。ただ、今後また早速この後、検討委員会を開催する中において、もっとこういうことが必要だよねというのが当然あるかと思えます。その時には、また更に次の議会で補正するとかいうようなこともあるかと思えますので、その時にはまた、どうぞ御検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○8番（小辻一海君） 課長、あのですよ、市長は施政方針で第2次、これですよ、「第2次志布志市総合振興計画に掲げた施策を体系的かつ効果的に推進しつつ予算編成を行った」と述べられています。生物多様性地域戦略策定は、第2次志布志市総合振興計画の中でも、目標値を平成33年度は策定済みと明記されていますよ。今回の施政方針でも、平成32年までの生物多様性地域戦略の策定に向けて取り組むとされています。策定まで、わずか2年と迫っている大事な事業だ

と考えます。このような重要な事業は、首長が代わっても行政施策は引き継がれるものと思って当初予算に期待しましたが予算に見えてこない。補正予算を期待しましたが、これまた、どこに計上されたか分からない。他の市町村は、コンサルタントに委託したりして、3年から4年の期間を要したと聞いています。この実行に伴う予算計上を先ほどもろもろ言われましたが、その予算で大丈夫ですか。

このような重要予算を担当課は当初、補正予算編成で財務課に予算要求されたのか、財務課査定、市長ヒアリングで予算通過しなかったのか、そのあたりの予算編成についてお伺いします。

○市民環境課長（西川順一君） この予算につきましては、当初予算において当然財務課ヒアリングを行っていただき、その中におきましては、当初予算においては、やはり今回は骨格予算だというようなことで、そういう経費については、政策的な経費については、6月の補正で施政方針とともにというようなこともあったものですから、このような上程という形になりました。

○8番（小辻一海君） この事業は、重要事業ですよ。

策定まで、わずか2年と迫っている大事な引き継ぎ政策事業だと考えますが、担当課が一生懸命、先ほどから聞いていますと動いていらっしゃいます。担当課だけが一生懸命になっても前には進まないと思いますよ。

先ほど、庁内の会議を設置されたということで、13日に委員会を設置されたとのことでありましたが、これもですよ、失礼ですけど、ここは違ったとは思いますが。私が質問の通告後に慌てて会議、委員会などを開催されたところじゃなかったですか、私は、そう考えますがね。通告して、昨日おとといですよ設置されたのが。このことは、市長が前からやるということで会議録にも書いてありますよ。担当課も多くの事業を抱えて大変とは思いますが、実施すると答えられたことについては、早急に取り組んでいただきたいと思います。

過去の一般質問の中で、コアジサシの保護の問題、メリケントキンソウ撲滅の取り組みの状況、有害鳥獣被害対策の問題、3月に出ましたフクロハイゴケの植物の保護の問題等々、これらの問題解決の基礎となるのが生物多様性地域戦略だと思いますよ。この重要性を市はあまり重視していらっしゃらないのか、積極的な取り組みが足りないような気がします。

市長、今までのやり取りを通して、このような現状を見てですよ、どう考えられますか。

○市長（下平晴行君） 生物多様性地域戦略策定についてでございますが、先ほど課長が答えましたとおり、いわゆるコンサルタントに依存しない自分たちで策定するという考え方で予算計上もしていないというふうに理解をしているところでございますので、これは、おっしゃるように33年度までに策定するとなっております。

その間、32年度までの策定に向け取り組んでいくということですのでしておりますので、その間、関係課だけじゃなくて、全体で、このことについては取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） 市長、答弁されましたが、今年は30年ですよ、32年といえば、もう来年、再来年でということですよ。あと2年しかないですよ、ですよ。

このことについては、市長が言われました職員一丸となって取り組んでいくということです。

私は、やかましく言っているのではないんです。心配をしているんですから、市長も生物多様性地域戦略策定には理解も示された答弁をされました。くどくど言いませんが、策定までわずか2年と迫っているんですから、誠意ある真剣な対応をお願いして、この質問の2点目に入ります。

生物多様性地域戦略策定に大事なことは、地域に住んでいる市民の方々の協力だと考えます。そこに住んでの方が一番環境の変化に気付くのが早いと思っていますので、生物多様性についての認識を深め理解していただく必要を感じますが、そのためには、市民がどのように関わってくるかということが重要になってくると思います。

そこで、生物多様性地域戦略策定への市民参加は、どのような形で進められるのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、市民の理解や協力が必要不可欠と、十分認識をしているところでございます。

そのため、現在設置している検討委員会においても、市内で精力的に活動していただいている団体の代表者も委員に入らせていただいております、それぞれの団体の活動の一環で観察会や鑑賞会など、各種イベントにおいて市民への啓発をお願いできればと考えております。

なお今後、地域戦略を検討していく上で、他の分野において更なる意見等、必要とする際には意見を聴いたり、場合によっては検討委員会へ参画していただき、より実効性のある地域戦略を策定してまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、市の広報紙や、マスコミ等を活用し、市民の理解をいただけるよう、今後も啓発を進めてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長も少し触れられましたが、市民の方々に認識や理解を深めていただくため、市民、学校、事業所、各種団体等々に対話を広げて、植物、水、鳥、外来種などをテーマにイベントや自由に意見・提案を出し合うワークショップ、また学校での第2土曜日の土曜授業や、家庭教育学級を活用して、講師を招いて生物多様性の保全や生物多様性地域戦略の環境学習などを開催する考えはないか。

また、講師については、生物多様性地域戦略策定検討委員会の委員の方や、先ほど質問の中でありましたが、65歳以上の知恵袋となっている、いろいろな環境知識を持っていらっしゃる方々に依頼を検討されたらと思いますが、どうでしょうか。

それと、このことについては、教育長に通告はしていなかったのですが、お願いしてありますので、よろしく申し上げます。

市長から、よろしく申し上げます。

○市民環境課長（西川順一君） とてもいい御提案をいただきましてありがとうございます。

そういうことで、私たちとしても、しっかりとそういう市民への周知が行き届くよう精一杯取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

生物多様性の保全というのは、私は学校で言えば環境教育そのものだというふうに思っています。

環境教育というのは、まず子供たちが環境のいろいろな問題に気付くということが一つ、それから、そのことについては、どういう対応をしたらいいかということを理解していく。そして、最後には行動するという、この三つが環境教育を進めていく上で大事なわけですが、まず議員が今提案されましたように「生物多様性」、言葉は難しいですけども、環境そのものに対してのいろんな状況子供たちにも理解をしてもらおう場というのは、すごく大事だと思っておりますので、どういう時間に設定するかというのは言えませんが、確かに土曜授業なんかも活用できるように、それから家庭教育学級、これも大事だろうと思います。

今私が考えているのは、中学生を対象にした志学教室は講話の時間も設けておりますので、そういう場を利用したりとか、それから先生たちを対象にした志学塾というのも実施しておりますが、先生たちも、こういうことについては理解を深めていくことも大事なかなと思ひまして、そういういろんな機会に、この生物多様性のことについて関心を持ってもらって、実際、今度は行動できるような、そういう市民を、そういう子供たちを育てていくことが大事なかなと思ひますので、前向きに受け止めて実施をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○8番（小辻一海君） この生物多様性地域戦略策定については、全国的にも、この基本法ができた当初よりも全体的に一步足踏み状態になり、現在重要性が認識され、早急に動き出したのではと感じています。

本市では、環境に関心のある方も多くいらっしゃいますし、市民の方々の中には熱心に研究されている方もいらっしゃいます。そういう方々も参加していただき、できるだけ手づくりの志布志市独自の生物多様性地域戦略を策定いただければと思ひているところですが、その点はどうでしょうか。

○市民環境課長（西川順一君） ありがとうございます。私たちも、全くそのように思ひおひまして、他の市町村の作成したものを見ますと、コンサルタントに丸投げというようなこともあったりしたもんですから、これはやっぱり市民のこういう生物多様性の重要性の啓発を図るには、ちょっと面倒くさくはなるんですけども、何とか一緒に声を掛け合ひて協力しながらつくっていった方がいいなと思ひおひまして、今後そういう独自のより実効性のある身近な、そういう地域戦略をぜひつくってまいりたいというふうに思ひおひします。

○8番（小辻一海君） 課長、面倒くさいんじゃないんですからね、そういう答弁はおかしいですよ。重要政策をするというのにですよ、面倒くさいとは、ちょっとですね、しっかりと対応をお願いします。

先ほど、市民の方々に認識や理解を深めていただくための提案をいたしました。生物多様性地域戦略策定委員会の窪さんが、大きな病氣から復歸され、環境学習に頑張っていることが、12日の南日本新聞でも報道されましたが、本人が自ら主催して生物多様性の理解や外来種の駆除対策のワークショップ的な環境学習を3日と10日に開催され、82人の児童、保護者が参加

したとのことでした。これには、私も2回とも参加させていただき、本当に感心させられました。

市長は御存じだったか、あわせてそのような個人の環境活動の取り組みについて、市長、課長はどう感じられたかお聞きしまして、2問目の道路行政に入ります。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃったように「外来種捕獲環境を考える」という記事で掲載されておりました。これは、おっしゃるとおり環境省、環境カウンセラーの窪健一さんが市内の親子連れを集めて生物多様性外来生物についてパネルを使って説明したり、実際に外来生物の駆除を行ったりした学習会については、大変すばらしいことだと感じておりましたし、新聞の記事でもありましたが、楽しみながら学習することは、とても良い活動であったというふうに思います。

おっしゃるとおり、窪健一さんは志布志市の環境については、ごみ問題からいろんな形で一生懸命取り組みをされておられますので、大変貴重な方だと認識をしております。

○市民環境課長（西川順一君） 先ほどの「面倒くさい」というような言葉のことですけれども、私自身が、いつも「面倒くさいことは大切なことなんだよ」というようなことをいつも思っているものですから、そういう発言をしてしまいました。不適切であったかと、訂正いたしたいと思っております。

その新聞記事につきましては、この生物多様性の重要性からしたら非常にいいことだなということで、私としても非常に感心しているところでございます。そういう情報が、本人からもたらされたものですから、うちとしてもしっかりと応援していこうねというようなことを職員には指示をしていたところでございます。

今後とも、そういういろんな教育の小・中学校の現場とか、あるいは、ふるさとづくり委員会の現場とか、そういう生物多様性につながるような活動はしていってほしいと思いますので、そういうところに出向いて行って、しっかりと必要性とかいうことについても話をしきっていきたいと思っております。

○8番（小辻一海君） 市も真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、道路行政について、2点質問してまいります。

まず1点目は、県道110号線、塗木大隅線の道路改良工事についてでございますが、市長も、この路線の確認をされたとのことで、道路状況はお分かりになっていると思います。この路線は、尾野見小学校、松山中学校の通学路でもあり、あの狭い危険な道路を児童生徒が毎日通学しているわけです。また、田之浦、森山、四浦を中心に多くの市民に利用されています。

また、東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジ、都城志布志道路の松山インターチェンジに接続する重要地方道路でもあります。早急な整備が待たれるところですが、この路線に対しての重要性について、市長はどのような認識をお持ちであるか、まずお伺いします。

○市長（下平晴行君） この路線は、おっしゃるとおり生活道路並びに農畜産物の物流を担う重要な路線でございます。

志布志港の発展に伴い、農畜産物の生産拡大とあわせて輸送トラックの大型化、高速化が進ん

でおりますが、現況はカーブが多く道路幅員が狭いため、車両通行等の離合に支障を来している状況であるということを確認しております。

○8番（小辻一海君） ただいま市長の方から答弁がありました。この大野原地区改良工事が今進められているわけですが、市の協力で22年間中断していた田之浦郵便局前から尾野見宮下地区に通ずる約3.4km、未改良部分の改良工事が着手されていますが、現在進められている大野原地区局部改良工事の完了時期は、いつになるかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 県道塗木大隅線の県単道路整備改良工事大野原工区についてのことでございますが、局部改良工事を平成29年度の繰越事業として着手していただいているところでございます。現在、車道の置換工、舗装工を先行して、市が管理する水道管の移設を行っております。

事業の完了時期につきましては、おおむね8月末を完了予定と伺っております。

○8番（小辻一海君） この道路は、22年間中断していた未改良部分の改良工事が局部でも地域の方々は大変喜んでいらっしゃるところでございます。

市長は、3月の同僚議員の質問、ただいまの答弁でもありましたが、着手されている局部改良工事は、平成29年度の繰越事業であるということですが、大野原地区の改良工事に、この工事が完了したら入ると、3月の同僚議員の質問に答えられておりますが、この大野原地区改良工事が8月末に完了するとのことですが、本年度は大越地区のどの区間で改良工事が着手されるのか、分かっている範囲で結構ですので、お示してください。

○市長（下平晴行君） 大越工区の今後の計画はどうかということですが、平成28年度に測量設計をしております。平成29年度に用地買収が完了しておりますので、そういうことでの計画でございます。

○8番（小辻一海君） 本年度の改良工事については、御答弁をいただきましたが、非常に有り難いことだと思っております。

この路線については、改良工事が20年以上中断していた路線で、長いトンネルから光が見えてきた気がして地域の人も大変喜んでいらっしゃいます。県の厳しい財政状況の中、予算の獲得も大変厳しくなってきたとは思いますが、また、全面改良の事業実施というものについては、優先順位があることも理解し、なかなか時間がかかると思っていますが、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議の先生とも連携を強めながら、一日も早い全面改良の要望のお願いをし、不可能を可能にすることが市長の政治力だと思いますが、市長の今後の取り組みについて考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり全線にわたっての改良は必要であると認識をしております。毎年、曾於地区土木協会の活動の中で要望をしておりますが、多額の事業費と長期期間を要するために危険な箇所を少しでも早く解消するため、県単道路整備事業での局部的な改良をお願いしている状況であります。

おっしゃいましたとおり、要望活動としては県議並びに私も国の方にも出向いておりますので、そういう事業の必要性というものをお願いをしてトップセールスをしてまいりたいというふうに

考えております。

○8番(小辻一海君) 3月にも同僚議員が質問されましたが、改良工事の完了している宮下地区から論田地区と大野原地区に分かれている未改良箇所から約150mの山手側の県道区間が大雨のたびに決壊しているようですが、道路改良を行っても雨のたびに決壊となれば、そのたび改修工事の繰り返しとなることは危惧されますが、山手側を買収して治山工事か法面工事などの他の事業にあわせて道路整備する事業はないものか、あわせて県は現在も同一路線に2地区の改良工事は採択しないことについての方針は変わらないものかお伺いします。

○市長(下平晴行君) 県単道路整備事業は、1市町村1事業が原則であります。複数の事業採択はされない状況であります。大越工区を要望しているという現状でございます。

県に確認に行ったところ、「別事業での実施は無い」と回答をいただいているところでございます。

○8番(小辻一海君) この路線については、地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますが、全面改良という形の事業実施というものについては、先ほど市長も答弁があったとおり優先順位もあり、なかなか時間がかかると思っています。現在進められています極めて危険性の高い区間を優先に局部改良を継続していただき、全面改良まで切れることなく改良工事の続行に向けた要望を検討・協議する必要があると思っておりますが、その点についてはどうですか。

○市長(下平晴行君) おっしゃるとおり、やはり道路が一番でございますので、道路の整備を極力早めに行えるようお願いをしております。

○8番(小辻一海君) 地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、一日も早い全面改良を期待して、道路行政についての2点目に入ります。

国道220号線沿いの上天神ガソリンスタンド前の歩道整備と信号機設置に向けた進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。

前回の一般質問後も、何回となく死亡事故につながるような事故が発生しているとも聞いており、大きな事故を危惧しているところです。

この歩道整備については、大隅河川国道事務所において、地元の意向が確認でき次第、新規事業箇所として本年度に予算計上をしていくとのことでしたが、地元の意向確認、事業予算要求について、現在の状況をお示してください。

○市長(下平晴行君) 御質問の上天神ガソリンスタンド前の歩道整備についてでございますが、大隅河川国道事務所を確認したところ、上天神ガソリンスタンド前の歩道整備については、本年度より新規事業として採択されたとのことでございます。

信号機設置については、設置場所確保のため歩道整備が必要でありますので、整備を行いながら要望をしてみたいというふうと考えております。

○8番(小辻一海君) 平成30年度の予算として予算措置ができたとのこと、地域にとっては少しずつ解決に向けて進んでいくことについて、有り難い答弁だと思っております。

地域の方々には、一日も早い歩道と信号機設置の実現を望まれていますので、よろしくお願いし

ます。

先ほど信号機設置については、まず歩道設置が必要とのことで、歩道整備を行いながら、県の公安委員会へ信号機の設置に向けて要望をしていくとのことでしたが、県公安委員会とはどこまで協議が進んでいるのかお伺いします。

○建設課長（假屋眞治君） 今答弁がありましたとおり、まずは歩道が確保できないといけないということで、そのことの正式な要請については、その後になろうかと思えます。

ただスクールゾーン委員会等がございまして、その中では必要性とかいうことについては、協議をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 先ほど言われましたが、歩道を拡幅する歩道整備となれば、地元の方々の全面的な協力が必要になると思うのです。地元には国道事務所からの進捗状況など、説明のたびに報告をしていただき、地元の協力を全面的に賜りながら進めていただきたいと思います。

歩道整備、信号機の設置について、最終的な段階の地元同意と協議はどのようになされていくのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 昨年末から歩道整備予定区間の関係地権者に戸別訪問して意向確認して、国に要望書及び同意書を提出しております。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

歩道整備と信号機設置を早急に進めていただくことを要望し、市長の強い意志をお聞きしまして、3問目の6次産業化について質問をいたしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、議員の言われるとおり、あそこは大変危険な状況と申しますか、歩道等も含めて信号機があることで、交通事故を防げるということもありますので、今おっしゃったように早急に対応できるように取り組みをしてまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

○8番（小辻一海君） では、次の6次産業化にいきます。

市長は、施政方針で「創業や企業、事業承継について起業支援センターの組織づくりに取り組む」と述べられています。そこで市長は、議員時代の一般質問で「1次産業の振興策が極めて大事になってくる6次産業化をどのように考えているか」と質問され、6次産業化の振興に積極的と思って期待していましたが、今回の施政方針に出てこなかったもので、6次産業化の振興に関心がなくなったのかと残念に思ったところです。

市長も御存じのとおり、1次産業の農林水産業振興策として極めて重要になってくるのが6次産業化だと思いますが、6次産業化について、まず市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、本市は農業を基幹産業としておりまして、1次産業の振興を図ることは、本市の発展につながると考えております。本市は恵まれた風土を生かして様々な農林水産物を生産し、関東や関西などの大規模な市場に向け出荷をされております。

しかし、市場価格の変動や市場からの距離が遠いことによる流通経費等がネックになりまして、生産者の所得向上につながりにくい状況でもございます。

今後は、生産した農産物をそのまま市場に出荷するだけでなく、生産から加工、流通、販売にわたる多角的な6次産業化の取り組みが本市の農林水産業の発展には欠かせない課題と認識をしております。関係機関と一体となって推進していかなければならないと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 今の答弁で、市長も6次産業化の振興について関心をお持ちのようで安心しました。

では、第1次産業である農林水産業の振興策として重要になってくる6次産業化の推進に向けた今後の取り組みについてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国においては、平成23年3月に六次産業化法が施行され、地域資源を有効に活用し、農林漁業者等による取り組みに対し支援し、総合的に推進することとしております。

鹿児島県においても、「鹿児島6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化に取り組みたい農業者等に対して支援する仕組みもできております。

農業者等が自らの農産物を加工・販売する6次産業化を進めるには、「六次産業化・地産地消法」に基づき、総合化事業計画の認定を受け支援等を受けることとなりますが、市といたしましても、基本的には「鹿児島6次産業化サポートセンター」と連携を図りながら、6次産業化の実現に向けての支援を行っているところでございます。

また、必要に応じて生産者を含めた6次産業化サポートセンターや、総合化事業計画のプランナーとの情報共有の場を設けて指導・助言を行いながら、円滑な事業推進ができるよう支援をしております。

また、鹿屋市に県が整備した大隅加工技術研究センターでは、商品開発のための加工施設が整備されて品質管理や販路開拓などの相談も受け付けております。本市の生産者の施設利用もあるところでございます。

本市といたしましては、基幹産業である1次産業の地域資源を活用し、農産物の付加価値の向上と販路拡大を目指す生産者を今後も継続して支援して、生産者の農業所得の向上と経営の改善につなげられるように努めてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 6次産業化の推進について前向きな答弁をいただきました。

本市の基幹産業である第1次産業は、市の人口減とともに担い手不足が深刻な状況にあります。そこで1次産業の担い手が加工、販売、民泊を行い2次産業、3次産業を組み合わせ、または他業種との連携によって新たな農林水産物のビジネスを創出していく担い手が6次産業化へ取り組む支援・育成も重要になってくると思いますが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 6次産業化は農産物の加工のほか、農産物直売、観光農園、農家民宿、農家レストランなど様々な形態があります。農産物の加工については、近年加工を担う企業の進出により、原材料の生産を依頼される場合が多く見られ、その際、新規就農者が生産を担う状況が生まれております。

市としましては、機械導入の支援、農業次世代人材投資資金の手続き支援などを行い、また県

の畑かんセンターと連携し、土づくりなど技術的な支援も行っております。

農家民宿については、“志” ツーリズム協議会で資格取得の支援を行っており、様々な角度から支援・育成を行ってきております。同協議会へは、農業公社研修卒業生も2軒加わり、修学旅行生の受け入れなど、積極的に参加をいただいております。更に県が主催する食のプロデューサー育成セミナーでは、食品加工、流通、衛生管理について実践的な研修が行われますが、本市からも4名の方が参加をしております。

しかし、施設整備を行った後、黒字化するまで4年以上かかっているという県の調査もあることから、綿密な計画を立てながら、それぞれ希望される形での支援を行い、後継者を育成していかなければいけないというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） ちなみに現在、本市で6次産業化に取り組まれている事業者の数と、本年度に取り組みを予定されている数、また六次産業化・地産地消法に基づく国の総合化事業の認定数が分かればお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 平成27年度から平成29年度までに延べ11団体が県内外において商談等を実施しております。

近年の動きとしましては、従来の販売方法に加えて加工品を農家民泊や農家レストラン、カフェなど、販売提供する新しい取り組みも始まっておりますので、様々な支援の方法を考えていく必要があるというふうに思っております。

しかし一方では、初期の設備投資や雇用拡大により、経営が低迷する場合もあり、計画の段階からしっかりした支援が必要と考えております。引き続き、県やサポートセンターと連携を図りながら推進していきたいと考えております。

数については、課長の方で答弁をさせます。

○農政畜産課長（重山 浩君） お尋ねの今取り組んでいらっしゃる事業所につきましては、農政畜産課で把握している分については28件ございます。

それから、今年度新しく取り組まれるところについては、まだちょっと把握はしていないところでございます

それから、国の支援を受ける総合化計画を策定されて認定された案件につきましては、1事業体が認定を受けております。以前、もう1団体ございましたが、それについては、ちょっと事業を断念されまして、現在認定取り消しというようなことでございます。

○8番（小辻一海君） 本市の取り組みは、まだ少ないようですが、6次産業化に取り組むことが、これまで以上に本市の農林水産物に付加価値を付け商品開発を行うことで、地元経済の振興につなげ、製造・販売による雇用の増加や、志布志市の食・グルメを求め、市、県外から訪れる交流人口の増加や移住・定住の促進にもつながると思っておりますが、市長の考えはどうか。

○市長（下平晴行君） 実際に本市に移住して就農された方が、自身で作った農産物を加工・販売しております。

また、農家民宿を経営して市外からの宿泊客を受け入れているなど、交流人口の増加にも貢献

されております。このように6次産業化を推進することで、交流人口、移住・定住人口の増加につながればと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長も、そのあたりは十分理解されているようです。

本市の農林水産物の付加価値対策として、新商品の開発や各種支援を行って、本市の魅力ある多様な地域資源の掘り起こしで、志布志のブランド化の確立に向け、積極的な6次産業化の推進を要望して4問目の財源の裏付けについて質問してまいります。

午前中の6番議員の行財政運営の健全化についての質問で、ほぼ答弁されていますので、内容が重複しないように注意をしながら質問してまいりたいと思います。

市長は「市民目線で市民が主役のまちづくり」を政治理念に掲げ、「市民生活の利便性向上」の実現に向け五つの政策ビジョンを柱とした市政に対する基本的な考えを所信表明で述べられ、今回の施政方針では、この五つの政策ビジョンの具体的な推進を重視して、予算編成されたとのことですが、特別な財源予定の計画があるのか。また、施策実現のための財源裏付けをどうされるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 歳入予算について現時点では、特にそのような特別な予算は無く交付税等が減少する厳しい予算状況でございます。

志布志市行政改革アクションプラン及び行政評価の着実な実現を図り、スクラップ&ビルド、選択と集中に基づき、緊急性、重要性の高い施策に優先的に取り組み、効率的かつ効果的な歳出につなげることで、限られた歳入予算の中でも実現できると考えております。

○8番（小辻一海君） 特別に入る財源予定の計画も無いようで、「志布志市行政改革アクションプラン及び行政評価の着実な実現を図り、財源確保をする」との答弁をいただきましたが、本田前市長とさほど変わっていないような気がします。

そこで、市長が五つの政策ビジョンを所信表明され、実現に向けた五つを柱に予算編成された中に、1期ごとに支給される市長退職金を見直すとされていますが、条例改正など、どの時点で提出されるのか、あわせて副市長、教育長については、どのようなお考えかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市長の退職金につきましては、その任期ごとに支給されるものでございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正条例を制定する場合は、計算の基礎となる退職する月の給与月額を0円とする改正を行うことになるものであります。近隣自治体の例を見ますと、任期満了の前々回の議会で上程されているようでございます。

退職金をゼロとする手法につきましては、今後も調査・研究を行い、適切な時期に御提案をさせていただきたいと考えております。

市長の退職金ゼロにつきましては、公約に掲げておりましたが、副市長、教育長については考えておりません。

○8番（小辻一海君） 施政方針の「市民とともに歩む「ムダ」のない経営」の中にもあります。また、午前中の質問の答弁でもありましたが、厳しい財政運営が見込まれるため、「入るを量りて

出づるを制す」の心構えで新たな国県補助金制度の掘り起こしや民間の経営感覚を、つまり指定管理制度、PFI事業などを取り入れた事務事業の効率化を図りながら、改革改善を積極的に進めるとあります。

これも施策の財源裏付けの一環と思いますが、具体的にどのような取り組みをされていくのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） まずは職員に対して収入を意識した支出という意識付けを徹底することが大事だと考えております。「入るを量りて出づるを制す」という考え方が企業・民間では当然だと考えておりますので、職員の意識改革が具体的な第一歩だと考えております。

具体的には、市役所は最大のサービス産業であり、企業目線で考えた際、市民をお客様、いわゆる顧客サービス、顧客という考え方でございます。市民満足度を最優先として考える職員の育成が必要ではないかと考えております。

また、成果を上げる、何をしているかではなく、何を達成したかが問われると考えます。そのためにも、攻めの行政、待っているのではなく、市民の皆様が何を望んでおられるのか、職員自らが先に考え行動することが重要であると考えます。それらをあわせて、志布志市にしかできない行政サービスを展開していくことが、私が申し上げる職員の意識改革の一端でございます。

その上で、まず自主財源の最たるものである税収の確保についての取り組みを実施し、その上で他の自主財源を増やす取り組みを行いたいと考えております。

また、現在実施している事務事業のマネジメントシートにより、目的妥当性、有効性、効率性、公平性の四つの観点から評価を行い、より効果的な事業への見直しを行ってまいります。

○8番（小辻一海君） ただいま市長の答弁で職員の意識改革が具体的な第一歩だと答弁されましたが、民間と違って利益を伴わない事務事業を継続的に努めている職員は、仕事に対して洗脳というか、思い込んだら、それが当たり前だというふうに思ってしまう傾向があります。先ほどの質問の答弁でもありましたが、人事異動の適材適所の問題の中でもパーセントを見ても大変だと思いますよ。21%の人が理解している。あとの78%は理解していない。大変な意識改革になると思います。その意識改革は、私も必要だと思います。具体的に、どのように組み立てられていくのか、そのことをどのように自主財源増につなげていくかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、行政評価の専門講師を招いた評価手法の研修や講師を交えた優先度評価を行っております。職員の行政評価能力の向上とあわせて、専門家としてのアドバイスをいただいているところでございます。

実務を行ってる職員自身による評価や見直しについては、大変難しいことであると思いますが、一方で事業内容を最も把握しているのは、担当する職員でありますので、この第三者である行政評価の専門家の視点を取り入れながら評価を行うことにより、効率的で効果的な事業への見直しを進めてまいりたいと考えております。

それとあわせて、やはり何をやっているのかではなくて、何を達成したかが私は問われるというふうに思いますので、先ほど言いました職員の意識改革については、やはり自分たちが働いて

いるこの市役所が、やはり行政は最大のサービス産業の拠点であるんだと。そして、市民の皆さんが顧客であるという、この原点をしっかりと認識をしていただくというような指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 先ほど市長の方も行財政改革を進めていく中で費用対効果の検証、評価の方法ですが、過去に取り組みられていて、過去の反省から考え、大変とは思いますが、外部評価の取り組みはどうか。これは、事務内容の妥当性、投資効果、緊急性などを検討し、選択と集中による優先度を勘案して評価するもので、国・県の行政経験のある方や役所のOBの方など、行政の事務事業を客観的に見ていただける方々を評価員に選考して事務事業の見直し、それから、午前中にもやり取りがありました補助金の見直し、市長がゼロベースから始めて補助団体とも協議をして、お願いしていくとのことでしたが、これもいいと思います。これもあわせて第三者の視点が入るような外部評価の取り組みを検討する考えはないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、外部評価会議については、平成22年度から24年度まで3年間設置しております。限られた期間で専門性の高い事業に対する評価・判断が難しいことや、市民との関わりの深い事業にあっては、委員の精神的な負担が大きいなどの意見もあり廃止したということがございます。

市の事業は多岐にわたって展開されており、外部の方に限られた資料や時間で業務を把握し、判断していただくのは難しいことだと感じておりますので、まずは職員自身が危機感を持って、真剣に改革に取り組んでいくことが重要であると考えております。

それとあわせて、先ほどおっしゃいましたように、私は職員の皆さんの能力、これは大変すばらしいものであると、ここ3か月、4か月ではあるんですが、そのためには先ほどおっしゃいましたように私自身が、しっかりしたビジョンを持って方向性を持って指示をしていけば、職員の皆さんの能力をうまく活用して一緒に汗をかいて取り組むという考え方で市政を担っていきたい、市政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） この外部評価制度の件なんですけど、過去の反省というのがですよ、部外者が行政経験の無い方々だったと思います。だから、この国・県の行政経験や、それからOBの方々だったらですよ、大体役所の仕事の関係は客観的に見れると思うんですよ。だから、その外部が違うんですね、やはり経験者ですね、そういう方々を外部から入れて、先輩になるわけですけれども、そういう方々と一緒にやられたらということをご提案しているところです。

○市長（下平晴行君） 外部評価の導入については、効果的な事例がありましたら、そこを研修して評価の在り方について研究してまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） では、国・県補助金制度については、新たな掘り起こしを述べられていますが、企画政策課、財務課や、それぞれの担当課において、絶えず掘り起こしに取り組まれているのではないかと考えております。

第一歩は、市長が自ら地元の方々の御意見や、事業がどれだけ必要かをよく把握され、国会議員、県議会議員の先生方を通じて国、県、説得力のある要望、陳情活動を行って、補助金や国、

県、関係の予算事業、いわば高速道路関係、港湾問題の関係、そういう予算をお願いして、そういう事業を早期実現して、それが地元経済の浮揚となり、健全な行財政運営につながり、市長の言われる「入るを量りて出ざるを制す」の心構えが市長の政治力だと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、職員の皆さんにも現場主義、現場に入って現場の実態を知って、その事業者に対するニーズにどう対応できるか、これはおっしゃるとおり、やはり国・県のお金をどう引っ張り出すかということでございます。

そして、話がありましたとおり、私はトップセールスとして国・県に自らが出向いて、国の今の都城志布志道路、それから東九州自動車道、そして港湾の整備の在り方等々も含めて、それから畑かん事業についても国の方に出向いて、しっかりと今言われたことに対してトップセールスを行ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） ただいま施策の実現に向けた財源の裏付けについて、市の財政状況や財政計画について御答弁をいただいたところですが、本市も厳しい財政状況で、市が早期健全化基準等に転落すると、大変な事態になってくると思います。

また、特別に入る大きな予算も無いようですので、年ごとに事務事業の総点検による費用対効果の検証、評価を庁舎内でしっかりと議論していただき、限られた財源の効率的な配分を行い、行財政改革の成果を重視しながら、中期財政計画に沿った形で透明性のある行政経営に努めることが重要課題になってくると思うところです。

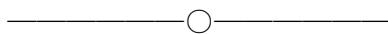
副市長、教育長をはじめ、市当局一丸となって「市民目線で市民が主役のまちづくり」の目標実現に向けた取り組みについて、市長の決意をお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（下平晴行君） 市民が主役のまちづくりのために、市民目線で市民の立場に立った市政に取り組むということで、今回私も市長に就任させていただいております。

今おっしゃったとおり市民目線で、そして、先ほど言いましたように、待つ行政じゃなくて、やはり自らが出向いていく行政の在り方を執ってまいりたいというふうに考えております。

これは先ほど言いましたように「入るを量りて出ざるを制す」、歳入を得て歳出を抑えるかということを真剣に考えていかなければ、私が話しているのは、夕張市のことを職員にも話をしております。2007年に354億円で破綻した。そして12万人いた人口が今1万人だと、そうならないように自らが真剣に市民のために、市民の皆さんがいらっしゃる市役所に働いている私たち職員が、そのことを頭に入れて取り組みをするということを考えておりますので、今議員のおっしゃるとおり、市民の立場に立った取り組みを真剣に推進して施策に取り組みしてまいりたいと考えております。

○議長（西江園 明君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。



○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

18日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

午後4時06分 延会

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成30年6月18日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

尖 信 一

市ヶ谷 孝

平 野 栄 作

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして皆さん、おはようございます。

会派、真政志の会、八代誠でございます。

さて、九州南部は5月26日頃に梅雨入りしました。ちなみに昨年の梅雨入りは6月5日頃だったということです。

このことについて少し調べてみました。志布志市においては、過去の平均的な降水量なのですが、5月から7月までの3か月間で約1,000mm降るということでありました。実績では、28年5月から7月までの3か月間の降水量は、約1,680mmということでした。昨年は3か月間の降水量が797mmでありました。今年は1月から5月までの降水量が615mmであり、大体昨年並みの降水量になっています。今年は打って変わって、今のところ本当に梅雨入りしたのかなというような首をかしげたくなるような好天が続いております。しかし、気象庁は地域の雨のピークについては、6月中旬、あるいは下旬にひと山、そして7月の中旬に山がありますよということで、今回の梅雨については、2回ほどの山場があるんだというような予想をしております。

この時期は、梅雨前線の活動が活発になり、激しい雨となるおそれがあり、低い土地での浸水や土砂災害の注意が必要であるとしております。身勝手に虫のよすぎる願いになるのかもしれませんが、せめてこの志布志市においては、農業をされる方、そして、私たち志布志市民にとって適量な降水量であって欲しいなというふうに考えております。

それでは、通告書に基づきまして一問一答により質問をしてみたいと思います。

最初に、防災行政のうち志布志市防災計画についてお尋ねいたします。

この計画書の表紙には、編集者になると思いますが「志布志市防災会議」と記してあります。そこで、まずこの防災会議についてお尋ねしたいと思います。

通告書には「開催状況」と記しましたが、まず1点目です。

防災会議が発足した時期をお示しいただきたいと思います。

2点目に、防災会議発足後の防災会議の開催状況をお示しくください。これについては、直近二、三年間の開催状況で構いませんので、以上2点をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） おはようございます。

それでは、八代議員の御質問にお答えいたします。

本市の防災会議につきましては、3町合併により、志布志市が誕生し、防災会議条例を施行した平成18年1月1日が発足日であると認識をしております。

本市の防災会議の開催状況についてでございますが、過去3年間で見ますと、平成27年度が5月19日に1回、平成28年度が7月7日、11月18日、平成29年2月20日の3回でございます。平成29年度が5月23日と11月17日の2回開催をしております。

会議の内容につきましては、地域防災計画の改正、災害時備蓄計画などの各種計画の制定、各種協定締結の状況報告、また防災訓練の実施報告などを協議題としているところでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは次に、まず1点目です。

下平市長、つまり新体制になってから、この防災会議は開催されましたでしょうか。まず、それが1点目です。

開催されていなければ、今後の予定でも構いませんのでお示しいただきたいと思います。

2点目に、防災会議では市長が会長となっております。会議の委員には大きな変更は今回なかったのか。変更があれば実名はちょっと無理だとしても、その役職名で構いませんので、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 1点目でございますが、私が市長になってからは開催はしておりません。

2点目でございます。

予定としては、年2回ほどの開催を計画しております。今年度は第1回目を6月25日に開催を予定しております。変更でございますが、会議の委員は33名となっております。今年度変更になった委員の方々は16名でございます。このうち組織内の異動等で変更になられた方が14名となっております。役職名を申し上げますと、九州農政局鹿屋駐在所地方参事官、九州森林管理局大隅森林管理署長、九州地方整備局志布志港湾事務所長、志布志海上保安署長、大隅地域振興局総務企画部長、同じく建設部長、同じく農林水産部長、同じく保健福祉環境部長、志布志警察署長、副市長、大隅曾於地区消防組合消防長、志布志市消防団長、志布志市議会議長、志布志市公民館連絡協議会長となっております。このほか組織の解散などによりまして、2名の方が変更になっております。

役職名を申し上げますと、志おごじょ隊長、男女共同参画地域推進員となっているところでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

冒頭、梅雨の話をいたしました。防災会議において、台風や大雨による土砂災害に伴う被害予測について、これまで議論されたことがありますか。

土砂災害に関して議論されたことがあるかどうか、まず1点と。

2点目に、今年は2回ほど予定しているが、つい先ですよね、6月25日に第1回目を開催する

ということであったんですが、この時期も時期ですので、台風あるいは大雨による土砂災害に伴う被害予測について、議論される予定はありますか。

整理しますね、台風や大雨による土砂災害に伴う被害予測調査について、過去の防災会議で議論された実績があるのか、それがまず1点です。今後開催される防災会議において、土砂災害に伴う予測について議論していく予定はあるのか、この2点についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） まず1点目でございます。土砂災害に伴う被害予測調査につきましては、調査を実施していないこともあり、議題に上げておりませんので議論されておりません。

しかしながら、6月25日に開催予定の防災会議におきましては、防災計画の改正の「土砂災害の防止」という項目の中で、改正内容についての説明が出てくるところでございます。

県の方では、土砂災害警戒区域の指定を進めており、志布志市では、平成30年3月16日現在、168か所が指定されております。災害被害予測調査の実施には、この土砂災害警戒区域との関連もありますので、今後県と連携しながら調査・研究を行っていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 昨年9月に同様の質問をしたときに、「これから検討をしていきます」と前市長の答弁をいただいたんですが、今回、第1回目の6月25日に開催される防災会議では、今市長が言われたように、大雨あるいは台風による土砂災害被害予測についても議論していただくということでしたので、このことについては安心をいたしました。

ただ、ここで少し気になることがありますので伺いたいと思います。

平成29年5月23日開催の防災会議資料、これ議事録も含みます。これは、私たちの志布志市のホームページで閲覧をすることができました。しかしながら、その後に開催された29年11月11日の防災会議資料は、ホームページでは確認ができませんでした。平成30年1月1日現在付けの志布志市行政情報公表提供一覧表がホームページに公表されています。公表及び提供の方法について閲覧だったらできますよ、あるいはホームページにも公表及び提出していますよという区別がされている一覧表があるんです。

ただですね、この防災会議の資料については、ホームページで閲覧ができますよというところに印が付いてなかったんです。ところが2回開催されて第1回目の分は、ホームページに掲載されていて、第2回目の分は掲載されておりません。同じ年度で掲載されたりされなかったりということで、非常に自分としては閲覧がしづらかったです。

そこで、この志布志市は文書を公表する、あるいは提供する際の方法及び、その手法、そういうものについて、管理基準とか管理規定というものは存在しないのか、そのことについてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市の情報公開等については、志布志市情報公開の総合的推進に関する規定の第5条第2項で「情報の提供は、次のうち効果的なものを選択して行うものとする」と定めております。

その種類は、広報紙への掲載、二つ目に窓口における供覧、3番目に印刷物の配布、または有償刊行物の頒布、四つ目にホームページへの掲載、その他、市長が適当と認めるものとしており

ます。

議員の御指摘のように防災会議の資料の公表については、統一が図られておりませんでしたので、今後は統一した形で公表を心がけたいと考えております。

また、防災計画の最新版がホームページに掲載されていなかったことについては、反省をすることがございます。公表の方法をしっかりと統一し、公表するように対応してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 市長が公表する手段について、ホームページに掲載しますよということなのですが、私、ホームページに掲載してくださいということではなくて、実はここに「防災計画」というのがあるんですけども、これも会議が実施されて最新というか、今の一番新しい原本というのは、多分担当課で改正がされて修正されていると思うんですが、閲覧できる防災計画については、本当は、29年3月と30年3月に改正がされていなければならないのかなというふうに思います。

ですので、公表する手法を明確にされて、ホームページで閲覧ができないんだったら、主務課で閲覧ができますよという方法を明確にした方がいいんじゃないかなというふうに、私思っているところです。志布志市が管理する全ての文書をホームページに掲載してくださいということではない、何とか少し全面的に見直す必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですが、こうやって一般質問の中で「掲載されてませんよ」、「じゃあ掲載します」ということではなくて、その手法というものが曖昧なので整理する必要があるんじゃないですかという提言ですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、広報紙への掲載、そして窓口における供覧ということでも、情報提供をするという義務がございますので、そのように取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） この情報の公表、あるいは提供の方法ということだけではなくて、庁舎全体で使用する書式というか、様式が多数存在します。

そしてまた、各課、各係にしか存在しない独特な書式や様式が存在すると思います。そこには、その様式に申請をするときに利用する、あるいは、会議が開催される時の議事録みたいなもので、書式から記入することで、その様式というのは記録になっていって、その記録類が、どの計画書だったり、そういったものに対して反映していくのか、リンクしているのかというところをしっかりと、やはり整理する必要があるのかなというふうに考えます。

先ほど話題にしました防災計画なんですが、表紙には修正された日付が、各年度末の日付が書かれています。ちなみに、これ25年3月に作成されて、26年3月に第1回目が修正されています。27年3月、28年3月、29年3月、30年3月で、多分改定されたと思いますが、先ほど市長が言われたように、防災会議というのは複数回開催されていますので、であれば、その都度改正するのが最新版の管理ということになるわけですね。これは、市長が「民間の力を借りて」というような言葉も今回出てきましたが、民間では、これは常識なのかなと。会議が行われて、その議事

録によって、どこにリンクしているのか、そういう手順が無いので、機能していないというふう
に考えます。

ですから全庁的に様式、書式をもう1回見直して、それが記入されることで、どっちにどんな
管理をしていかなければならないのか、そういったところをぜひ今後検討していただきたいとい
うふうに思いますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、これは会議があって、その時点で改正があった
場合、それはおっしゃるように、そういう改正した旨のことをしっかりと情報提供して、そして、
それぞれの課内でも、その取りまとめをしっかりと、全課がそのことに対しての意識・認識を
持つという取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○7番（八代 誠君） 職員の皆さんは、前回のというか、金曜日の一般質問の中でも配置替え
ということが、ちょっと議論されましたが、配置替えになって初めての課に行くと、どんな文書
があって、どうやってこれ記録になったり、あるいは申請があったりしたときに、どんなつなが
りがあって、どこに反映するんだろうということが、本当、分からないと思います。そのための
一覧表、あるいは手順書、この様式を記入することで、こっちの計画書も変更しなければなら
ないんだよという、誰が見てもできるような、そういう手順書というのは、ぜひ確立していただ
きたいなというふうに考えます。

ここで、危機管理監という位置付けがありますので、災害警戒本部と災害対策本部というもの
があるんだよということが、ちょっと調べてみたらあったんですが、この中で危機管理監の位置
付けについて、お示し願いたいと思います。

そして、災害対策本部での市長、前回までは副市長が二人おられたわけなんですけど、副市長が
お一人になりました。市長、副市長、教育長、危機管理監の組織としての序列というか、順序
ですね、指揮系統について、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 災害警戒本部等における危機管理監の位置付けでございますが、災害警
戒本部におきましては、本部長に危機管理監、副本部長に総務課長、本庁の福祉課長、農政畜産
課長、耕地林務水産課長、建設課長、水道課長、松山支所長及び志布志支所長となっております。

災害対策本部におきましては、本部長に市長、副本部長に副市長及び教育長、本部付きに総務
課長と危機管理監、災害対策本部員には、各対策部長をもって充てるところでございます。

災害警戒本部の位置付けでございますが、さっき言ったように、本部長に危機管理監をもって
充てているということでございますが、災害対策本部との流れの中で、副市長、教育長、総務課
長という流れの中で取り組みをしていきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、次の質問に移っていきます。

志布志市津波避難対策緊急事業計画について伺いたいと思います。

まず、この計画なんですけど、私の記憶では今年度策定されるのかなというふうに思っておりま

すが、この計画策定に向けたこれまでの進捗と今後のスケジュールについて、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 津波避難対策緊急事業計画は、南海トラフ地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法、通称、南海トラフ法とありますが、この法律の第12条において作成することができるかと規定されている計画でございます。

この緊急事業計画は、内閣総理大臣の同意を必要とし、その同意時期は9月と翌年3月の2回設定されとります。

市としましては、9月同意を目指すべく、現在計画を作成中でございます。

○7番（八代 誠君） 今、市長の方から本市の津波避難対策緊急事業計画については、9月に同意をいただけるように進行中であるということ、平たく言うと、複数の同僚議員が質問しております避難高台とか、避難タワーとか、そういったことも、ある程度、ある程度ではありませんね、同意ということですので、ここにこんな施設を造っていくんだよということが記されて、同意ということですので、「いや、そいじゃいかんが」というような意見も若干はお聞きになって進めていくということで理解すればよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○7番（八代 誠君） 先ほど市長の答弁にもありましたように、国は平成26年3月に南海トラフ法に基づいて、震度6弱以上の地域は、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域を南海トラフ地震防災対策推進地域に指定しまして、志布志市もその地域として指定されております。

そのことにより、推進地域では市町村防災会議により、南海トラフ地震防災対策推進計画を作成するように指示しています。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、津波により30cm以上の浸水が地震発生後から30分以内に生じる地域を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として指定し、志布志市もその地域として指定され、本市は、先ほどの志布志市津波避難対策緊急事業計画を作成しているわけです。ここで少し整理をしたいと思いますが、国が示す表があるんですね、国が示すこういった表があるんですが、「南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系」という表があるんですが、国が示しています。

本市では、志布志市防災会議が作成している「志布志市防災計画」というものが、この国が示している南海トラフ地震防災対策推進計画ということで理解をすればいいのか、そのことについて、ちょっとお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、地域防災計画において定めるものとされております。

本市におきましては、市の地域防災計画の一部として捉えており、防災計画を構成するものの一つと考えております。

○7番（八代 誠君） それであれば、この国が示す体系に沿っているということで理解をいたしました。

それでは、本市が現在作成を計画している志布志市津波避難対策緊急事業計画が一つあるわけですね。先ほど話題にいたしました防災会議によって作成され、あるいは防災会議後の修正をしている「志布志市防災計画」、これは毎年、先ほどもお話ししましたが、修正されています。しかし、私としては、志布志市防災計画は年度ごとに、あるいは防災会議が開催されるごとに更新されていって最新版になっていくんですが、津波避難対策緊急事業計画と連動していかなければ、ちょっとおかしいのかなというふうに思いますが、その最新版を管理される志布志市防災計画と、今策定中である志布志市津波避難対策緊急事業計画の関連について、当局はどんなふうにご考えておられるのか、その点についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） そのことについて、ここで少し詳しく説明をさせていただきます。

津波避難対策緊急事業計画の作成にあたっては、市町村が地域防災計画で定める南海トラフ地震防災対策推進計画に津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項、つまり津波浸水区域における、津波から避難するために必要な、緊急に実施すべき事業を位置付けておく必要があるとされております。

このことを整理しますと、南海トラフ地震防災対策推進計画と津波避難対策緊急事業計画はセットでなければならないということになります。

本市におきましては、この南海トラフ地震防災対策推進計画を作成しておりませんが、案の作成は既に終えており、6月25日に開催の防災会議に諮りまして、承認を得たいと考えております。

先ほど答弁しましたように、南海トラフ地震防災対策推進計画は、防災計画を構成する計画の一つと考えておりますので、津波避難対策緊急事業計画に変更の必要などが生じた場合、連動しての変更になると考えております。

○7番（八代 誠君） そういうことで、自分もこの体系表を見てみると、市長が本当に今答弁されたように二つの計画、どちらか片方が、どちらが片方がというか、志布志市防災計画が防災会議を開催することによって修正されれば、今作成中である津波避難対策緊急事業計画にも、やはり連動して、その計画書というのは、変更されるべきだろうということで、お聞きをいたしました。

更に今年は年2回防災会議が予定されているということで、後半の部分で変更があった場合には、ぜひ津波避難対策緊急事業計画についてもリンクしているんだという意識をもって、その修正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、ちょっと関連がありますので4点ほどお尋ねいたします。

第2次総合振興計画書の84ページ及び85ページに示されております。数字的なことです。

自主防災組織率、避難時案内板設置数、救援物資備蓄率について、現状値と今後の目標値への達成の見込みについて、お示し願いたいと思います。

それから、「地区防災計画の達成率」という言葉があるんですが、「地区防災計画」とは何を意味しているのか。その現状値と今後の目標値への達成見込みについて、お示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） まず現状値についてでございます。

平成29年度で自主防災組織率が84%、避難時案内板設置数が174か所、救援物資備蓄率が19%となっております。このうち、避難時案内板設置数につきましては、標高表示板、避難経路表示板、津波緊急退避ビル表示板などの総数であります。既に目標値を達成している状況となっておりますが、住民の方々の迅速な避難を誘導するためにも、今後も設置を進めてまいりたいと考えております。

自主防災組織率及び救援物資備蓄率につきましては、それぞれの目標値を達成できるように努力してまいりたいと考えております。

それから2点目の地区防災計画でございますが、市町村内の一定の居住者が、その地域における自発的な防災活動に関して作成する計画でございます。

国におきましては、防災基本計画、都道府県及び市町村におきましては、地域防災計画を定めて防災活動を実施しておりますが、地区防災計画は、この防災計画の地域版という位置付けになります。

平成29年度における現状値は、4.7%となっております。この地区防災計画につきましては、まだ十分な周知がなされていないと認識をしておりますので、今後、目標達成に向けて、しっかりとお知らせを行い、計画作成を進められるよう努力してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 地区防災計画の策定というのは、基本的に自主防災組織を立ち上げた地区でないと、ここまでは進まないということで理解すればよろしいですかね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（八代 誠君） 地区防災計画の策定率につきましては、市長が答弁されましたように、ちょっと数字的に大丈夫かなという気もいたしますので、ぜひこのことについては、啓発・周知をしていただいて、地域の防災計画が確立するように努力をしていただきたいと思います。

最後に、最近の新聞に掲載されておりました。地元の新聞だったんですが、被災者支援の市町村事務委任についてということで、6月に入ってから南日本新聞なんですが、鹿児島県と自治体が、志布志市もそうなんですが、取り決めがされていませんよということの記事でありました。

「6月7日に内閣府の調査によって、大災害時の避難所開設や仮設住宅整備といった自治体による被災者支援について、鹿児島県を含む19府県が市町村と業務分担をめぐる事前の取り決めをしていないことが分かった。分担内容の取り決めがないために、事務委任が遅れ、被災者に対する支援の停滞につながる。災害救助法は、都道府県が担う支援業務の市町村への委任を認めており、市町村が事実上の実務を担っている」というような内容の記事でした。本市では、災害時の事務委任について、今後どのように進めていかれるのか、考え方お示しいただきたいと思っております。

ただですね、この新聞記事の中に「鹿児島県を含む19府県が」というふうに書いてありますので、今朝地震があった大阪府ですので、これが大阪か京都か分かりませんが、もしかしたら、そういう取り決めがなければ、これは大変だよなというふうに、今朝感じたところでした。ちょっと時間が無かったので、ここが大阪なのか、京都なのかというのは調べることはできませんし

たが、そういう取り決めについて、今後鹿児島県とどんな打ち合わせをしていられるのか、その点についてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 災害救助法による事務委任については、第13条「事務処理の特例によって事務の一部を市町村長が行うこととすることができる」とされており。

議員御指摘の鹿児島県を含む16府県が事前の取り決めをしておらず、3県が検討中としているというようでございます。既に取り決めをしている28都道府県でも、全市町村と取り決めをしているのは兵庫県などに限られているようございます。災害救助法施行令第17条では、都道府県知事は、事務の一部を市町村長が行うこととするときは、事務の内容及び期間を市町村長に通知するものとするとしております。この通知をすることによって、市町村長は、当該事務を行わなければならないことも定められております。

事前に委任する事務の取り決めをしておくことにより、迅速な応急活動が可能になるとは考えますが、このことについては、本市のみではなく、県下全市町村に関わることでありますので、事務を委任する県側の動向を見極める必要があるというふうに思っております。

○7番（八代 誠君） 先ほど、本市は津波が来る可能性がありますよということでお話をしました。そういった地域でもありますので、市長は、「他の自治体も見ながら」ということでしたが、ぜひ鹿児島県に強く流していただいて、新聞でこういう報道がありましたよ、早く南海トラフ地震が発生した場合には、うちはそういう対象地域なんですというようなことを言っていただいて、この件については取り決めを急いでいただきたいなというふうに思います。これは要望ですので、答弁は結構です。

それでは、次の項目に移ります。

庁舎の在り方についてということであります。

これは、現在私もいろんな方々から、「どうなっているの」、「どげんなっちゃっとよ」ということで、志布志市民が最も関心を寄せていると言っても過言ではない問題だというふうに考えています。

市長が、今回施政方針で示された本庁舎移転検討委員会なんですけど、これは施政方針でも述べられているように、本庁舎機能を志布志支所へ移転する目的により、本庁舎移転検討委員会を設置されたわけです。その活動内容について、市長の熱き思いもあるかと思っておりますので、具体的にはどういうことなのかお示しいただきたいと思います。

3月議会での同僚議員とのやり取りでは、「4年間の間で実現に向けて解決すべき課題の抽出と分析を進めながら、必要経費の積算、基金の造成開始の検討、組織の見直しなどに着手していきます」ということで、市長が答弁をされています。

まず1点目に、この本庁舎移転検討委員会は、もう開催されたのかということが1点です。

それと、以前設置されていた「庁舎在り方研究委員会」で議論された資料や議事録については、公表をされておりましたが、今回立ち上げられたこの検討委員会、開催された場合の資料、議事録というのは、公表されるのかなと今考えているところです。公表しなさいということでは

ありません。公表されるのかどうなのか。その意向についてお伺いしたいと思います。

最後に、この本庁舎移転検討委員会の今後の会議の開催頻度、会議の所要時間、先ほどお話ししました活動内容についても具体的に示していただきたいと思います。

整理しますね、一つ目に、本庁舎移転検討委員会は開催された実績があるのか。

二つ目に、検討委員会で議論された資料や議事録というものは公表されるのか。

三つ目に、検討委員会の今後の開催頻度、会議の所要時間、活動内容についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転検討委員会につきましては、具体的な移転計画について全庁的な検討を行う組織として、全課長25名による委員の構成で5月1日に設置をしております。これまでに2回にわたり検討委員会を開催しているところであります。

協議内容としましては、まずは移転に向けて検討を行う上での課題の洗い出しや、解決策の検討、予算の提案や条例の改正など、今後の委員会の進め方についての基本的な考え方を整理し、部会設置などの推進体制について協議を行ったところでございます。

現在、各課から抽出した課題や移転案などについて、慎重に議論を重ねている状況でございます。今後におきましては、月1回のペースで全体会や部会を開催して、個別協議や現地調査など、あらゆる課題に対して綿密な協議を行いながら、できるだけ早い時期に方針が示せるよう、取り組んでまいります。

また、検討委員会での資料や、議事録の公表につきましては、内部の庁内協議でありますので、検討の途中であることから公開・報告できる段階ではないところでございますけれども、具体的な方針がまとまった段階で、市民の皆様や議会の皆様にお知らせしながら、取り組みをしていきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） はい、私もそう思います。検討委員会での議事録、資料というのは、なるべく伏せながらいった方がいいのかな、これが公表されると、「いや、これじゃいかん、ああじゃいかん」というようなことで示しがつかなくなるのかなというふうに考えているところです。

それでは、本庁舎移転検討委員会、各課の課長25名、全課長が含まれるということでしたが、その会議に対して、市長、副市長というお二人はそこに参画というか、そういったことについては考えておられないんですか。

○市長（下平晴行君） 検討委員会は、所信表明の方針に基づいて、移転に向けた具体的な検討を行うための組織として位置付けをしております。

全課長による組織体制としたところでございます。毎回、会議の進捗状況については、報告を受けておりますので、その都度指示をしているということでございます。

○7番（八代 誠君） 会議には参加されていないけれども、指示はされているということで、はい、分かりました。でないと、市長が会議に参加をされなくても、私はこんな形でやっていくんだという目安、目標、青写真というものがないと、なかなかこれは前に進まないのかなという気がいたしましたので、指示をしているということでしたので、よろしくお伺いしたいと思います。

す。

ここで、文書の解釈の仕方になるんですが、市長の所信表明の文章中には、「まず本庁舎機能を志布志支所へ移転したい。具体的には市長室と主要な課を」、これは訂正されて管理部門というふうに言われて、実際に課の名前までお聞きすることができたわけなんです、「主要な課を移転することを検討します。そして、本庁全体の移転等についても、自治法上の規定があるので、市民の方々の意見を聞きながら進めていく」とあります。

ここで、市長が引用されている「自治法上の規定」とは、何を指しているのか、市長の分かりやすい見解というものをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 地方自治法第4条では、本庁の事務所の位置を現在の有明本庁から志布志支所に変更する場合には、条例でこれを定めなければならないと規定されております。議長を含めた出席議員の3分の2以上の同意が必要となっております。

また、これとあわせて地方自治法第155条の規定に基づく「支所の設置」についても条例で定める必要があります。したがって、市長、副市長室と管理部門を移転する時期に、自治法上の規定に基づく条例案と関連する予算を提出することになるかというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 今市長が言われたように、本庁機能移転の手法、市長は所信表明では本庁舎機能を志布志市所へ移転したい。具体的には、今言われたように市長室と副市長室、そして管理部門を移転していくんだということです。

先の所信表明では、その後、全体も持っていきたいんだよということだったんですが、今回の施政方針では、そのニュアンスが変わったように、私としては受け取りました。「本庁全体」という言葉が無いんですよ。私は、本庁機能、市長が言われる本庁機能、市長室、副市長室、管理部門、これが一つのセットだということが、「本庁舎機能」という言葉として定義をすれば、これは聞いた感じはいいです。でも私は、これは造語なのかなというふうに思います。つまり新しい意味の言葉、造語。例えば、携帯電話が普及したために、家庭内にある電話機が「固定電話」と言うようになったらしいです、分かりやすく言うのですね。私たち議員も含めて、この志布志市の議会場で、いつの間にか使われるようになってしまった新しい言葉なのかなというふうに私は考えています。

そこで、市長が目指される最終的な手法をですね、今回所信表明と施政方針と示されております。市長が目指される本庁移転というものは、本庁舎機能の移転なのか、本庁全体の移転なのか。そのことをお示しいただきたいと思います。私は、「本庁舎機能」という言葉は造語であって、やっぱり全体を持っていく、ちょっと自治法等を読んだりしてみたんですけども、どう考えても一緒の話なんだよな、でも手法がどうこうということではありません。ただ移転ということで、インターネット上でいろんな自治体を調べてみました。そうすると、確かに本庁機能とは書いてありますけれども、全体を持っていっているというのが実情であります。

市長が、市長室、副市長室、管理部門を持っていくんだよ、あるいは全体を持っていくんだよ、そのお気持ちですね。どこを争点にしているのか、市長と議論をしたくても、まずそこからが十

分理解できないと議論ができませんので、そのことについてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 所信表明の段階では、市長室と管理部門を移転することを「本庁舎機能の移転」という表現をしておりましたが、正しくは、市長室と管理部門の課を移転することは、いわゆる本庁舎の移転ということになります。市長部局全体を移転しなくても、首長の執務室ほか、その地方公共団体の意思を決定表示し得る部門が置かれる事務所を「本庁舎」と呼ぶことになります。

したがいまして、市長・副市長室と管理部門の移転につきましても、地方自治法第4条の条例改正事項に該当をいたします。

私が目指しておりますのは、本庁全体を志布志支所に移転することです。まずは、市長・副市長室、管理部門を優先的に移転していきたいと考えております。

具体的には、本庁舎移転検討委員会におきまして、住民サービスの向上を図りながら、早い時期に取り組むべきものや、中長期的な視点で取り組むべきものを検討しているということでございます。

再度申し上げますが、私は本庁全体を持ってくるという考え方なんです。これは地域の活性化、やはり人と人の交流、人、物、金、情報という枠の中で地方自治法第4条の中にも、いわゆる、その他の機関、あるいは交通アクセスの問題点、そういう病院、銀行。そういうまちが形成されている所に本庁舎があるべきということもうたっておりますので、それとあわせて先ほど言いましたように、人と人の交流、これがまず活性化の一つ目の大きな要因であるということで、全体を持ってくるという考え方でございます。

○7番（八代 誠君） 私も自治法を読んで理解しようとするんですが、なかなかですね、こんな場合はどうなるんだろうということで、ちょっと分からないことがありました。答えることができなかったら、それは分かんですよと言っていただいて結構なんですが、機能の移転、全体の移転とかではなくて、例えば、先だって移転の方向に進んでいるわけですから、港湾商工課だけが先に移転するよというような場合には、この自治法とどんなふうに関わっていくんだろうという、非常に、これは素朴な質問です。

一つの課だけが先だって移転する場合、これは先ほど示された地方自治法第4条や第155条あたりの規定とどう関わってくるんだろうか、それは考えてないので、答えは出せないよということであれば、それで結構ですので、そういった場合のことも想定されているのかも含めて、見解をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、地方自治法第4条に規定する事務所の位置の変更は、首長の執務室のほか、その地方公共団体の意思を決定表示し得る部門が移転する場合を意味することから、港湾商工課のみの移転の場合については、本庁移転とならないということでございます。地方自治法の適用はございません。

○7番（八代 誠君） 市長が考えておられることが大体見えてきたのかなというふうに思います。

ただ、1問目に防災のことを持ってきました。私は、全体を志布志支所に持っていったときに敷地、キャパシティという言い方もするんでしょうが、どこにどうやって配置されるのかなというのがまず1点。

ただ今回は、防災上の観点からしたときに、本庁が有明、ここにあることへの南海トラフ地震、あるいは津波、それと現状での課題ですね、今市長が言われるように、第4条が求める適した場所、私もそう思います、ここはですね。いずれは、そうなっていくんだろというふうに市民の方々も、ほとんどそういうふうに思っておられる。ただ、志布志支所に移転した場合に、ここに本庁があることと、そういう課題やリスクがあるにも関わらず、志布志支所に持っていった場合に、その比較をすると、私は、一つ二つじゃなくて大きな差が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。ちなみに、現在志布志支所は災害時の避難場所に指定されています。これは防災計画の後ろの方に綴ってあります、避難場所がですね。志布志支所は避難場所としては指定されておりますが、津波が発生するような災害時には適用されておりません。しかし、高台の避難所までの移動時間が取れない場合、一時退避所としての緊急避難ビルとして指定されております。

これは、よく聞いてくださいね。避難所指定うんぬんという表は、前市長の時に定められています。しかし、志布志支所が災害時の避難所には指定されているものの、津波が発生するような災害時、つまり南海トラフ地震級の大地震が発生した場合は、志布志支所が避難所から除外されています。

一般論として考えた場合に、市長、どうして、なぜ津波の場合は除外されると思われませんか。市長に対しては「思われませんか」です、どうしてなんだろう。担当課に対しては、除外した明確な理由を示していただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 先ほどの質問にお答えをまずしてからお答えいたします。

南海トラフ巨大地震発生時における志布志市の最大津波高につきましては、国の想定で7m、県の想定では6.4mの津波が想定されております。これらの数値から判断すると、標高12mに位置する志布志支所におきましては、この地震による浸水の被害はないものと判断しておりますが、津波の際には少しでも高台へ避難するよう呼び掛けており、文化会館など、より安全な場所へ誘導という理由で避難場所としては除外をしております。

また、志布志支所は、志布志警察署や海上保安署、港湾事務所や大隅地域振興局が大規模災害発生時における臨時事務所として庁舎の一部を使用するため、文化会館も含めた施設の利用協定を締結をしております。

これらを踏まえまして、本庁機能を志布志支所に移転した場合におきましても、大規模災害発生時における各種防災計画やマニュアル等の見直しなど行政としての業務が滞ることなく、迅速な防災減災対策が講じられるように、本庁舎移転検討委員会で協議・検討をしております。

○7番（八代 誠君） 担当課と言いましたが、今市長の方から除外された理由については明確にお答えいただきましたので、それで結構かと思えます。

では、市長は石巻市の大川小学校の訴訟については、御存じですよ。想定される津波というものではなかった。想定外の津波が押し寄せて、子供たちと先生が亡くなられて、それが裁判になって、仙台高等裁判所で市の方に手落ちがあったということの審判が下されました。なので、市長は国が7m、県が6.4mの津波が押し寄せてくる。これは条件を見てみるとマックス、全てをマックス、満潮、あるいは大潮の満潮というようなことで条件計算をされておりますので、そういうこともあるんでしょうが、想定外を考えたときに、果たして今の所で大丈夫なのかな、国が想定している7mの津波が志布志を襲ってきたときに、私が一番気になるのが、志布志港に積まれている木材なんですよ。あれは、決して水の中を走ってくるのではなくて、浮いて、あの無数に積まれている木材が走ってきますよ。更に押し寄せて、津波はいつか引いていくわけですが、一番上に置いていきますので、これは無数に散乱するのかなというふうに、自分が想像した時に、そんな感じがしています。ですから、そういったところについても、市長ぜひ考え方を防災に対してどんなふうに考えておられるのか、そこをやっぱりクリアできないと、私自身、他は分かりませんが、賛成することはできません。だから、やはりこの防災に対しては、もう少し意識を高めていただいて、会派でいろんなところに研修に行かせていただきました。そうすると、その首長は先進地ですよ、防災に対しての。市民あるいは町民一人も命を落とさせないんだという強い気持ちを持たれているわけですね。でも、市長室と管理部門が移転する、大災害時に市長、管理部門の職員の方々がですよ、もしかしたら、孤立するかもしれない。そんなことになったら、とんでもない話だなというふうに私は思っています。

ですので、この防災については、本当にもう少し支所の標高が12mであるから、10m、11m、12mぐらいの津波が来たときにはどうするんですかということも頭の中に入れていただいて、その対策について考えていっていただきたいと思います。

それと1点だけ気になることがあるんですが、志布志支所付近の液状化に対する調査というのはされておりますかね。

2点、防災に対しての何らかの対策があるのか、これから講じていかれようとしているのか。それと志布志支所付近の液状化に対する調査はしてあるのか、なければ今後、そういう調査をされていくのか。そのことについて、2点お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） まず、基本的には志布志支所へ本庁機能を移転ということで検討してまいりたいと考えております。

おっしゃるとおり、市民の安全・安心は、これは行政が義務としてしっかりとしていくという、これは当たり前のことでございますので、例えば木材についても、災害で木材が来たために家の災害の頻度がひどかったということも実際に現状としてあるわけでございますので、今の木材の在り方についても、問題のあるところはあります。おっしゃるとおり市民の安全・安心が一番だということも分かっております。それを踏まえて、今本庁が、ここ有明に、そして先ほど言いましたように本庁全体を志布志に持ってくるという、私がなぜここを言っているかと申しますと、やはり、もちろん災害のことは、防災はしっかりと頭に入れた中で話をしますが、これは合併し

て12年になりますけれども、本当に合併してきた効果が本当にあるのかどうかというのを、私は一番懸念しているところでございます。その上で、災害に対する対応の仕方もおっしゃるように、しっかりと行政と、議会の皆さんも市民の皆さんも一緒になって、そのことを真剣に本当に取り組んでいかなきゃいけないということも重々分かっておりますので、それを今御指摘のあったことを一番に考えて、そういう本庁、これからの経済も含めて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） また先ほどの新聞記事と前後して、土木学会が南海トラフ地震、あるいは津波に対する被害額を公表したんです。20年に及ぶ復興というか、かかるだろうと。その被害額が政府が推計した額は、220兆円だったんですが、土木学会は1,410兆円になりますよということです。

今年度の国の一般会計予算は、97兆7,000億円余りですので、土木学会が発表した推計額というのは、日本国家予算の14倍になるということで、この南海トラフ地震が発生して津波が押し寄せた場合には、学者によれば、世界で一番困窮する国になっていくだろうという人もおられます。それくらい、この志布志だけではなくて、南海トラフ地震が影響する地域というのは、本当に大変な光景になるだろう、今朝の大阪の地震、他から飛んで行って、駆け寄って行って映像というのも流れていましたが、今回この質問をするにあたり、南海トラフ地震が発生した場合には、多分この志布志市については報道もされていかなないのかなと、それだけ甚大な、国家が危ぶまれる、存亡の危機にひんするくらいの大惨事になるのかなというふうに考えています。

そこで、やはり自分たちはやっぱり、市長がこうやって提言されれば、市長も「オール志布志で」というふうに書いてあります。熱い思いであれば、やっぱり3月議会の中で同会派の野村議員が「志布志支所5階から文化会館の方に渡り廊下を造ればどうですか」という質問をいたしました。私も全く同じ意見なんです。志布志文化会館の裏側の駐車場、表ではないです。裏側の駐車場、ふだん志布志支所に勤められる方々の車が止まっているところ、それからゲートボール場があります。あそこら辺を志布志支所から文化会館の裏側に通じる通路があるんですけども、高低差を見てみると、何でこんな作り方をしたのかなというふうにちょっと自分は思ったんですが、あの通路ぐらいの高さで全部、平らにとってしまえば、かなりのスペースができるのかなというふうに考えています。そこに本庁にも別館があるように、別館を建設されればどうだろう、総務課、今のここの総務課のスペースの3階から5階建てぐらいを建てて渡り廊下でつなぐと一挙にクリアしていく。

その財源については起債になってしまうんですが、御紹介いたしておきます。緊急防災減災事業債ということで、100%充当されて70%が国からの補助でできるようになっています。これは、ちょっと指定がありまして、避難路、避難階段、あるいは指定緊急避難場所、あるいは指定場所において防災機能を強化する。あるいは貯蔵庫、資機材の備蓄施設、ですから食料と水などでも対象になりますよと。以前市長が言われた合併特例債と、これを組み合わせる利用ができることになっています、按分できるということです。ですから、イメージとしては文化会館の駐車場を

切り下げて、支所から上っていく道路もあれば、法面があって、大きな木があるんですけども、あそこはちょっといわれが分からないので、立木については、全て保存するような形で整備していただいて、一旦、多分4 mか5 mぐらい下げることができると思うんですね、ゲートボール場あたりを、もちろんそういうことになると、今の駐車場については、教育委員会が管理しています。それと市役所裏の法面については、治山工事ということでしたので、多分林野庁管轄の保安林になっていると思いますが、こちら辺は何とかクリアができるんじゃないかなというふうに私は考えています。

支所があって別館を真っ直ぐ造るのではなくて、多分高低差が厳しいので斜めに造って、海側から支所を見たときに、本館が左寄りにできますよと、距離を長く取るところでこう配を緩くして、別館の1階を地下ぐらいに造るんだと、そこを備蓄倉庫として位置付けていくというような手法をとれば、私はできるんじゃないかなというふうに思います。

市長が10年後、あるいは20年度、本当に良かったねということであれば、私は志布志支所は標高的に大丈夫だよということではなくて、そういったものを整備することで、やっぱりみんなが納得できる。それと斜めに通路を造れば、多分海側の景色というのは、幾つか窓を造ることで耐震性が第一ですので、可能かどうかは分かりませんが、そういう造った後に人が見にくるような、そういった壮大な絵というのは描けないのかなというふうに思います。

どうしても、今の段階で全庁持っていきよって言われて、どこにどんな感じで考えておられるんだろう。そうではなくて、やっぱり横方向に伸ばしていくということで、考えておられるんだら、それはやっぱりちょっと防災上無理でしょうと。であれば、志布志市が管理する土地があるわけですから、上の段は使わん手は無いと私は思います。

そこに、そんな大きな別館じゃなくていいです。先ほどお話した総務課が入るぐらいのビルを3階か4階ぐらい造って、一番下の階に備蓄倉庫という名目をうたえば、この減災防災の事業で使用することはできます。それと通路ですね、これもOKだということになっています。

裏山まで削るのであれば、今利用されている階段もですよ、整備できるんじゃないですかね。あそこら辺を本当にきれいに整備することで、私は景観が大分違ってくる、そこから志布志市全体が市長室、副市長室を一番上に持ってくると、市長室、副市長室はいつも見られますよ、志布志市全体を。渡り廊下からも来られたお客さんに、うちはこんなカッコいい橋を造っているんですよ、見てください、志布志市の市街地が一望できますよというような、何かそういったものというのは、本当大事じゃないかなと思います。

いずれにしても、合併特例債を使っても、横展開していくのであれば、それなりの金額はかかると思うんですよ。だったら大胆にできないもんかなと、私は、そっちの方が、おお、夢があるなって思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今、議員のおっしゃったアイデアと申しますか、脳裏に想像をしたところでした。いろんな知恵を貸していただいて対応していきたいというふうに思います。

先ほどの起債の件でございますが、津波浸水想定区域内にあって、津波対策の観点から移転が

必要と位置付けられた公共施設が対象となるということでございます。

志布志支所は、津波浸水想定区域外であるため、起債の対象外となっているところでございます。

○7番（八代 誠君） 公共施設自体は、起債の対象外なんです。私が提言したのは、渡り廊下も造る、階段も整備する。確かに志布志市は浸水想定区域内でもあるんですが、庁舎については想定外の位置にあります。なので按分ができるというふうに、これ書いてあるんですよ、要綱を読んでいくと。ですので、私が言いたいのは、新しい別館を造るけれども、そこに通じる渡り廊下、そして、一番下に造る最下段ですね、貯蔵庫として位置付ければ、建物の一番の下の部分については、この減災防災、そして渡り廊下、それから上がっていく、上の段が下がっていくわけですから、こう配を緩やかに、もう一回あそこの階段を造り直すことができるんですよ。なので検討委員会にも課長だけではなくて、民間人、あるいはうちの市役所にも建設課、それから耕地林務水産課おられますよ。そういったアイデアというのは、多分出てくると思います。それから外部として、コンサルタントですね、志布志市内にもありますよ、自分たちは鹿児島弁で、測量屋さんと言いますが、そこで働かれている方々って、やっぱりいろんなコンサルティングに関わっておられますので、現地でやっぱりこうやって地盤を移したいんだけど、防災の関係上、やっぱり上に登らんないかんとかなと、そういうところの議論というのはすごく大事だというふうに私は考えます。なので、市長が言われるように、横に伸ばすのもいいですけど、やっぱり最悪の状態を考えたときには、私は横に展開されるんだったら、それはちょっと無理ですよ。だけど、やっぱりこれからの10年後、20年後の志布志市を考えていかれるんだったら、第4条が求めていることはよく分かりますよ、私もそう思います。志布志にあって当然だよなというふうに、市民の方々もそこは思われていると思います。

ただ、その手法について、明確に防災上安全だというようなことを示していただかないと、ここはちょっと厳しいよなというふうには考えます。いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 先ほどの避難タワーとか、そういうものについては対象になると、おっしゃるとおりでございます。

それと外部、民間の方々、これも本当にいいことだと思うんですが、まずは検討委員会で一旦協議して、そして、その中で専門的な意見等も当然おっしゃるようにならなければならないと思います。その時は、外部の人たちも入れて対応していきたいというふうに考えています。

○7番（八代 誠君） 外部だけではなくて、本市にも建設課、耕地林務水産課、技術者がいます。市長は、金曜日でしたかね、答弁の中で「非常に優秀だ」と言われているわけですから、自分の部下を信じて課長だけでもいいと思います。補佐、あるいは係長、いろんな現場を経験していますので、そういった方々の意見も聞きながら取り組まれてはどうかと、これは手法についてお願いしたところでした。

やはりこの庁舎の移転については、市長が言い出しっぺですからね、しっかりそこは責任を持っていただいて、移転をするんだったら、私はやはり横に、水平方向に転換していくのではなく

て、やっぱり縦方向というのも十分検討された方がいいだろうというふうに思います。10年後、20年後、本当良かったよねというような形の絵を早く自分としては見たいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。答弁は結構です。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 答弁漏れがありますので、危機管理監。

○危機管理監（河野穂積君） 大変失礼いたしました。先ほど御質問のありました液状化について、答弁が漏れておりました。

液状化につきましては、申し訳ございません。手元にしっかりした資料を持っておりませんので、以前、揺れやすさマップというのを市内全域、これは多分当時の建設課であったというふうに記憶をしておりますけれども、そういったものがあつたというふうに記憶をしております。

今年、津波防災地域づくり推進計画というのを進めておまして、その中では、いろいろなデータを収集しながら液状化についても考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○7番（八代 誠君） すみません。質問を終わりますと言いましたが、今、液状化について、説明がありました。旧町時代にということですので、今、国が求めている基準に合っているかどうか、そこも確認していただいて、その後だと思えます。南海トラフ地震が話題になったのは。そういったものに対して十分大丈夫なのかどうかということも調べて調査していただいて、OKであれば、それ以上の調査をする必要は無いと思えますので、そこについては、確認をお願いしたいと思います。

以上で、今度は本当に終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） おはようございます。

3番、尖信一でございます。

今日は、関西で大変な地震がありまして、私の家族も、まだ4人大阪におるもんですから、慌てて問い合わせしたところでもございました。たまたま八代議員が、先ほど防災関係の質問をしたところで、ちょうどタイミングがいいんじゃないかなというふうに思ひまして、1週間ほどになりますかね、志布志でも震度3の地震がございました。

私は、阪神・淡路大震災も経験しておまして、非常に悲しい思いをした経験を持っております。できれば、この志布志市では、このような災害が起きてほしくないと思っておりますけれども、災害というのは、いつ、どこで、想像もできないようなところで起きますので、ぜひとも市民の皆さんに、そのような心構えを執行部として徹底していただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、通告に従って順次御質問をさせていただきたいと思えます。

思い起こせば、市長とは4年前、相まみえて戦った仲でございます。それから、ここ2年ぐら

いは市長といろいろな施策の討議を個人的にさせていただきました。

手法とか、やり方はやっぱり違うんですが、思うところは一緒だという結論に至っております。

そして、この度は亡くなられた奥様、それからいろんな反対があった中で、非常に素晴らしい戦いをなさって勝利なさったわけでございます。心よりお喜びを申し上げたいと思います。

私は、そういう戦い方をですね、例えば、信長の桶狭間の戦いではなかったかなというふうに思っております。今後、参考にさせていただきたいと思います。

そういう市に対する思いを前提にして、今回1番目の質問の中に法令遵守ということを持ってまいりました。

法令遵守について3事件と、事件にはなっておりませんが、1事案について時系列でお話をしながら、少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、セクハラの件でございますが、昨年12月、小園議員が一般質問をなされておられます。私も後日ビデオを拝見させていただきました。その中で、小園議員がへびに例えて、お話をなさったところがございます。それを聴いている時は、私はあまり、はっきり言ってよく分からなかったんですね、どういうことかなと。それで、その後に選挙が終わった後に、当事者の代理人という方がうちに来られました。代理人というのは司法関係の方ですね。その方のお話を聞いて、小園議員がおっしゃったへびに例えた話がやっと理解できました。その代理人の方がおっしゃるには、加害者が、例えばこの庁舎にいるとか、志布志町に住んでいるとかいうだけで、そこに行けないんだと。出向くことさえもできないと、だから子供の送り迎え、近隣の買い物しかできないというふうにおっしゃってたんですね。

これは我々男性には、この被害者感覚というのは、なかなか理解できないんですけれども、なるほどなど、非常に悲しい思いをした記憶がございます。その後、もう一回この代理人が来られました。その時は、非常に切羽詰まった状態で、「尖さん、もう裁判も考えています」というふうにおっしゃいました。

そこで、私も慌てて個人的に当局に御相談申し上げて、この3月末である意味、円満に退職なされたようでございます。

前回の答弁で、当時の担当課長が、いろいろ御答弁をいただきました。私が聞いた感覚では1年余りかかったんですけれども、なにしろ初めてのことで、なかなか対応ができなかったというふうに感じた次第なんですけれども、そのところをもう一回確認させていただいていいでしょうか。よろしくをお願いします。

○市長（下平晴行君） 尖信一議員の御質問にお答えします。

酒気帯び運転による自損事故等の不祥事につきましては、市民の皆様のご信頼を損なう結果となつてしまい、誠に遺憾に堪えないところであり、市民の皆さんに深くおわびを申し上げます。

市職員につきましては、地方公務員法第32条に、「職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定められており、同法第33条では、「職員は、その職の

信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と定められております。

これまでの指導につきましては、全国自治体で不祥事がある度に、課長会で訓示を行い、毎年12月には副市長名で職員の年末年始における綱紀の保持について通達をしておりました。

また、セクシュアル・ハラスメント研修の開催、毎週末の交通安全6則の唱和や、安全運転講習を行ってきております。

今後につきましては、階層別研修及び職場における研修を通じて、なお一層、全体の奉仕者としての自覚に基づく公務員倫理の確立と、服務規律の確保に努め、不祥事によって市民の皆様の信頼を損なうことのないよう取り組んでまいります。

○3番（尖 信一君） 前回の小園議員がセクシュアル・ハラスメントの条例、規程の中でいろいろ御説明をしていただきました。

その中で、職場の定義、それから職員の定義、それから相談員を設けなさいとか、迅速に対処しなさいとか、いろいろ規定がございました。更に対策委員会を設けなさいということも書いてあります。この対策委員会というのは、事件が、事件といいますか、事案が発生してから設けるのか、それとも常設の委員会なのか、そこを教えていただけますでしょうか。

○副市長（武石裕二君） 先ほど多くの質問の中で、経緯をとということでございましたので、私の方で若干説明をさせていただきます。

昨年12月の議会で一般質問等であったところでもございましたが、絶対にあってはならない事件ということもございまして、私どもも相談があつてから、相当時間をですね、慎重にかけたというのが一つ遅れた理由でございました。

それと、双方聞き取りをする中で、なかなかまとまった統一した見解というか、私どもも出せなかったということも遅れた原因でございました。

反省を踏まえまして、私もちょっと今思っているところでございますが、私が当時、総務課長でございましたので、いち早く被害を受けられた方の方に行き、直接話を伺うべきであったというふうに反省をいたしております。

ちょっと後になりましたけれども、直接自宅の方にお伺いをいたしまして、夫、それから被害に遭われた方とお話をしたところでした。その中でも、やはりそのことは話が出たところでございますので、そして、絶対二度と、そういうことが起きないように、しっかりと対応をしていただきたいということも、その時言われましたので、早速、質問等もございましたし、その後、内容等を十分精査をいたしまして、本年度規程ですね、追加をしてセクハラについては、しっかりと規程を設けております。

それから、先ほどへびのお話をされましたけれども、今年3月末をもって、その対象の職員は退職しております。かといって、被害の方が、それで気が休まるということは無いというふうに思いますので、今後、引き続き今も担当の補佐の方で引き続き連絡等は取っておりますし、また体調が整われた以降については、再度どこかの部署で、また働いていただければなということ

も、あわせて今進めておりますので、その点は、しっかりと反省を踏まえて、私どもは今後対応していくということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、事案が発生してからかということでございますが、このセクハラ・パワハラについては、課長会で全職員に行き渡るように指示、それから、指導はしてございますし、また、実際はこの案件等が発生をしてから、その事案を検証し、懲戒処分等をするというのが、今の流れでございます。

○3番(尖 信一君) ということは、対策委員会というのは常設ではないということですね。

○副市長(武石裕二君) 設置は、ずっと設置をしてございますので、事案が発生してから、それからの案件等については、引き続きというか、私が委員長ということもございまして、担当課、関係する課、課長等で先ほど申しました発生をしないように、どういうふうにすべきかというのを、あわせてこの会の中で進めてまいりますので、設置としては常設しているということで、御理解をいただきたいと思ひます。

○3番(尖 信一君) たまたま今月20日まで、スイスのジュネーブで、国際労働機関(ILO)というところで、セクシュアル・ハラスメントを無くす条約を作ろうということが決まっております。

そしてまた、日本国内でも12日には政府が「女性活躍加速のための重点方針」というのを出してございまして、この柱に「セクハラ根絶対策の推進」が盛り込まれてございまして、世界も国も本当に、このセクハラを一所懸命解決していこうというふうに取り組んでございまして、当市でもぜひ実践していただきたいと思います。

また、今日も偶然ですけども、日経新聞に、このセクハラの問題が一面で出てございまして、できたらぜひ皆さん見ていただきたいと思います。

その中で、女性に対するアンケートがありまして、残念ながら女性の41%の方が、セクハラは無くなるといふふうに思っておられるようございまして。ぜひ、このセクハラの問題は、地震と一緒になんですよ、いつ、どこで、誰が起すか分からない非常に残念なことなんですけれども、そういうことにならないように徹底して指導していただきたいと思いますというふうに思っています。

最後に一つ提案があるんですが、仮にですけども、ここは皆さん優しそうな課長ばかりですから、相談はしやすいかなと思ひますけれども、被害に遭われた女性が、いちばん真っ先に相談する相手というのは、上席の課長さんですかね。そうなった時に女性から見たら非常に相談しづらい、ハードルは高いんじゃないかなというふうに思ひます。であるならば、その事案が発生してから設ける委員会とか相談員とかではなくて、できたら女性の選抜を3名から5名ぐらいつくっておいて、いつでもメールでもいいから問い合わせができると、相談ができるというようなチームを作られたらどうですかね。

○市長(下平晴行君) 今現在女性の課長もおりますので、そこ辺を踏まえた、そういう女性2、3名で対応ができれば、おっしゃるように相談しやすいのかなというふうに思ひますので、研究させていただきたいと思います。

○総務課長（山田勝大君） 相談体制のことでございます。

セクシュアル・ハラスメント、それから、パワーハラスメントの相談につきましては、相談員を6名設置しております。本庁が2名、松山支所2名、志布志支所2名、女性が3名、男性3名で構成しております。

それから、今民間の、メンタルヘルスの相談窓口をお願いしておりますけれども、そちらの方でもセクハラについても相談が可能ということで、そちらの方にも相談ができる体制が整っている状況でございます。

○3番（尖 信一君） 国内では、このセクハラとかパワハラ等は、実際法律が無いわけなんですよね。男女雇用機会均等法で事業主に防止策を講ずる義務があるだけで、実際は法律が無いので、非常に被害者の方もどういうふうに、その相談をしたらいいか分からないところが必ずあると思うんですね。できたらそういう形で、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、法令遵守の2番目、偽装クリック、これも前市長の時の事案でございます。

実は去年の11月、ある会合、宴席でしたけれども、市長が自らみんなの前で謝罪をなされました。前市長がおっしゃるには、志布志のことを思えばこそしたんだと、志布志のためにしたんだというふうにおっしゃいました。その気持ちは分かるんですが、私が驚いたのは、それを聞いていた上席の職員がうなずいていたんですね。うんうんと、だよなというふうな感じでうなずいていました。私は、それを後から拝見していて、すごく背筋が寒くなったんですね。これは、もしかしたら法令遵守ということに対して感覚が麻痺してるんじゃないかなというふうに感じました。

実は、このふるさと納税については、前市長とはいろんないきさつがありまして、もう6年ほど前になりますかね、私が関西志布志会の会長をしている時に、初めて関西で前市長にお会いした時に、前市長に提案を申し上げました。関西志布志会、名簿があるだけでも800名いますと、この方々は消費者でもあるし、ある意味営業マンでもありますよと、関西志布志会でも全面的に協力しますので一緒にやりましょうよというふうにお話をしましたが、残念ながら前向きな回答はいただけませんでした。

その後、御存じのように近隣の自治体、都城市とか大崎町が、がぜん取り組みを始めました。数字が一気に上がってまいりました。そういう中で、今度は前市長が、非常に一生懸命取り組みを始められたわけです。取り組むのはいいんですが、いろんな話を聞いてみますと、何か数字を追いかけているんじゃないかというようなお話を聞きました。実際担当課に朝晩に行って、「今どれぐらいの数字が上がっているんだ」とかいうことをしょっちゅう聞かれておったみたいなんです。そういう考え方だったからかどうかわかりませんが、数字だけの事業であれば、起こるべくして起きた事件かなというふうに思って、今回の質問の中に取り上げました。

最終的には、テレビで取り上げられたりしまして、非常に世間の知るところとなってしまいました。そういう中で、私の周りから特に都市部からUターン、Iターンで帰って来られた方が、「尖さん本当恥ずかしい」と、「昔の友達と話をすると言われる」と、「おたくの市はどうなってるんですか」というふうに本当恥ずかしい思いをするという声を何回か聞きました。

私も実際そのうちの一人なんですね、昨年12月、ちょっとこれは余談になりますけれども、東区の公民館長をしている時代に東区青少年育成会という形で9名の中学生を関西に会社見学に連れて行きました。野村證券とか京セラ、それから大阪大学、大阪の証券取引所、それからN高校という通信高校があるんですけれども、ここら辺を回りました。そのほか、日本電産、キーエンスとか、ソフトバンク、伊藤忠も回りましたけれども、ここは残念ながらセキュリティーの関係上、見学させてもらえませんでした。一番積極的だったのが野村證券でした。1階から14階を全部子供たちに見せてくれました。その中で、総務部長が出てきて、円卓でいろんなお話をさせていただいたんですけれども、さすがに証券会社の総務部長であるので、事前に志布志市のことを本当に事細かく調べておられました。その最後に「尖さん、でも志布志市って本当いろいろあるんですね、にぎやかなところなんですね」と言われたんですね。私は本当恥ずかしくて返事ができない、下を向いてしまいました。そんな経験を私もしております。

昨今、このホームページ等を土台にした商品の販売、ふるさと納税、これらは非常に盛んになっております。今、昨年度でふるさと納税を通じた流通金額が3,000億円、そのうちの30億円ですから、志布志市としては1%取っているような状況ですよ。大変すばらしい数字だと思います。そういう中で起きた事件ですけれども、昨今、景品法の処罰対象が非常に厳しくなっています。このクリックを偽装したというのが景品法に基づくのか、消費者保護法に基づくのかは分かりませんが、非常に注意していかなければいけないというふうに思っております。

司法当局は昨今、皆さん御存じですけれども、自動車メーカーとか、いろんな会社を摘発しております。志布志市がそういう形で対象にならなかったのは幸いかなと思っております。私が今回この問題を取り上げたのは、景品表示法は企業に表示管理担当責任者を置くように義務付けています。

今、当市にこのホームページをつくるに当たって、ホームページの表示に関する管理者というのがいるのでしょうかね、どうですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税申込みサイトにつきましては、運営者との連携を強化しまして、専門家の意見を聞きながら御礼の品の見せ方や志布志市の情報発信等、魅力あるサイトを目指していきたいと考えているところでもございます。

そういった中で、御礼の品につきましては、ふるさと納税推進事業の委託先である志布志市観光特産品協会において、昨年度、薬剤師会等を招いて食品表示の在り方について指導を受けたところでもございました。今後も研修を開催しながら、スキルアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 私が申し上げている表示担当管理責任者というのは、ふるさと納税だけのホームページのことを言っているんじゃないんですね。志布志市のホームページ、それから志布志市のホームページにリンクがいろいろ貼ってますよね、そのリンク先も対象になりますので、ぜひとも今後のふるさと納税、その他を考える場合ですね。費用はかかりませんから、この管理者を置いて法的な立場で管理をしていくと、それをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

もう一回、どうですか。

○市長（下平晴行君） 景品表示法の表示等管理担当者ということで、そういう法で定められているものに対しては、しっかりとそこには対応をしてみたいと思います。

○3番（尖 信一君） ぜひとも、このふるさと納税、おそらく競争相手が1,700自治体ぐらいあるわけですから、年々伸びしろも小さくなっていく中で、市の財政の大きな部分を占めていますので、ぜひとも志布志市のブランドを毀損することのないよう、取り組んでいていただきたいと思います。

それから、先ほど市長の方から飲酒運転についても答弁がございましたが、あえて少しこの件について御質問させていただきたいと思います。

懲戒委員会のメンバーの中には、司法関係者は入っていなかったんですか、どうですか。

○副市長（武石裕二君） 司法関係者につきましては、この審査委員会の中には入っていないところでございます。

○3番（尖 信一君） じゃあ身内を身内が処分するというふうに判断していいわけですね。適切であれば、それはそれでいいと思うんですけども、やはり民間の基準というのもあると思うんですね、そこら辺を踏まえて1回ここら辺も検討していただきたいなというふうにとっております。

それから、停職が1年でしたですね、停職1年、起算日はいつですか。

○副市長（武石裕二君） 処分につきましては、本年の3月31日付けで辞令を出しているところでございます。

○3番（尖 信一君） ということは、来年3月30日までが停職中ということでございますね。

どうでしょうか、職員を1年間停職させて、もったいないと思いませんか。優秀な方かどうか分かりませんが、例えば、どうでしょう市長、この方に市が提案してボランティア活動をしていただいて、その報告書を出させて、結果次第では、少しでも早期に復帰をさせると、復帰すれば指導者を1人付けて1年ぐらいは指導をしていくというような形で取り組んでいった方が、市のためにはいいんじゃないかなと。

私が、もし1年停職をさせられたら、本当腐ってしまいますよね、非常に能力的にももったいないというふうに思っていますけれども。それから、どうなのでしょう、担当課長、メンバーが1人少ない、課の業務は円滑に回っていますか、お答えください。

○副市長（武石裕二君） 先ほどの御質問なんですが、当然民間の方は、この中には入っておりませんが、ただ、私どもは地方公務員法、それから市の各種の手続き、条例、規程等がございますので、その中でしっかりと処分をしていくということには変わりございません。

それから、難しい案件等につきましては、これまでも弁護士の先生方にも相談をして、それから各自治体の参考、そして県の市町村課等にも確認をしながら最終的には、この審査委員会の中で決定をして、市長の方で最終決定ということになろうかと思っております。

それから、今御質問がございました懲戒処分につきましては、これは事件が完結するまでの行

政行為ということになりますので、勝手に1年というのを短縮したり、伸ばしたりということではできないというところがございますので、本人もしっかりと、この1年間で反省をして、異動等があるかと思っておりますので、次の職場で対応していくと。

それから、現在の職員につきましては、総務課付けとなっておりますので、関係課のところには、まだ配属をさせていないというところがございます。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————
午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

執行部の答弁をお願いします。

○副市長（武石裕二君） 先ほどの質問の中で、起算日の取り方についてお問い合わせがあったところございました。

今年3月31日が処分の効力発生当日ということでございます。その日は算入をされず、その翌日から起算することとされておりますので、本年4月1日から翌年の3月31日までが有効ということになりますので、よろしく願いいたします。

○3番（尖 信一君） この法令遵守について、最後の質問をさせていただきます。

以上のセクハラの問題、それからクリックの問題、そして先ほどの飲酒運転について、これはいずれも前市長の任期中の事件でございましたので、最初はもう質問をしないでおこうと、市長も代わられたので、あまり意味が無いかなどと思ってたんですが、幸いながら事件には至っておりませんけれども、一事案、私の目の前で偶然見かけたんですから、あえて、やはり法令遵守を徹底していただきたいという思いから、この質問に至ったわけでございます。その事案を一つ御紹介させていただきたいと思っております。

4月の半ば後半、私は鹿児島市から帰ってきている途中に、牧之原の坂をずっと登ってきて、一つ目の信号で偶然目の前に志布志市のロゴの入った軽自動車を見かけました。私の前にいました。ああ仕事の帰りなんだなと、大変だなというふうに思っていたんですね。そしてずっと後ろを走っていましたが、10号線から63号線に入られたとたんに、本当よくスピードを出して走られました。—————スピードを出されて、更に前の車に、あおり行為みたいなことをなさっていたんですね。私は本当に心配で心配で、事故を起こしたらどげんすつとかなというふうな思いで、ちょっと心配になったんですから、私もちょっとしばらく付いていきました。63号線は、ほとんどが50km制限ですね。学校周辺で40km制限が3か所ぐらいあったと思うんですが、追い越し可能などところもあります。

そこで80km出して追い越して行かれました。私も追い越そうかなと思ったんですけども、さすがにそれはしなかったんですね。これは事故でも起こしたら大変なことだったなど。この事案があったもんですから、今回の法令遵守をぜひとも守っていただきたいという質問に至ったわけなんです。

4月の後半といいますと、下平市長が就任なさって、約2か月ちょっと経っております。私も下平市長が、それまで「法律にのっとり条例の下で仕事をするように指示しています」という答弁を何回か聞いたような気がしますので。でも、市長が就任なさって2か月经っているのに、こういう行為があるというのは、ちょっとかなり問題があるんじゃないかなというふうに思ったんですね。最初、市長の答弁で「研修もしております」という答弁がありましたけれども、残念ながらこれは徹底されていないという結果じゃないかなというふうに思っています。

そのことを市長、もう一回よろしくお願ひいたします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったような、そんな職員がいることにつきましては、誠に遺憾でございます。

職員には、再度注意喚起を行って、全体の奉仕者としての自覚に基づく公務員倫理の確立と、服務規律の確保に努め、不祥事によって、市民の皆様の信頼を損なうことのないよう取り組んでまいります。

○3番（尖 信一君） 今回のこの法令遵守についての私の質問の趣旨は、何も皆さんにいじめをするとか、そういう趣旨ではなくて、あくまでも法令遵守をすることで、市の職員を守るんだと。

そして、事故、事件等が起きないように、きちっと法令遵守をすることによって、志布志市のブランドを毀損しないようにしていただきたいというようなことが大きな目的でございますので、そのところをキチッと把握していただいて、今後市政に取り組んでいていただきたいと心からお願いします。

2番目のふるさと納税、これの企業版というのがあります。通常ふるさと納税は、総務省の担当ですけども、このふるさと納税企業版、正式名は地方創生応援税制なんですけども、これは内閣府が主催している制度でございます。

先般、野村議員が通常ふるさと納税についての質問をなされましたので、前年度のこともちよっと聞こうかなと思いましたが、今回は省略させていただきます。

事前通告はしておりませんが、もし可能ならば前年対比の伸び率が、今ここで分かれば分かる範囲内でお答えいただけませんか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 平成30年度における直近の状況といたしましては、6月17日時点で8,690件の2億647万1,000円という状況で、前年度対比67%となっているところでございます。

○3番（尖 信一君） すみません、28年度に対する29年度は分かりますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 28年度が9万9,271件の22億5,361万1,456円に対しまして、29

年度は、15万3,205件の30億3,999万9,838円という状況でございます。率については、今、手持ちがないところでございます。

○3番（尖 信一君） 伸び率がいずれ鈍化してくると思います。どうしても競合がたくさん出てきますし、商品に対する飽きも出てくると思います。

そういう中で、今回、下平市長が東京事務所を開設なされました。この東京事務所の開設の発案者、それから費用対効果をどれぐらい見ておられるか、もし今、費用等のことが分かれば教えていただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） この取り組みの大きな目的は、やはり本来のふるさと納税の在り方が、国にしても返礼に対しては30%以内というようなことも含めて、本来ふるさと納税をしてくださる方々の対応の仕方、やはり福祉、環境、それぞれ様々ですが、やはり受け入れ体制も、それなりに広く持っていこうと。

それとあわせて企業版、企業の方々が、それ相当の方々がいらっしゃいます。全体では約20万人の方がいらっしゃるわけでございますので、そういうリピーターの確保をしていこうということも考えております。

それから、額については、今のところ比較という数字的なものを持ち合わせていないところでございます。

○3番（尖 信一君） 今回ふるさと納税の関連質問として、事前通告なしに質問させていただきました。

県の事務所が有楽町にございますね。それから、その中で、できれば鹿児島県内有志が集まって県事務所に結集して出店するというような考えはなかったのか。なぜ単独で出されたのか。もう一回そのところを思いでも結構ですので、お答えください。

○市長（下平晴行君） 鹿児島駐在は別途あるわけでございますが、先ほど言いましたように志布志市としての対応をしていこうと。そして、これはふるさと納税のみならず、それぞれの関係課の持っている、そういうものの一つはパイプ役としても活用できないのかどうかという、いわゆる都心での、いろんな先取りをしている都会での在り方をうまく活用していくべきではないのかという考え方でございます。

○3番（尖 信一君） 発案者は下平市長という判断でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは、私と課長が一緒になって、このふるさと納税の在り方は、本来寄附という考え方でございますので、国の方も先ほど言いましたように、30%以内の返礼品というようなことも含めて、どうしたらいいかという協議をしてこのように至ったところでございます。

○3番（尖 信一君） 5月末に既にオープンしているようでございますが、最初のイニシャルコストが303万円ぐらいでしたかね。

初年度のランニングコストが1,386万1,000円計上されています。人件費が454万9,000円というふうに計上されているようなんですけれども、最初の初期投資303万円以内に、もし今集計できて、

それ以内に収まっていますかどうか、ちょっとそここのところを確認させてください。できてなかったらいいですよ。

○市長（下平晴行君） おっしゃったような数値は、まだ出てきておりません。

○3番（尖 信一君） 前回全員協議会で御説明がありましたけれども、その後いろいろと精査をさせていただきます。

人件費が454万9,000円計上されています。派遣職員、それから嘱託職員ですかね、二人。そのお三方の人件費というふうに判断してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは職員1人と、それから嘱託職員、それから臨時職員ということで3名でございます。

申し訳ございません。職員の分は入っていないくて、嘱託職員と臨時の分ということでございます。

○3番（尖 信一君） この説明資料によりますと、その他協力員、大学生が10名ほど予定されておりますけれども、この人たちは無報酬ですか。

○市長（下平晴行君） これは観光特産品協会の方で支払うということでございます。

○3番（尖 信一君） 分かりました、理解しました。

それと最後に、この東京事務所の件について質問をさせていただきますけれども、市長もそうですし、私も事業をやった経験者でございますけれども、新規事業を立ち上げる時は、必ず撤退時期も考えないといけないですよ。成功するとは限らないですよ。どのような状況で撤退するというような基準は設けておられますか。

○市長（下平晴行君） 前向きで、そのようなことは考えておりません。

○3番（尖 信一君） 事業費が1,386万1,000円ですから、それから返礼品、経費等を考えると、先般の野村議員のお話によると、大体40%が手元に残るということでしたので、単純な計算ですよ。ぜひそここのところを把握して、事業を前向きに続けていただきたいと思います。

いずれ、このふるさと納税が限界に来るということを踏まえて、一つ事業提案をさせていただきます。その中で質問も幾つかございますけれども、既に本市でも企業版のふるさと納税、地方創生応援税制、以後「企業版」と言わせていただきますけれども、この事業はもう既に6事業、実施・計画されているようでございます。

Uターン・Iターン事業で2事業、ウエルカム赤ちゃん事業で4事業、この状況をちょっと説明していただけますか。

○市長（下平晴行君） 地方創生応援税制につきましては、志ある企業の皆様が寄附を通じて地方公共団体が行う地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みのことでございます。

これまで企業は、地方公共団体に寄附を行った場合、寄附額の3割に相当する額を損金算入し、税額控除を受けておりました。この制度により、更に3割を加え、寄附額の約6割に相当する額の控除が受けられることになっております。

なお、この税制措置については、平成28年度から平成31年度までとなっております。

本市におきましても、平成27年度に策定した「志布志市まち・ひと・しごと ころろぎし創生戦略」により、地方創生に係る取り組みを体系化するとともに、それらを寄附対象プロジェクトとして定めているところでございます。

U I J ターンの推進委員に係る事業や、出産や子育て支援に係る事業を重点事業として、市ホームページや散らしを通じた広報活動、企業訪問時の説明等の取り組みを行っておりますが、現在のところ寄附をいただいた実績は無いところでございます。

○3番（尖 信一君） この企業版というのは、ケースは少ないですが、1社当たりの単価は非常に高いです。1,000万円とか、2,000万円とか、場合によっては億単位になる可能性があります。

そこで、事前通告はしておりますけれども、事業提案として一つ御提案申し上げたいと思います。

この企業版で、我がまちに職業訓練校を造ったらどうかと、それもIT技術に特化した職業訓練校を造ったらどうかというふうに思っております。

内閣府のホームページを見ますと、まだ相当あるんでしょうけれども、事例が71事例ありました。その中でITに特化した企業版というのは、二つ三つありましたけれども、IT人材を養成するという名目では1社ありました。島根県が県を挙げてやっております。ただ、それは2020年度から小学校で必修になりますプログラミング教室に向けての取り組みの一環のようで、小中高生が対象でした。

私が御提案するのは、若者対象ですね、高校生以上を対象に、ITに特化した情報訓練校をこの志布志市で造ったらどうかという提案でございます。

昨今、多くの企業、特にIT企業は、人材が非常に足りません。引く手あまたでございます。

この度、大学の新卒の初任給が25万円前後、高い所で30万円ですけれども、今回中国の企業でしたすかね、日本に進出している中国の企業、それから皆さん使っておられると思いますけれども、LINEの企業が初任給40万円で募集を始めました。いずれこういう時代が来ると思います。志布志市の若者が、そういう環境で訓練を受けて就職すれば、非常に高収入を最初から得られる可能性があるというふうに思っているわけなんです。

IT企業といいましたも、業務は多岐にわたります。よく見られるホームページとか、ホームページを作成するとか、ホームページの分析をするとか、それから、サーバー関係、それからエンジニアリング、プログラミングとか、本当たくさんあります。こういうのを3年ぐらいで身に付けていただくと、更に社会に出た後にも社会人として立派にビジネスマンとして成長できるように、企業法務とか、それからMBAに近いような経営手法の勉強とか、それから責任者になった時のプロジェクト推進法とか、そういうのを3年間で勉強をみっちりしていただくと。

おそらく、もし企業版で寄附をしてくれた企業が、定期的に志布志市から若いIT技術を持った人材が輩出されるとなれば、おそらく、もしかしたですよ、企業自らが志布志市に進出してくれる可能性も十分あります。この企業版は時限立法ですので、どのぐらい続くか分かりません。

れども、志布志市というまちは、農業を中心とした港湾、商業が中心の産業でございますけれども、四国の徳島県では、もう14か所ぐらいでテレワークをやっていますね。多くの都市部の企業が進出をしてくれています。

できれば、このITの技術というのは、農業とも非常に相性のいい技術なんですね。牛舎の管理、それから牛の管理、それから農薬散布、それから農機の自動運転とか多岐にわたっています。この前テレビでやっていたけれども、農場をですね、野菜がいっぱい植えてある所の上からドローンカメラで写真を撮るんですね。そしたら、虫が食っている所がピンポイントで分かるんですね、映像で。通常であれば、どこか虫が食っていたら全部農薬をまかないといけないんですけれども、虫に食われた所にピンポイントで、ドローンで農薬をまくというのを、この前テレビでやっていました。もうこれは既に実施されています。ピンポイントで農薬をまきますから、農薬代もかなり節約できますよね。

こういうIT技術というのは、今後ますます我々の身近な社会に、生活に入ってくると思うんですね。

そういう意味で、できたらこのようなIT企業をIT人材をこのまちで養成できるようなシステムをつくっていただければ、より若者が外からも集まってくる可能性が十分あると思います。

それから、いずれそういう若者はこの志布志市から出ていく可能性もあるんですが、もう一つ社会の風潮としてテレワークが、どんどんどんどん進んでいますよね。先週、住友商事が社員の4,000人をテレワーク対応にすると発表していますよね。そしたら、この志布志市にいながらテレワークでITの仕事ができるという可能性も十分あると思いますね。

先ほど申しましたけれども、この志布志市の産業構造というのは、農業、港湾、そして商業が中心となっているのですけれども、できたら下平新市長の間に、もう一つの新しい産業の柱をつくっていただきたいというふうに思っております。

市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように本市においては、地域情報通信基盤の整備によって、高速ネットワーク環境が整備されております。ITという分野においては、強みがある状況であるといえます。

そのような強みを生かしつつ、様々な事業を展開していく中で、本市の未来につながる人材育成の在り方に加えて、おっしゃるように若者や、ひいては市民の所得向上につながる手法については、見極めをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、テレワークでございますが、ICTを生かした時間や場所にとられない柔軟な働き方をいいます。情報通信技術を活用した手法は、少子高齢化対策やワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化、人材の確保など、地域の抱える様々な課題を解決へと導く一つのツールとして、重要な要素であると考えております。

幅広く働き方に関わる問題として、関係各課と連携しながら調査・研究してまいりたいと思います。

○3番(尖 信一君) 一応、前向きなお言葉をいただきました。尚志館高校にプログラミングのサークルがあります。そこら辺と連携して、そこら辺をベースにしてスタートさせてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、この調査・研究というのは、野村議員もおっしゃいましたけれども、やはりですよ、時間との戦いだと思うんですね、こういう情報関連のお仕事というのは。先進地を見に行ったりとか、研究・検討と言うのではなくて、先進地に見に行くのではなくて、先進地になって欲しいと思うんですね。そのためにも走りながら考えると、そこら辺は市長、得意じゃないですか、どうですか。

○市長(下平晴行君) 調査・研究と申しますのは、私、前向きに取り組んでいくという考え方で調査・研究という言葉を発しております。

○3番(尖 信一君) 本当ありがとうございます。ぜひ下平新市長時代に将来の子供たちのために基礎となるような産業をつくり上げていただきたいと思います。この質問を終わらして、次の質問に入らせていただきます。

3番目の学力向上についてということで、これは市長並びに教育長に質問をしていきたいと思っております。

私も、この学力向上については、あまり言えるような立場ではございません。娘が3人おりますけれども、むしろ教育には失敗した方だと自分では思っております。でも、そういう思いがあるからこそ、この志布志市の子供たちの将来を見据えると、ぜひとも学力向上にまい進していただけたら、おそらく近隣の子供たちも、この志布志市にお世話になりたいと言う形で、家族ともども移り住んでくる可能性は十分だと思いますので、そういう意味で質問させていただきます。

残念ながら当県は学力では非常に低い水準でございます。これはもう皆さんも十分御存じのことだと思います。それでも、鹿児島県はなぜか2004年度に「基礎・基本」定着度調査というのを独自で始めています。これは学校の先生が自ら問題を作って実施していると聞いております。その後、3年後、2007年から国が中心となった学力・学習状況調査が始まっています。これに、呼応するように2013年度鹿児島県は「学習定着度調査」と名前を変えて実施しているようでございます。

先般、教育総務課で中学校を中心に5校の学力調査の結果をお聞きしに行ったんですが、残念ながら教えていただけませんでしたので、独自でインターネットで調べたり、図書館の学校だよりを遡ってずっと見て、一応全部調べさせていただきました。非常に残念な結果でございます。

教育長が就任されて4年ぐらいになりますけれども、この間、学力が向上していない原因をどのように捉えておられるか、いかがですか。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

今、学力が向上していない原因はどういうところにあるかということでしたけれども、学力というのは、いろんな捉え方があると思うんですね。今、尖議員が言われるのは、多分鹿児島県学習定着度調査とか、あるいは全国学力・学習状況調査の結果がきちんと出ていないということなん

だろうと思います。

この学力調査というのは、毎年行われますけれども、私はその背景として、四つあると思っています。一つは、学校の組織体制、つまり管理職がどう危機意識を持って望んでいるのかということが、まだ十分ではないというのが一つあると思います。

それから、二つ目は、教師の指導力、授業力といいますかね、そういうのがまだまだできていないというのがあると思います。

三つ目は、学習習慣といいますか、学習のしつけ、そういうものがまだできていないところがあると。

四つ目には、家庭・地域との連携というのがまだ十分できていないところがあるんだろうと、そういうふうに考えております。

以上、四つほど申し上げましたが、その他に様々な要因があると思いますけれども、なかなか学力の向上が見られないというのは、今の四つのことについて、再度私どもの方としては、きちんと検証しながらやっていくということが必要なのかなと、そういうふうに思っております。

○3番（尖 信一君） さすが教育長だと思います。私は問題点を的確に捉えているというふうに思っています。まさにこの4点だと思うんですね。ただ、この4年間で、この問題解決ができなかったというところには、大きな問題があろうと思います。

それで、私は教育者でもなんでもないんで、大きなことは言えないんですけども、客観的に見て、平成27年度6月議会で小野議員が教育長に質問をなさっています。

実は、26年度3月から先般29年度12月まで、この学力についてを含め教育行政について、全部の質問の会議録を拝見しました。32件ぐらい学校の教育行政について質問がありました。その中で6件、学力向上について専門的にいろんな先輩議員が聞いておられます。

その中で、平成27年6月議会で、小野議員が教育長に反転授業について聞かれています。覚えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 覚えております。

○3番（尖 信一君） 議員が「反転授業の効果については、どう捉えているんですか」というふうに聞いています。それに対して教育長は「これまでの授業というのは大事にしながら、このICT教育というものを積極的に進めていくということが大事なだろうと、そういう基本的な考え方というのは思っています」と、「ICT教育を進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに考えています」という答弁でありました。覚えていらっしゃるということでございます。

今回、タブレットを導入したりとか、いろいろ積極的に取り組んでおられるのは理解していますけれども、そのタブレットの中身は具体的にどのような運営方法、ソフトなのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） タブレットを導入し始めて、今年度で3年目になります。

1年目については、まず積極的に導入したい学校に手を挙げてもらって導入をいたしました。

昨年度については、特別支援教育関係の子供たちにICT機器というのは非常に有効であるだろうということで導入をいたしました。本年度については、残りの学校全てにタブレットを導入して教育を進めていこうというふうに今考えております。

ICT機器は、今までの一対一の教師と子供との授業の中で、子供が意欲的にいろいろな取り組みができるという部分と、それから、子供たちが自ら学ぶことができる、そういう機器でもありますので、そういうことでいいますと、これまでの授業では得られなかった、そういう良さというのがあるんだろうと思いますので、今後ともそういうことで、今年度は特に7月以降、全ての学校に入りますので、この機器を有効に活用していきたいと、そういうふうに考えております。

○3番(尖 信一君) すみません、今のお答えでは内容は全く分かりません。時間がないので、そのところは質問しませんが、2016年、ある本で対談をしているのを見まして、すごいソフトがあるなというふうに思ったんですね。これは事前通告していますので、執行部はある程度調べていただいていると思うんですけども、これは反転事業に非常にマッチしたソフトでございまして、「Qubena」というのがあります。ローマ字なんですけど、Qubena(キュビナ)というソフトがあります。これはCOMPASSという会社が2015年に作り上げたソフトでございまして。その後、私もいろいろと調べてまいりましたけれども、未来ITアワード、教育部門のグランプリ賞を獲っています。それから、NHK総合、NHKeテレビ、NHKの世界、それからニュースワールド、NHKだけでも6回ほど取り上げられています。各マスコミを入れたら、おそらく30回ぐらいは取り上げられていると思うんですね。

今回の質問に当たり、私も再度調べてみました。そしたら面白いことに、文科省ではなくて、総務省でホームページに、これが取り上げてありました。

すみません、ちょっと資料を持ってくるのを忘れたんじゃないかなと思いますけれども、この「Qubena」というのは、先生と生徒がソフトを持っていますよね、タブレットを持っています。同期しています。生徒が答えたところ、答えられなかったところ、つまりいたところは先生が全部把握できます。問題を解けた子は、どんどんどんどん前に進めるんですね。実際、小学校6年生に中学校1年生の1学期の問題を勉強させたところ、通常であれば、1学期かかるんですけども、2週間で習得していますね。2週間で習得した分を小学校6年生に問題を解かせたところ、8割方解けてるんですね、そういうソフトなんです。

私は、非常に驚いて感銘して、このソフトがもう少し、20年ぐらい早ければ、自分の子供に使えたんじゃないかなというふうに、ちょっと後悔したところでございます。

今ここに総務省のホームページ、ICT関連の教材ということで、総務省のホームページに載っております。ちょっとこれ読ませていただいてもいいですか。

「Qubena、人工知能(AI)を用いた算数・数学のタブレット教材、Qubenaは、株式会社COMPASSが提供する、人工知能(AI)を用いた算数・数学のタブレット教材であり、各生徒の情報(解答、解答プロセス、スピード、集中度、理解度など)を収集、蓄積、解析し、生徒の理解度や得手不得手に応じた問題を出題し、生徒が効率よく学習することを可能と

している。株式会社COMPASSは、「特に積み重ね学習が重要な算数・数学は、理解の遅れを取り戻すためにも個別につまずいたところまで遡って学ぶのが理想だが、Qubenaを活用することで、これらに役立つ可能性がある」と同社は述べている。また、導入実績においてもQubenaは効果をあげており、2015年3月、学習塾で小学校6年生に対して、中学校一年の1学期での学習をQubenaで行ったところ、通常14週間かけて行う1学期の授業を2週間で終え、受講した生徒全員が試験において、学校(学年)全体の平均点を上回るという実績を残している。今後、導入事例が増える場合には、蓄積されるデータが増し、よりきめ細かなデータ分析ができるようになるほか、より効果的な学習方法を提示できる可能性が考えられることから、将来が期待できるサービスといえる」と、これは総務省がホームページに載せています。

どうですか、試験的に導入してみませんか。

○教育長(和田幸一郎君) 今回その「Qubena」というICT機器を紹介されました。私もインターネット等で見てみましたが、学習塾とか、そういうところで積極的に使われておりまして、かなり子供たちが意欲的に取り組んでいる、そういうICTのソフトではあるというふうに認識しております。

今現在のところ、本市においては、とにかく9月以降初めてICT機器の整備が整う学校がありますので、そういうところできちんと基本的なことを理解した上で、今回の導入する機器について十分各学校で教師も、子供たちも慣れる状況というのをまずつくっていくのが最優先かなと、そういうふうに考えております。

○3番(尖 信一君) できれば、将来ある子供たちのために、少しでも早く学力が向上できるように、最善の努力をしていただきたいというふうに思っています。

子供の学力が向上しないのは、先ほど教育長も四つの原因を挙げられました。これは大人の我々の責任でもあるというふうに責任を同じように感じています。できることがあれば全部取り組むというような心構えが必要じゃないかなと思います。予算は市長に頼めばいいわけですから、教育長はやるかやらないか、それだけだと思うんですね。できれば一緒に、最初から全部導入しろとは言いませんけれども、できたら実験的に、放課後に使うとか、放課後に例えば10人、20人集めて実験をやってみるとかいう形にしていただければ、その効果が必ず現れてくるというふうに思っております。ぜひともこの件について、前向きに考えていただいて、将来ある子供たちのために、ぜひとも早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そこのところ市長、どうでしょうか。最後お答えいただけますか。

○市長(下平晴行君) 先ほど教育長から四つの問題点について指摘がありました。

児童生徒が確かな学力を身に付けるために、家庭、学校、そして今おっしゃった四つの問題点をクリアして教育の学力向上に取り組むをまいりたいと思います。

○教育長(和田幸一郎君) 先ほどから志布志市の学力が低いということについて指摘があるわけですが、いろんな見方がありまして、平均したときに志布志市の学力は確かに低い、しかし、学校によっては毎年結果を出している学校もはあるんだと、そういうことは御理解いただ

きたいなと思います。全体的に平均した時には低いけれども、学校によっては毎年結果を出している学校もある。その学校の個別の結果については、横並びに出すことはできないと、そういうことでありますので、全ての学校の学力が低いということではございませんので、そのことについては御理解いただきたいと思います。

○3番(尖 信一君) 教育長の答弁は大体予想しておりました。そのようなお答えが出てくるんであろうというふうに思っております。

実際、数字が端的に表していますよね。教育長がおっしゃったように学校によっては一生懸命頑張っておられるところも確かにございます。ただ、全般的に見て、どうしても弱いと、全国でも鹿児島が特に弱いと、その中でも当市も残念ながら弱いと。

教育長、この本を御存じですか。金城太一文科省の出身の方ですね。今回、本省に帰られてますけれども、この方もいろんなことをここで述べられています。これは志布志市の図書館にあるんです。ぜひ皆さん見てください。私も1か月借りっぱなしです。

今、教育長がおっしゃいましたけれども、更新していますからね、2週間ずつ更新して借りてますから、御心配なく。ずっと借りていたら、それは駄目ですよ。

鹿児島市内の各自治体の学力調査の正答率分布表というのがあります。志布志市ももちろんあります。これを見ると、曾於市が結構頑張っているんですよね。御存じだと思うんですけれども、ぜひ将来ある子供たちのために、積極的に熱意を持って取り組んでいただきたいというふうにお願ひして、この学力向上について質問を終わらせていただきます。

最後に、補助金一律カットについて聞きたいと思います。

今回補正予算で、若干増額補正された補助金でございます。これは、お話によると、前任者、本田市長の時代からの案件であるというふうに聞きおよんでおります。

私も公民館長をやっている時に、お金が無いのにびっくりしました。公民館長を引き継いだ時に、繰り越しが17万円しかなかったんですね。前任者の指示に従って、ある機材を購入したら赤字でございました。4月、5月にはもう赤字でした。そこから一生懸命頑張って、何とかお金を捻出しようというふうに思って2年間やってまいりました。役員も入れ替わりましたので、役員を兼務して、一つの役員報酬は返上するとか、それから東区公民館には29の自治会があります。そこに配布する回覧も全て持って回りました。29自治会ですね。年間十二、三回ぐらいの配布物があるので、300回以上回ったことになります。そういうふうにして繰越金をつくってまいりました。たまたま運動会が2年続けてなかったものですから、これで概算で9万円ぐらいお金ができました。そういうことをして1年目で28万円ぐらい繰越金をつくりました。そして、今年3月末で48万円ぐらいまで繰越金を残すことができました。これでやっと、安心して次の館長に引き渡すことができました。

おそらく、この補助金カットについては、市の当局も市長自身も、それぞれ思いがあろうかと思ひます。最初にいただいた市の予算書から19節の補助金、助成金、交付金、いろいろ項目がありますけれども、これを全部拾い出してみました。何事業ぐらい補助金の事業があるか、今お答

えできますか。

○市長（下平晴行君） 今、幾つあるかはちょっと分かりません。

○3番（尖 信一君） 私もよく分からないもんですから、補助金等名前のついている分だけ拾い出してエクセルに落としてみました。120事業がありました。金額で行きますと、13億6,800万円ほど。先般財務課にお聞きして今年の補助金の金額を聞きますと、21億円ありました。この差額は、いろんな学校建設とか、性質の違うものがありますので、「その21億円が全部補助金というわけではございません」という回答をいただいています。

今回、なぜ一括で一律カットだったのか、ちょっとそここのところ市長、御答弁お願いします。

○市長（下平晴行君） これは先般の野村議員の質問に担当課長が答弁したところでございますが、その内容について御説明申し上げます。

平成30年度当初予算については、平成29年10月に行われた庁議によって、編成方針が定められたところでございます。

歳入については、交付税が約3億3,000万円減少となるなど、非常に厳しいものになると想定されていたところでございます。

これまで、交付税の減収分について、ふるさと納税を原資として対応してまいりましたが、志布志市が将来にわたり持続可能な発展を継続していくためには、ふるさと納税に依存しない強固な財務体質をつくり上げる必要がありました。そのような中において、まずは法定事務、人件費を除く一般財源ベースの歳出を5%削減し、これにより約4億6,000万円の一般財源の削減が図られる試算でありました。また、市の単独補助金については、各団体が繰越金を保有している場合が見受けられることから、当初予算は骨格予算であり、必要に応じて6月の肉付け予算で対応可能であることから、更に5%の削減として一律の1割カットとなったところでございます。

○3番（尖 信一君） 志布志市に志布志市地域女性連絡協議会という女性たちの集まりがございます。私も志布志支部の総会に2年続けて出させていただきました。協議会全体の予算が大体100万円ぐらいでございます。志布志支部の予算の内訳ですけれども、市の助成金が約39万円、前年度の繰り越しが2万円ほどです。私が前やっておりました公民館の連絡協議会の志布志支部より9万円ほどの補助があります。残りの収入は事業をなさっておられるんですね。もちろん皆さんよく御存じだと思えるんですけども、うどんを売ったりとか、ちらしずしを作って売ったりとか、本当に努力をなさっていますよね。私はあの公民館の下に住んでいますからよく分かるんですけども、朝6時前から二日ぐらい前から来て下準備をなさるんですね。10人くらい来られています。そういうことをしながら、この連絡協議会の活動を一生懸命やっています。

この総会資料によりますと、年間の出会事業が87事業ありました。会に参加された女性が延べ795名、本当に地域のために頑張っておられますよね。ポートマラソンとかいろんな事業がありますよね、そういうところに朝早くから準備をして出ておられます。残念ながら、そこも一括1割カットです。

私は、行政の運営手法というのは、あまりよく分かりませんが、通常行政が市民に負担

をかける場合に、どうでしょう、最初この方法しかないんだと、この道しかとるべき道がないんだという段階、もし補助金1割カットしかないんだということであれば、次の段階として、やはり事前に説明をして、できれば120事業、この方々と個別でお会いして意見を聞いてみると、それが第2段階。意見を聞いて、やはりやむを得ないというのであれば、漸次3年ぐらいかけて10%削減していくというのが、私は自然な行政の在り方かなというふうに思っています。

その間、市報等で財政の状況を皆さんにちゃんと御説明すると、そういう中で補助金をカットせざるを得ないというのが、これが行政のとるべき手法だと思うんですけども、市長どうですか。

○市長(下平晴行君) これは骨格予算でありますので、私が実際関わっていないですけども、行政は継続しておりますので、私はおっしゃるように、少なくとも3年はかかるだろうと。例えば私は補助金をゼロベースでと言っておりますが、これはやはり情報を提供し、そして2年目でしっかりした基準を定め、3年目に実施と、それが当たり前だというふうに思っております。

○3番(尖 信一君) 市長は、きちんと理解していただいているというふうに理解いたしました。

この補助金というのは、地域のために皆さんが一生懸命頑張っておられる、そういう活動を側面的に支援すると。ただ今日、今日だったと思うんですけども、同じく日経新聞に「補助金という甘い蜜」という題名で載っていました。ぜひ見てください。今日だったと思うんですけどね、もしかしたら昨日かもしれない。

だから、我々市民も責任があると思うんですよ。補助金をいただいて当たり前だという気持ちを我々も持つてはいけないと、一生懸命する代わりに、市の行政を少しでもお手伝いできるがために、この活動をしていくために補助金があるんだという前提の我々の意識も必要だと思います。

それを踏まえて、今後我々も地域のために頑張っていこうと思いますので、ぜひですね、この補助金カットについても今後ぜひ前向きに検討して漸減していただければというふうにお願ひして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長(西江園 明君) 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。



午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開



○議長(西江園 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、4番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番(市ヶ谷 孝君) 皆さんこんにちは。昼過ぎ1時間経ちまして、おそらく一番今が眠い

時間だろうと思っております。思えば、3月の時も、この時間帯だったような気がしまして、これから2期目、私は、この時間担当になるのかなと思っております。少しでも、執行部またはお聞きの皆様が眠気が吹っ飛ばすように声だけでも、もちろん声以外も中身もですけれども、元気に質問をしまいたいと思っております。

眠いと言いますと、先週の木曜日からですか、遠くロシアの地で、サッカーのワールドカップが開幕をしております。我々が日本代表は明日の深夜の第1試合を迎えるところで、日本中のサッカー関係者、または、いろんな国民がその試合がどうなるのか不安と期待に満ちた感情で待ちわびていると思っております。

私自身も、最近できる限り試合の方を生で見ようにはしておりますけれども、時差の関係等々ございまして、一番遅い時間が深夜の27時からキックオフであったりとか、午前3時ですね。本日も朝、見たかったですけれども、この大舞台がございまして、なんとか朝のダイジェストで見たところでございました。

本日この一般質問を下平市長、そして執行部の皆様から快い答弁をもらいまして、すっきりした気持ちで、今夜、深夜27時からの試合を、こちらが実は私、日本代表よりも好きな代表の試合がございまして、こちらの試合をしっかりと生で見るために、この一般質問をいい形で終わらせて、すっきりした気持ちで早めの就寝を心掛けて、深夜3時に起きて試合を見たいと思っております。どうか執行部におかれましても、快活な答弁をいただきますよう、お願い申し上げて、私の一般質問に入りたいと思います。

それでは、通告書に基づきまして、まず1番項、介護保険についてでございます。

介護保険につきまして、下平市長も施政方針の中で触れられております。近年、介護保険を取り巻く状況というものは、もちろん高齢化の影響もございまして、また、介護者の重度化、長期化、または近年の家族構成による自宅での介護能力の低下等々、様々な状況がございまして、この介護保険制度の重要性というものは、年々高まってきていると思われまして。

また、本年2月に閣議決定されました高齢社会対策大綱の中でも様々な形でパラダイムシフトが、価値観の転換が行われ、より時代に即した高齢者福祉の在り方が求められております。

その話に入ります前に、まずは本市、志布志市におきまして、この介護保険の現状、特に介護保険特別会計のこれまでの推移と、その分析をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） それでは、市ヶ谷孝議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成29年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの深化、推進のための改正が行われ、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化や、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が掲げられたところでございます。

本市としましても、平成30年3月「共に支え合い いき活きと 笑顔で暮らせるふるさとに」を基本理念に、志布志市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定し、向こう3年間の取り組みを定めたところでございます。

本市の介護保険の現状としましては、要介護認定者数は平成30年3月末現在で2,095人となって

おり、高齢者人口の増加に伴い増加傾向にあります。それに伴い介護給付費も増加が見込まれるため、第7期の介護保険料につきましても引き上げを行ったところであり、大変厳しい状況であると考えております。

今後の高齢者の在宅生活を支援していくには、高齢者が元気で自立しているときも、介護が必要になってからも、その人の持っている力を生かしながら、安心して生活できる環境づくりを進めることが必要でございます。

現在、介護事業者や生活支援事業を行っている民間事業者等と、地域資源の開発やネットワークの構築に向けて協議を進めており、高齢者の生活支援体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ただいまの市長の答弁をいただきまして、まず最初に忘れておりました。私、自己紹介をしておりませんでした。

今更になりますけれども、会派、真政志の会、市ヶ谷孝でございます。何か忘れているなど思いながらですね。

ただいま御答弁いただきました。おそらくおっしゃるとおり介護保険の現状というのは、本市に限らず、どこの自治体でも非常に厳しいものがあると。どうしても当然収入が無ければ支出もできませんので、介護保険料というのは上昇傾向にあるのは、これはどこの自治体でも同じことであろうと思っております。そういった中で、しっかりと介護保険制度、これはしっかりと持続をしていかなければならない制度でございますので、その中で様々な支出削減、もしくは収入増の取り組みが必要不可欠となっているところは、当然今の答弁でもありますとおり、市長も御理解いただけていると思っております。

そこで今、市長が御答弁の中で民間事業者との連携の点に触れておりました。実際に市内にあります民間事業者、これとの連携の在り方というのは、こういった形が今現在とり行われているのか、お示しをお願いします。

○保健課長（西山裕行君） 市内の業者との連携ということでございます。高齢者の生活支援につきましても、市の社会福祉協議会、シルバー人材センター、コープ鹿児島、農協、それから介護事業所などの職員で、現在生活支援体制整備協議体というものを組織しておるところでございます。その中の議題といたしまして、高齢者のごみ出し支援、それから移動支援、そういうものの課題、それから対策についての検討を現在進めているところでございます。

今後とも事業者、それから地域住民など、会議への参加を広く呼び掛けて、高齢者の身近なニーズにあった支援、それから提供体制等々、継続をして検討や働き掛けを進めていきたいと考えているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 昨年度から設置されております現在の志布志市生活支援体制整備協議会の構成、参加団体の名前を挙げていただきました。私が聞き漏らしたかもしれませんが、市内の社会福祉法人等が経営されている施設等は、これには参加していないということでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 当然この中には、介護事業者等も入っております。29年度に開催いたしました会議等につきましても、介護支援事業所が5事業所その中には含まれているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

では、具体的にその協議体で話されている中身、今しがたごみ出し支援であったりとかの話がありました。

今後、特に下平新市長が今年度2月から就任をされて、下平新市長の旗振りの下、新しいまちづくりが推進をされていくという中で、この介護保険に視点を置いた場合、市長の考えというのは、しっかりと市内事業者、今協議体に参加されている団体の方々とは、しっかりとこのイメージの共有というのはできていると、その協議会を通じてですね、というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） すみません、もう1回、ちょっと中身をお願いいたします。

○議長（西江園 明君） 再度質問をお願いします。

○4番（市ヶ谷 孝君） 失礼いたしました。つまるところ市長が考えるまちづくり、その中でこの介護保険に着眼点をおいた、市内事業者と市長のイメージ、思いはしっかりと共有されているのかという点を確認したかったところでございます。

○市長（下平晴行君） 基本的には、事業としては社会福祉協議会が地域で活動する様々な団体や、事業を対象に、お互いの活動紹介と交流の機会としてボランティア協働笑談会を実施しております。この中で事業者同士で連携・協働できる活動の創出やマッチングを通して、地域づくり活動が実施されているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） もう1点お聞きします。ちなみにこの協議体、今年度の開催予定等は決まっているのでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 30年度の会議につきましては、6月28日に開催予定でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

先ほども同様な流れがありましたけれども、もうすぐに喫緊、10日後ということですのでよろしいですね。

私自身が、この今の流れの中で申し上げたいことは、当然市長が新しく就任をされて、様々な形で所信表明を3月に出され、今回施政方針をしっかりと出されております。

そういったもの、この介護保険の分野に限らないことですが、しっかりとまちづくりを進めていく中で、民間事業者との連携というのは必要不可欠なのかなと、まちをつくっていく上ですね。15日の金曜日の一般質問の中でも、たびたび民間活力の活用であったり、PFI事業等々の文言が出てきたかと思えます。そういった形で、民間と連携をしていく上では、市長のイメージする志布志市が「未来へ躍動する創造都市」、そちらのイメージが、しっかりと民間事業者と共有をできていることが一番根底に必要なことなのかなと思ひまして、そういった機会がしっかりとあるのか危惧したところでございまして、今のような流れになりました。

冒頭の繰り返しになりますけれども、この本市における介護保険制度、この現状ですね、更に前段で述べましたけれども、高齢社会対策大綱、この中でうたわれている。それこそ、小野議員が15日に一般質問の中で触れられましたエイジレスの社会であったり、そういったこれまでと違ったひとくくりの高齢者ではなく、本当に個々のニーズに合わせた社会づくり、その受け入れ体制というものが、この介護保険制度においても、当然、健康づくり、生きがいづくり、もっと言えば仲間づくりですね。そういったものまで含めて、より良い住みやすい高齢者のための志布志市をつくっていく上で重要な鍵になってくるのかなと思っております。

そういった中、本日これから迎えるべき超高齢化社会において、我々会派、真政志の会で先日研修に行ってまいりまして、一つ大きなヒントになるのではないかなという事例がございました。こちらは、会派の研修の報告書につきましては、議会事務局を通じて所管課の方には御案内申し上げたところですが、市長は、この研修報告書等は御覧にはなされましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、研修報告書ということで、そして、この事業が民間でこのような事業がされているというので、志布志市もこういう事業所があれば本当に助かるなということで、所感、意見等も全部読ませていただきました。

○4番（市ヶ谷 孝君） あらかじめ申し上げておきますけれども、私は特に、この民間事業者のスポークスマンでもなければ、営業部長でもございませんので、本当に我々がいいと思ったものを、ぜひとも情報として共有をしていただきたいと思います。もっと言えば、今市長がおっしゃっていただいたように、市内の事業者も、これを全てまねしろとはもちろん言いませんけれども、一つ情報として持っておいていただいて、その一部でもいいですし、参考にいただければ、もっとより良い事業展開ができるのではないかと、愚考した上で、こういった紹介を申し上げたかったところでございます。

では、こちら研修報告書につきましては、市長は目を通していただいたということで、細かい説明はいたしませんけれども、こうして報告書を御案内申し上げました。そして、所感に書いたかどうかは、すみません、定かではございませんけれども、会派が8名、この事業所に視察に行きまして、それぞれ着眼点が当然違いますので、所感も内容が違ってきますけれども、全員が口をそろえて言ったことは、「来て、見て、初めて分かった」と。我々がこの研修に行ったのが5月23日、そして、その前の4月17日ですかね、この事業所さんに志布志市に来ていただいて、資料を見ながら説明を受けはいたしました。しかし、その時の全員の共通の認識として、「良さそうな事業をされているけれども、正直分らないよね」というところがございまして、5月に先方をお願いをして、実際の施設の運営している姿を見させていただきました。繰り返しになります。細かい内容につきましては、報告書に記載がありますので、こちらで確認していただけたと思いますけれども、ここは本当に、それこそ市民が主役のまちづくりではございませんけれども、事業者におきましては、主役は利用者ですね。通所者が主役の事業所づくり、本当に職員は黒子に徹して、ほとんど目立たない。自助、自分でできることは自分です。上げ膳、下げ膳等もできる人は自分でしていただくと、利用者になりますね、職員が持ってこずに。そして、共助、同じ利用

者の中でも比較的元気な方が、例えば、足腰が弱い方を支えて歩いて回ったり、同じ利用者同士で仲間をつくって、様々な催物を企画したり、それに参加したり、全てが利用者の自主性に任ざれております。

本当に自助と、その共助で、ほとんど全ての運営が回っておりまして、公助、職員が直接手を出さず場面が本当に少なく、あんなほどなど、これはもちろん1事業所内での運営でございますけれども、このコンセプトというものは本市がこれから介護保険制度において厳しい局面を迎えていく中、事業所とともにまちづくりをしていく上で、重要なキーになるのかなと思っております。

繰り返します。行かなければ分かりません。本当にこれは、よく研修に行かせていただいて、こうやって情報を提供していただく際に、ぜひとも現地に行って見て欲しいという形のお願いをいたします。この事例につきましては、本当にですね、行って欲しいと、市長、できれば市長のほうに、もしくは所管課の職員の方でも結構です。一目見ていただいて、その雰囲気を感じていただきたいと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も、この報告書を読ませていただいて、今議員がおっしゃるように、いわゆるセルフサービスとも申しますか、そういう形で利用者が自助・共助というやり方をしている。

それとあわせて、やはり民間ができることは民間で、そして行政がやらなきゃいけないことは行政がということが、ここに意見交換の中でもうたっておりますので、これは本当に、この報告書については内容を十分精査して、取り入れられることは取り入れていくと。おっしゃったように、ぜひ現場も確認してみたいというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） 非常に前向きな答弁をいただきました。

その上で、先ほどの話に少し戻りますけれども、先ほどの協議体であったり、様々な場面で市内の事業者等としっかりと情報交換をしていただきたいと。もちろん民間の事業者から吸い上げるといいますか、提供していただく情報等もありますでしょうし、行政側からしっかりとアンテナを張って情報を集めて事業者側にお流しをさせていただくという情報もあるでしょう。情報交換、そして連携を本当にしっかりとした形で持っていただきたいと思っております。

先ほどの協議体で、このあたりまでしっかりとできるというふうに認識をしてよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これから、そういう形での取り組みを関係課あわせて意見交換をしながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 15日、何回も引き合いに出して申し訳ございませんけれども、小野議員の一般質問の中で、先ほど申し上げた高齢社会対策大綱のエイジレス社会を迎えることについての質問に、様々な高齢者の就業ニーズにあわせた雇用の形、その受け皿をしっかりと周知を徹底、もしくは企業訪問等をして整えていくという形の市長答弁がございました。

実際、私の周囲でも、そういった方はいらっしゃいます。全国的には同じ質問の中で、高齢者

の8割は、就労意欲があるという調査結果もありました。本市でも同様に一定以上の就労ニーズというものは間違いなくあると思っております。この幅広い就労ニーズですね、高齢者の。しっかりと応えるために、この企業訪問、ぜひともしっかりとさせていただきたいと思っております。この点につきまして、本日も今一度、重複するかもしれませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、民間ができることは民間にと、そして行政がやることは行政がしっかりと対応していくということからいけば、やはり、そういう現地を確認して対応していきたいというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

今後ますます進捗するであろう少子高齢化社会において、本当高齢者の労働力といいますか、活力ですね、これをどう生かすかが、本当にその自治体が生き残る上での一つのキーポイントになると思います。先ほど紹介した事業所も、元を正せばその高齢者の就労ニーズ、就労意欲をどういうふうに生かしていくかということがコンセプトとして一つ始まったというふうには伺っております。どうか市長も、その視点をしっかりとお持ちになって、これからこの志布志市がより良い元気なまちに向かっていくよう取り計らっていただきたいと思っております。

それでは、1番項、介護保険事業についてはこれで終了いたします。

続きまして、2番項に移ります。選挙についてでございます。

本市が合併しまして、12年経過をし、これまで合併当初も含めて4回、市長選挙、市議会議員選挙がございました。私もそうでございますし、下平新市長も1月28日に投開票の選挙におきまして、市民の負託を受けこの場にいらしていただく資格をいただきました。

そこで、この選挙の投票率ですね、この度も当然、天候の問題等もございました。なかなか伸び悩んだことを心配される人も正直多く見られております。この投票率の推移につきまして、できましたら平成18年の合併のときの選挙からデータがあれば有り難いんですけども、無ければ分かる範囲で結構です。この選挙投票率の推移についてお示しをください。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） 総務課長でありますけれども、選挙管理委員会の事務局長を兼ねております。

今回、選挙管理委員長から委任を受けましたので、私の方で答弁させていただきます。

市長・市議選の投票率でございますけれども、手元に26年と30年の比較しかございませんので、申し訳ございません。

26年2月分で、投票率が75.15%でございます。平成30年1月の選挙におきましては、69.14%となっております、約6%の減となっております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 6%の減、ついでに言いますと、その4年前、平成26年からですね。平成22年が80.57%ございました。26年と比べますと、22年から26年は約5.4ポイント減少をしております。更に言えば、その前の平成18年が82.82%、やはり2.3ポイント近く減少をしているところでございます。4回連続で、この投票率は減少をしております。特に、ここ2回ですね、

その減少幅が5ポイントをそれぞれ超えている状況でございます。全国的にも投票率というのは低下傾向にあるのは間違いございませんけれども、本市においても、この低下の傾きがきつくなってきていると、減少幅が大きくなってきているというふうに見て取れるわけですが、この投票率が低下している原因というのを選挙管理委員会はどのように捉えているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） 要因につきましては、一概に判断できないというふうに思っておりますけれども、市民の皆様は政治の関心を持っていただくと、そういった中でいかに投票していただくかということが重要じゃないかというふうに思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、様々な要因が絡み合っただけでこの数字でしょうから、唯一の原因がこれであると断じることはできないでしょうけれども、ただしかし、実際現実問題として投票率が急落をしている現状は、これはもう、まぎれもないわけですし、これはしっかりとどこかで歯止めをかけなければ、この先どんどん投票率が下がっていけば我々議員もそうですし、選挙によって選ばれた市長の立場というものもどんどん、言葉は悪いですが、薄いものになっていくと思っております。投票に参加する市民が少なければ少ないほど、公職選挙法によって選ばれた我々被選挙人、当選者のこれからの活動密度が、市民からの負託の密度がどんどん下がっていくことになってきます。

この投票率低下、原因は分からないというふうに今おっしゃいました。ただ、今回平成30年1月の選挙においては、特に期日前投票ですね、大型商業施設、具体的に言ってもいいと思いますけれども、アピアの方で期日前の投票所が朝10時から夜の8時でしたかね、実際に設置をされて、この期日前投票率は4年前と比べて相当伸びたのかなというふうに伺っております。この期日前投票率と聞いていいんですかね、の推移は4年前と比べて、今回どのように変化したか分かりませんか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） 今回と前回の期日前投票における投票率でございますけれども、平成26年の投票率は、25.82%でございます。今回の平成30年の投票率につきましては、29.29%で3.47ポイントの増となっております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 細かい部分の確認になりますけれども、例えば、今言っていた数字、平成30年、全体は69.14%、期日前投票が29.29%ということは、期日前を利用していないといえますか。普通に当日投票に行かれた方が39.85%という、この認識で間違いはないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） そのとおりでというふうに思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 期日前投票は伸びた。でも全体の投票率は下がったということは、単純な計算で言ってしまいますけれども、当日投票日に実際最寄りの投票所に行かれて投票された方は、約10ポイント近く少なくなったという試算になるわけですが、10ポイントは結構大きな数字ですよ。その10ポイント、当日だけでいえばですね、下がった要因も全く分からないと、もしくは先ほど申し上げていただいた政治への関心が低い等になるというふうに認識されているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） 様々な要因が複合的に重なった投票率の結果だと

いうふうに思いますので、この点が投票率の低下につながったという分析は難しいというふうに考えております。

○4番(市ヶ谷 孝君) もちろん、限定的に要因を特定するのは、もちろん無理でしょうけれども、正直申し上げまして、ある程度原因の推測を出さないと、対策の立てようがないというのが正直なところかなと思うんですけれども、それでは、選挙管理委員会が考える、この投票率低下抑止、もしくは向上ですね、こちらの取り組みというのは、現在も取り組まれていると思えますけれども、どういったものを考えていらっしゃるのかお示してください。

○選挙管理委員会事務局長(山田勝大君) 投票率向上に向けた対策ということでございますけれども、やはりこれまで行ってさまざまな啓発活動、そういったものを引き続き行っていくこと。それと、他自治体におきまして、投票率向上に成果があった取り組み等を調査しながら、選挙管理委員会の方で投票率向上に向けた協議をしてまいりたいというふうに思います。

○4番(市ヶ谷 孝君) しっかりと他自治体の取り組みを調べていただいて、良いものは取り入れていただきたいという気持ちは私も同じでございますし、今回、一般質問を通告させていただいた、その通告書のとおり、私は他自治体の取り組みの中でも1点、早く言ってしまえば選挙公報について、取り組んでいただきたいというふうに考えております。

この選挙公報につきまして、例えば、県内の他自治体での実施状況等、分かりましたらお示しをお願いします。

○選挙管理委員会事務局長(山田勝大君) 近隣の自治体の取り組み状況でございますけれども、県内19市のうち、本市と近隣の市2か所が選挙公報の条例化を図っていないところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) 裏を返せば、他の17市は、選挙公報に関する条例を定めて取り組まれていると。

それでは、本市では、もしくは合併前でも構いませんけれども、この選挙公報について、取り組んでみてはどうかという協議が、今まであったのかどうか、もしくは、これまで取り組まない理由が何かあるのか。そのあたりをお示しをお願いします。

○選挙管理委員会事務局長(山田勝大君) 公報でございますけれども、これまでの協議の経過、過去に協議されたかどうかというところについては、ちょっと把握してないところでございます。

取り組まない理由につきましても、ちょっと今の段階では、過去まで調べておりませんので、理由について回答はできないところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) 当然、実際に取り組む場合には、費用は発生してきますので、そのあたり予算等の理由があったのかなと推察はしていましたがけれども、少なくとも近年においては、その取り組むかどうかについての協議そのものが無かったと。

では、ちなみにですけれども、この選挙公報を実際に本市で市長、市議会議員選挙を同時に開催しますけれども、そこで作成及び頒布をする場合、その費用の試算というものは、分かりますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(山田勝大君) 公報を頒布する場合の試算でございますけれども、

これまで取り組まれている自治体を参考に概算で試算したところでございます。

人件費を除きまして、市長、市議会議員合計で220万円程度というふうに試算をしております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今、お申し出いただいた数字は印刷費用、そして配布、ポスティングなのか、新聞折り込みなのか分かりませんが、その費用を含めての220万円という形ではよろしいですね。

でしたら特に、この選挙公報を出さない理由が出てこないのであれば、あとはこの費用、ここはもちろん概算ですけれども、試算ですけれども、220万円、これがしっかりと、それを費やすだけの効果があるかどうかですね、という議論になってくるかと思っております。

先ほども、事務局長からありましたとおり、実際この投票率というものは、非常に分かりづらいいいいますか、見えづらいものでして、実際この対策をとったから、じゃあこれがすぐ上がるよというものでもないですし、私個人の考えになるかもしれませんが、たびたび市長が申される「行政は最大のサービス業」その中で職員の意識を変えていくんだという話がありました。私は、この選挙投票率というのは、非常に言葉は上からなのかもしれませんが、市民の意識を変えていただくと、選挙、政治に対するですね。このことが非常にファジーな言い方ですけれども、選挙投票率が上がる結果につながるのかなと思っております。

少し先ほど事務局長がおっしゃいました。「政治に関心が低い」と実際そうだと思います。特に、当然年齢層のばらつき、それぞれの年代によって関心の高さ、低さ等は違ってくるとは思いますが、やはり根底にあるのは政治そのものへの低さ、もしくは選挙があることは知って、そもそも知らない人もいるかもしれません。または、知っていても、ただ家に入場券が来るだけで、候補者が誰なんだということを知らない、顔が見えない、考えが分からない。その先に結局、この選挙に対する無関心が生まれてくる。これも一つの要因なのかなと、正直個人的には思っております。実際に、これは当然、私どもも市議会のそういった告知活動等もしっかりとしていく必要がある上での話になりますけれども、地元の人に話を聞くと、例えば、地元の間、または近くの間ぐらいは分かっていると。例えば、有明地域の話を知ったら、志布志地域であったり、松山地域の現職議員の方のこともなかなか知らない方も多いです。それがましては新人候補となればなおさら分からない。果たしてそれでいいんだろうかという思いが、私も皆様に選んでいただく立場であるからこそ、なおのことと思います。

当然数ある候補者がいる中で、私を選んでいただいて、私に思いを預けていただいて、この場に立たせていただいていることには、本当に感謝を申し上げますけれども、最初から、私しか知らないという方も極端な話いらっしゃいますし、その中で、この選挙を運営する。今はいいでしょう、まだ投票率もある程度はあります。選挙に行かれる世代も元気な方はいっぱいいらっしゃいます。これが4年後、8年後、何年ごと経過したときに、今選挙に行かない世代の方がだんだんと大人になって、より一層選挙に行かない風潮といいますか、市民の意識が増えていくのではないかと、そういう危惧をしております。この選挙啓発、この取り組みは、早ければ早いほどいいんじゃないかと正直思っております。この選挙公報、これだけで全てが解決するなんて、全く思

っておりません。でも、この選挙公報をしっかりとした紙媒体、もちろんインターネット選挙が解禁されて、インターネット上でこれを閲覧することも大事ですけど、しっかりとした紙の物があって、手元に現物があってこそですね、それこそ近所の人と様々な話の種にもなりますし、家庭内で親子で選挙のことについて話をする時、その話の種にもなります。

または、ちょっと蛇足になりますけれども、とある県では教育の教材として、主権者教育のですね、この選挙公報というものを仮想でつくってみて、実際政治に近しさを覚えていただくという取り組みをされている県もございます。選挙公報というのは、もちろんその候補者の政治主義・主張を知ってもらうことが本義ではありますが、様々な形でつくることによって活用が可能であろうと思っておりますし、そこまで活用して初めてこの費用に見合う価値が生まれるのかなと思っております。るるこういった形で申し上げましたけれども、いかがでしょう。次の市の選挙は、約4年後です。そこに向けて、この議論、検討をする機会は時間はたっぷりございます。この選挙公報を4年後、次の市長及び市議会議員選挙に向けて取り組むこと、これを検討していただくことは可能でしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） 議員御指摘のとおり、投票率向上に向けた一つの手段ではあるというふうには考えているところでございます。

手法や課題、経費等について、調査の上、選挙管理委員会において総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） ぜひともこのことは、間接的ではございますけれども、本市の未来にもつながることですので、どうかしっかりとした議論の上で取り組んでもらえるように、前向きな検討をしていただければなと思っております。

あわせて、この選挙公報、今、紙媒体でという話もありました。そして、先ほど少し触れましたけれども、インターネット上も、この選挙公報を公開、もしくは自治体によっては、その選挙が終わった後も常時継続掲載という形をとっている自治体もございます。

また、この選挙公報、発行スケジュールを考えれば、なかなか選挙期間中の真ん中から後半ぐらいに手元に届くのかなというスケジュールになると思っておりますけれども、それより前に期日前投票に行かれる方向けに、期日前投票所にも、この選挙公報のそのものでも構いませんし、拡大版でもいいですし、実際に投票する際に、そこで閲覧できるような形も考えられると思っております。この件についても、ぜひとも議論のそ上に載せていただきたいと思っておりますけれども、この点は、どうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山田勝大君） ただ今ありましたとおり、発行をする場合におきましても、非常にタイトなスケジュールということで、投票される方にいち早く届けるかの手法を考えていかないといけないというふうに思います。

その他、今ありましたインターネット、あるいは公報の期日前投票所での掲示、そういった面につきましても、あわせて選挙管理委員会の中で検討させていただきたいというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのようにしていただきたいと思っております。

この選挙公報というものは、本当に民主主義の根幹を支える一つの大きな指標になると私は思っております。この内容をどう充実させていただくか、当然市民の方に見やすいものとはいっても、その選挙公報自身をつくるのは、それぞれの候補者でもありますし、そのあたりも含めて、更には加えて費用対効果の話も冒頭で申し上げました。そのあたり、しっかりと全てのものを総合的に勘案しながら、そして、県内にも多くの先進事例がございます。そういった先進事例もしっかりと参考にしながら、今後協議を進めていただきたいと思いますと思っております。

それでは以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） こんにちは、多分私で最後になると思います。なるべく短時間で終わりたいというふうに私は思っておりますので、市長の明確な答弁を期待しつつ質問に移らせていただきたいと思います。

名前をやはり最初に名乗らないといけないということで、会派、真政志の会に所属しております。平野栄作、本日会派の3番目ということです。

今回も、うちの会派の一般質問、多数一般質問に参加しておりますので、今までのところ、明確な回答が出ているようです。私も負けないように、明確な答弁を引き出したいなというふうに思っております。

まず、今回2問通告をしております。この質問なんですけれども、ちょっとですね、防犯組織の拡充とかという形なんですけれども、大きな基本というのが、やはり地域コミュニティを今後どうやってつくっていくのかということについていつも考えるわけなんです。そこにどうしてもぶつかっていくというか、その流れになっていくのかなというのを非常に考えております。今、どこの市町村でもですけれども、人口減少問題が非常に問題となってきているところです。

そしてまた、地方にとっては若者が外に出ていく、そして地元に着しないという大きな課題があります。そこらあたりに、これから我々、この地域に住む人たちが、どういう形で、その人たちをこの地域にとどめる、あるいは帰ってくるような場をつくっていくのか、そういうことが大きな問題になっていくのではないのかなど。お金とか、いろいろな形でのことを各市町村はやっておりますが、私は、それだけでは多分無理ではないかというふうに考えております。あくまでも帰ってきたい所、そして住みたい所、そして生活していく上で地域との交流が円滑にできる所、そういうことが一番望まれる所に居住したいという思いを抱かせるのではないのかなと思っております。

また、今の若者にとりまして、職種は多種多様になっております。—————、今農業をするには、ある一定の知識なり勉強をしておかないとできない時代になってきております。ということは、この地方にいる若者というのは必ず、そういう知識習得のために都会、あるいは海外、そういう所に一旦は出ていく形になろうと思います。しかし、それをどうやって我々が地元を引き付けるか、どういう魅力をつ

くっていくか、そういうことが今後の大きな課題の一端ではないかなと思っております。

今回は2問について、質問させていただきます。

1点目の防犯組織の拡充ということですが、これも子供たちの安心・安全、そして志布志市民の皆様方の安心・安全をどう図っていくのか、そういう形。そしてまた、そういうことをすることによって、地元の子供たちが、また帰ってきたいよね、一旦出ても、やはり地元が良かったよねと言われるような、そういう意識づくりをしていきたい、その一端ということで、今回は防犯組織の拡充という形での質問をさせていただくことにしました。

今回も霧島市さんの事例を参考にさせてもらっておりますが、ただ、インターネットでちょっと見ただけで、中身については、もう問い合わせをしませんでした。というのが、やはり霧島市と志布志市では、やっぱり状況も違う、人数も違う、そういう観点からいくと参考にはなるけれども、それをそのままうちには当てはめるといことは、まずできないだろうということがありますので、一応、こういう形での取り組みをやっていることを紹介させてもらって、それを元に我々の地域がどうなのかということを実際、ここで議論させていただきたいなと思っております。

見ていらっしゃると思いますけれども、霧島市では自主防犯パトロール隊が100近く、25年の数字で99ということでありましたけれども、構成として安全モニター・学校であったり、自治会であったり、タクシー会社であったり、郵便局・青年団・企業・第一工大生等、様々で構成されております。

なぜかなと思ったら、霧島市では「安心・安全まちづくり条例」というのをつくっております、その中で市民の責務、企業の責務、そして各団体の責務というのが決められているんですね、ですから、こういう活動ができていますんだと。その時点から違ったものですから、詳細については、お聞きしないで質問をさせていただこうということにしました。

それと当市の現場におきましては、大崎町と一緒にしまして、防犯協会ができております。警察署の中にもありますが、そこが主体となりまして、この防犯については、取り組んでおります。毎月発行している「びろうじま」であったり、そういう広報活動、そういうものによって防犯対策、意識付けをしているところなんです、その中でも安全モニターであったり、退職校長会、市役所、民間団体、それぞれが青パト隊等を結成いたしまして、市内を回っている状況にあります。

ただ、その状況を見ても、ほとんど高齢化してきているのが現状ではないかなと。モニターもですし、退職校長会もですし、一生懸命活動をされている方々が、大分高齢化されてきておまして、若手の方がなかなか見受けられない現状があります。私も民間の団体に所属しておりますが、私、60歳ですが、私が一番下という状況、あとは70代になってきており、また今後は一生懸命やっていたらいいんですけど、逆に市民に不安を与える、そういう活動自体が市民に不安を与えるようになりつつある。そういうことも若干耳にしております。

そういうことで、今後この志布志市の安心・安全を全市カバーしていくためには、どうしても

そういう組織の拡充、そういうものが必要になってくるのかなと思っております。

それと、この前も教育委員会の方から学校に通達があって、メールで私ももらうんですけども、香月小の前での声掛け事案、そういうものも発生しているようです。そういうものは、パンパン入ってくるんですが、結局それは保護者に恐怖というんですかね、子供たちには今「歩いて通学させなさい」と言いながらも、そういう情報があると、通学させられないよねって思う要因をつくっているのかなと。そして、その地域の方々が見守っているという、そういう姿がなかなか保護者の方々にも無いんじゃないかなと、そういうものを非常に危惧しております。ですから、今後におきましては、やはり霧島市のように、まず条例をつくってやるのもしかりでしょうけれども、今の現状を見ていただいて、もう少しやはりこの防犯、これに市民の皆様方の一人ひとりの意識付けを持っていただきたい。まず、それが1点と。

そして、そういう組織づくりをですね、小さい組織でいいですよ、学校単位でもできるわけです。自治会でもできるわけです。そういうものをたくさんつくっていきたい。そういう思いが私にはあるんですが、その点について、市長は今防犯協会の会長でもあります。そういう視点から、今後、この組織づくり、こういうものをどのように考えていらっしゃるか、御答弁いただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平野栄作議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の防犯対策につきましては、警察や防犯協会と連携を図っているところでございます。

また、地域の方々にも様々な防犯活動を行っていただいております。議員から紹介のありました霧島市の取り組みについては、様々な団体や企業等が自主防犯パトロール隊として活動されているようでございます。先ほどお話がありましたとおり、霧島市の「安心・安全まちづくり条例」等々、いわゆる安心・安全で住みやすいまちづくり、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったまちというような取り組みをして、含めて警察や防犯協会などの関係機関と協議をしながら、今後の取り組みについて調査・研究をしてまいりたいと思います。

○10番（平野栄作君） すぐ答えを出せるものではないと思っておりますが、今話をしましたけれども、市長は今当市の防犯の在り方、取り組み、そういうもので満足していらっしゃるのかどうか、そこあたりはどうなんですか。

○市長（下平晴行君） 大変申し訳ございません。実際おっしゃるとおり私も中にまだ、入り込んでおりませんので、これから十分いろんな防犯の在り方、そういうことも含めて、まず自分自身が勉強して、その対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 防犯協会の会長ということで、この前総会で挨拶をいただいたのかな。この防犯協会の役員を見ますと、市長をはじめ大崎町長、あとは教育委員会等、様々な方が名を連ねていらっしゃいます、組織としてはですね。ただ、この中にもPTAの代表もいらっしゃいますよね、市P連の代表もいらっしゃいますし、コンビニエンスストアの部会長とか、そういう方々がいらっしゃって、この組織というものを作っていらっしゃるんです。

ただ、私も安全モニターという形で役をもらっておりますので、この会には参加をするんです

が、こんだけの方々が名を連ねている、団体長ですよ、この方々は。この団体の方々の組織、末端の一人ひとりまでに、この今の現状というものが正確に伝わっていったとしたら、相当数の方が、この大崎・志布志では活動することになるんですよ。実際そこに、人数は分かりませんが、多分何百人という方が、この会の下にいらっしゃると思うんです。ただ、今この防犯協会の役員名簿を見てもなんですよけれども、代表の方が名を連ねていて、一所懸命活動はしていらっしゃると思います。この状況を、その会に持って帰って、その会の構成員一人ひとりにですよ、「どうする、こういう形で、うちの活動できないか」という話ができたとしたら、相当数の人が動くことになって、相当の目が市民に注がれ、あるいは危険箇所注がれ、そういう情報が、大崎町であったり、志布志市役所であったり、警察署であったり、そういう所に行くと思うんですよ。ただ、今の在り方としては、組織はあり団体の長がいるにも関わらず、末端までそういう実際のもが届いていない。そして、うそ電話詐欺対策とかいうのを一生懸命やってらっしゃいますけれども、ここの老人クラブの会長さんなんか、なぜその会で広めないのか。被害者は老人ですがね、私はいつもそう思うんですよ。

だから、こういう組織の在り方自体も、市長もまだ何回かしか出ていらっしゃると思いますので、私は、そこらあたりから見直しを始めた方が、より効果的なもの、組織をつくるということも一つなんですよけれども、実際ある組織をいかに動かすか、それをまず考えていただけないか。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりだと思います。いわゆる、いろんな会議というのは、今おっしゃるように、それなりの役職をされている方が、その会の代表者ということでございますので、やはり防犯協会、防犯としてのためには、どうやって市民につなげていくかということは、そのとおりだというふうに思いますので、そこ辺が、従来、それは過去はいいんですけども、これから先、今おっしゃったような連携の取り方がですね、どうしたらそういうふうに広げていける手法があるのか、そこも調査・研究させていただきたいと思います。

○10番（平野栄作君） 霧島市みたいに条例までつくって体系化していたらまだいいんだろうけど、うちは、こういう組織があるわけですから、あるんだしたら、この組織を充実させていけば、特にそういうものをつくらなくても、特にまた隣接している大崎町とも一緒にやっていけるわけですので、より多くの方々が問題意識を持ち、また新たな視点で、その地域を見る。そして、子供たちを見てもらえる、そういう形にできるのかなと思っております。ちなみに我々モニターにつきましては、各駐在所ごとにも活動しておりますし、そういう中で地区の防犯、見守りというのを年に数回やっております。そしてまた、駐在所の方々と一緒に懇談会とか、意見交換会もやっているわけなんです。そういう形で、やって特に我々も会に出ているから状況が分かるんですよ。他の老人クラブとか、そういうところについては多分代表の方しか出てらっしゃらないと思いますので、そういう方々を通じて、今本当問題になっている振り込め詐欺等については、より読みやすいようなものを、そういう会長等を通じて会員さんに配布をしていただくとか、そこでまた周知を図っていただくとか、そういうことを繰り返しやっていくことが、最短距離で防

犯に取り組めるんじゃないかなと思うんです。もう1点は、そこですね。

あともう一つが、各組織でPTAなり、いろんな組織があります。その中で、今教育委員会としては、コミュニティ・スクールを全学校に広げてあります。その中で一番問題視されているのは、通学上の安全がどうなのか、そこですよね。通学路の安全対策とか、いろんな問題、交通事情の問題、そういうものが一番クローズアップされるわけです。そして、また不審者の問題。そこに対して、教育委員会としては何かアプローチをしているのかということ、結局は学校に対して、そういう事案があった時のメールが配信されるだけ。なら、それに対してどうするのかというのを学校自体では話し合っているのかどうか、そこはちょっと、私も危惧しているところなんです。実際であれば、そういうことがあった直近の学校では、どうするかという保護者会なんかがあるのかどうか。ちょっと、私は今回通告してないんですけども、そこをもし差し障りがなければ、教育長、答弁いただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

地域を挙げて子供たちの安心と安全も守ってくださっている方がたくさんいらっしゃるということについては、非常に感謝をしております。私どもは、とにかく子供たちを育てるために、二つの視点から指導しています。

一つは、子供たちがそういう被害に遭わないような環境を周りがどうつくっていくのかという視点と、それからもう一つは、子供たち自身が危機管理をどう持つのかという、この二つの視点で学校には指導しております。

今回、先ほど議員が言われました香月小の事案ですけども、あの子が声を掛けられたということをお母さんに伝えたと、そのお母さんが学校に伝えたと、こういう体制ができているというのは非常に有り難くて、どうしてもそこがうまく流れていなかった事案が多かったものですから、今回、香月小のあの事案というのは、子供が「こんなことがあったよ」と、お母さんに伝えて、そのお母さんが学校に伝えて、そして、あのメールが発信できたということ、ある意味子供の危機意識といいますか、危機管理といいますか、そういうのが育ってるんだなというのを感じて、非常にうれしく思いました。

コミュニティ・スクールというのは、まさに地域挙げて学校の安心・安全とともに、学校をどう良くしていくのかということで、地域の方々が参加してもらっておりますので、今後も、この地域コミュニティの学校運営協議会の充実を図っていくことによって、子供たちがより安全で安心して学べる学校にしていきたいなと、そういうふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 申し訳ございませんでした。ちゃんと通告しておけばよかったんですけども、私、今一番危惧しているのが、子供たちが、やはりそういう事案に対して、どう対応できるのか。その対応力を保護者が何か削っている部分が結構大きいのかなというのが、今うちの校区でも「500mは最低歩かせましょう」とかいうのをやっていらっしゃるようです。歩いて来る子は、ずっと歩いて行くんですけども、ただ、我々の時ですけども、危険をどう察知して、どう回避していくのかということは、やはりその場に遭遇しないとできないですよ。だから、

逆に言うとそういう体験をさせることで、危機回避ができるような意識が育っていくとも思うんですけども、そこは非常に微妙なところかなと思っています。ただ、それを周りは、我々の頃は周りの畑に人がいて、いろんなことを、「あったら気を付けようよ」とか、いろんな形で声を掛けてもらった。そういうのが昔はあったけど、今は、それが希薄になってきている。だから、その希薄になった関係をもう一回取り戻していくためには、やはりそういう視点を地域に持たせていく必要があるなど。その視点を持たせていくためには、各地域に、やはりそういう組織として、そういうものを育てていかないといけないのかなと思っていますところなんです。

霧島市の事例では、こういう形でやっていらっしゃいますので、相当うまく効率的にやっていらっしゃると思うんですけども、我々のところでもコミュニティ・スクールが、もう3年目になります。今、我々も取り組んでいるのは、やはり児童生徒の安全な通学をどうサポートしていくのか。そうすることによって、さっき言ったような危機回避能力を自分たちでつくっていく。そういう場を我々は提供しよう。そして、あくまでも危険な箇所というのは限られますので、そういう所については、やはり地域の方々の協力をもらおうということで、本年度は活動を推進しているところなんですけど、この新組織の立ち上げということになっていくと、なかなか青パトを一つ作るにしても規約を作ったりですよ。代表者を作って、その登録した車両しか青パトを積載できませんので、車検証の変更があったりとか、そういうことが出てきます。そしてまた、他の見守り活動、そういうものについては、何もいらないわけなんですけれども、ただ、どこがそれを所管していくのか。そういうことになっていくかと思うんですよ。もし、今後こういう組織を市内にどんどん広げていくとしたときに、市役所としては、どこが中心となって進めていく、どこの課がそこを担当していくのか。そこが分かれば、ちょっとお示しいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 防犯全体ということでございますか。

○10番（平野栄作君） 新しい組織を作るというときに、相談をしに行くとしたときに。

○市長（下平晴行君） 基本的には、総務課の方を担当課としております。

○10番（平野栄作君） 総務課ですね、分かりました。

以前、前回は青パトの装備品について、助成とかないかということで、質問をしたところだったんですけど、それも今後検討してもらいたい要素ではあるんですが、まずは、そういう意識を地域の方々に持っていただきたいなと思っています。

今、総務課ということでした。この霧島市さんの取り組みを見てみますと、青パトもいらっしゃいますし、自治会での見守り活動なんかをしていらっしゃるところもある。そして地域内のごみ拾いと環境美化活動というのをやりながら、この防犯ということをやっていらっしゃるところもあるんです。これを見たときに、本市においても「ごみゼロ大作戦」に加入していらっしゃる方が1,000幾らいらっしゃいますよね。衛生自治会の会員さん方もいらっしゃいますよね。そういうところも活用できるよねって思ったんですよ。そうした時に、それが結局市長の言う課ではなくて全庁的な取り組みに広がっていかないといけないのかなって思うんです。本当、やろうと思えばいくらでも組織があるし、そういうのは各課にいろんなものがぶら下がっているわけですね。

だから、その課に、この防犯という視点を一つ付け加えること、それだけで、児童の下校時間、通学時間に、ちょっとそういう方々がごみを広いながら防犯という形での視点で子供たちを見ていただくだけで大きく変わっていくと思うんです。そうした時に、いつも市長が言われる「全庁的な取り組み」、縦割りではなくて横の並び、それが必要になってくると思う。だから、特に組織として作る必要もないし、今ある組織に防犯という目線を加えていく、そういうことが、一番手っ取り早いと私は思うんですよ。そうした時に、それでもやはり総務課が主導ですか、それとも課長会とか、そういう中ですり合わせをして、そういうことができるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、課長会の中で、今御指摘にあったようなことを踏まえて、これは全庁的ですから、全課を取り込んだ取り組みをしていきたいと考えております。いや、していきたいというか、していく方策がいいんじゃないかと思えます。

○10番（平野栄作君） 本当、今までは縦割り社会で通じたのかもしれませんが、本当に職員の方々も少なくなってきました。その中で、やることは非常に多くなってきております。

先ほども補助金の問題等がありましたけれども、やはり市民も、どういう志布志市をつくっていくかという意識を、やはり持たないといけないよねと思うんですよね。今までみたいに市がやってくれるから、我々もいろいろ相談を受けます。お願いをするんですけれども、もうそういう時代じゃなくなってきたのかなど。もうどうしてもできないところ、そういうこと、できるところとできないところを線引きしながら、できないところは、どういう形でクリアしていくか、できるところは、どうやって自分たちがやるかということを考えていかなければいけない時代になってきているのではないのかなど。介護の問題もですけども、できるところをやることによって、経費負担は大きく抑えられていく。今回の問題にしても、私は組織を作りたいんですけども、実際は、専門のですね。今ある組織を生かすことによって経費は要らないんです。ただ横の連携、そういう統一した目線をどう持たせるかということが必要になると思うんです。この取り組みというのは、今、ごみゼロ大作戦、衛生自治会、いろんな団体があります。公民館連絡協議会でもいいでしょう。そういうところでも、そういう目線を今後市役所としてお願いしていく、そういうことで理解してよろしいですかね、していくという方向で。

○市長（下平晴行君） 私は、選挙期間中もトップが変われば職員が変わる、職員が変われば住民が変わる、市民が変わる、市民が変われば地域が変わり、志布志市が変わるという話をしてきました。これは私は、おっしゃるように職員の皆さんが、私は現場主義を言っているんです。現場に入り込んで、市民の皆さんのために市役所はあるわけですので、そういう対応の仕方、そういうことをしっかりやっていけば、市民の皆さんも、ああ、やはり職員の皆さんも市民のことを一生懸命考えて業務を行っている。そういうことであれば、自分たちもできることは、今おっしゃったように、しっかり市民としての対応をしていかなければいけない、できることは自分たちでしていこうと、私は、そういうふうになった時に、まちの活性化が始まるだろうと思えます。

そういうことで、先ほど言いましたように、職員の皆さんが、やはり現場に入り込んで市民の

皆さんと一緒に協働・協力して働くということでの取り組みをしっかりとしていきたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 過度に職員の方に重責を任せるということではなくて、やはりそういう情報を伝えながら、本当にできるところを担っていただければいいんです。先ほど市ヶ谷議員の方でありました介護施設を私も見ましたけれども、できるところをやることによって、自分はいはハビリを受けながら、相手を助けていくわけですから、ものすごいことだなって思ったんですよ。本当、小っちゃいことなだけども、大枠で見たら、大きな問題ですよ。それによって大きくコストが削減されていく。そういうことを感じました。

こういう問題も非常に難しく感じるかもしれないけれども、実際、様々な組織がありますので、その組織の一人ひとりに、その視点の向け方をお願いしていったら、この時間帯、あなたはこの時間帯、この時間にちょっと目線を注いでくださいと、そういうことで大分違ってくるのかなと思っています。

それともう1点、今、多面事業で田んぼの管理をやらせてもらってるんですけども、これはちょっと質問とは離れますけれども、ものすごくごみが多いんですよ。用水路に空き缶、ビール缶、弁当殻、あらゆる物が流れてきます。これ誰か見てたら捨てないよなって思うんですよ、いつも。今は車から捨てるかもしれません。そういう部分も、やはり地域の方々が目を見開いて、ちょっと見て目と目が合えば、多分捨てなくなると思うんです。それは極論ですけども、本当、昔と違って何か残念な社会になりつつあるのかなと思っています。ですから、ここが我々の踏ん張りどころではないのかなと。

そしてまた若い方々、学生の方々、そして児童の皆さん、そういう人たちが自分たちの育った所はいいよなって、近くのおじちゃんが良くしてくれたよね、おばちゃんがよく話をしてくれたよね、通学していたら声を掛けてくれたよね、だったら私も帰ってあそこに住みたいよなって思えるような形になっていけば、更にいいのかなと。だから、いろんな形で経費を投入する、そういうことじゃなくて、いろんな組織を使って、そういう視点を一つずつ増やしてもらうことによって、すごい形で目線が注がれていくのかなとっておりますので、この点については、まだいろいろ霧島市の事例も準備しておりましたが、前向きな回答をいただきましたので、これでこの件については、終わりたいと思っております。

あと1枚ですので、もうしばらくおつき合いたいと思います。

次に、地域活性化策についてです。

これにつきましては、3月議会で補助金の一律10%カットということが話題になりました。これまで我々が過ごしてきたこの自治会と校区の在り方等をずっと思い起こしてみました。昔については、集落には納税組合という組織がありました。小組合長と納税組合長という二人がいたと思っております。その納税組合が税金であったり、給食費であったり、いろんなものを集金していた。そして人が集める関係で滞納というもの、まず無かった、そういう利点はありました。ただ話を聞くと、毎月多いときでは、何十万円、何百万円というお金を預かることになるので、

それが大変だというのは、私の父親なんかからも聞いたことがあります。それともう1点は、今で言う個人情報じゃないですけども、税額が一目で分かってしまうということで、良かったり、悪かったりだったのかなというのは、非常に思ったところではあります。ただ、そういうことをやることによって、町の方から手数料ですか、そういうものがバックをされておりました。そういうものが大きかったんだと思います。それにまだ、いろんなことを自治会等でやっていた関係で、手数料という形で還元されていました。そういうもので、昔は皆さんもだったと思います。各集落花見があつて、綱引きがあつたり、いろんな所に行つたり海水浴があつたり、公民館のソフトボールがあれば、集落で練習をしたり、グローブやバットを買つたり、考えてみれば、相当財力があつたのかなと思いますけれども、よく聞いてみますと、そういう収入でいろんなやり繰りをしてきたのかなというのがあります。

あの頃は、公民館活動というよりは、自治会の方の活動が非常に活性化、活発化してて、そしてまた、子供たちもほとんどが参加をしていた関係で、上級生から低学年まで、みんな顔見知り、そして、おじちゃんおばちゃんも全部顔を知っているというような時代でした。それが、だんだんだんだん我々がPTAに入った頃ですかね、私も前職を辞めて35歳の時に一旦帰ってきまして、それからPTAの方にお世話になりまして、その何年後かに公民館活動、そしてPTA会長もさせてもらいましたけれども、その頃から農村部におきまして、共働き世帯が非常に増えてまいっております。そうなつた頃からですかね、何かコミュニティに陰りが見えてきたような気がしております。私の持論は、昔に帰れというのが持論でした。本当、昔が良かったよねというのが分かっているもんですから、昔が良かった。やはり、ああいう時代に帰りたいよねというのが、私、PTA会長の時のいつもの持論でした。

今回、6月議会に新規事業として、地域コミュニティ形成促進モデル事業というものが提案されているところですけども、今コミュニティが非常に薄く、薄くというんですかね、時代の流れの中、なかなか人との接点がうまくいかないようになってきておりますが、これを打破しようということで、今回提案されていると思います。このコミュニティの活性化については、一方方向からではなくて、あらゆる方面からのアプローチも必要になってくるのかなと思っております。

そこで、まず1点目に、この事業をやるにあたって、具体的にどのような形で取り組んでいかれるのか。その内容について、まずはお示しをいただきたいなと思います。

○市長（下平晴行君） この事業は、お話がありましたとおり、共生・協働によるまちづくりを推進するために、地域の自立性と自主性を尊重した新たな地域コミュニティモデルの構築を行うために、校区を単位にした新たな組織づくりのためのモデル事業を実施しようとするものでございます。

今年度は、モデル地区を1地区指定して、地域全体の問題解決や、地域振興のための新たな方策や組織づくりについて、地域と一体となって取り組むものでございます。

具体的な事業内容につきましては、21校区の中から、1校区にモデル地区になってもらい、話

し合い活動を推進していくこととなります。

地域の中から公民館、ふるさとづくり委員会、自治会役員の方々などに推進委員になっていただき、地域コミュニティ形成促進モデル事業推進委員会を設置してまいりたいと考えております。

推進委員会では、まず地域の課題、実態調査、検討会による意見交換会、県内の先進地研修も実施してまいりたいと考えております。

また調査・研究・計画づくりのための地域支援員1名も配置して、現場の実態を調査してまいります。

地域の皆様の意見を聞きながら、平成30年度中に新たな地域コミュニティの組織づくり案を策定していきたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 公民館単位で1地区選定ということなんですけれども、公民館規模が大小ありますよね、その差というのは歴然と違いますね。そんな中で1か所選定しても、どっちかに偏ってしまうんじゃないのかなって思うんですよ。だから、ある程度の規模数の所を1か所と、少ない方を1か所、2か所あって、そこでモデル的にやるとかというんだったら分かるんですけども、なぜ1か所に絞られたのか。まず、そこはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 当初は、おっしゃるように3か所設置したいということであったわけです。モデルという形にしますと、公民館のもちろん規模とか、そういうものは、それは違います。しかし、公民館の役割そのものは、どこの公民館も21地区一緒であるわけですので、それは先ほど進める事業内容を申し上げましたとおり、これは予算もかかることでありますので、1地区をまず選定して、そして、その中でどのような地域コミュニティの在り方が必要なのか、そういう1地区まず選定した中で取り組みをしていきたいというところがございます。

○10番（平野栄作君） 私の所は大きい所じゃなくて、小さい方だと思いますけれども、小さい所については、役員数も限られておまして、1人がやらなければいけない仕事量というのは、すごく多いんですよ。会計をしておりますけれども、あらゆる分野に出て行ってサポート的なものもしないといけない。そしてまた、神社等を抱えていけば、神社等のこともやらないといけない。だから、やっぱり大きい所と小さい所では、相当中身に違いがあるのかなというのがまず一つ。

それと、今言われたように、共生・協働・自立・自主性を尊重してというような、ものすごく抽象的な言葉なんですよね。これが果たしてどういう形を狙われて、どうしたいということを、そこをまた一つお聞かせください。

それと「コミュニティ」という言葉自体が、「住居地域を同じくし、利害を共にする共同社会。町、村、都市、地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会」ってありますよね。公民館も確かに、その一つだと思います。でも、この公民館自体が先ほど言うように、大きい所と小さい所では、ものすごく差がある。小さい所は人は少ないけど、地域的に大きい。大きい所は、枠としては少ないけど、中身が濃いかです。いろんな問題がある。

そしてまた、置かれている場所によっても大きな違いがある。農村部によっては農村が主体で、

比較的地元にいる人が多い。都市部に行けば、ほとんど昼間はいない状況の中でのコミュニティになっていくのかなど。だから、非常に違いが大きすぎるような気がしてならないんですよ。ですから、まず1点目としては、なぜ一つだったのかということは、今お聞きしましたけれども、市長が考えているコミュニティ、私はこういうものにしたいというものがあれば、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 私の大きな考え方、大きなというか、一つ取り組みをしたいという考え方を申し上げますと、やはり待つ行政じゃなくて攻めの行政、いわゆる今条例公民館、そして、今話をしているのは、校区公民館でございます。条例公民館には主事がございます。主事といっても、部屋貸し等の対応しかできてないような状況です。

私は、校区公民館の中に、例えば、再任用職員の配置はできないのか。なぜ一つにしたかという、基本的には、今志布志市は情報通信基盤整備がしっかりと整っております。そのことをうまく生かして、地域でできることは、地域でできないかどうかということも含めて、ここが大きな私の地域コミュニティの基本的な考え方でございます。

○10番（平野栄作君） はい、分かりました。

そうしますと、地域でできることは地域でやるわけですよ。そうしますと、我々の地区みたいに小さい所は、高齢化が顕著に進んでおまして、できることって少なくなってきました。そうする一方、たくさん人がいる所、戸数の多い所というのは、それなりのことができていく、そこに大きな差がある。

それともう一点、この地域コミュニティの枠の在り方というのは、まずは小さく分ければ、明日南さんの方で質問がありますが、自治会というものがあります。

家族から始まるんでしょうけれども、自治会があって、そして、校区があって、地区、地域とはあまり言わんです。我々の有明では川西地区、川東地区というので、川で分かれておりますけれども、条例公民館等についても一つしかないですから、それであれば、その地区で私は構成すべきではないのかなというふうに思ってるんですよ。この新しいコミュニティの在り方というのは、その大きな枠というのは、今、蓬原、野神、山重、原田、川西ありますけれども、この枠の中で大きく一つをつかって、その末端で小さい地区の構成というのもありではないかなと私は思っていたもんですから、なぜ今後、人が減って高齢化は顕著になっていく。その中で大小ある校区の一つをサンプルとして選んで、それを次の年、全市に波及するといってもですよ、なかなか無理があるのかなと。それよりは大きく形を変えた形で考えていらっしゃるのかなと思ったもんですから、そこらあたりの考えってないんですか。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおりだというふうに思いますが、まずは先ほど言いましたように、いわゆる「攻めの行政」、そういうことの一つの事例として、いわゆるモデルとしてやった場合にどうなのかと考えておりますので、これが大きいから小さいからという、そこまでは考えておりません。

ただ、そういうことも課題として出てくるだろうというふうには思いますので、ただ、今志布

志市が先ほど言いましたように、そういう情報通信基盤整備がこれだけ進んでいる状況の中で、これをどう生かしたら市民の皆さんにサービス提供ができるのかというのを含めて、今、限界集落どころか集落自体も危ういような状況になってきておりますので、そこ辺も含めて一旦そういう校区公民館の在り方が、実際このままでいいのか。例えば、先ほどおっしゃいましたように補助金の問題も含めて、全体的な考え方で1地域をモデルとしたところがございます。

○10番（平野栄作君） この点については、教育長にも通告しておりました。

校区単位となりますと、学校区ですよ。そうなるのと、今では様々な課題がありますよね、校区間で。この前も言ったように、通学距離によって行かなければいけない所から希望する所に行けるとか、いろんな課題があって、今は校区間でも、いろいろなせめぎ合いじゃないですけども、そういう課題が出てきている。

そしてまた、この地域コミュニティの組織というのを校区という形で持つということなんですよ。教育長の考えるコミュニティというのは、やはり市長と同じような形なんじゃないかな。

○教育長（和田幸一郎君） 今回、地域コミュニティの制度を導入しようといった背景には、一つは、例えば自治会の加入率が低くなっているとか、あるいは役員の方々が高齢化している状況もあったり、それから各地域ごとの事業の役割が非常に増えて負担になっていると。そのような様々な背景があるから、多分もう少しそこを見直してやっつけようということ、地域コミュニティのモデル事業がスタートしているんだろうと思います。

そうしますと、これまでバラバラであった自治会、あるいは公民館、あるいはふるさとづくり委員会、様々な組織が地域ごとにありますけれども、そのバラバラなところをある面一つにまとめて、点であった所を線にして、面にしていくことによって、そこにまた、市の職員も一人専門の人が入ることによって、よりその地域が活性化できる、そういう方向に行くのではないかなと、そういうような捉え方として、モデル事業が投入されているのかなと、そういうふうに私は理解をしているところでございます。

○10番（平野栄作君） いや、いいんですよ、私はこれ賛成なんですよ。ただ、私が思うものについては、やはり地域を広げざるを得ない時期にきているのではないのかなと。というのが、何回も言ってますけれども、家を建てられない状況の中で、果たして、じゃあ学校が今後存続していくのということも大きな問題になっているんですよ。そうなるのと、やはり小さい所はどう汰されていく、どう汰というのはおかしいですけども、学校についても統廃合を考えなければいけない状況になってくるんですよ。そういうものが、もう目前にある中で、やはり地域コミュニティ、地域の在り方自体も、どうするのかということを校区で考えるんじゃなくて、その地区という単位で、やはり考えていって、統廃合をするにしても、その時期に来てするんじゃなくて、やはり我々はどうやっていくのけって、もうここに来たらできないよね、だったらどうか考えて市にも提言していかないといけないのけって。だって、公民館があるから統廃合もできないというような回答はよく耳にしますよ。ということは、市はしたいという、裏返せばですよ、そう聞こえるわけですよ。

でも、公民館がある、学校区に公民館があるからできないんだよというような、そういう捉え方で何か耳に入るんですよね。ということは、それを我々の地区として一緒に活動はするんだけど、今後を我々の地域としてどうやっていくのかということを中心に考えていく、そういうことも早い段階でしていかないと、やはり今までのものを継承しながら一つひとつを大事にすることも必要なんだろうけれども、やはり一緒になって、今後の地域を、じゃあ子供たちをどうしていくかと、スポーツ少年団もできない学校で本当いいのって。保護者がだんだん不便しながら連れて行く、そういう形でいいのっていうことをですよ、やはり単体でじゃなくて、みんな協議する場も今後は必要になるのかなと思います。

だから、モデル事業はモデル事業でいいですよ。ですから、今後のコミュニティの在り方としては、もう一つ、そういう視点に立った形での取り組みもしていったらいいなと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平野議員が地域のことを心配して、そういう話が出るのは当然だというふうに思います。

私は、公民館というのは自治会の集合体だというふうに考えております。私の言葉が、ちょっと不足していたかもしれませんが、基本的には、このモデル事業の成果も検証して、市としての志布志市共生・協働まちづくりの基本方針、そして、志布志地域コミュニティ協議会推進計画、こういうものを策定して進めていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 一応はですね、今回こういう形で取り組むということですけども、やはり公民館も今後10年先を見据えた形を我々は考えていかないといけないと思うんですよ。ですから、我々も学校が無くなるというのは非常に抵抗はあります。ただ、10年後どうなっていくのか、そこを我々もはっきり見据えた形でやっぱりやっていかないと、ただだらとこのままでいくよりは、今後いる子供たちが、より快適に学習ができて、より体力向上に努められるような、そういう雰囲気を我々もつくっていかないといけない。ですから、このことについては、各公民館連絡協議会の中でも話題になるのか分かりませんが、やはりそういうことも今後協議をしていてもらいたいなというのがあります。

先ほども市長の方が言われましたけれども、2点目に私は入れておったんですけども、1年かけていろいろ研究をされるわけですよね。そして、1年が経ちました。そして、そのモデル事業の取り組みについて一通りまとめが出ます。そうすると、そのことについては、その次の年から各校区に波及させていくのか、段階的にまたその先があるのか、そこについては、いかがなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成30年度に、先ほど言いましたようにモデル事業を実施しまして、地区内のあらゆる団体が構成員となる新たな地域コミュニティの組織案、いわゆる志布志モデルをつくっていきたくて考えております。

そして、モデル事業の結果につきましては、平成31年度に校区公民館連絡協議会や、ふるさとづくり委員会に対しまして、報告・説明をしてまいりたいと考えております。更に、各校区、地

域に対しても、モデル事業の成果を最大に生かして報告・説明をまいります。

また平成30年度のモデル事業の結果によっては、次年度以降に再度モデル地区を増やして、松山地区、有明地区、志布志地区に広げ、地域の皆さんの理解を得ながら進める必要があると考えております。目指しておりますのは、地域活動の活性化と、そのための支援でございますので、無理に進めることのないように校区公民館連絡協議会、自治会の在り方検討委員会との連携もしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 1年かけて研究して、それを拙速に、次の年からやってくれと言われてもなかなかのものもあろうかと思えます。

やはり、その結果がそぐわない部分も出てくるんじゃないのかなと思っています。

それともう一点、コミュニティ・スクールを教育委員会は提唱して、今度から全部やるわけなんですけど、このコミュニティ・スクール、学校が核となって地域をまとめていくのがコミュニティ・スクールですね。そうすると、市長なんかの言うものについては、市が中心となってその地域をまとめていく。だから、二つの流れが今起こりつつある。うちの所については、コミュニティ・スクールが中心となりながら、地域をどうまとめていくのかという形で進んでいます、3年目です。

そして、もう一方では、市が中心になって校区のコミュニティをどうするかということをやろうとしている。その方向性というのは一致するんですかね。教育長はどう思われますか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校のコミュニティ・スクールは、あくまでも学校そのものの活性化をどう図っていくのかということで、地域の代表の方々、様々な方々を招いてのことです。今回のモデル事業は校区全体の活性化をどう図っていくのかという視点ですので、もちろん共通するところは、いっぱいあると思いますけれども、大枠で言うとモデル事業の方は、校区全体を考えていきましょ。コミュニティ・スクールについては、学校をどう地域の方に盛り上げていただき、そしてまた、学校もそのことを受けて、どのような取り組みをしていくのかという、そこの違いがあるんだろうと、そういうふうに思います。

でも共通して、同じように地域全体を盛り上げていこうという方向性は変わらないと、そういうふうに思っております。

○10番（平野栄作君） ですから、そこをうまく最初で言っておかないと、先発でやっているところなんかは特に、もう進んでいますから。ある程度、地域の協力をいただく形をお願いして。そしてまた、こういう形で公民館の再生というんですか、そういうことが新たに、会合をしたり何かかんかが出てくるとなると、学校は学校で協力をしてくれよと。それでまた、かつ今度は新しいものをつくるから会に出てくれよということになると、なかなか相手は戸惑うところがあるのかなというようなことがありますので、そこらあたりのすみ分けというのは、頭でちゃんと説明をされていた方がいいんじゃないかなと。

我々も今まで、そういう形が無かったものですから、我々の考え方は地域コミュニティの発端は、コミュニティ・スクールを中心にやっけいこうと、そこから公民館という大きな枠に移ろう

という形で、今活動をやらせてもらってます。ですから、今二つ来ると、どうなっていくのかなというのがちょっと危惧されたものですから。だから先発でやっている所については、やっぱりいい機会だったんですよね、どうやっていこうかと。ここは足りないよね、ここは地域の協力をもらおうよっていうのが出たものですから、そういう形でやっていますので、その点については、今後ちょっと調整をしながらすみ分け、ちゃんと説明しながら進めていっていただきたいなと思います。

それでは、3点目なんですけれども、これはまたガラッと変わりますけれども、これは地域コミュニティを盛り上げていくためにですよ、今回たまたまなんですけれども、議会運営委員会の方で霧島市と南さつま市を訪問させていただいたんです。そしたら、たまたまその2市が「チャレンジデー」に参加されていたんですよね。結果としては、どちらも勝たれているようでしたけれども、本市におきましても、有明町時代から合併当初にかけてですかね、「チャレンジデー」に参加をされていた経緯がありました。なぜ中止になったのかは分かりませんが、結構、私なんかも推進委員としてティッシュを配ったりとか、うちわを配ったり、Tシャツももらったような記憶があります。そういう中で、結構集落の中でも朝体操をする時間があったり、そういうもので盛り上がったと思っております。

こういうものも今後、コミュニティの再構築の中ではいい手法になっていくのではないかと。

それと、今非常に保健課の方でも、いろいろ御苦労されておりますけれども、体力面、だからこのチャレンジデーだけではなくて、志布志版チャレンジデーというものをつくってですよ、1か月に1回は、どっか何か体操をしましょうよというようなものをつくってもいいんじゃないかと思ってるんですよ。それで年に1回、志布志市として、このチャレンジデーに参加する。そういうものも今、壊れていったコミュニティを再構築する一つの手法にはなっていくんじゃないかなと思うんですけれども、その点についての市長の見解はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから話がありますとおり、チャレンジデーとは、毎日の生活に運動をという趣旨から一日の中で15分間以上、継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を市町村間で競い合うというもので、地域づくりにもつなげていくというイベントでございます。

本市におきましては、先ほどありましたとおり旧町時代、有明町で平成16年と平成17年に実施している経緯があります。

合併後の志布志市においては、平成18年度に1回実施しているところでございます。平成30年度は、鹿児島県内におきましては、五つの市町が参加しているようでございます。チャレンジデーにつきましては、本市では同時期にお釈迦祭りという一大イベントがありますので、参加は難しいと考えるところでございます。

先ほどおっしゃいましたように、健康づくりや地域づくりの観点からは、効果があると考えられますので、本市におきましては、市内や校区のイベントの中で地域活性化の取り組みを充実していきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 前は企画政策課の方で、このチャレンジデーは所管されていたという話

でした。教育長どうですか、このチャレンジデー、今聞かれて、今後、我々もなんですけれども、運動不足、そういう方がたくさんいて、結局医療費が上がっている、そういうのにつながっていくわけなんです。だったら、こういう志布志版を教育委員会の方が先導してですよ、つくってもらって、月1回子供たち全員そろって集落で体操をしましょうよとか、運動をしましょうというものを声を掛けていただく、そういうことはできませんか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本市では、国のスポーツ基本計画や、志布志市スポーツ振興計画、また第2次志布志市総合振興計画に定めております成人の週1回のスポーツ実施率は65%以上を目標としております。

このチャレンジデーにつきましては、日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりの事業として考えられるところではありますが、市長からの答弁にありましたとおり、チャレンジデーへの参加ということではなく、現在実施しております各種スポーツ教室の開催や、ニュースポーツの振興を図りながら目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今議員が「子供たちへの参加」ということで言われましたけれども、今、市の方としては、県を挙げて子供たちにチャレンジデーということで、それこそなわ跳びとか、いろんなことに積極的に参加をするという、そういう体制をとっておりまして、全ての学校で、そういう取り組みをしておりますので、その取り組みについては、これからも継続していきたいと、そういうふうと考えております。

○10番（平野栄作君） 子供たちがやっているのは分かるんですけども、結局集落でも子供たちがいるのに、なかなか集落民自体が今集会とか、そういうものが昔と比べると、非常に減ってきてるんですね。だから、こういうものを通じて、一緒になってなわ跳びでもいいでしょうし、近隣の散策でもいいでしょうし、そういうものを子供たちと一緒にやることによって、さっきのお話じゃないですけども、防犯意識だったりですよ、いろんなものにやはりつながっていく、自分の地域に、ああこういう子供たちがいるんだということも自覚できていくのかなと思うんですよ。

ですから、どこかが先導して、こういうことは新たに今はやっていらっしゃることなんですけど、どうなんですか、65%は簡単にクリアしている現状なんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 65%以上の目標に対し、現在の進捗率ですけども、いちばん最近の調査では、今39%の状況であります。

○10番（平野栄作君） やはり何かの相当面白いものがないと無理なのかなと。だから、集落間でも様々なんでしょうけれども、そういう中で、ちょっとしたデータ合戦をしてですよ、今回はどうだったよとかですよ、そういうものでもいいのかなって。そういうことの積み重ねが一人ひとりの健康増進であったり、親睦を図ったりとか、そういうものにつなげていければいいのかなって個人的には思うところなんですよ。

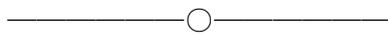
ですから、今回はこれをやって欲しいということじゃないですけども、コミュニティの再構築を図っていくということについては、いろんな側面からのアプローチ。そしてまた、いろんな

方々がいらっしゃいます。そこに一つその団体に所属している目的だけではなくて、その目的を達成するために活動する、その一環に、あらゆる視点を落としていくことによって、無理の無い形で市内全域の安心・安全も高まっていくのかなど。だから、そういうものをいかに構築していくかということが、一つひとつの組織をこう、がんじがらめの組織をつくるんじゃなくて、今あるところに一つひとつまたそういう目線を加えていってもらって、その団体の活動の一端の中で別個の視点で見ていく。そういうことで相当違ってくるのではないかなと思っていることです。私も小学校、中学校、PTAの会長もさせてもらいましたけれども、だんだんだんだん上になっていくにつれて、役員のなり手もないということもだったんですけども、個人の意見が通る社会になってきたのが、いいのか悪いのかよく分からなような気がしております。やはり一緒なんだから一緒にやっぺこうよというのが本来の姿であって、できるところをできる人が、できるだけやればいいんじゃないかなと思うんですが、なかなかそういう世界にはなっていないのかなど。ですから、元に戻るといことは大変だけれども、逆にそういう形で、どこか何か接点を持って少しずつでも寄り添っていくような社会ができていけばいいなと思って、今回は2点について質問をさせていただきました。

今後より良い方向に志布志市が進んでいくことと、今、本市にいる子供たちが、この志布志市を巣立っても、必ずこの志布志市に帰ってきたい、そう思わせるような郷土をつくっていきたいと思っておりますので、皆さん今後も一緒になって進んでいきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。



○議長（西江園 明君） 小辻議員より、6月15日の会議における発言について、取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○8番（小辻一海君） 先日の私の一般質問の冒頭、挨拶のところで不適切な発言がありましたので取り消しをお願いいたします。

○議長（西江園 明君） ただいまの小辻議員の発言の取り消し申し出については、会議規則第67条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがいまして、小辻議員からの発言の取り消しの申し出は、許可することに決定しました。

次に、尖議員より、本日の会議における発言についての取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○3番（尖 信一君） 先ほどの法令遵守の質問の中で、車のスピードの件で非常に不適切な発言がありましたので、取り消したいというふうに思ひています。

御審議をお願いします。

○議長（西江園 明君） ただいまの尖議員の発言の取り消しの申し出については、会議規則第

67条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、尖議員からの発言の取り消しの申し出は、許可することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

午後4時08分 散会

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成30年6月19日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

南 利 尋

青 山 浩 二

東 宏 二

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） おはようございます。

南利尋でございます。この場をお借りいたしまして、志布志市民の皆様、下平市長をはじめ、市職員の皆様、私は市民の皆様のお力になれるように同僚議員の方々と全力で議員活動に精進してまいりますので、皆様の厳しい御指導、御べんたつと力強い御協力をよろしくお願いいたします。

私は、子供の頃から「西郷（さいごう）どん」と呼ばれておりました。明治維新から150年「西郷（せご）どん」ブームが盛り上がっている年に議員として負託いただいたということは、何かの意味があるのではないかと思ひ、ポジティブに捉えております。幕末の薩摩の偉人たちは、私利私欲を度外視して日本を変えました。私も、その精神を見習って頑張ります。

昨日、私が大きすぎてモニターに入りきれないということが発覚いたしました。カメラの角度を変えていただきましたが、改めて自分の大きさを再認識いたしました。小さい失敗を恐れず、初めての一般質問をさせていただきます。

まず、地域コミュニティについてであります。

多くの自治会の現状は、過疎化、少子化はもちろんのこと、地域住民の交流も少なくなり、コミュニケーション不足が懸念されています。住民が集まり、話し合いなどが行われる機会が少なくなり、今まで行われていた自治会行事も集約化されつつあるのが実情です。現状から見えてくる課題は、高齢者の日常生活問題や社会的孤立、子供の見守り、障がい者と住民の関係性、災害時の要援護者への対応など、幅広くなっており、全てのニーズに対して行政の対応だけでは解決できないのが実情だと思います。

市長にお伺いします。自治会の衰退は校区公民館の運営にまで影響を及ぼすことが懸念されます。今回の補正予算では、校区を単位とした地域コミュニティ形成促進モデル事業が新たに計上されております。各自治会への対応は、どのように実施していくのかお示してください。

○市長（下平晴行君） 南利尋議員の御質問にお答えします。

自治会活動は、その地域に住む人が気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換や安全確保な

どを行うとともに、地域での生活をより快適なものにするため、自主的・自発的に共同生活を行いながら、まちづくりを進めていくことを目的としております。

自治会は、市民にとって最も身近な組織であり、地域活動の原点でありますので、市といたしましても、自治会運営助成事業、自治会提案型活性化助成事業により、活動の助成をしているところでございます。

現在、市内では384の自治会がございいますが、議員御指摘のとおり高齢化等により「これまでどおりの活動が継続できない」という声も聞いているところであります。自治会の抱える課題の解決に向けては、志布志市自治会の在り方検討委員会を設置しておりますので、今後も補助制度や組織について検討を進めてまいります。

また、今回の補正予算で校区を単位とした地域コミュニティ形成促進モデル事業を実施いたしますが、その検討会の中では、自治会の現状・課題も研究してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 基幹産業の後継者不足については、協議会などはありますが、自治会の後継者不足に対しては話題にあがることも少ないのではないかと思います。多くの自治会の役員の決め方は、中高年の方が順番でとか、人員不足のため連続でやらなければならないのが実情です。

昔は自治会の中でも「世代交代」という言葉がありました。今は、世代交代の話題より存続危機の心配をされているところも多くあります。新しい取り組みより今の現状をどうするかで、努力されています。

私は、自治会がスピード感を持って活性化を実現するためには、本市の志を持った若者たちに現状をどう把握してもらうかが必要ではないかと思います。毎日、忙しい日々を送る志を持った若者たちに、たまにはのんびり自分の地元に戻って、地元の方々との交流をもっといただければ、そこから何かの気付きが生まれるのではないのでしょうか。地元の自治会に入るのではなく、地元の自治会にも協力するということが大切ではないのでしょうか。先人の考え方と若者の考え方を語り合う場こそが必要だと思います。忘年の交わり、歳を越えた交流を求められるときだと思います。そういう場を設ける事業を行政が取り組むべきだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） ただいま質問がありましたが、まずは自治会の実態がどうなっているのかということで、384の自治会に自治会運営助成事業補助金を交付をしております。そのうち10の自治会については、自治会提案型活性化助成事業の申請がなく活動が厳しい状態となっております。御指摘のとおり、そういう従来の自治会の在り方が変わってきているという、これはおそらく葬祭場の問題、いろんな問題が兼ね合ってきているんじゃないかなというふうに思いますので、自治会活性化については行政としましても、大変、今後の運営の在り方をどうすればいいのか、ただいま内部でも協議をしている状況でございます。

○2番（南 利尋君） 地元の自治会といろいろお付き合いをさせていただく中で、今まで自治会を支えてくださっていた方と、これから自治会を担っていく若者たちの考え方にギャップがあ

りすぎます。一生懸命自治会を存続していこうという先輩方と、その先輩方の考え方と合わないと申しますか、今の若者世代の感覚とのギャップが生まれているのが現状であります。そこに形式的な問題よりも、まず地元が過疎化・少子高齢化で衰退していく中で、行政の力よりも地元で生まれ育って、学校を出て市内で働いている若者たちに投げ掛けるという体制も必要ではないかと思えます。市長、お考えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるとおりでございます。それは行政が押し付けでできるものではございません。今お話があったように、若い人たちが率先して地域に帰って、地域の中でできることを先輩たちの考え方を引き継ぐだけじゃなくて、もちろんいいところは引き継いでいくという取り組みも必要だろうと。このような取り組みができれば、私は自治会の在り方、運営はうまくいくのではないかなというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） そこで私の地元、潤ヶ野校区の柳谷自治会では10年近くの間35戸あった正会員戸数も現在11戸になり、高齢になられて退会された戸数が16戸あります。若者がいなくなり、自治会の存続も懸念されていました。

市内に住む柳谷出身の若者たちに声を掛け、柳谷の現状を知ってもらい、元気な柳谷づくりに協力してもらうように話し合いを何度もしました。結果、5年前から柳谷自治会とは別に13人のメンバー「クラブ柳谷」というのを立ち上げました。13人は、それぞれの自治会に加入しています。それぞれの自治会に支障の無いように計画を立てながら活動をしております。

活動内容といたしましては、集落の除草作業、墓掃除、十五夜祭り、里山のあずま屋づくり、シイタケ栽培、そば作り、桜の木、栗の木、柿の木などの植樹活動を行っております。昨年からは、クラブ柳谷が中心となり、県の補助事業を活用して「柳谷環境保全会」をつくり、自治会の皆さんと一緒に取り組んでおります。こういう事例が、私の地元ではあります。

市長は、3月の一般質問の回答の中で「頑張っている地域には全面的に支援していく」とのことでしたが、こういう活動こそが自治会活性化の一つのモデル事業になるのではないのでしょうか。市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、自治というのは、自分たちで地域を起こすということでありまして、そのとおりでございます。

これは、支援という以前に自らが、そういう地域づくりをされていると、大変私は評価したいというふうに思います。行政が、それにどういう形で関わっていくのかということをお先ほど、地域コミュニティの事業の話もありましたが、そこ辺とあわせて、そういう自治会の在り方を模索していきたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、クラブ柳谷に限らず、そういう地域で頑張っている若者の団体を一つの自治会活性化モデル団体として、行政の協力をいただければ、多くの自治会の中で参考になる事例も出てくるように思います。ぜひ前向きなスピードある検討をよろしくお願いいたします。

次に、各自治会の活性化には、各自治会担当職員の役割を明確にすることが重要になると思

ますが、市長、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 豊かで住みやすいまちをつくるには、住民活動の基本である自治会と行政のパイプ役として、平成22年5月から市内の全ての自治会に自治会担当職員を配置しております。自治会担当職員の役割としましては、行政からの情報提供に努めるとともに、地域の人々と密接な関係を築きながら、自治会の課題、意見、要望を把握することです。

ただし、個人的な要望や苦情等の処理、自治会の庶務事務等は除くこととなっております。

○2番（南 利尋君） まず、「地元職員の方を担当にしては」という質問をしようと思いましたが、担当課からいただいた資料に、そういうふうに行っていることが書かれていましたので、関連でお伺いします。

逆に、近すぎてやりにくい、知り合いすぎてやりにくい、例えば、隣の自治会でも隣同士はなかなか雰囲気が違うということで、いくら隣の自治会であったとしても入りづらい実情もあると思います。地元の担当職員ということで、逆にお互いの立ち位置が難しくなってくる場面も出てくると予測されます。お互いになれ合いで行うことがないように、詳細な部分までマニュアルを策定して、お互いの役割を明確にすることが重要ではないでしょうか。

市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 自治会の担当職員は、自治会と行政のパイプ役であります。

一番目に、自治会の意見や要望等の把握をすること。2番目に、自治会への行政情報の提供をすること。3番目に、その他自治体に関し、市長が必要と認める事項が役割でございます。それ以外の自治会へ関わり方は、各職員の裁量に委ねられている部分が多くあることは確かでございます。しかし、基本的にボランティアでの活動でありますので、担当職員が居住している自治会でない場合や、一人で複数の自治会を担当している場合も多くあります。現在のところは、マニュアルを作成するところまでは考えていないところです。

○2番（南 利尋君） 例えば、職員の方がボランティアなのか、今日は、そういう担当職員として来ているのかを把握するにあたり、逆に自治会も微妙な感覚で対応しなければならない状況も出てくるのではないのでしょうか。そこをガチガチのマニュアルというのではなく、具体的に例えば懇親会があります。懇親会はどうかとか、例えば、そういう時間外でのことを地域住民に求められた場合、全く地域自治会に関係無い場面を自治会の担当職員ということで呼ばれた場合、そういういろんな状況が生まれてくるのではないのでしょうか。そこをはっきり明確に割り切れば、職員の方もそういうやりやすいと申しますか、気まずい感覚での返答もせずに、これはこういうことですので、今回はすみませんとか、ここまではやらせていただきますとかということを、ある程度明確な関係を提示した方が、どちらもやりやすいような気がします。それもできればまた、職員の方々と、いろいろ議論されて、ぜひ前向きに自治会の皆さんと担当職員の関係が気まずくならないような、お互いが本当に心から信頼しあえるような、そういう形にしていただければ、どちらも有り難いと思いますので、前向きな検討をよろしくお伺いいたします。

次に、畜産振興についてお伺いします。

昨年の全国和牛能力共進会宮城大会で鹿児島県が初めて総合優勝しました。鹿児島県の生産者の並々ならぬ努力のたまものだと思います。

そして、平成34年には全国和牛能力共進会鹿児島大会が開催されます。そこで全共鹿児島大会に向けて、志布志市全共対策協議会などの組織を立ち上げ、和牛の改良と日本一連覇に取り組んでいく考えはないか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 昨年、第11回全国和牛能力共進会が宮城県で開催され、本市からも志布志地区より1頭出品し、見事に日本一となり、農林水産大臣賞を獲得いたしました。

鹿児島県においても、チーム鹿児島を掲げ、悲願の団体での日本一を獲得することができました。出品者をはじめ関係者が一丸となった結果だと思います。

鹿児島県では、既に第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会を平成29年5月に設立し、開催地を霧島市牧園町と決定しております。第11回全国和牛能力共進会においてもJAを中心に曾於地区全共推進協議会が全共へ向けた検討会を行い取り組んできました。

市での協議会については、県、地域、市、生産者が一丸となって取り組む必要があり、県の方針等が決まり、その後の曾於地区の動向を注視しながら検討をしてみたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 今、前向きな答弁をいただきましたが、組織を立ち上げるにあたって、例えば、もちろん本市が中心となり、JAそお鹿児島、JAあおぞら、肉用牛部会、和牛部会、家畜商組合、人工授精師会、志布志肥育牛ブランド協議会、生産者など、詳細な部分まで協議できる体制で立ち上げていただけるように検討してもらいたいと思います。メンバー構成は、どのようにお考えになられますか。

○市長（下平晴行君） 県内における動きとしましては、始良地区において、JAあいらの組合長を協議会の会長として、JAあいら管内の関係団体により組織を設立しております。

本市においては、昨年度の全国和牛能力共進会においても、市や、市肉用牛振興協議会より、育成費や資質向上に向けた経費の支援などを行っております。

今後、曾於地区でも協議会が組織される予定でありますので、オール鹿児島、オール曾於、そしてオール志布志となって、関係者、生産者一体となって取り組む必要があることから、組織のメンバー構成も含めて、曾於地区の動向を注視しながら、設立に向けて取り組んでみたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ありがとうございます。ぜひ、スピードある立ち上げを御提案いただくように、よろしく願いいたします。

今、若い生産者の中には今度の全共鹿児島大会に向けて、初めてチャレンジされる方が何人もいらっしゃいます。連覇を達成するには、高額な優良牛を購入するか、優良自家保有牛の確保が必要になります。また、大会に参加するには鹿児島県指定の種牛受精が条件にもなります。利益を度外視して鹿児島牛の名誉のために取り組んでいかれる生産者の方々に、鹿児島大会だけでも特例措置として助成措置を行う考えはないか、お答えください。

○市長（下平晴行君） 現在、全共に向けた改良を進めております。導入対策としては、市とJ

Aにより、肉用繁殖雌牛導入資金貸付事業を行っております。子牛においては、70万円まで無利子で5年間の貸付期間となっております。

また、高品質生産対策事業により、子牛展示品評会における最優秀賞、優秀賞の牛を導入、自家保留した場合、助成しております。あわせて県の事業における第12回全国和牛能力共進会出品対策事業により、県の基準に合致した牛の導入、自家保留に対して1頭5万円の導入助成を行ってまいります。導入資金と導入助成を活用してもらいながら、JAと協力し、導入推進を図ってまいりたいと思っております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、スピードある対応をよろしくお願いいたします。

全共鹿児島大会日本一連覇へ求められることは、生産者の方々の意識をもっと高めていく必要があると思います。そのためには、市内各地で行われる共進会への出品頭数を増やしていくことが重要な課題になってくるのではないのでしょうか。そこで、全共対策協議会などは高齢の生産者や、運搬の困難な方々には、引き出しから運搬まで全面的に協力を約束するぐらいのことをやっていくべきではないかと思えます。

市長はどう思われますか。

○市長(下平晴行君) 品評会の出品頭数でございますが、最近では春季品評会が市内各地域で開催され、本市の状況としては平成28年度が104頭、平成30年度が87等と減少をしております。

近年の状況についても、曾於市においても平成28年105頭、平成30年100頭と減少をしております。

品評会における運賃については、1万円程度と聞いております。不足すると思いますが、平成26年度より出品助成を1頭当たり4,000円支出し支援を行っております。

平成31年度より、各地区の品評会が活発化し、また高齢の生産者の方々が出品しやすい環境になるよう、見直しを含めて今後においてもバックアップをしていきたいというふうに思います。

○2番(南 利尋君) ぜひよろしくお願いいたします。4年という月日は、あっという間に過ぎていきます。全共鹿児島大会連覇に向けて、生産者の取り組みがもうすぐ始まります。本市が一丸となって不備のない体制で最大限のバックアップをしていただくことをお願いします。

全共鹿児島大会の成功、連覇こそがこれからの本市の畜産の発展を左右するのは事実であります。重ね重ねよろしくお願いいたします。

続きまして、志布志黒毛和牛ブランド化についてお尋ねします。

現在、鹿児島黒毛和牛は、日本一の称号が与えられております。経済連を通して出荷される牛は、「鹿児島黒牛」というブランド牛になりますが、他は「鹿児島産黒毛和牛」で店頭に並びます。東京オリンピックが開催される時も、日本一の和牛と呼ばれます。今こそ志布志和牛のブランド化に取り組むときではないでしょうか。

市長、どう思いますか。

○市長(下平晴行君) 現在、志布志市ブランド協議会により、肥育牛の出荷時におけるオレイン酸測定や、先進地の研修を行ってまいりました。

本協議会は、農協系統、商社系列などを問わず参加していただいております。会員11名で構成され、年3回の枝肉共励会も実施し、会員相互の管理技術向上へ寄与しております。

本協議会も設立して、7年が経過しております。ブランド化へ向けては、定量、定質が求められておりますが、肥育技術における共通の餌である配合飼料や、飼養管理など統一性を持つこと。特に、出荷先、販売ルートの確保について難しいものと考えております。ブランド協議会については、今後も枝肉共励会や研修会を通じて会員相互の飼養管理技術等の向上へ向けて活動してほしいと思います。市としまして、先進事例等を調査・研究し、今後のブランド化へ向けて肥育農家の皆さんと協議をして取り組みをしてまいりたいと考えております。

○2番(南 利尋君) 最低でも、あと4年半は志布志鹿児島牛、日本一という称号があります。

市長が提案されて、東京出張所が今年設立されました。例えば、東京オリンピックは、あと2年ちょっとあります。そういうところでも世界の方々がいらっしゃる場所とか、今、販路開拓とかそういうものが難しいという御答弁がありました。生産者の方々も全部を志布志ブランド牛にして売れということは無理だと思います。例えば、1件につき10頭ずつ協力してくれとか、志布志市内にあると畜場、サンキョーミートさん、志布志畜産さんとかありますけれども、そういう方々に声を掛けていただいて、販路開拓というものも、例えば、東京出張所、そこで一番大事なことというのは、もちろん販路開拓とか、企業間の連携とか、そういう課題もいっぱいあると思います。でも、答えのない事業はないと思います。やれるか、やれないか。例えば、今市長が「7年間かけて取り組んでおられる」という答弁をされましたが、7年かけてブランド化ができなかったということは、できないという流れもあったのではないですか。

今、日本一の称号がある鹿児島牛、志布志産の和牛を全国に知らしめていくには、もっと綿密な組織を立ち上げて、検討していくべきではないでしょうか。

市長、どう思われますか。

○市長(下平晴行君) 今、ふるさと納税の返礼品にしても、日本一という名を取っただけで、返礼品の数が、肉の量が相当増えております。

そういう面でも、今まで7年ということで早急にできないのかということでございますが、これは先ほど申しましたとおり、肥育農家の皆さんと連携を取って、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、急にさっとできるというものではございませんので、できるだけ急いで内部でも協議してまいりたいと考えております。

○2番(南 利尋君) ありがとうございます。今が一番のチャンスだと思いますので、ぜひ前向きなスピードある対応をよろしくお願いいたします。

国内には、松阪牛とか神戸牛、近江牛、米沢牛、自治体の名前のブランド牛がたくさんあります。志布志産の黒毛和牛をいただくと、他のブランドよりもおいしい牛肉がたくさん生産されています。これからは、メイドイン志布志、志布志オンリーワンの確立こそが志布志市をつくっていく源になるのではないかと思います。

また、本当に地元で愛される志布志牛をつくっていただくには、地元の方々に志布志の肉を食

べていただくという機会をたくさん設けていただきたいと思います。例えば、イベントなどで振る舞うとか、安価で市民の方々に販売していただくとか、そういう取り組みも必要ではないかと思ひます。ぜひ市民に愛される志布志和牛のブランド化に取り組んでいただくように、よろしくお願ひします。

続きますして、観光振興についてお伺ひいたします。

さんふらわあ就航セレモニーの三反園知事の挨拶の中で「東の玄関口、志布志市の観光振興に対して、全面的にバックアップしていく」と述べておられました。都城志布志道路整備・活用促進大会で国会議員の先生が「志布志地域の観光発展のために、自治体と一緒にになって全力で取り組んでいく」と述べておられました。さんふらわあ新造船就航、東九州自動車道、都城志布志道路の開通、JR日南線志布志駅前整備、交通整備事業が整いつつある中、本市の観光振興に対しての取り組みは最重要課題の一つに位置付けられるのではないかと思ひます。市長が施政方針の中で述べられた「観光入込客数120万人」に向けた本市の取り組みについての考えをお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 観光入込客120万人の数字につきましては、第2次志布志市総合振興計画で掲げている数字でございます。観光施策につきましては、その特徴から宿泊業、飲食店業のみならず、食料品産業や農林水産業など、幅広い産業に経済効果をもたらし、新たな雇用や税収を生み出すことが期待され、地域経済の浮揚や地域活性化の鍵になるものと考えられています。

議員の質問の中にあるように、さんふらわあの新造船就航、東九州自動車道の延伸、都城志布志道路開通、JR志布志駅前バスターミナルの整備など、様々な交通機関の要に位置することとなり、多くの来訪者を迎える環境が整ってきております。

また、平成32年度には、オリンピックや鹿児島国体が開催されるなど、県外をはじめ海外からも多くの方が来られる可能性を秘めております。そのような状況の中で、本市において限られた予算の中で、何が最大限の効果を生むのかを考え、予算編成を行っているところでございます。その考えの下、平成30年度においては、観光客を呼び込む各イベントの補助をはじめ、市観光特産品協会と連携した観光客誘致のためのPR活動や、ツアー助成事業、総合観光案内事業等に取り組んでまいります。

また、スポーツ合宿の誘致につきましては、その経済効果が特に大きいことから、今年度は施設の整備を順次進めながら、その誘致に積極的に取り組む計画でございます。

○2番（南利尋君） 都市計画マスタープランと総合振興計画の中の市民アンケートの中で6割の方が「市の景観を生かした観光施設をつくってほしい」と回答しておられます。「若者が身近に出かけるところが無い」「子供が楽しく遊べる場所が無い」など、レジャー施設の必要性を求められています。

観光振興計画の課題の中に、「観光施設の利用者の低迷。観光施設としての魅力が低い。イベントや温泉施設以外に立ち寄ることがない。さんふらわあ利用者にとっては通過点である。立ち寄りを促す魅力ある観光拠点や仕掛けが不足している」。ニューツーリズムの対応については、「他

の地域に比べ対応が遅れており、体験プログラムや着地型観光プログラムが充実していない。鹿児島県民でも本市について知らないという意見がある」とあります。その辺の状況について、市長はどう認識を持っていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） まず、「若者が身近に出かける場所が無い、子供が楽しく遊べる場所が無い」など、レジャー施設の必要性を求めているという点についてでございますが、このことは本市に限らず、全国の過疎地域と呼ばれる自治体では、皆さんが抱えている課題であろうというふうに思っております。例えば、出かける場所について、求められているものは、世代ごとにそれぞれ異なるものと考えております。小さいお子様がいらっしゃる世代は、身近な場所にちょっとした遊具がある広場で、交通量の少ない静かな場所。小・中学生になると、少し刺激のあるアトラクションがあるような遊園地。または安心してできる海釣り公園。思いっきり体を動かせるスポーツ施設など。若者でいうと大規模な遊園地やショッピングモール、海の見えるおしゃれなカフェ、にぎわいのあるイベントなど。高齢者であれば、身近なグラウンド・ゴルフ場や温泉施設。自分が必要とされる場所など、以上挙げたものは極端な例かもしれませんが、世代によってそれぞれ違うのではないかと考えているところでございます。

また、観光客にとってみれば、我々がふだん生活している場所に何を求めているかという、自分の住むまちでは食べられないもの、体験、風景などがそうであろうと思います。本市で現在求められているものを考えると、それは志布志でしか食べられない物であったり、体験できないことであったり、のどかな田舎に暮らす優しい人たちなんだろうというふうに思います。

認知度につきましては、一朝一夕には上がらないと考えておりますが、ふるさと納税の取り組みにより、少しずつではありますが、向上してきているものと実感をしております。

しかしながら、議員のお話にあるように観光分野の充実度、認知度は高いとはいえない状況でございます。

○2番（南 利尋君） ありがとうございます。

今の現状に対して、本市は平成28年からダグリ岬公園周辺整備基本計画を進めております。31年に工事を終了というスケジュールも書いてあります。その協議会の中で、「陣岳国際の森は含まれるか」という質問に対して、「今回は含まれない」と回答しておられます。

年間を通して利用できるダグリ岬周辺整備計画とありますが、国内にはたくさんの景観を生かした施設が点在しております。いくつもの施設でオールシーズン、フル活用されている所は、あまり見受けられないのが現状だと思います。ダグリ岬の基本計画にも出ておりました、宮交グループの参加している青島プロジェクトも行って見ますと、年間を通じて利用されているのかなと思いました。オールシーズン、フル活用される施設をつくり上げるには、もっと全国、世界を視野に入れた計画をつくり上げることが重要ではないでしょうか。

観光施設に関しては、行ってみたいまちでは駄目です。「絶対行くまち」を目指さなければなりません。どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 宮崎県の青島には、昔ほどのにぎわいはないものの、1年を通して人が

訪れていると感じております。一つは、海に浮かぶ青島神社があり、パワースポットとして知名度があるというのも人を引き付ける要因になっていると思われます。ビーチにはコンテナハウスが並べられ、若い世代向けにつくり替えられているのも一つの要因だろうと思われます。

しかし、一方では、「こどものくに」遊園地は遊具が撤去されており、子供が少なくなったことや、求められるものが変化しているということを感じさせられるところがございます。オールシーズン、フル活用される施設をつくるには、市民、県民を対象にしては難しいと考えますので、議員がおっしゃるように、全国、世界を視野に考えなければならぬと思うところであります。

しかしながら、その範囲を考え計画をつくりますと、その規模、施設建設費、建設後の維持管理に要する経費など、本市の限られた財源の中では非常に厳しいものと考えているところがございます。

○2番（南 利尋君） 今おっしゃった自主財源とか予算の関係は、また後ほど御質問させていただきますが、まず私は、先日、夏井、ダグリ、陣岳の景観をイメージできる施設はないかと考え、福岡、長崎、佐賀、熊本、宮崎を視察してまいりました。その中で、長崎の西海公園や熊本美里町のフォレストアドベンチャー美里などが、本市の景観と類似しているのではないかと思います。両施設の状況をお聞きしたところ、年間を通して週末、祭日にはにぎわっている。春休み、夏休み、冬休み、ゴールデンウィークは大変な人数の来園がある。平日も修学旅行、遠足、合宿などの利用がある。高齢者の団体も多く来園されるとのことでした。

本市の関係者の方も、ぜひ全国のあらゆる施設を視察していただいて、全国トップレベルの情報収集をしていただきたいと思います。

どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 議員のお話された長崎県の西海公園や、熊本県美里町フォレストアドベンチャー美里につきましては行ったことはございませんが、両者とも公立の施設であると認識をしております。

どういった施設の運営をされているのか、大変興味がありますので、研修をさせていただければと思ひます。また、そのほかに情報収集をしまして、視察をしていきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） その施設の方々に聞いたところ、県の施設を、市が管理しているという状況がありました。視察にぜひ行っていただいて、その辺も見聞していただければ参考になると思ひます。

また、一つだけお願いがありますが、視察に行かれるときは、担当課長級とか課長補佐級ではなく、若い職員の方にぜひ行っていただければ、若い目線でも、もちろん課長の方々も行かれるとは思ひますが、やっぱり全て、全てといひますか、いろんなことに対して志布志市の取り組み方の中で、どうも私が考えるに、若い視点とか、もちろん市長が言われる市民目線が大事だと思ひます。それに大先輩方の目線も視線も大事です。でも、その中に今マスタープランの中に、人口の世代別を見てみますと、20歳から24歳が一番少ない状況で、そう記されております。

志布志市は、もちろんいろんな景観を生かしたものをつくり上げるチャンス、資源はいっぱい

眠っていると思っております。そこには若い力を、若い視線を大事にするということも一つの考え方ではないかと思っております。

市長も先ほどおっしゃいましたが、いろんなそういう施設が必要であるとおっしゃっております。私が思うに昨今の観光施設に求められていることは、何か一つを求めるのではなく、「何でもある」が求められているように思います。

市長とダブるかもしれませんが、例えば、アスレチック、ボルダリング、スケートボード場、このスケートボード場は、今度東京オリンピックの種目になっております。でも、全国で練習する施設がまだありません。この辺も本市が取り組んでいただければ、何かの合宿とか何かの可能性もあるように思います。

あとバーベキュー、キャンプ場、グラウンド・ゴルフ場、ゴルフミニコース、ロッククライミング、ジップスライダー、テニスコート、パイプスライダー、ドッグラン、野外コンサート広場、草スキー、ウォーキングコース、海釣り公園、スキューバダイビング、遊園地、オートキャンプ場、ログハウスなど、様々な多目的レジャー施設をイメージしてみると、他にはないオーシャンビューの志布志オンリーワンの施設ができるのではないかと思います。ぜひ、そういう他にはない初めてをイメージするようなチャレンジをしていただきたいと思います。市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、観光施設に何でもあるというのは理想であると考えております。

訪れた人の誰もが、それぞれの楽しみ方で一日を過ごせる、そしてまた、訪れたいと思われる施設が理想だと考えます。しかしながら、一方では、財源の中で何を優先すべきかについても慎重に議論をしていかなければならないという状況でもございます。

本市単独で難しい場合は、広域での取り組みを考えていかなければなりません。広域で取り組む場合は、串間市をはじめ日南・大隅地区観光連絡協議会や大隅広域観光開発推進会議の中で、そういったことも含めて議題として提案できればと考えるところでございます。

あわせて民間の活力を用いた手法についても、その可能性を探ってみたいと思うところでございます。

先ほどの、行ってみたいまち、私が言っているのは「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったまち」という、いわゆる、それは移住・定住。今おっしゃったのは交流人口をどう増やすかというようなことでの観光の取り扱いだろうというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 例えば、移住・定住ということももちろん大事なことでありますが、極端な例かもしれませんが、25年前に東京ディズニーリゾートができるまでは、舞浜地区は本当に何も無い空き地状態でした。究極の例えかもしれませんが、その周りは今すごいことになっております。地価も高騰して、これから東京オリンピックを迎える時期に当たって、素晴らしい地域といえますか、そういう都市を築き上げております。あまりにも分かりやすい例えで申し訳なかったのですが、大体本当に何かで盛り上がっている周りは、いつでも行きたい場所、いつでも

行ける場所があるとするならば、移住・定住の可能性も出てくるのではないかと思います。

だから、私が思いますのは、今市の方で調査されて観光客数がある程度提示されておりますが、果たしてその中でも、どれだけの経済効果をもたらしているかということも一つの注視しなければいけないところではないでしょうか。

人の数だけで、さっきも課題にありましたように、さんふらわあの利用客は素通りするというのが現状だということを市の方でも把握されているみたいですが。ただ移住・定住プラス、皆さんにいろんな地域から訪れていただけるまち。例えば、具体的に申しますと、志布志市は景観を生かした海のレジャー施設を今計画によってつくり上げようとしております。志布志の夏井の海水浴場を利用する方はどういう方々かと申しますと、都城市、鹿屋市、大崎町、曾於市、串間市、いろんな方々が、例えば今の場面で行きますと、都城市の場合であれば、昔より夏井の浜は元気がないから高速で宮崎の一ツ葉に行こうとか、そういう現状ではないかと思います。鹿屋市におきましても、垂水の方の海岸を利用しに行こうとかいうことが現状ではないかと思います。でも、志布志市の現状のチャンスといえ、交通網がこれからはっきり整備されていくということが確定しているわけですから、都城市、鹿屋市、大崎町、曾於市、いろんな近隣自治体の皆様を呼べるチャンスがあるのではないのでしょうか。その辺をもっと、市長のよく言われます調査・研究をしていただいて、ぜひ前向きに仮称ですが、志布志の夏井リゾート計画みたいな、市長がさっきおっしゃった都城市、鹿屋市、大崎町、曾於市、串間市、日南市などの近隣自治体との連携を図っていただき、本市が中心となり、プロジェクトチームを立ち上げて、民間企業や地元事業者を取り込んでいかれるようお願いしたいと思いますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるようにスポーツによる志布志市の人口、いわゆる交流人口、観光、これがおかげさまで特に多いのがサッカー場の人工芝生の活用でございます。

それとあわせて、議員が先ほどそれぞれのスポーツの名称のお話がありました。私は、やはりこういう施設の充実をどうしていけばいいのか、何がこの中でいろいろ挙げていただきましたけれども、交流人口が次の段階では移住定住につながっていくということになるんじゃないかなというふうに考えております。そういうことも含めて、このスポーツ施設の在り方、これも本当に真剣に取り組むをしてまいりたいというふうに思います。

それから、プロジェクトチームの設置の問題でございますが、これも簡単に、はい、つくりますと、今私の考えではちょっと分かりませんので、内部で十分検討して対応してまいりたいというふうに考えます。

○2番（南 利尋君） ありがとうございます。

この事業こそ、市長の言われる国や県の交付金を利用してやることの一つの事業ではないかと思えます。

絶対に行きたいまち、何度も行きたいまち、楽しく明るく元気に過ごせるまちをつくるには、志布志オンリーワン施設の実現が必要不可欠だと思います。ぜひ下平市長には、観光入込客数120万人と言わず、入り込み客数300万人を突破するぐらいのことを期待しております。

ぜひ前向きに御検討ください。よろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。

会派、真政志の会所属、青山でございます。

早速ではございますが、毎年6月5日は「環境の日」でございます。これは1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものであるのは、皆さんも御存じのとおりであると思います。国連では、日本の提案を受けて、6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が環境の日を定めております。

環境基本法は、事業者及び国民の間に広く環境の保全について、関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるといふ環境の日の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしております。

また、環境庁が平成3年度からの6月の1か月間を環境月間とし、全国で様々な行事が行われております。世界各国でも6月に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われているようでございます。

本市においても、環境月間と今回の私の一般質問を通じて環境に対する意識の向上を図ることができればと願っております。

それでは、質問通告に従い順次質問をしまいたいと思います。

まず、環境行政についてでございます。

今回、この問題を取り上げて一般質問をしようとしたきっかけでございますが、昨日の4番議員、市ヶ谷議員の話にもありますように、本年5月23日から24日にかけて会派で研修に行ってきたことがきっかけでございました。

昨日の市ヶ谷議員は、初日の延岡市の民間デイサービス事業所の取り組みについて質問があったわけでございますが、私は2日目に行きましたお隣の熊本県水俣市が取り組んでいる環境政策について質問をしていきたいと思っております。

水俣市は、皆さん御承知のとおり1956年（昭和31年）ではございますが、この頃は日本が高度経済成長期だったわけでございますが、熊本県八代海沿岸部において発生した日本における4大公害病の一つに数えられております「水俣病」を正式に確認しております。水俣病は、メチル水銀が工場排水に混ざって自然界に流され、これらを多く取り込んだ魚介類を人が摂取したことにより発症する病気でございます。

平成30年4月現在、認定患者2,283人、うち死亡者1,931人、実に患者さんの85%の方が水俣病を原因としてお亡くなりになったという説明を受けました。

また、水俣病の患者は、患者さんの死亡だけでなく、まちに対する誹謗中傷、風評被害、差別偏見まで広がっていき、親兄弟、親戚同士、あるいは友人同士のつながりまでも奪い、地域住民

のコミュニティまでもが崩壊したそうでございます。

そこで「環境問題で破壊された町を環境政策で再生させたい」との思いから、平成4年に「環境モデル都市づくり宣言」をし、環境政策に力を入れてきたようでございます。

その取り組みの一つとして、水俣市役所は、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を平成11年2月に認証取得しております。

本市においても、環境政策は他市町村に負けないくらいの取り組みをしてるのは、十分分かっているつもりではございます。中でもごみのリサイクル率においては、市レベルでは全国1位も達成しており、何より市民のリサイクル意識の向上もすごいものがあると感じております。

そこで、市長も環境問題にお詳しいというのは十分承知しておりますが、その中でも本市において環境問題に対する課題、そしてその課題解決策への取り組みというのは、どういうものがあるのか、まずお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 青山浩二議員の御質問にお答えいたします。

環境問題に対する課題については、騒音・振動・悪臭などの問題、生活排水対策、再資源化を含めた廃棄物管理の問題、生物多様性の保全関係、そして省エネルギーを含めた地球温暖化対策についての課題など、幅広い多くの課題があり、それぞれの課題に対策を講じているところでございます。

特に、今回御質問の趣旨である地球温暖化対策への取り組みにつきましては、今年3月改正しました志布志市地球温暖化対策実行計画に沿って、節電の取り組みなど、ソフト的な取り組みや照明機器の省エネ化などの取り組みについてPDCAサイクルを回しながら、計画の着実な推進と進行管理を行っていきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長答弁にもありましたように、本市もまだまだ取り組まなければならないことというものはたくさんあるようでございます。

特に、先ほども言いましたが、ごみのリサイクル率日本一は、今後も目指し続けていただき、それらを含む問題を一つひとつ解決していき「環境にやさしいまち志布志市」を全国に発信していった欲しいと思っております。

また、本市は使用済み紙おむつの再資源化を目指し、ユニ・チャーム株式会社と、そおリサイクルセンターとの共同で技術開発実証実験をしております。施政方針にも記載してありますが、「モデル地区での分別回収も継続していく」とのことですが、このモデル地区はどこなのか。また実証実験は、どの程度まで進んでいるのか。実用まであとどの程度の年数を要するのか、詳しく御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） 紙おむつの分別収集は、平成28年11月から開始しており、現在も継続して実施しております。

モデル地区につきましては、志布志町の下宮内自治会、有明町の下通山自治会、松山町のあじさい団地自治会の3自治会でございます。

再資源化の実証実験につきましては、平成28年から継続して実施しておりますが、基本的な再

資源化技術は、おおむね確立できている状況でございます。今後、更にリサイクルの質を高め、効率的で低コストな処理システムの検討を進めながら、平成32年度の実用化を目指してまいります。

○5番（青山浩二君） 平成32年度の実用化ということでございますね。この紙おむつですが、埋め立てごみに占める紙おむつの割合は、約20%だと聞いております。

この再資源化が実現すれば、相当再資源化率も上がると考えられます。この環境に優しい紙おむつの再資源化の実現には、市民も期待を寄せておりますので、早期の実用化に向けて、今後も頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、少し視点を変えて、照明機器についてお聞きしたいと思います。

照明機器のLED化というものが、高い省エネ効果を発揮するのは皆さん御承知のとおりでございます。

また、今後においても取り組むべき優先度の高い事業と考えられます。本市において関連施設も含めますが、照明機器のLED化というものは、どのような計画があるのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今回作成した地球温暖化対策実行計画策定の際、施設・設備の運用及び整備・更新における省エネルギー機器等の導入等に関する環境配慮指針を作成をいたしました。その中で照明設備は原則として、「LEDを活用することとしております。LED機器の導入が難しい場合でも、基本的には省エネルギー型の機種を導入を進めます」と指針を定めましたので、この方向でLEDの導入に努めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 全ての照明機器をLED化とした場合、現在の電気料金との差額というものは、試算したことはありますでしょうか。あれば、その数字をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今回作成しました地球温暖化対策実行計画策定の際に、本庁舎の全ての照明機器をLED化した場合の試算をいたしました。

庁舎の照明、空調等に関わる電気料金は、年間でおよそ1,600万円かかっておりますが、照明機器においては、LED化により45.1%の削減効果が見込まれ、電気料金が147万円程度削減される結果となりました。

○5番（青山浩二君） 今言われたのは、本庁舎のみですよ、本庁舎のみで150万円弱、また残りの2支所、それから関連施設もありますので、この全ての施設を足しますと、1,000万円程度ぐらいにはなるんじゃないかなというふうに感じますので、早期の実現に向けて、しっかり計画を立てて実行していただきたいというふうに思います。

これには、初期投資には多額の予算が必要となると思いますが、長期的に見れば、かなりの省エネ効果、電気料金の低コスト化が見込まれますので、年次的でいいと思いますので、照明機器のLED化というものはすべきだと考えております。まずは、できることから実施していただけたらというふうに思います。

環境政策については、相当多岐にわたっておりますので、まだまだお聞きしたいとは思いますが、今聞いたことも実施していただきながら、今後ぜひとも市として取り組んで欲しいものがございます。

行政改革の一環として、省エネルギー、省資源化については、本市では積極的に取り組んでおりますが、省エネルギー、省資源化を進め、職員、市民の意識改革と環境への配慮の動機付けを浸透させる必要があると考えます。民間では10年前から企業の生き残りをかけ、ISOの認証取得は活発化しており、取得後も認証の維持に努められているところでございます。

本市においても、環境マネジメント国際規格ISO14001の一日も早い取得を目指し、胸を張れるまちであって欲しいという思いでございます。

厳しい財政事情の今こそ取得することにより、多方面で経費の削減を図り、市の活性化につながればというふうに思います。市役所のISO14001取得を目指し、国際社会に通用する志布志市になって欲しいと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 環境マネジメント国際規格ISO14001認証を取得することは、議員おっしゃるとおり、確かに市のPRになると考えております。

しかしながら、過去に認証を取得しながら更新をしていない市町村を調査すれば、事務の煩雑さや認証経費の維持コストがかかるとのことで、今は認証を受けていないということで、私としても、このように認識をしております。

つきましては、先ほども答弁しましたが、今年3月に改定しました志布志市地球温暖化対策実行計画は、国の目標とそん色のない数値目標となっておりますので、この計画に沿って地球温暖化対策を推進していきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、本県においてISOの認証取得を受けている自治体、どれくらいあるのか、分かればお示ししたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 先日、鹿児島県にも県下の状況を確認いたしましたが、現在このISO認証取得されている自治体は、県下にはございません。

ただ、過去において、鹿児島県や指宿市が取り組まれましたが、事務の煩雑さ及び認証経費の維持コスト面から、今はこの認証を受けていないということでございました。

○5番（青山浩二君） 今、市長答弁にありましたように、ISOの認証維持については、毎年多額の維持費がかかるという部分については、仕方ないのかなというふうには思います。

今回研修した水俣市は、正式な認証機関からの認証は、当初の5年間程度だったようでございます。その5年間でシステムをしっかりと構築し、6年目からは市民の皆さんに監査員になってもらい、市民監査員が監査をするという方法で、独自のISOを確立しております。この方法ですとかかる経費は格段に抑えることもできます。こうやって創意工夫しながら認証の維持に努めている自治体もありますので、様々な可能性を探っていただきたいというふうに思います。

あくまでもISOを取得するのが目的ではなく、ISO取得をきっかけに、市民全体の環境に対する意識を向上させることを最終目標とし、ぜひとも環境版ISOの取得を目指していただき

たいというふうに思いますが、今一度どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今お伺いしました水俣市の独自の取り組みは、参考になるかもしれませんが、そういうことで調査させていただきますが、今回の実行計画を着実に進めることによって、市民全体の地球温暖化対策に対する意識についても、その向上を図ってまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） ISO14001の効果というものは、市役所内にとどまらず、市全体としても、とても有益な存在となるというふうに思います。

また、国際規格を取り入れたという事実が、職員や市民の意識改革にもつながり、作業や配慮の細やかさが期待できるようになったり、取得したことが話題となって、市民全体で自然を守るということの大切さを共有することも期待できると思います。

ISO取得による相乗効果は、かなり期待できると思いますが、この点について、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、そのような効果はあると認識をしております。

今回の実行計画に沿って、PDCAサイクルを回しながら計画の着実な推進と進行管理を行い、ISO取得による相乗効果と同等のものが上がるように取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 中には、取得はしましたが、維持することが困難になり、市長答弁にもありましたように、ISOを放棄した自治体もあるようでございます。こうなれば本末転倒ではございますが、要は、やり方一つだと思います。水俣市のように独自の路線に切り替えるなど、工夫を凝らせば認証、そして維持は可能なわけでございます。ぜひとも様々な可能性を探っていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどから答弁にもあります志布志市地球温暖化対策実行計画ですが、私も先日冊子をいただきまして一通り読んでみました。これですね、市長。まさしく、これがISOの取り組みだというふうに思います。ISOが求めるもの、更に言うとISOが求めている同等以上のものが、この計画書には、ほぼ網羅されていると思います。正式な国際規格の認証取得が費用的に厳しいのであれば、この計画書を基に志布志市版、独自のISOというふうに銘打って、全面的に志布志市は環境政策に先進的に取り組んでいますというようなアナウンスもしていいのではないのでしょうか。

どうですか、今取り組んでいる政策を志布志市版、独自のISOとして全面的に打ち出してアピールしてみませんか。

○市長（下平晴行君） ごみのリサイクルをはじめとする本市の環境政策は、毎年多くの視察依頼があることから、先進的に取り組んでいるのではないかと認識をしております。

議員の御指摘の志布志市地球温暖化対策実行計画を志布志市版、独自のISOと銘打ってアピールすることについては、水俣市の取り組みを調査してからするか、しないか検討してまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 本市における環境政策というものは、どの自治体にも負けない取り組み

をしていると思います。ぜひ、それを市内外へもっともっとPRして行って欲しいというふうに思います。

また、今市長から水俣市の研究をするということでしたので、ぜひとも水俣市まで行っていただいて、ISO取得、もしくは独自のISOを目指して頑張ってもらいたいというふうに思いますので、期待をしております。

それでは、次に学校における環境問題について質問をしていきたいと思います。

近年の地球温暖化をはじめ様々な環境問題が深刻化する中で、環境教育の重要性が、ますます高まっております。1971年に初めて学習指導要領に環境に関する学習が盛り込まれ、その後も高度経済成長によって引き起こされた環境課題に対応する形で学校教育課程にも、環境に関する学習課題が様々な形で取り込まれるようになってきたわけでございます。

このように机上では、子供たちは知識としては分かっているとは思いますが、実際、実生活で、ここで言う学校生活のことでございますが、どのような環境問題に取り組み、またどのように実践しているのか、お示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における環境教育の取り組みについてお答えいたします。

本市においては、全小・中学校で環境教育の全体計画を作成し、年間を通して様々な活動を行っております。

教科の学習においては、環境教育に関する内容を明確にし、計画的に環境教育に取り組んでおります。例えば、社会科では副読本「私たちの志布志市」を活用して廃棄物の処理や資源の有効な活用について学習をいたします。理科では、身近な自然の観察を通じた学習。家庭科では、生活と身近な環境との関わりに気付き、物の使い方などを工夫する学習などを行っております。

また、教科の学習以外においても、ごみの分別、牛乳パックのリサイクル活動、ペットボトルキャップやプルタブ等の収集活動、緑の募金活動やごみ拾い等のボランティア活動、緑のカーテンによる省エネ対策などを行っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、教育長答弁にもありますように、学校生活においても様々な形で取り組まれているようで、取り組みの成果が形として出る。そして、子供たちの意識改革、意識向上につながっていけばと考えております。

そこで、今後のことですが、どのような環境問題に取り組みなければならないのかというところをお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

環境教育というのは、学校で学んだことを家庭や地域社会の中で生かしていくということが非常に大切だと思っています。例えば、日常生活において、ごみの分別、あるいはリサイクル活動、省エネ活動など、自主的に取り組むことができるようにしていくということが、非常に大事ななと思っています。

先ほど、議員が6月5日が「環境の日」というお話をされましたが、これは今月6月号の「市報しぶし」ですけれども、この表紙が緑のカーテンを作っている子供たちの様子なんですけれど

も、これが特集をされています。これは市民環境課が特集を6月号に載せているんですが、私は、この特集の中で、ここに「小さな心がけが命を守る、環境を守る」という、このキャッチフレーズがありますけれども、子供たちにも、ほんの小さな心がけが命を守って、環境を守っていくんだということ。こういうことを積み上げていくことが非常に大事なと。気付いているだけではなくて、そこを実践していくというところまで高めていくのが、これからの環境教育に求められていることではないかと、そういうふうに思っております。

○5番（青山浩二君） 今後、次代を担う子供たちに、学生時代から環境問題に対する意識付けということをするのは、大変重要であると思っておりますので、ぜひ今言われた今後の課題についても、積極的に取り組んでいって欲しいというふうに思います。

そこで、子供たちの意識を向上させる一環で、面白い取り組みをしてる自治体がありましたので、少し紹介をしてみたいと思います。

神奈川県横浜市の取り組みでございます。

CO₂削減に向けて、横浜市の小学校で実施している「子ども省エネ大作戦」というものがございます。日常生活の中で体験しながら簡単に取り込める内容であり、あまり予算もかけずに実施できるものでございます。今、現物がありますので、渡したいと思っております。

内容は、小学生が夏休みの間、地球温暖化防止のためエコライフチェックシートというものを使い、家族で省エネ行動に取り組むものでございます。「テレビは見てないときは、こまめにしましょう」「使っていない部屋の電気は消しましょう」「冷蔵庫のドアの開け閉めは少なくし、開けっ放しにはしない」など、ほかにもチェック項目はありますが、ごくごく簡単な取り組みをするだけです。本市においても意識向上を図る上で、取り組める内容だというふうに思います。

そして、昨年と同じ月の電気代と取り組んだ月の電気代を比較することで、成果を確認できるという仕組みでもございます。教育長どうでしょうか、これを丸々まねしてくださいということではございませんので、こういった身近なところからの取り組みを積極的に推進していくべきと考えますが、本市なりに、この「子ども省エネ大作戦」というものもアレンジして取り組んでみることはできませんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど、私答弁申し上げましたように、身近なところから子供たちに、いろんなことに気付かせていって実践をするということをお話しましたが、この横浜市の取り組みというのは、本当に身近なところの気付きを大事にしながら取り組みを進めているということで、非常にシンプルで取り組みやすい、そういう内容かなというふうに思っています。

今後、こういう取り組みがあるということについては、学校等に紹介しながら、取り入れられるところは積極的に取り入れていく、そういう対応はできるのではないかなというふうに思っております。

○5番（青山浩二君） そして、こういったものを取り組んだ学校を対象に、市役所または教育委員会でもいいです、結果発表会というものも行い、結果報告、感謝状贈呈などを行い、最後にみんなで環境や省エネといったテーマで話し合いをすることで、子供たちに達成感を与えること

により、意識の向上を図る、これも大事だと思います。ぜひ、今教育長答弁にもありましたように、前向きに御検討いただけたらというふうに思います。

次に、エコスクールについてお伺いします。

文部科学省が経済産業省と協力して推進している環境を考慮した学校施設のことでございます。太陽や風力の活用、雨水などの利用や各種の省エネルギー対策を施すことによって、省資源化を図ること、自然の生態系の保護と育成ができる工夫をすること。更に、これらの対策を環境教育にも利用できるように配慮すること、ということがポイントとなっているようでございます。

近年、文教施設に高機能化や快適性などが求められており、使用エネルギーの増加が予測されることから、今後は環境への負荷の低減を図るような施設づくりが重要になるという観点から構想されたのが、このエコスクールということでございます。

また、エコスクールは施設面、運営面、教育面と三つの柱からなっております。その中の施設面について、お伺いいたします。

施設面の大きな目標は、子供たちなどの使用者、地域、地球に対し優しく造るという目標がございます。細目については「学習空間、生活空間として健康で快適である」、「周辺環境と調和している」、「環境への負荷を低減させる設計建設とする」となっておりますが、今回新築を予定している伊崎田学園の新校舎は、このようなことに配慮した造りになっているのか、まずお伺いいたします。

○教育総務課長（徳田弘美君） 伊崎田学園の新校舎につきましては、木材利用型のエコスクール・プラスとして認定をされておまして、木材の持つぬくもりや温かさを感じられるように設計をされております。

また、LED照明の設置や断熱効果のある複層ガラスの設置など、省エネにも配慮しております。更に風通りや採光にも配慮して設計しておりますので、エコスクールとしての機能を満たした校舎となっているところでございます。

○5番（青山浩二君） そのような造りになっておるということで安心をいたしました。

また、エコスクールの運営面の大きな目標というものは、建物、資源、エネルギーを賢く長く使うということであり、細目については「耐久性や柔軟性に配慮する」、「自然エネルギーを有効活用する」、「無駄なく効率よく使う」、ということでございます。

運営面でも1点お聞きしますが、校舎屋上に設置された太陽光パネルを環境教育の教材として活用する学校が増えてきております。

本市において、このような再生可能エネルギーを学校に設置し、環境教育の生きた教材を子供たちに提供するというような考えはありませんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 本市においては、現在のところ太陽光パネルを設置している学校はございません。太陽光パネルの学校設置につきましては、予算等の面からも、すぐに実施できるものではありません。現在のところ、太陽光パネルの設置による教材の提供以外でも、先ほど答弁いたしましたが、校舎等に使用された木材、あるいは緑のカーテン、LED照明など環境教育

の生きた教材として活用できるものがありますので、今できる取り組みを充実させていきたいというふうに考えております。

○5番(青山浩二君) こちらについても、初期投資というものは、多くかかるかもしれませんが、子供たちへのエネルギーの大切さ、環境の大切さを体感しながら学ぶ場の提供、学校が地域の環境教育、エネルギー教育の拠点となり、市民への情報発信の場の提供など、将来的な効果も期待できますので、この分野においても、あらゆる可能性を探っていただきたいというふうに思います。

そこで、学校でもぜひ取り組んでいただきたいのが、子供たちが自ら考え行動することで、環境に優しい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする姿勢や能力を育成することを目的とした、学校版環境ISOについても本市も認証を受けるべきだというふうに考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長(和田幸一郎君) 学校版環境ISOについてお答えいたします。

教育委員会では、学校における環境教育に関する学習、あるいは取り組みの充実を図るとともに、国や県、各種団体が行っております環境教育に関する事業の募集や紹介、先進校の取り組みの紹介などを通して、各学校における環境教育に対する意識の向上を図るとともに、身近なところから環境について考え、行動できる児童・生徒の育成に努めております。

志布志市環境基本計画に基づきまして、環境の保全、創造のための教育活動を推進していきたいと考えておまして、学校版環境ISOの導入については、今の取り組みというのが同等の効果が得られる状況がございますので、現段階では学校版環境ISOの導入については、特に考えていないところでございます。

○5番(青山浩二君) 先ほど水俣市の例を挙げまして、自治体におけるISOの取得という話をいたしました。こちらの学校版ISOも水俣市の取り組みでもあり、全国的にも増えてきている取り組みでございます。

ただ、私は、学校版ISOは最初から正式な認証機関でなくてもいいというふうに思います。これには多額の費用がかかる上、認証機関による審査は相当厳しいものがあり、受けるとなると、ただでさえ多忙な学校教職員の負担が更に倍増しますし、学校には、そこまで求めなくてもいいと思っております。学校に求めるのは、通告書に書いてあるとおり、子供たちに環境に優しい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする姿勢や能力を育成することということが目的であります。

ですので、はじめから学校独自のISOでいいと思っております。これなら格段に取り組みやすくなると思いますが、教育長どうでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、全小・中学校において、自主的で積極的な環境保全活動とか、環境問題の解決に関わろうとする姿勢、あるいは能力を育成することを目的とした環境教育の活動が本市においては積極的に行われていると思います。

一方、学校においては、人権教育とか郷土教育とか、国際理解教育とか消費者教育、租税教育、主権者教育と、いろんな教育が次から次に入ってきている状況というのがございます。業務改善という立場もありまして、いろいろなそういう取り組みをいかに効率的にしていくのかということも、私どもの課題かと思えます。ただ、環境教育というのは非常に大事な教育の一環だというふうに思っていますので、今その市独自の学校版環境ISOのことがありましたけれども、今あるいろんな取り組み、例えば、児童会、生徒会による自主的・積極的な活動を通しての表彰をしたりとか、あるいは、学校便りとか、市の広報紙等で掲載をしたりとか、あるいは新聞・テレビ等へ積極的に掲載を図るとか、あるいは学校環境緑化活動コンクールへの積極的な応募とか、そういうこと等を通して、これまで以上に各学校が環境教育に対する取り組みを推進できるようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 学校版環境ISOというものは、環境に優しい学校づくりを推進し、子供たちを中心に環境保全の重要性に気付き、考え、それぞれの立場に応じて、自発的、積極的に環境に配慮した行動をとる環境市民の育成も目的の一つであると思っておりますので、今後の積極的な取り組みに期待をします。

また、今、教育長答弁にありましたように、今している取り組みというものを市内外に、たくさん広報をしていただき、志布志市の小・中学校、高等学校、こんな取り組みをしているよというものをどんどんPRして欲しいというふうに思います。今後の取り組みに期待をいたします。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————
午前11時57分 休憩
午後1時02分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

一般質問を続行します。

○5番（青山浩二君） それでは、午前中に引き続き、質問を続けていきたいと思っております。

次に、志布志市内の高等学校への支援の在り方について、ということで通告をしておりました。このことについて質問していきたいと思っております。

まず、志布志高校の市外生徒へのバス代補助については、執行権者である下平市長の考え方の一定の方向性が見え、今6月議会において債務負担行為という形で、平成31年度の入学生を対象に200万円の予算を計上していただきました。

これから委員会審議を経て、最終本会議での判断という流れになりますが、今回の議案書を見て、私は、その日のうちに相談者へ連絡をいたしました。そうしたところ、市長、本当に喜ばれておりました。このことが本来の目的である志布志高校の1学年4クラスの維持というものに、

大きく寄与していくことになると思いますので、まずは多くの相談者を代表いたしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、前回もう1点質問をした各種検定、受検支援補助金、このことについては納得のいく答弁ではございませんでしたので、また、市民の皆様からも、「もう少し頑張ってくれ」と叱咤激励もいただきましたので、再度、今定例会においても同じ質問をしていきたいというふうに思います。

当初予算において、市は各種検定受検の支援といたしまして、81万円計上しております。知っている方が多数だと思いますが、この議会中継を初めて見る方もおられると思いますので、そこでまず、この事業の内容及び対象者というものを再度詳しく御説明いただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 御質問の各種検定受検支援につきましては、市内高校の活性化と学力向上を目的として、平成29年度から開始をしております。

事業の内容といたしましては、志布志高校の生徒並びに尚志館高校の特進科及び普通科の生徒に対しまして、英語検定、漢字検定、数学検定等の各種検定において、高等学校在学程度の準2級以上の検定合格者に受検に要する費用に相当する額を補助するものでございます。

○5番（青山浩二君） 内容及び対象者については、理解をいたしました。

では、次に教育長にお尋ねをいたします。

平成29年度の高校別の実績をお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、お答えいたします。

平成29年度の高校別実績につきましては、まず志布志高校ですけれども、英語検定2級の受検者17名に対して、合格者が14名、準2級46名の受検者に対し、合格者が40名で、合計63名の受検者に対して、54名が合格しております。

漢字検定につきましては、2級の受検者30名に対し、合格者2名、準2級24名の受検者に対し、合格者が14名で、合計54名が受検し、16名が合格しております。

尚志館高校におきましては、英語検定準1級の受検者28名に対し、合格者は0名です。2級の受検者62名に対し、合格者が27名、準2級48名の受検者に対し、合格者が31名で、合計138名の受検者に対し、58名が合格しております。

漢字検定につきましては、2級の受検者49名に対し、合格者16名、準2級75名の受検者に対し、合格者が44名で、合計124名が受検し、60名が合格しております。

以上です。

○5番（青山浩二君） 今、教育長答弁にもありますように、結構な人数の生徒が、この支援を受けられていて、本当に有り難い制度であると感じております。

また、学校、そして保護者は、本当に助かっているすばらしい制度であると感じております。

ただ、この制度の対象者ですが、市長答弁にもありますように、志布志高校においては、全ての生徒、そして、尚志館高校においては特進科、普通科の生徒を対象に実施をしております。

制度自体は、すばらしい制度であると思いますが、私は、この対象者を限定していることに異

議を唱えているわけでございます。

御存じのとおり、尚志館高校には、ほかにも商業科、建設工業科、医療福祉科、看護学科と四つの学科がございます。なぜこの四つの学科の生徒には支援を受けるチャンスすら与えていただけないのか、私には理解することができません。この線引きの基準は何なのか、どういう理由で区別をしているのか、御説明をいただきます。

○市長（下平晴行君） 御質問の各種検定受検支援につきましては、市内高等学校支援事業の一環として実施をしております。

今議会におきましては、前回議員から質問もありました。先ほど話がありましたとおり、志布志高校への支援として市外のバス利用生徒への支援拡充も新たに計上したところでございます。

市内高等学校支援事業の発端は、志布志高校の4クラスを維持するために開始された支援事業でございます。この各種検定受検支援につきましても、前回の議会でも答弁させていただいたとおり、志布志高校の4クラスを維持するための支援ということを念頭に考えております。したがって、志布志高校が普通科であることを考慮いたしまして、尚志館高校に対しては、特進科と普通科に限定して支援をしているということでございます。

○5番（青山浩二君） 志布志高校の1学年4クラス維持という目的をもって、この制度が始まり、そして市内の二つの高校の均衡を保つために、バランスを保つために、尚志館高校へも同じ普通系の学科に限り、同じ制度で支援をしていると。

当初の目的は、これで良かったのだと私も思います。ただ時代は流れております。全ての事業においてもそうですが、見直しをしなければならない時期というのは必ずあると思います。

そして、他の学科の保護者や学校から声が挙がっている今こそ、私は、この制度の見直しをする時期だと思っております。仮に他の学科の生徒たちまで支援していただけることになり、英検、漢検、数検などを受検し、合格すれば、この子たちは自信を持って高校を卒業し、その後の人生においても格段に進路の選択肢が広がるというふうに思います。そういった子たちが、いずれは地元に戻ってきて次代を担っていく、そうなれば最高だというふうに思います。大げさかもしれませんが、その背景には、あの時の下平市長の決断があったから、今の自分があるんだよと、その子たちは話すかもしれません。

市民目線で物事をお考えになる下平市長ですので、ここまで話せば分かってくさるというように思います。どうですか、市長、制度の見直し考える気持ちはありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、この支援の目的は学力向上を図り、進学率が高まることで進学校としての魅力を増し、志布志高校への進学者が増加することでございます。

市内にある高校への公平性から志布志高校が普通科であることを考慮しまして、尚志館高校に対しては、特進科と普通科に限定して支援していくものでございます。

そういう4クラス維持の目的でございますので、そのことを御理解していただければ、大変有り難いと思います。

○5番（青山浩二君） 私は、どういう理由があろうとも、全ての生徒を平等に見て欲しいです

し、平等にチャンスを与えるべきだというふうに思っております。前回はでしたが、この質問をする前に、尚志館高校の先生にお話を聞いてきました。前回は言いましたが、実際、昨年ではありましたが、尚志館高校の補助対象でない生徒が、このことを理由に受検を断念したという事例があった話をしたと思います。本当に、こういった話は胸が締め付けられる思いでございます。同じ学校に通いながら学科が違うという理由で、受検を諦めなければならない、こういうことはあってはならないと考えます。僅か数人かもしれませんが、受検を希望する生徒がいる限り、全ての生徒を平等に見ることが大事であるというふうに私は思います。

当初予算で81万円、他の学科で受検を希望する生徒が数人いたとしても補正額は20万円あれば十分足りると思います。この20万円をどう捉えるか、ここがポイントだと思います。私は未来ある子供たちへの投資だと考えます。

先ほども言いましたが、この子供たちが将来志布志市を担っていく可能性は十分にあります。その可能性に投資することによって、結果将来的には何倍、何十倍にもなって市に返ってくると、私は期待しています。この制度を通う学科で区切るのではなく、受ける資格で区切るようにして、そうやって見直しをして、志布志高校同様、尚志館高校も全ての生徒に平等にチャンスを与えていただくことはできないものか。僅か数人かもしれませんが、この子供たちを助けることができないものか、市長、教育長、それぞれお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 議員の熱い思いは十分分かります。しかしながら、この支援の目的、先ほど言いましたように、その目的を壊してしまうと、新たに支援する対策を考えていかなければいけません。この状態で支援ということは、できないということでございます。

同じ答弁になり、大変申し訳ございませんが、本支援策は、先ほど言いましたように、志布志高校が普通科であることを考慮して、特進科と普通科に限定して支援していくということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

市長からも今ありましたとおり、市内高等学校支援事業は、志布志高校の4クラスを維持するために開始された事業でありまして、これまでもバス通学支援、広報等支援の補助をあわせて、平成29年度から各種検定受検支援を実施しているところであります。

各種検定受検支援の尚志館高校の他の学科生徒への拡大につきましては、本支援事業の目的を踏まえ、これまでと同様に志布志高校が普通科であり、進学校であるということ考慮しまして、尚志館高校に対しては、特進科と普通科に限定して支援していく考えであります。

あわせまして教育委員会といたしましては、市内中学校の学力をより一層高め、地元高校への進学者が増えていくことも大切なことだと考えております。

○5番（青山浩二君） 3月議会と同じ回答でございましたので、ただ先ほどから私が言ってますように、子供たちに平等にチャンスを与えて欲しいという気持ちが強いので、何とかこの制度の見直しを今後も引き続き訴えていきますので、どこかのタイミングで、市長が、よしやるぞというような気持ちになるように、また尚志館高校の方とも話をしながら、そして、保護者会

とも話をしながら、市長、教育長の方にぶつけていきたいと思いますので、その時はまた相談に乗っていただければというふうに思っております。

それでは関連がございますので、違う視点から受検の支援ということで質問をしていきたいというふうに思います。

これも前回質問いたしました、納得のいく結果にはなりませんので、今回再度質問をしたいと思います。

尚志館高校には、先ほど話したように専門的な学科が四つございます。

そして、それぞれの学科の専門的な資格取得にも力を注いでいるところでございます。例えば、商業科なら簿記、電卓、ワープロ、情報処理、建設工業科なら、建設系の各種資格、医療福祉課も看護学科にも専門的な資格試験がございます。

私は、この資格試験にも補助をするべきだと考えております。ただ、この資格試験については、相当数の生徒が受検するのでないかと想像するところでございますが、かなりの予算が必要なら、全額補助でなくても、一部補助という方法も考えられるというふうに思います。

先ほどから議論しています普通系の生徒に資格取得の支援があるのであれば、他の学科の生徒にも何らかの支援があつてしかるべきだと私は思っております。それが公平公正な支援の在り方だというふうに思います。

結果、それが一部補助であっても、保護者としては本当に助かるのです。この建設系、商業系、看護・福祉系の生徒への配慮というものも、今後は考えていかなければなりません。

3月議会において、市長は同様の質問に「現時点では考えていない」と答弁をされております。ただ「現時点」という言葉を使いましたので、今の時点では考えが変わっているかもしれません。今のお考えをお聞きしたいと思います。

またあわせて、このことに対して教育長もどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、尚志館高校には、専門的な学科が四つあり、商業科及び建設工業科は、ともに7種類、医療福祉科は1種類、看護学科は2種類の資格検定試験を受検しており、日々資格取得のために励まれているとお聞きをしております。昨年度の受検者数は延べ540名以上となっておりますのでございます。

支援についての御質問につきましては、同じ答弁となり申し訳ございませんが、ただ公平公正という立場でいくとおっしゃるとおりでございます。

しかしながら、本支援策は志布志高校が、先ほど言いましたように普通科であることを考慮して特進科と普通科に限定して支援していくと、こういう考え方でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

繰り返しなるかもしれませんが、この志布志高校の1学年4学級維持というのは、遡れば平成24年3月の大隅地区の高等学校の在り方の検討委員会というのが立ち上がって、その中で4市5町の市町長、それから保護者、それから地域の方々が参加をして、最終的に志布志地区に

は進学校として実績がある志布志高校の1学年4学級を維持すべきであるという検討委員会の方針を出した形で、今ずっときてるわけです。

その中で議員の方々が志布志高校は、どうしても1学年4学級を維持して欲しいということで、ずっとこれまでも、議会でも質問があったりして、それを受けて私どもは志布志高校の1学年4学級維持ということを前提に取り組みを進めていこうというふうに考えておりました。

ただ、しかしながら同じ志布志市内に尚志館高校もあるので、尚志館高校も何らかの形で、少し支援をしてあげるべきではないかという前市長の考えもありまして、本来ならば私ども、県立学校ですので、県立学校に支援すべきことを、やっぱり最優先すべきだというふうに思っております。

したがって、例えば、今高校の支援というのは、たくさんの方が行っています。垂水市、それからいちき串木野市、それから大口市、それからさつま町、曾於市、いろんなところに行っていますが、私立高校への支援というのは、基本行っているところは多分無いと思います。

そういう意味では、志布志市だけが今、尚志館高校に対して支援を行っているという状況があるわけです。

私としましては、やはり、県立学校をどう存続・維持するのかというのは、やっぱりこれは多くの市民の願いだろうと思いますので、まずは1学年4学級維持ということで、ずっと取り組みを進めていますが、非常に厳しい状況がございます。今現在1学年3学級のままだまきまきしていますので、来年度どうなるのかなということを非常に心配しておりますが、やはり基本原則として、志布志高校への支援というのを前提に立ち上がったことでありますので、それに尚志館高校も何らかの形で支援をしてあげなきゃいけないなということでやっていることでありますので、先ほど言いました専門学科の支援ということになりますと、これはもう、いろんな意味でどんどんどんどん広がって行って、限られた財政の中で、そのようなことを広げていったら、今後どうなっていくのかということも懸念されると思います。

私は、専門学科に入る保護者は、専門学科に入ることによって資格を取るということを前提に、多分高校には行っていると思います。そういうことを考えたときに、そこの生徒へのまた補助というのは、一体どうなのかなということの疑問というのも若干持っている、そういうことでございます。

○5番（青山浩二君） 支援の在り方というものには、財政面を考慮しながらではありますが、様々な観点から考えて、また様々な意見を集約することによって可能性は広がってくると思います。

先ほど言ったように、一部補助、例えば、1人幾らを上限とし、年1回までとするといったような支援もありだと思えます。いろんな知恵を絞っていけば、最適な解決策が出てくると思います。そこには、私も微力ではありますが努力を惜しまないつもりでございます。

中学生が減ってきている今こそ、新たな魅力づくりをしなければ、志布志高校へ行こう、尚志館高校へ行こうという子供が、どんどん減っていくというふうに思います。そういう独自の支援

も志布志市はちゃんとやっていますよと、市当局や教育委員会から積極的に情報を発信してもいいのではないのでしょうか。より多くの生徒に来ていただく、そういう魅力ある高校として、そこはしっかり守ります。そういう発想で学校サイドとも協議するのも高校発展のために必要なことだと考えております。

資格試験の支援の在り方も含めて、志布志高校、尚志館高校と市当局、あるいは教育委員会も含めて、魅力ある高校づくりの協議の場を設ける、もしくは協議会を設置するようなことになれば、公立、私立の違いはありますが、二つの高校がより発展することにつながっていくと思います。ぜひですね、現場の声をしっかり聞いていただいて、今後の施策につなげていって欲しいというふうに思います。

最後になりますが、魅力ある高校づくりの協議会等の設置なども含めて、全体的に今回の質問を通じて、高校支援の在り方というものを、どう感じたのか、市長、教育長、それぞれ一言ずついただけますか。

○市長（下平晴行君） ただいまありました魅力ある高校づくりに関しましては、それぞれの学校ごとに独自で個性を生かした方針を策定されていくものと考えております。

志布志高校におかれましては、生徒確保対策会議が、平成28年度に設けられ、市教育委員会からも出席しているところでございます。

今後も本会議の機会を生かしながら意見を交換してまいりたいと思います。

尚志館高校につきましても、学校側からの要請等がありましたら、参加を検討してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど志布志高校の1学年4クラス維持のことについてお話ししましたけれども、生徒の数がどんどん少なくなっている状況の中で、それぞれの市町村は、どうしても高校を維持して欲しいということで、いろんな取り組みをしております。そういう中で、本市においても、志布志高校にあわせて尚志館高校への支援をこれまでもしてきてるわけでありませう。

市内の子供たちが、自分の行きたい学校に行ける状況をつくっていくというのが、私どもの役目だと思っています。

昨日も尖議員の方から学力のことが出ましたけれども、私どもの役目としては、自分の行きたい学校に行けるような状況をつくっていくというのは、非常に大事なことだと思っています。

微力ではありますが、これからもまた、それぞれの生徒が目指す学校に行けるような、そういう取り組みを進めていくことが大事なのかなと、そういうふうに思っています。

○5番（青山浩二君） 今回、環境政策と市内高等学校の支援事業ということで質問をしてまいりました。市長の所信表明の中にもありますように「市民が主役のまちづくり」「市民目線で取り組む」「安心して子育てができるまちづくり」このことを実現するためには、環境問題への取り組みと、高校への支援事業の充実は、欠かすことのできない分野だと思っています。

どうか市民の声を大事にして、政策を推し進めていただきたいと思います。

また、今回結論が出なかった、この高校支援の在り方についてということには、今後もずっと追いつけてきたと思いますので、またどこかのタイミングで一般質問をしてみたいと思いますので、その時は、お付き合いのほどをよろしくお願いいたしますと思います。

今後の下平市長の施策に期待をいたしまして、これで私の一般質問を終了します。

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 真政志の会の東でございます。私の会派は今回6人質問をしております。研修の結果とか、いろいろな形で市民のためになるようなことを一般質問しておりますので、執行部の方々も、しっかりと聞きおいて政治に運用していただければ思っております。

また、下平市長、就任4か月を過ぎました。市民の方々が「市長はどげんなふうよ」と聞かれます。「まだ4か月じゃがな、まだ今からよ」というようなことで、市長に期待がかかっておるようでございますので、ぜひ市民のために市民目線で政治をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

では、質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問してみたいと思います。

定住対策について質問をしてみたいと思います。

定住対策については、いろいろな政策があると思いますが、今回は若者が本市に定住してくれる対策の一つとして、奨学金の返還支援でございます。

本市では、ふるさと納税について29年度、30億円以上の寄附金を全国からいただいております。この温かい寄附金を活用して支援ができないか、市長にお聞きします。

また、教育長、奨学金の利用状況、今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 東宏二議員の御質問にお答え申し上げます。

少子高齢化や過疎化が進む中、定住人口の増加は、本市の将来を支えるための重要な課題と認識しており、平成27年10月に策定した志布志市「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」により、地元就職推進プロジェクトとして転出学生の市内回帰促進や雇用情報の発信強化を念頭に、各種事業を展開しているところでございます。

具体的には、市内を中心とした企業による就職合同説明会や、参加企業のパンフレット作成、SNSを活用した情報発信など、地元回帰のきっかけになる機会の提供を行っているところでございます。

今回の議員御質問の奨学金の返還支援につきましては、定住対策の一環として県内におきまして、長島町や大崎町において同様の事業を実施・検討がなされているようであります。

本市におきましては、現在のところ、奨学金の返還支援の具体的な検討はしておりませんが、まず県内の先進事例がどのような支援制度かを十分に調査してみたいと思います。

そして、この制度について市民のニーズ把握等を行い、定住支援の立場からも本市の奨学金制度との整合性等を比較検討を行った上で、実施の可能性について調査・研究していきたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

現在、本市の奨学金制度につきましては、貸与型の奨学金を運用しております。

年々減少傾向だった申請者数が、平成28年度から所得基準額の撤廃、貸与額の見直し及び償還期間の延長等の事業内容の拡充を図ったことにより、増加傾向となっております。

奨学金制度につきましては、有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難な者に対して進学・通学しやすい環境を整えるための支援を目的としております。

現在の奨学金制度の申請者数ですけれども、本年度の申請者数が108人、前年度比で10人増えています。貸与金額は5,112万円、対前年比で642万円増加しております。

今後も、申請者数が増えることが想定されることから、適正な基金管理を行ってまいります。

以上です。

○18番（東 宏二君） 私がなぜこういう質問をするかということなのですが、現在、今までもずっとなのですが、志布志市で18歳まで育って、高校を卒業したら、大学は県外に出られて帰ってこられる若者がいないということです。この比率が、今市役所の方でも統計をとっておられるか分かりませんが、最近どのぐらいの方々が奨学金を利用して大学に行かれて、志布志市で仕事をされるか、そういう方々ほどのぐらいおられるんですか。多分、後で調べられると思っておりますが、やはりそこなんです。志布志市から大学に行く、志布志市の給料、都会の給料とは違いますよね、だからそこが大事だと思うんです。志布志市で奨学金を借りて、都会で仕事をされる、志布志市はその18年間のただの居場所だけだと思っているんです。奨学金もちゃんと手続きをして貸し付けて、それから大学に行かれて帰ってこられるということは、やはり奨学金を返還しないといけない、給料の高い都会で働かないと結婚したりとか、いろいろな形で返せないような状況も出てくるとは思うんですが、その辺のことで、この一般質問をしているんですよね。だから、いろいろな市町村で取り組んでおられます。

市長も今言われました近隣の市町村でやっているから、それを精査して考えるということでしたが、その辺が大事だと思うんです。だから、まず志布志市に18歳までおって、それから19歳から上になると、もう志布志市に帰ってこない、このことなんです。これを帰りやすくするには何かの手を打たないといけないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、何らかの対応をしていくことで、就職、あるいは学校を出て勤めて、そして、その後に帰ってくるとか、その帰ってくるため政策は何なのかと、ここは十分いろんな取り組み、先ほど言いましたように、取り組みをしておりますので、そこら辺を調査・研究というような形で申し上げました。

○18番（東 宏二君） 市長も、どんどん人口も減っていくということを認識されて、4万人と、ちょっと厳しいような目標を立てておられますが、やはり志布志市の人口が少なくなると、地方交付税、いろいろな形で財源が不足してきますよね。少子高齢化、高齢者になると医療費が高くなり、いろいろな介護保険施設とか、が生じてくる。このことをどこでカバーしていくかという

ことが一番大事なことなんですよ。だから、そういうところで、こういういろいろ変わった施策に取り組んでいかないと、若者が志布志市に定住してくれるということが、ちょっと厳しいのではないかとは思っているんですよ。

ここに、いろいろな資料を持っていますが、薩摩川内市では200万円を上限にということで新聞等に載って、インターネットで出ていたんですが、志布志市独自の考え方でいかないと、人のまねをしたってどうしようもない。志布志にあった支援をしていかないといけない。

それと、やはり志布志は、他のところよりもすごく、ふるさと納税が、29年度は30億円以上あったんですよ。その使い道、今度の予算でも、これだけふるさと志基金でいろいろな事業をされておりますが、こういう子供たちや定住をする人たちへの支援が、一番寄附をされた方々が喜ばれるのではないかと思っているんですが、その辺の考え方は市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったまち」というのを施政方針に盛り込んでおります。住んで良かったという、いわゆる地元回帰を含むことも捉えているところがございますので、先ほどから言いますように、どういった形で進めるか、具体的な方策や検討方法も、まだ決まっております。まずは、関係課の内部協議から始めさせていただきたいというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 今から調べて、我がまちに合ったやり方で検討していくというような答弁でございます。これは早くしていただかないと、先ほども同僚議員の中で高校の支援の問題もありましたが、まず、その高校生たちや大学生たちが、こういう温かい気持ちを持って志布志市に住んでいくんだというような気持ちを早く植え付けていった方が、今からまた奨学金が、教育長の方で言われました108人ということで、この108人が今借りている方がどのぐらい帰ってくるのかと心配しております。108人の中で10人帰ってくれば良かところでしょう、多分今の状況ではですね。これをどうにか、この志布志市に帰ってきていただくためには、この奨学金の返還の支援をしていくということが一番効率的じゃないかと思っております。

前にも定住促進の一般質問で住宅のことも言いました。これも大事でしょう。だから大事なことがいっぱいあると思うんですが、市長、これは早めに取り組む考えはないか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、私もこの中身を例えば、先ほどありました大崎町の取り組みや、長島町のぶり奨学金等々もございます。それから薩摩川内市の取り組みもございますので、どういう形で志布志市として取り組みをすればいいのか、ここら辺も十分いろんな先進事例等も確認しながら対応していきたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 早急には答えづらい、まず調査をしてからということらしいですけども、市民1人当たりの国からくる地方交付税は幾らぐらいですかね、人口割でいけば。

○財務課長（仮重良一君） 資料で持ちあわせている分でいきますと、平成28年度ですけども、21万円程度になるようでございます。

○18番（東 宏二君） 10年志布志市で働いていただいて、地方交付税が1人21万円、10年で210

万円、薩摩川内市は200万円を援助するというので、ずっと住み続けていただくと、この地方交付税が、どんどんその方にですね、また結婚されて子供が生まれて、そこでまた増えていく、このことなんですよね。これが一番大事、人口が減るのが一番大変なことなんです、市町村にすればですね。

やはり、そこが今は人口3万1,500人ぐらいですけども、だんだん毎年減ってきております。これを食い止めるためには、こういう支援の方策いろいろな形であると思います。

そういうことで、先ほども言いましたが、どのぐらいの割合か分かっておればいいんですけども、大体の割合で志布志市の高校を卒業し、また大学に行かれて、卒業して志布志市に帰ってこられるのか、人数はどのぐらいおられるのか分かりませんか。

○市長（下平晴行君） ちょっと数字的には今のところお答えできません。

○18番（東 宏二君） 時間がもったいないですので次に行きます。

そういうことで、この財政にもつながってくる。支援をすることは、これも財政ですけども、交付税で返ってくるのも、これも財政です。やはりここをかみ合わせて対応していかないと、市の発展はないと思っています。

また、工業団地等への誘致企業が、どんどん志布志市にも来られるということで、第3工区までは完売、第4工区、第5工区を今計画をしてやられています。そのためには、志布志市で働く場所も必要、支援しても働く場所がなければ帰ってこれないですよ。その辺のところが一番かみ合えば、志布志市に帰ってこられる方も多いと思うんですよ。

その辺は市長、今後志布志市の労働人口、働く場所、どうですか、どのぐらいの工業団地ができて、どのぐらいの採用、また労働人口が増えるのか、その辺は分かれますか。

○市長（下平晴行君） 今いろんな企業が誘致の申請等をされております。

ただ、今おっしゃったような労働人口がどれだけ志布志市に入ってくるかということは、まだ数字的には分かりません。

○18番（東 宏二君） そういうことで、そのことも大事ですよ、働く場所がないと帰ってこれないということでございますので、引き続き誘致していただいて。

この前、港湾商工課の方で志布志運動公園体育館で地元企業の就職合同説明会がございましたよね、あれはどのぐらいの人数が来られましたか。分かっておればお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 市内の企業に集まっただき、志布志の体育館で就職合同説明会を開催したところでした。

企業については、40数社、高校生、大学生で当日説明会に参加していただいた人数は、60人ほどでございます。

○18番（東 宏二君） 60人も説明会に来ていただいたということは、いいことですよ。やっぱり地元に残りたいと、残りたくても仕事が無いという方もおられる。これは今始まったことではないと思うんですが、そういうことで、担当課もいろいろな形で定住を促進されているとは思っておりますが、そういうことも地元の企業に若者を採っていく条件、いろいろな条件があると

思います。

田舎は、田舎と言うといけませんけれども、大隅半島、都城あたりは鹿児島市内からすると給料が若干下がってくると。例えば、東京、大阪に本社がある会社が志布志市にすれば、その東京、大阪の給料で支払いをしてくれるということで、すごく差が出てくるというようなことも聞いております。

そういうことで、やはり東京、大阪の大きな企業が志布志市に来るような対策、または企業誘致、これもまた市長が足を運んで、そういう会社に出向いて、いろいろな形で志布志市に来ていただくというようなことを営業マンとして頑張っていたらいいと思うんですが、その辺は、市長はどういう形で動かれるのか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、例えば、都城志布志道路、あるいは東九州自動車道も含めて、港の環境整備、これはやはり要望活動をしっかりとやっていくことで、その実現は早まるというふうに思っております。

おっしゃるように、やはりトップセールスの役割というのは、大きなものがあるというふうに感じておりますので、内部で協議しながら、あらゆる所にトップセールスをして、役割を果たしてまいりたいと考えております。

○18番（東 宏二君） 市長も知っておられるか分かりませんが、業者名は言いません。20haの土地を探している企業があるということを聞いております。そこはカット野菜、サラダ、いろいろなカット野菜を工場で作って、工場も建てるということで、自社で農場も造るということで、そういう話も聞いております。会社名は言いません。

そういうことで、大きな企業も志布志市は港を持っていますから、先ほど言われたように道路アクセスも良くなりつつありますので、その辺のことも私は聞いたんですけども、市長は聞いておられますかね、そういう話は。

○市長（下平晴行君） 具体的には聞いておりませんが、そういう20haを求めているという話は聞いております。

○18番（東 宏二君） さんふらわあも出るということで、大手ですので、よく調べてですね、私も必要であれば後でまた、こういう会社ですよということは、お知らせをしたいと思っておりますので、そういう話も志布志市が魅力があるから、そういう話もあるんだなということも、いいことだと思っております。その辺もまた詳細に調べて出向いていかれる必要があれば出向いて行って、そういう土地の確保を、志布志市は土地開発公社というものも持っておりますので、その辺を活用しながら、そういう進出企業があれば手助けをしていただければというふうに思っております。

そういうことで、定住対策については、先ほど言いました奨学金支援の問題、仕事場がある志布志市ということで、今から一つずつ積み上げていただいて、若者が志布志市に帰ってくるような政策に取り組んでいただければと思っております。

この件は、これで終わります。

次に、観光行政についてでございます。

市長は、施政方針で観光入込客数を年間120万人を目標に掲げておられます。目標達成に向けた観光振興策として、種子島・屋久島に航路の開設はできないか。また、このことに取り組む考えはないかをお聞きします。

○市長（下平晴行君） 観光入込客数120万人達成に向けた観光振興策として、種子島・屋久島航路の開設に取り組む考えはないかとのことでございますが、過去にも質問を受けていたところがございます。

御承知のとおり、平成20年7月に商工会が中心となり、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会が設立され、本市も、その協議会へ参加し、当時の市丸グループコスモライン株式会社や、岩崎コーポレーションに表敬訪問をし、また関係機関と高速船の臨時運航等の協議がなされていましたが、平成23年8月に、運航させることに対して膨大な費用がかかることや、東日本大震災、口てい疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火などの自然の猛威が地域経済に大きな影響を与えたことから、協議会が活動休止となって現在まで協議等は行われておりませんでした。今回、民間より種子・屋久航路を開設したい旨の相談がございました。

本市としましては、大変喜ばしい限りであることから、航路開設に向けた進捗状況を見守りつつ、航路事業許可申請手続き等のサポートを行ってまいりたいと考えております。

○18番（東 宏二君） そういう話があったことは、薄々は聞いていましたけれども、市長からのこの答弁で、初めて本格的に知りました。

旧志布志町、旧を使うと市長は志布志地区というようなことなんですが、旧志布志町で種子・屋久航路の協議会を設立して、副市長も知っておられると思いますが、私どもも航路開設のために貨物船で種子島に行って協議をしたことがございまして、今はそういう協議会はないんですけれども、そういう関係で、鉄砲祭り、花火大会ということで、行き来をさせていただいているわけでございます。そういう関連で、私、前にも高速船トッピーを志布志市まで、試験運航できないかという一般質問をしてきました。今、市長が言われたとおり膨大な資金がかかるということございまして、頓挫をしている状況でございます。

なぜ志布志市からということを行うのかというと、種子島に行くには、鹿児島港よりも志布志港の方が近いんです。内之浦を過ぎたときには、もう種子島は見えております。そういう関係で、本当にすごく近いし、また、都城市・鹿屋市・串間市あたり、近隣の方々も志布志市から種子島に行ければ大変喜ばれるというような話も聞いております。

また、屋久島では世界遺産に登録されて、年間150万人か130万人ぐらいの観光客が入っているというような話も聞いております。そういうことで、さんふらわあ新船が志布志に来て、今、乗客が2割弱の伸び率を示しているということもお聞きしております。

今後また9月には新造船「きりしま」が就航するというので、このことについても市長が今言われる120万人の入込客を目標にされておりますが、このことに対応できるのではないかというような気がするんですが、今後そういう民間の業者が航路開設をしたいというような話ですが、

ちょっと詳しくお話をしていただければと思っております。

○市長（下平晴行君） これは民間の方が5月21日に来庁され、種子・屋久航路開設に向けて、岸壁利用や旅客待合所、航路開設等について相談をされたところでございます。

本市の立場としては、大変喜ばしいことではありますが、岸壁利用や旅客待合所、航路開設等については、まず港湾管理者、鹿児島県にお願いをしなければならぬことをお伝えしたところでございます。

民間の方が5月21日に本市へ相談に訪れた際に、すぐに大隅地域振興局河川港湾課志布志駐在所へ連絡を行い、種子・屋久航路開設に向けて民間から相談があったことを伝えております。

また、その後、志布志駐在所と県港湾空港課へそれぞれ相談があったかとの確認を行ったところ、来庁され相談されたとのことでございます。

本市におきましても、5月30日に県の港湾空港課、交通政策課を訪問し、岸壁の調整等や、運輸局へ提出する航路事業許可申請など今後について協議を行ったところでございます。

現段階では、あくまでも航路開設に向けた準備中であるということでございますので、現在法人立ち上げの準備を行っているということでございます。

そして、全国の市長会でも西之表市の市長とも、この話をして、そういう申請が現在ありますので、ぜひ岸壁の利用申請をして使わせて、お互いに種子島と志布志港との航路の開設をお願いしたいとお話をしたところございました。快くですね、「三つほど空いているから、いつでも使っていただきたい」と、「私も全面的に協力をしていきます」というお声をいただいたところでございます。

実は、私も議員の時に、この航路については一般質問をしておりますので、先ほどおっしゃったように、さんふらわあの新造船もできましたので、これを使わん手はないのかなというふうに、より強く思っているところがございます。

○18番（東 宏二君） ちょうど1か月ですよね、相談が5月21日ということで、約1か月になるんですが。この許可というのは、鹿児島県だけで許可が出るのか。県としては、志布志市から種子島に行くと、ちょっと競争というか、客を取られるのではないかというような心配もあるのではないかと思います。このことについては、スムーズにいきそうですか。今後の取り組みだと思いますが、スムーズにいつ航路開設が実現するのか、その辺の見通しは。

業者としても、そういう形で申請されて一生懸命になっておられる。この航路は魅力ある航路だと思っております。さんふらわあから降りてきたお客様は、志布志市は通過地点になるかも分かりませんが、そのためには志布志市にも、ちょっと魅力あるいろいろな観光施設を、先ほども出ておりましたが、いろいろな形で取り組んでいかないといけないと思っておりますが、その辺どうですかね。

今回この話が出て航路開設ができるのか、実現するのか、その辺の見通しは、今、分かっておればお示しをいただきたいと思いますと思っております。

○市長（下平晴行君） 航路開設につきましては、海上運送法に定める基準に適合する必要（試

験的に航路を開設する場合も必要)があり、九州運輸局へ許可申請を行い、申請から許可まで2か月が必要であります。許可までに港湾管理者である県との協議が必要となります。

しかしながら、申請書を提出するまでに需要及び採算性の確保や、運航事業者の意向、利用岸壁や待合所の確保、岸壁既設利用者との調整、協議など多くの課題があることから、はっきりとは言えませんが、時間はかかるものと考えております。

○18番(東 宏二君) この許可、志布志市が許可を出すのであれば、早く出るとは思っておりますが、県が相手ということで、いろいろな手続きを踏んでから、そういう形になるかと思っております。西之表市の八板市長も大変喜ばれていることは間違いないと思っております。

このことをです、市長、大隅総合開発期成会4市5町の中で、お客さんを集めるとか、いろいろな形で期成会の中で取り上げていただいて、皆さん方の3市5町のお力を借りながら、串間市、都城市、いろいろな形で力を借りながら、高速道路の決起大会みたいな形で、そういうことも必要ではないかと思いますが、そういうことに取り組む考えはございますか。

○市長(下平晴行君) おっしゃるように広域を取り込んだ取り組みが、私も必要じゃないかなというふうに思っておりますので、まずは申請された状況がどのようになっているのか、私ども行政ができることは何なのか、そこら辺も含めて、相手側の意向も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○18番(東 宏二君) そうすることで、いろいろな市町村から力をお借りしながら、協力をいただきながら、このことには取り組んでいただければと思っております。

そうすると、これは種子島までどのぐらいの時間がかかる船なんですか、はっきり分かっているといいんですけども、何人ぐらい乗船されて、どのぐらいの時間で種子島までいくのか、その辺が分かればお示しをしていただきたい。

○市長(下平晴行君) 2隻持っていらっしゃって、人数でいうと50人で、1隻は普通自動車が4台、あと1隻は50人乗りだということでお聞きをしております。

時間については、1時間20分で行くそうでございます。

○18番(東 宏二君) 今、お示しいただきました。規模としては、大根占から山川に行くぐらいの船だと想像できるわけでございますが、そういう会社が志布志市に来ていただくということは大変有り難いことで、もし来ていただいたときに、市の支援、どういった支援が必要なのか、その辺は来ないと分かりませんが、大体考えておられると思いますが、その辺どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 市としましては、やはりまずは種子・屋久航路開設に向けて、航路事業許可申請等に関わることで、先ほど言いましたそういう相談や実現できた時点で、今後どのような対応ができるのか、サポートできるのか、内部で十分検討してまいりたいというふうに思います。

○18番(東 宏二君) この航路開設が実現してからのことだろうと思っております。いろいろなものが出てくると思います。市にもお願いするということもいっぱい出てくると思いますので、それはやはり実現に向けて一生懸命取り組んでいただいて、この航路が開設できるように取り組

んでいただければ、幸いですと思っております。

そうすることに対して、入り込み客とか、さんふらわあの利用促進にもつながりますので、その辺も十分認識しながら取り組んでいただければと思っております。今答弁をいただきましたので、このことについては終わりたいと思います。

2点目に枇榔島の栈橋についてでございますが、栈橋が破損した状態が長年続いているわけでございます。いまだに整備がされていません。私も、何回もこのことについては質問をしております。

この栈橋ができれば、観光資源や漁業振興につながるのではないかと考えておりますが、市長の考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 枇榔島の栈橋につきましては、これまでも数回御質問をされておられまして、前回、平成27年9月の東議員の御質問の後、東議員に担当職員が同行し、現地調査及び可能性を検討し、その結果を御報告したところでございます。

県内の浮き栈橋の整備状況を調べてみますと、全て1億円を超えておるようでございます。また、全て漁港内であります。外海の影響を受ける枇榔島については、安全性、安定性を考慮したものにならざるを得ず、更に、関係法令の許可申請関係で、現在の壊れたコンクリートの処分等を考えますと、多額の工事費が必要と考えられます。

しかし、議員がおっしゃるように、簡易的な浮き栈橋として諸問題がクリアできれば、観光資源として生かせるような整備へ向けての計画が可能ではないかと考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） 浮き栈橋のことで、ちょっと今触れていただきました。当たり前のを造れば1億円ぐらいかかるというような話でございましたが、市長は枇榔島をどう認識されておりますか、まず、それからお聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 枇榔島は、本当に志布志の一つの誇りの島でもあるというふうに思っております。

それは、動植物も含めて、いろいろなそういう文化財等も関係がありますので、おっしゃるように、この枇榔島を生かした観光というのもできるのではないかとこのように考えております。

まずは、それを生かすためには、やはり島に渡って、昔みたいに渡って現地の確認と申しますか、現地に足を入れる、中に入ってそういういろんな動植物等を観察する。そういうことも含めて枇榔島の役割は大きなものがあるというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 伝説のある志布志の山宮神社とのつながり、いろいろなものがございませぬ。そういうことで、今市長が言われたように、志布志市のシンボリックな存在ではないかと、私も思っているところでございます。

ここで前も話をしたんですけれども、市長も知っておられると思いますが、山形県の酒田市と志布志市では枇榔島のやぶ払いの共同事業を昔されていまして、この栈橋が平成23年8月の台風16号で破損したままになって、それからは事業がされていないような気がするんですが、今後、浮き栈橋でも整備していただければ、そういう事業も再開できるのではないかと考えておりますが、

その辺を教育委員会としては、どういう考え方を持っておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） 山形県との青少年研修事業が、平成19年度、それから平成20年度は天候が悪くて実施できていませんが、21年度は実施をしているというような状況がございます。ということは、以前は一つの志布志市のシンボルということで枇榔島に渡って、そのような共同作業をしたりということが行われているというふうに思っています。

以前、東議員からこの枇榔島の栈橋のことについて質問があったときに、私は、志布志市の枇榔島というのは文化財の価値がある。それこそ国指定の亜熱帯の植物群の文化財でもあるということで、文化財を考えるとときに保全と、それから活用という両方の側面から考えなきゃいけないというお話をしたところでした。

今回また、こうして枇榔島の活用についてお話がありました。なんと言っても今は渡れる状況ではございませんので、今後整備が進むことによって、渡ることができれば枇榔島そのものの観光としての活用というのは十分できるのではないかなと思います。

半面、今度は保全ということも視野に入れながら、やっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思いますので、枇榔島が文化財のそういう価値が無い所であれば、非常にそういう意味では栈橋等を造るというのも、やりやすい面があります。もちろんお金は相当かかるわけですが、ただ文化財としての国指定を受けているということで、制限があることは間違いないと思います。保全と、それから活用の両輪をどううまくしていくかということが、一つの課題なのかなと、教育委員会の方としては、そんなふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 今教育長が言われたとおり、手付かずの状態而降りられないということで、岩場には、たまには漁船で貝とりとか、魚釣りをされている方はおられます。外から見た限りでは、やぶになって、道がどこにあるのか分かりません。あそこにも神社がございまして、それも今は降りる所が無い、漁船はちょっと大きいもんですから、降りられないというような形で手付かずのままのような状態になって、東側の方が、ちょっと山崩れがしております。

今は鹿屋営林署管轄でございまして、昔は串間営林署でございましたけれども、そういう中で手付かずなんです。これも教育の場も必要なんです、今市長も言われました観光としてどう取り組んでいけるかというようなことも大事ですので、まず浮き栈橋を造られて、前の質問の時にも調査をしていただいたんですが、もう一回調査をしながら、この浮き栈橋で運用できると思います。台風時は9月から10月の間、2か月間は志布志の港に係留して漁協にお願いして係留しておけば、そういう手間も省けますので、台風の来る時期は志布志の港に係留して、穏やかな月が来たときには、枇榔島の栈橋として利用していただくというようなことを思っているんですが、市長、今の答弁なんです、これは実現しそうですかね、市長の考え方としては。

○市長（下平晴行君） この浮き栈橋については、常設はできないというようなことでございます。

いわゆる一緒に行って、降りて、そしてまた、船に乗るときに、浮き栈橋を使うと。そして帰ると、そういう状況であれば大丈夫だというようなことではございますので、そういう活用

の仕方もあるのかなというふうに思っております。

○18番（東 宏二君） いろいろ方策はあると思いますが、今観光に利用できないかという市長の答弁でございました。

私、この前、孫が帰ってきて、うちの娘が「西郷（せご）どん」で「南大隅町の雄川の滝を見に行こうよ」と言いましたので、「滝を見たらすいかい」と言って、しぶしぶ行ったわけでございまして、1.2kmを駐車場から歩いて行きましたら、駐車場に県外ナンバーが半分以上、名古屋とか福岡とか、それはやっぱりテレビの影響なんでしょうね。「西郷どん」の撮影があった雄川の滝を見に来られる方、すごいと思ってですね、駐車場にも警備員がおられまして聞いてみたら、「県外ナンバーが70%ぐらい来ますよ」、「4万から5万人ぐらいの客が来てますよ」ということで、私も変化がある山道というか、舗装してすごく整備されておりました。行って見たら滝は、ほんのチョロチョロでした。ということは、やはりTVの影響で、そういう観光地となる。

先ほど、市長が例として、そういう話をしたんですけれども、枇榔島も何かがあれば絶対お客さんも来ると思うんですよ。

今、教育長が言われたように、自然保護、守っていきたいということであれば、やはりあそこを観光地にするのであれば、島内一周をしたりとか、クルージングをしたりとか、海岸沿いをちょっと渡るような、厚い板、沼地にある歩道みたいなのが、北海道は沼地にありますが、ああいうのを造ってあげば、すごくいいのではないかなと思っております。

市長は、そのことで持ち帰り、降りたら持って帰るとするのは、どのぐらいの規模の浮き桟橋を考えておられるのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） ここに写真は持っているんですけれども、いわゆる行った船で引っ張って行って、また引いて帰ってくるというような構造ですので、そんなに、大きいものではないんじゃないかなと。大きいから小さいからというんじゃないかと、とにかく常設は駄目だと。持って帰ればいいということでもありますので、船の規模によって、いわゆる船の運航ですか、それが可能なものについては、大きさはあまり影響しないんじゃないかなというふうには思います。

○18番（東 宏二君） 私が前質問をしたときには、私は長さ5、6mの幅3mぐらいということをお話ししたんですよ。それについて私が言ったのはアンカーを取って鎖で2か所つなげば台風時期は志布志港に持ってくる。波の静かな時は、そこに置いて。普通の漁民の方やら、いろいろな方々が来られたときは、それを使っただいて桟橋にすればいいんじゃないかなとは思っていたんですが、今市長の話だと1回1回引っ張って帰るとするのは、ちょっと無駄じゃないかなと。その人達しか使えない、必要な時しか使えないということで、一般の方々は使えないというような形になろうかと思いますが、その辺もうちょっと皆さんが使えるような形で、やっていただければと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 浮き桟橋の使用法ですけれども、ここが海岸法の適用で一般海岸ということで、管理が鹿児島県になっております。鹿児島県の河川課でありまして、先日相談に行ったところでした。

「使える方向で、どんな方向がありますか」と聞いたら、今市長が言われるとおり、「そういう使い方なら可能」ということでありました。

今議員おっしゃられる、ある程度の期間そこに係留する方法であれば許可が必要ということでもありますけれども、今現在のところ県としては、そういう簡易的な物については、許可を出していない状況があるという話を伺ったところでございます。

○18番（東 宏二君） 志布志の民間の会社が、あそこを利用して運航をしておられました。その栈橋が壊れまして、そのままになって、先ほども市長が言われました。それを処分して、あそこにそういう栈橋を造ると膨大なお金がかかるというようなことを言われております。私が言っているのは、1億円かけて造る必要はないと、そういうお金も無いというようなことだと思っておりますので、まずは簡易的な浮き栈橋を造っていただければ、もうちょっとですよ、課長、県と協議をしながら、そのことでもうちょっともんでいただいて、私が今言ったように1回1回、行ってまた引っ張ってくるというのは大変だと思います。だから、それよりも、廃船みたいな船をあそこに置いて、それで降りるような形にすれば、それもできるんですよ、本当言えば。けれども、それでは危険性があるからということで浮き栈橋に柵をして階段を取り付ければ、スムーズに枇榔島に上陸できるというような形なんですよ。

もうちょっとその辺を担当課ですので、もうちょっと県の方と詳しい話をしながらですね、前の時は、基礎がちょっと駄目だというようなことで、強化しないと駄目だということで答弁をいただいているんですが、私どもも会派で1回見に行ったことがございまして、必要な栈橋ですので、その辺もう1回、県との協議をしていただく考えがございまして。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 枇榔島の有効活用、特に観光資源といった形であれば、重要な島ですので、何とか使える方向では、また県の方には相談をしていきたいと考えます。

○18番（東 宏二君） この観光だけじゃなくて、市長、漁業にもいいのではないかと。今、トコブシを夏井の前の島に放流をされて、少しでも漁民の方の収益になるようにということで、今放流をされておられます。

枇榔島も海藻とかいろいろなものが多くて、自然の貝も多うございます。その辺で漁業にも活用できるのではないかというふうに思っているんですが、その辺は、どう捉えておられますか。

○市長（下平晴行君） それは、そのことについては、確かにそのとおりでございます。

これは、やはり漁業組合等々との関連もあると思いますので、そういう、せつかくと申しますと失礼かもしれませんが、あるものをうまく活用すると。いわゆる保護、活用というような観点からも生かされるんじゃないかなと、使い方によっては生かされるというふうに思いますので、そこら辺も十分検討をさせていただきたいと思います。

○18番（東 宏二君） そういう考え方もあるということで承知していただければと思っております。

そういうことで、この枇榔島の浮き栈橋も、ちょっと前にきたかなとは思っております。

また今後、いろいろな形で検討されて、どういうふうに設置されるのか、見守っていききたいと

は思っております。そういうことで、いろいろな形で相談もいただければ、やはり一人で考えるよりも二人で考えた方がいい考えが出ますので、それと種子・屋久航路の方は、しっかりと航路ができるような形で取り組んでいただきたいと思います。

こういふことで、初めての下平市長との一般質問でございましたが、怒らず、気張らず、普通の答弁でいただいたことは良として、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西江園 明君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。2時40分まで休憩いたします。

○

午後2時28分 休憩

午後2時39分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今議会の一般質問のやり取りを聞いていまして、トップが変わると、こんなにも変わるもんかというのを感じております。それだけ行政に携わる人たちというのは、いわゆる住民の皆さんが選んだ、そのトップ、いわゆる市長に対して、その公約実現のために全力を挙げてやると、これは大変正しいことだと思います。そういったことで、市長が変わって、こんなにも行政の人たちも、しっかり変わるんだなと思う時に、ここにきちんとしたものが働いているというふうに思います。

あわせて一方で、国の有り様を見ると、本当に私たち国民から見ても、何を守っているんだろうねという思いがあります。今年から小学校に道徳が教科になりました。教科として道徳を教える学校の先生たち、今の国の有り様を見ていると大変心配になります。まともに子供たちに、児童に、あの国会の有り様や日大の問題等々、本当に見せられる、教えられるものだろうかというふうに思います。そういった意味で、私は、ここ志布志市の行政は、しっかりとそういったものが保たれているというふうに思って、市長が変わりましたけれども、職員の方々は、きちんとした対応がされているというふうに思います。

そういった意味で、ぜひですね、ここではいろんな意味で政策論争といいますか、そういうことをやる場がありますので、新しく首長が変わりましたけれども、下平市長になりましたけれども、私も住民の皆さんから寄せられるそういったものを、しっかりと行政に届けるという立場をこれからも持ってやりたいというふうに思います。

冒頭に、一般質問の通告をしますと、ここに課長さん方がおられますけど、「おいがここには何で来んがったとやろうかい」て、そういうふうに思っていたきたいものだなど。なぜかという、ここは全ての議員の人が提案をします。そして、やり方については当然いろんな議論をし

す。そのことにおいて前向きなんですよ。それを俺のところにこんな質問をしたのかよと、関連してこんなことを聞くのかよと。まさかそういう人は1人もおられないと思いますが、水道課長も、今回一切通告ありませんよね、大変申し訳ないんですけど、良かったとは絶対に思っておられないと思いますよ。

そういった意味で、ここにおられる方は、何で私のところに質問通告してくれないんですかと、それぐらいの思いを持って、議会の議員が通告する質問については受け止めて欲しいものだというふうに思います。

冒頭言いましたけど、東議員が枇榔島の件をやっておりました。これ志布志町時代からずっとやっていた質問です。人が変わると、こんなふうになるんだねというのを今の答弁、やり取りを見ていまして、私は実感しております。そういった意味で、住民目線で行政を進めたいという下平市長に通告していました点について、順次質問をしていきたいというふうに思います。

まず、施政方針についてということで、国保の問題や、それぞれ出しました。

そこで、まず国保の問題についてですけれども、施政方針で「国民健康保険事業につきましては、本年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担ってまいります」ということで、「国保運営の中心的な役割を県が担い、制度を安定化するとされております。新制度の初年度、開始初年度ですので、あらゆる状況に対応できるよう、県及び国保連合会と連携を密にし、適正な事業運営に取り組んでまいります」というふうに述べておられます。

そうした中で、そのためには、きちんと我がまちの国保の状況がどうかということをお互いに共通認識に立っていないといけないという思いがありまして、現在の志布志市の国保の現状、市報等で「大変危機的状況です」というのが、ずっと出ていましたけれども、今の状況でいきますと、収入未済や税の徴収等を含めて、国保の現状をどのように市長として認識しておられるのか、まずもってお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園義行議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における国保被保険者の一人当たりの医療費の推移については、平成28年度では37万9,736円で、県の平均である41万9,492円と比較すると低いものとなっておりますが、前年度比では0.81%増となっており、医療の高度化などにより、年々増加傾向にあります。国保の財政状況については、前年度繰越金と法定外繰入金を除いた実質単年度収支で見ますと、平成25年度から赤字決算が続いておりますが、平成27年度からは大きく赤字幅が減少されつつあり、平成28年度で329万3,799円の赤字となっております。

また、国保税の現年課税分の収納率は、平成28年度実績で94.32%、前年度比で0.34%増加し、滞納繰越金は16.56%、前年比で2.06%減少をしております。

このような現状の中、今年度から財政運営の責任主体が県となり、国保の新制度が始まったわけですが、本市も共同運営の保険者として、自主財源の確保を図りながら、国保財政の安定に努めてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 今市長の方から答弁がありました。若干そういう法定外の繰り入れ等々

を除いたときに、赤字が続いているというような状況ですね、今の答弁だとですね。そういった中で、これは一つには国保制度が始まってから現在までの変遷を見ると、ここに厚生労働省保険局の国民健康保険事務事業年鑑というのが出されるんですけども、その実態調査を見てみますと、市町村国保の保険料、加入世帯の平均所得というのが、国が出してるんですけどね。1984年、まさしく、この年に国が医療費の45%から給付費のそこに変えていくんですね、50%ということで、国保負担を引き下げますが、その1984年の国民健康保険料、これは一人当たりが国が出している資料ですよ。3万9,020円です。そして、加入世帯の平均所得が179万2,000円ということです。そして、国保世帯主ですね、職業別の構造を見てみますと、1985年、これも同じく、そこが出しているものですけども、厚生労働省保険局の「国民健康保険実態調査報告各年度版」というやつですね。1985年、農林水産業が42.1%、自営業25.4%、被用者、いわゆる小さい商店、そういう所で働いておられる方々が19.5%、無職で6.6%、その他で6.4%、これが加入世帯の保険料どうなってますかという、これは先ほど1984年には3万9,020円です。これが2016年度になりますと9万4,140円と、こんなに高くなっているんですね。そして、加入世帯の平均所得というのが、1984年では179万2,000円だったんですけども、2016年度、138万6,000円というふうに、ぐんと下がっています。

そして、国保に加入されている世帯主の職業別の割合をいいますと、2016年度になりますと、農林水産業というのが2.3%、そして自営業15%、被用者、いわゆる非正規の労働者とか、そういう方々が34%、そして無職という方が43.9%で、その他が4.7%と、こういったように変わっていくんですね。

これは厚生労働省が全国を調査した例であって、多分おそらく我がまちの状況も、そういうことだというふうに思うんですけど、ここにそれを答弁してねということにはしていませんが、実態はどうですかということで、少し課長さんにもお願いをしたところです。我がまちの実態も大体これに類似したものだというふうに、市長、お考えですか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、例えば、農業関係でいうと、逆に半分に減ってきているような状況になっております。そういう、いわゆる職業形態が大幅に変わってきたということが、今おっしゃった統計からも見て分かりました。

○19番（小園義行君） 全国大体そういうことだろうと思うんですね。国が責任を持って出している資料ですのでね、我がまちのことを具体的にもう問いませんよ。

そういう状況の中で、今回市長が開始初年度ということで、施政方針の中で、「保険者」その後に、「特定健診の受診率や特定保健指導の実施率等の評価指標の達成を数値化し、国の特別交付金の対象となる保険者努力支援制度に積極的に取り組み、自主財源の確保に努め、国民健康保険事業の健全な育成を図ってまいります」というふうに述べられています。この中で、この制度について、「国の特別交付金の対象となる保険者努力支援制度」これが具体的にどういうものなのかというのを少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 「保険者努力支援制度」とは、医療費適正化の取り組みなど、保険者固

有の問題への対応を通じ、保険者機能を発揮してもらおう観点から、評価指標の達成に基づき、点数化するもので、保険者の努力に応じて特別交付金が交付されるものでございます。

具体的な評価指標といたしましては、特定健診、特定保健指導の実施率や重症化予防、後発医療薬品の使用促進、医療費分析、収納率向上に関する取り組みの実施状況等が対象となっております。

本制度については、平成28年度から前倒しで実施されているところで、交付実績額は、平成28年度で562万2,000円、平成29年度で910万円となっており、平成30年度から本格実施されているところでございます。

特定健診の受診率や特定保健指導の実施率等の評価指標の達成を数値化し、国の特別交付金の対象となる保険者努力支援制度に積極的に取り組み、自主財源の確保に努め、国民健康保険事業の健全な運営を図ってまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 今回、今市長の方から答弁がありましたように、国が都道府県化にすることで何ができるようになったかということ、市町村と都道府県が共同で運営する制度というふうになったわけですが、本会議の初日に国民健康保険の課税限度額の引き上げ、そういったものが専決処分されて、ここで可決になっていますね。それで新制度になっても国民健康保険税の額を決めたりして、また住民から集めるのは引き続き市町村が行う事業であります。

今回、都道府県になることで、県がそれぞれの自治体の国保料の算定方式を決めたり、そして、医療費の水準について、指導または意見の権限が県に与えられたわけですね。その具体化として納付金は幾らですよと、標準保険料率は志布志市は幾らですよと、国保運営方針こうですよと。そして、保険者努力支援制度、こういったことを具体例として示したんですね。その保険者努力支援制度については、今市長の方からもありましたように、非常にここは気を付けないといけないね、みたいなのがちょっとあります。先ほど市長がありましたように、頑張ったところには重点配分しますよというような、そういうような仕組みにはなっているというふうに国が示している、それをよく見ますとですね、そういうことであります。

だから、実際は28年から始まっているということでしたが、今年から本格稼働ですのでね。そういうことで、例えば、県が市町村の国保財政の在り方を採点をすると、その採点というのは、成績が悪いとそこには予算はこないよというようなことになるんですね。

それで市町村が、国民健康保険の赤字削減を進めるように都道府県が指導をしていますかと、また市町村が収納対策の強化を行っていますか。それとか、またあわせて県がですね、病床の削減、ここいろいろありますけど、そういったものをやっていますかという、これは採点の仕組みになっていて、非常に自治体にとっては厄介なことになるなというのが国が示しているこれを見て私は心配をしたところなんです。

そういった意味で、国が指導をしたり、そういうことができるというのは、そこにきちんと県の言うことを聞かんといかんということで、非常に保険者努力支援制度というのは、いきおい住民にとっては大変なことになっていくのではないかなという思いがあったんですよ。

そこで、今私が言いました国が採点したりして予算を配分しますよということとあわせて、国が今年の1月29日に通知を出しています。

今年、厚生労働省が「市町村国保の赤字解消について」ということで期間を決めて策定するようにしなさいということで、こういうふうに言っています。通知がきてるんですね。「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」ということで、1月29日に厚生労働省保険局国民健康保険課長から都道府県民生主幹部、国民健康保険主管課長、または部長宛てに出されているものです。

この通知というのが、策定をしなさいということで、計画をですね。これは市町村が実施している国保への一般会計からの繰り入れとか、そういったものについて、ちゃんと原則6年で解消するようにしなさいというようなのが内容になっています、読めば、別に市長に答弁を求めませんよ。

そのことで、私がすごく心配するのは、そういうふうになると、いきおい住民にとっては大変な状況が起きてくる。繰り入れをしちゃいけないよという、それを解消しなさいということを含めて、そして策定をすべき市町村というのは、さっき決算で赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村と。だから、ここはそういう計画を作りなさいというのがきてるんですよ。そういうことになったときに、今、我がまちの国保の状況、先ほど決算の状況を市長が答弁がありましたように、若干それに該当するのかなという、ちょっと心配があって、我がまちがそういう市町村に該当することになっているのかということも含めて、そこらについては、いや、まだそこまで理解していないということであれば、それでいいですよ。

我がまちは、こういう市町村になっているのかということのを少しお願いします。

○市長（下平晴行君） 具体的な中身は、ちょっとまだ分かっておりませんが、今年の3月の現在の医療費の給付水準等に応じ、税率改正を行いましたので、当分の間の法定外の繰り入れは想定していないところでございます。

今後、急激に医療費が増加するなど、法定外繰り入れを行わざるを得ない状況になった場合には、議会の皆さんに御相談申し上げ、取り組みをしていきたいという考えでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の方からありましたように、前市長も今回、県のこれが始まる時に、「もし現状より保険税が高くなるとしたら、どういう考え方ですか」といったら、「議会の皆さんに御協力をいただきたい」と、いわゆるそういう一般会計からの繰り入れをしてでも値上げはしないよということで、今年度たまたま激変緩和措置があって、我がまちはそこで止まってますけれども、今後これがどんどん引き下げられたときには、ちょっと困る状況になるなどと思ってお聞きしたところです。

市長の方から今おっしゃったように、そういうことにならないように繰り入れはやると、ちゃんとやっていくということがありましたので、そのことについては了解をしたところです。

そこで次に、先ほど国保の状況がありました。国のそういう制度の中身も少し分かりました。

ここで具体的に我がまちの国保の税率とかありますね、ここで年収400万円の4人家族（本人が30歳、妻が30歳代の専業主婦、子供2人）が国保に加入した場合と、同じ家族が協会けんぽに加入した場合の本人負担は、どれぐらいになりますか。そしてあわせて、4番目に年収180万円で生活する単身フリーターの国保と協会けんぽの本人負担は、それぞれ幾らになりますかということをし少し事前をお願いをしました。これが一つのモデルのケースとして考えたときに、どうですかということ。その試算がされていると思います。お願いします。

○市長（下平晴行君） 国保に加入した場合の保険税は年間39万2,200円となります。また、協会けんぽの場合は、年間約20万6,000円の自己負担となります。

積算の内訳については、先ほどありました年収400万円、所得266万円ということでございますが、これは所得割額、均等割額、平等割額ということで、合計が39万2,200円と。

協会健保につきましては、標準報酬月額が26万円で算定しております。1万3,143円×12月分で15万7,716円、これは毎月の給料分でございます。それから2万3,505円＋2万5,123円で4万8,628円、これは賞与分、合わせて20万6,344円でございます。

参考でございますが、鹿児島県の市町村職員共済組合の場合は、20万18円となっているところでございます。

[小園義行君「フリーター分もお願いします」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 180万円で、フリーターということでございますが、国保に加入した場合の保険税は年間13万7,500円でございます。

また、協会けんぽの場合は、年間約9万900円の自己負担となります。計算の内訳でございますが、収入が180万円、所得108万円ということで、108万円－33万円で75万円、これは課税標準所得額でございます。

先ほど話しましたように、所得割額、均等割額、平等割額で合計しますと13万7,500円ということでございます。

協会けんぽでございます。標準報酬月額15万円で算定した場合に、7,582円×12月分で9万984円。

参考でございますが、鹿児島県市町村職員共済組合の場合は、8万8,200円となっております。

○19番（小園義行君） 今市長からありましたように、私もこういうモデルだとどうだろうねって計算をしていただいたところです。

今出されたように国保だと、今の年収400万円ですよ、その約1割を国保は払うんですよ。協会けんぽだと半分ですよ。こっだけ国保というのは非常に高いというのが実情ですね。

そして、フリーターという言葉が適当かどうか分かりませんが、一応そういう表現をさせていただきました。定職に就かずに、いろいろされているという意味で。そういう方も国民皆保険ですから、どこかに入らないといけないんですよ。そうしたときに国保だと180万円で課税標準所得にすると75万円ですけど、13万7,500円、協会けんぽだと9万円ちょっとということで、いかに国保が高いかという、そういう現状が、この今の試算で出ているというふうな思うわけで

す。

こうした時に、なぜそういう状況になってるんだろうというふうに考えたときに、4人家族で子供が2人としますと、私は、何とかして、こういった人たちの国保税を払えるものにしていく努力をしないとイケないのではないかと、この差は歴然ですよ。そうしたときに、国民健康保険以外の税金で均等割、これを課している税がありますかね、他に。私が理解するところで無いと思うんですよ。

固定資産税を納めると、あんだのところは5人子供がいるから、その分余計に取るよとか、そんなことないですよ。

そうしたときに、この国民健康保険税の中でも、我がまちは「子育て支援日本一」をずっと目指してきたわけで、前市長から含めて、下平市長もそういう立場だろうというふうに思うんですが、私は、この国保税を少しでも負担軽減するために、今ここにありました子供2人ですよ、こういったものをせめて子供の負担軽減策として子供の均等割、そこを見直しをしてあげるということはできないもんだろかと。別に国が軽減で7割、5割、2割でやっているんですよ。それはもうよく分かっています。それは所得に応じてそうなっているんですよ。大半が我がまちだと7割軽減世帯が幾らとか、そこについても少し質問してもいいかなと思いますけど、そこはもういいでしょう、時間もありますのでね。

7割、5割、2割はしていますけど、この所得が266万円だと、いわゆる7割、5割、2割には該当しませんよね、これでどこかに該当しますか。

○税務課長（吉田秀浩君） 軽減世帯を算定する場合におきまして、所得から世帯人員に一定の額を掛けまして、それで軽減世帯ということになるかどうかの判断をいたします。

この場合ですと、4人家族で年収400万円となりますと、所得が266万円でございますので、世帯が4人ですので改正前の27万円を掛けますと、それで控除額になりますので、この世帯につきましては、軽減世帯となるのではないかとというふうに考えます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 一応、何とかここだと軽減世帯になるということで、これを超えちゃうと、同じ国保税を納めている人は大変という状況が始まるわけですね。

ここで全国の自治体でいろいろ調べてみました。そうしますと、それぞれ頑張って子育て支援ということで均等割のところですね、その7割、5割、2割に該当しない世帯の人たちが払えるものにするために、この均等割のところを3割免除するとかですね、いろんなことをやっているんですよ。それについては少し、「子育て支援日本一」を掲げている我がまちとしては、国保税を納められるものにしていくという点とあわせて考えたときに、見直しをする考えはありませんかというのが、私が今日質問をしている大きな理由なんですけど、そこらについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 均等割については、年齢にかかわらず、被保険者の多い世帯の方が少ない世帯よりも受益が大きいということと、子供については、特に病気になりやすいということもありますので、均等割をお願いしているということではないかと思えます。

被保険者が多い世帯ほど当然受益が大きいので、それに見合う負担はお願いせざるを得ないのではないかと考えております。

○19番（小園義行君） さっき東議員とのやり取りの中で、「地方交付税は一人当たり幾らくるんですか」ということでしたね。この世帯だと夫婦2人、4人ですからね、80万円ほどくるわけですね。だけど実際は負担が大きくなっていく、そういった意味で、子供が病気になったり、いろんなこと等をすると、今市長がおっしゃるように、そういうことだから負担は仕方がないという、そういう考え方だという答弁でしたけれども、これはね、私は少しちょっと違って、何というふうに国民健康保険法が求めているかというのと、第1条、目的ですよ、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」が第1条、目的です。第4条として国の責務を書いています。「国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする」という、国の責務から、僕から見たら1984年に国保負担を下げたわけですよ。それをずっとしてきて、放置してきた結果が今のような、こういう大変払いたくても払えないような国保税になっているという現状があります。そのことを改善するためには、やっぱり保険者自身が努力しないと、今後ますます県は指導、管理をしていくという状況になると、国保税というのは大変なものになっていくんじゃないかという思いがあって、今言っているんです。

そこでも北海道の旭川市が本当に、これ、すごい頑張りだなと思って、6項目のね、そういうのをやっていますよ。そこを一つ一つは言いませんけどね。5項目に、18歳未満の均等割を減免ということですね、免除じゃないですよ。これを、18歳未満の被保険者の均等割保険料を3割減免しますということで、取り組んでるんですね、ほかもあげればきりないですよ。だから、それはどういうことかというのと、やっぱり国保税が高いという現状が、先ほど示しましたね。協会けんぽと比べたときですよ。

国保以外に均等割をとっている税制というのは無いと思います。だから、そういうことからしたら、少しここに払えるものにしていくための努力を保険者としてすべきだというふうに私は思うわけですよ。

そういったことで、市長は、「いやいやそれは子供がたくさんおれば病気にどっさいかかったっじ、納めないかんど」という、そういうことですけど、それはやっぱりね、ここの収入未済、先ほど額をおっしゃらなかったんですが、すごい金額ですよ。

そして今回、ここで議会で議決しました。課税限度額、また引き上げて、全部合わせると93万円ですよ。そういったものにどんどんなっていくって、果たして国保税は払えるものになっていくんだろうかという心配があるんですよ。せつかく今年が初年度ですから、いろんなことがあったら法定外の繰り入れはやると、先ほど市長が答弁がありましたので、それは理解するとして、こういったことも含めて、いわゆる法定外の繰り入れをして減免をやるという、そういう理解をいいですか。

○市長（下平晴行君） 志布志市の現状では、それぞれの世帯の所得に見合った均等割と平等割のいわゆる7割、5割、2割の軽減がなされております。

そのことで、負担の軽減が図られているというような状況でございますが、北海道の旭川市、これは均等割30%減免ということでございますので、ここもちょっと研修をさせていただいて、その対応ができるのかどうか、時間をいただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、今そういうものを検討したいと、先に答弁されたそういう問題があったときは、法定外繰り入れはやるという市長の答弁がありましたのでね、そういったことをして、いわゆる7割、5割、2割軽減に当たらない世帯も同じように払っているわけですよ、実際はですね。そこについて大変だというのは、この協会けんぽと比べても、同じ4人家族が入った場合と、国保に入った場合、こんなに違うというのは、現実に今起きているんですよ。そのことを考えたら少し努力をして、やっぱりやるべきだと。

今、市長が、私がちょっと言いました旭川市の例をちょっと調査させてみたいなことでしたけれども、そういうことを18歳未満の該当しない、そこに対して頑張ってやりますよという、そういうことでありますので、ぜひ対応を考えていただきたいというふうに思います。

これは旭川市独自の考え方として、こういうふうに行っていると、6項目やっているんですよ、これは一つ一つは言いませんけどね。ぜひね、こういうふうに頑張ってやるところがありますので、ぜひ市長がそういうふうに行いたいということでしたので、それについては理解をします。

やはり国民健康保険法のこの目的、そして国の責務を見たときに、国が本来国庫負担金をどんどん引き下げてきて、国保税がこんなに高くなっているということは、冒頭の厚生労働省が出したそれで示しましたのでね、ここもよく考えていただいて。やっぱり国に対して基本的には、先ほど市長が、子供がたくさんいると病気にもたくさんなるからそうだと、そうじゃなくて、我がまちだって18歳まで医療費無料にしてるんですよ、ぜひこれね、国が本来は私がやるべきだというふうに思うんですけど、これは全国市長会も提案してるんですよ、国に対してね。そういう制度をちゃんとやれと行って、もちろん、その時は市長は市長じゃなかったわけですけども、そういうふうに全国の市長会が国に要請してますけど、ぜひ国にそういった子ども医療費の無料化制度、そういうのをつくるように国に対して働き掛けると同時に、この国庫負担をもっと増やせということをしてぜひ国に、全国市長会にももちろん市長も入っておられるわけですけど、そこをあわせて個別にでもですね、そのことはやっぱり機会があるごとに要求をすべきだと思うんですが、そこについて2点いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは議員がおっしゃるとおり、この前の全国市長会でも、子供の均等割保険料を軽減する支援制度の創設ということで、一つの要望の中に入っております。

それから、療養給付費負担金補助の定率国保負担は、平成24年度に2%を引き下げられ、現在は32%となっております。この引き下げ分は、県の調整交付金の2%引き上げに伴うものとなっておりますが、御承知のとおり国保財政は非常に厳しいものとなっております。

国の要望活動は、国保に関しましては、九州各都市代表及び国保連合会の代表が、療養給付費

負担金の負担割合の2%減に伴う、国保負担等の財政支援を行うこととして要望をしております。

また、子ども医療費無料化制度につきましては、平成30年6月6日付けの全国市長会における子ども・子育てに関する決議の中で、国に対し少なくとも未就学児までの子供の医療費に係る全国一律の保障制度の創設を求めているほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会から厚生労働省に対して、平成28年3月29日付けで、子どもの医療に関わる制度に関する要望の中で、減額調整措置の廃止、国の責任の下での子供の医療に関わる全国一律の制度の構築を要望しているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長がおっしゃったように、そういう申し入れまでやっているんですね。ということは、その立場で我がまちも、ここに反映をさせていかないといかんでしょう。

そういった意味からしたときに、先ほど言いました、いわゆる子育て世帯の均等割の減免、そういったもの等を含めてやっぱり取り組みをしていくべきだろうと。実際の国保のこれは国の責任において社会保障だと言っているんですからね。そのことをあわせて国保の財政を豊かにするという意味では、約1兆円ほど必要だと言ってますけど、今国がこういう対策措置を出して、3,400億円ぐらいのものですよ、実際に。まだまだ足りないですよ、これ3か年とか期限を切ってますけどね。ぜひ市長会の申し入れがあったように、子ども医療費の無料化の制度、そして、国保負担の引き上げですね、そこについては、ぜひ機会あるごとに声を挙げていただきたいというのと。その立場で我がまちも頑張るよという意味で、先ほど市長の方からありました、法定外の繰り入れもきちんとやるときはやるという、この立場については、再度答弁を求めますけど、そういう均等割の減免だとか、そういったものも含めてやると、調査をして必要だったらやるという立場で、この法定外の繰り入れを議会の協力をいただきたいという答弁だというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、本当に大変です。ぜひそういう立場で、今市長が答弁されましたので、理解をして次にいきます。

次も、子育て世代包括支援センターについてということで通告をしておきました。

これも施政方針で市長が述べられております。これをなぜ今回質問したかということ、3月議会の委員会で、当初予算ですから、いろいろ質疑をしたんですね。でも委員会ですから質疑しかできませんからね、場所のこととか、いろんなことを含めて、それを受けてのことですけど、子育て支援、今回この子育て世代包括支援センターの設置ということで、委員会の中での議論として、今子育て支援センターというのがあるんですけど、そこで行っている事業を移行するのかとただしたところ、子育て支援センター等の事業を移行するのではないと、事業対象者や業務相談所の内容については重複する、平成29年4月1日の母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置が努力義務として制定されたということで、国としては32年度までに全国展開を目指しますよということで、本市は30年度には立ち上げるということでした。

質疑をいろいろやったわけです。施設の整備ではなく、関係機関との連携強化や支援の充実を

図るための体制づくりが、今後の方向性になるという、そういった答弁だったんですね。

職員体制については、どうですかと。助産師または保健師が兼務する母子保健コーディネーター、福祉課の家庭相談員の兼務で、子育て支援コーディネーターの配置を想定している。従来保健課が行っていた健診や、相談業務等を母子保健型として保健課が、保育園等の相談業務については、当面特定型として福祉課が担うことになる。こういった答弁を当局がされているんですよ。これについて私は、どういう形になるのかなと、どこに置くんですかという質疑もありました。福祉課と保健課の間に置くと、その時ですね、冒頭言いましたね、私には関係ないよって、水道課長、思っていないよ。大変ごめんなさい、何回も、ちょうど目が合うもんだからさ。でも本来はね、これは、ここにおられる課長さんたち、市長以下全てが我がこととして受け止めていただきたいんですよ。なぜかという、5歳の子供がですよ「お父さん、お母さん、真面目にしっかり頑張ります」と、そう言ってね、命を落としているんですよ。これね、これが福祉課の問題だとか、保健課の問題だとかね、教育委員会の問題とかじゃなくて、行政全体の問題として受け止めて欲しい。私は香川県から向こうに行った、あれは行政がきちんとしていたら、私は助かった命ではないかと思うんですね。彼女が5歳ですよ、テレビで何回も見ました。涙が出ますよ。

だからぜひですね、これは、何でそれをつくるんですかといったら、いろんなそういう、妊婦、そして生まれてきた子供たちを支えるお父さん、お母さんを孤独に追い込まないとか、社会としてちゃんとやる、そのために、この子育て世代包括支援センターをつくって国が示した32年度までは、まだゆっくりでよかったんですよ。でも、我がまちはそれを積極的にやろうというわけです。それについてはね、ここにおられる全員が行政の仕事として、私には関係ないよって、そういうことはいけないと思うんです。ぜひですね、そういう中で今福祉課と、あそこに置いてありますけど、ここに、先ほど言ったじゃないですか、施設の整備ではなく、関係機関との連携強化や支援の充実を図るための体制づくりが、今後の方向性になる。これだったら、場所が果たして、あそこでいいのかということも含めて、市長が本庁舎を向こうに移したいということもあります。

この子育て世帯の数が、松山町、有明町、志布志町で、どういう状況にあるのかと、そのことを考えたとき、今の現状が果たして妥当なものだというふうに考えますか。そこらについていかがですか。

○市長（下平晴行君） 子育て世代包括支援センターについては、少子化社会対策大綱及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、おおむね平成32年度末までに地域の実情を踏まえながら、全国展開を目指すこととされております。

本市においても、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援体制づくりを目指し、平成30年4月に保健課窓口に開設をしたところでございます。

現在は開始したばかりですので、妊産婦及び乳幼児の母子保健及び子育てに関する支援に必要な実情の把握、保育園などの関係機関との連携体制の整備に重点的に取り組んでおります。

センター職員については、現在常勤の保健師2人、非常勤の助産師の資格を持つ母子保健コーディネーター2人、保育士の資格を持つ子育て支援コーディネーター1人の5人体制となっております。

ります。

業務内容については、電話、面接による相談業務、対象者や保育園への訪問を行っております。また、センター職員で月に2回事例検討会を開催し、子育て不安と産後うつ等のハイリスク者の選定や支援方法の検討を行っております。対象者が、妊娠期から子育て期に及ぶことから、相談体制につきましては、はぐくみランド（子育て支援センター）も窓口としておりますので、こちらでの相談等も情報を共有し、必要なサービスや支援につないでおります。

設置場所でございますが、保健課と福祉課の連携を優先して現在の場所にしましたが、「立ち寄りにくい」などの意見も聞いておりますので、この件につきましては、組織機構改革をする中で、包括的に検討してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今市長が答弁がありましたように、4月実施になったときに、どういうことなんだろうねとって、3月の委員会で質疑をしましたのでね、そしたら案の定あそこに置いてある。いろんな人が来られる、そこで相談ですからね、いろんな意味でプライバシーの保護という点からしても、あの現状が果たしてどうなのかということを含めて、私は当時の当局の答弁として、今市長も出されましたけど、子育て支援センターの事業対象者や相談事業等の業務内容については重複するという、そういう意味からしたときに、今後体制づくりが必要ですよということで、関係機関として、妊娠、出産、そして子供が保育園に通う、学校に行く、そういったときを考えたら、子育て支援センターのあそこでも子育て世代はどこのが多いのかと、要求がいっぱいあるんだろうかとしたときに、あそこを少し都市公園法のくくりがありますよ、だけど建物は保健課のものになっている。それを少し広げてやるとか、何かそういう工夫をして、安心して相談に行けるということをつくるべきじゃないかというふうに、私は現状ここ2か月、4月から始まって約2か月ちょっとです。あそこで働いておられる助産師や保健師の人たちも、私は、あそこではね、何かね、少し本当に真剣に相談にのるといふ体制としては苦勞されているのではないかなと思うものですから、私はすぐ始まって4月に、私は毎週赤旗新聞を配らせてもらう関連で、よく来ますよ、来られてますけれども、まあ、これではね、というふうな思いがあって、3月では質疑しかなかったのがこの6月での質問です。

はぐくみランド等々を含めて、少しこれ市長、検討すべきだと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、保健課と福祉課との協議の中で、子育て支援センター内への子育て世代包括支援センターの設置につきましては、協議議題となりましたが、子育て支援センターは現状でも手狭であること、また基本的に保健師等が常駐した方が望ましいということもありまして、保健課内に設置したということでございます。

しかし、支援の流れの組織体制を総合的に考えた場合、現時点では保健課内に設置しておりますが、この件につきましては、今後組織機構改革をする中で、包括的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そういう孤立化を生まない、そういったことで関係機関でやっていきますよということで、これ本当に行政のどこかの課がやっていけばいいということじ

やなくて、志布志市全体の問題だと思うんですね。ぜひそういった意味で、今市長が答弁されたように、組織改革の見直しとか、そういうことでやるということですので、ぜひこれは真剣に考えていただいて、子供さんを育てている御家庭を孤立化させない、そして少しでも人口を増やすということで、ああいう結愛ちゃんのようなことになったら大変困るわけで、ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。

今の市長の答弁で理解をしました。

次に、ＪＲ九州ダイヤ改正についてということで通告しました。

我がまちは、このＪＲ志布志駅をまちづくりの拠点というか、そういった計画もあって絵も描かれたりしているわけですが、施政方針で「ＪＲ志布志駅は、志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設である」というふうに述べられております。今回、３月１７日にダイヤ改正があって、どうしたことだったんだろうと、私もちょっと調べてみたら、出発地の変更とか、終着駅の変更とかいろいろありますね。

そして、今日の新聞に載っていましたが、九州のそういった人たちが要望をしたけれども、それに添った回答としては、私から見たら若干回答はあったけど、ゼロ回答だなというふうに思うわけですが、こういう志布志市の、これから振興計画の中でもうたわれている、志布志駅を中心にやっていくよという、そこからした時に、今回のダイヤ改正について本市としては要望活動とか、そういったものを全くされなかったのか、それとも具体的には、こういうことだというのがあったらお示しをください。

○市長（下平晴行君） 御質問のＪＲ九州のダイヤ改正につきましては、平成２９年１２月に、本年３月からのダイヤについて見直しを行う旨、ＪＲ九州から発表されたところでございます。

今回のダイヤは見直しは、ＪＲ九州管内で１日当たりの運行本数を１１７本減便し、削減規模は会社発足以降最大でありました。

本市におきましても、ＪＲ日南線における区間短縮が上りで２便、下りで１便の計３の減便、そして、下り１便が運行削減となっており、その影響を懸念しているところでございます。

減便に対する本市の対応としましては、宮崎市、日南市、串間市と本市で構成しているＪＲ日南線利用促進協議会と、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会による合同でのＪＲ九州宮崎総合鉄道事業部への要望、また、鹿児島県鉄道整備促進協議会による県内各路線への要望活動を行ったところでございます。

そして、本市とＪＲ九州宮崎総合鉄道事業部との協議の中でも減便による影響の改善について強く要望を行ったところでございます。

志布志駅につきましては、本年３月末にバスターミナルの改修も完了し、ますます中心街の拠点施設として機能強化を図っていくためにも、今後も引き続き関係市町と連携を図りながら、更なる要望活動を行ってまいります。

○１９番（小園義行君） 私も頂いた資料、取り寄せた資料で、志布志発の宮崎行きのやつが南郷発になったり、そして、志布志発宮崎行き、終着駅ですよ、これが油津までしか行かないとか、

いろんなことで、いわゆるそれを今まで利用した保育園の遠足だとか、そういった乗り換えだったり、私の友達に独身の方がいるんですけども、この汽車の朝一発のやつに乗って宮崎空港に行って、ちょっと昔勤めていた東京方面に行く時に、「あれ無くなっちゃったと困るな」と、そういうこともありました。そういうこともそうですけど、あわせて志布志市が駅前をちゃんと活性化していくために、運行が無くなったら意味ないんですよ、それね。だから、そうならないためには、やっぱりきちんとした対応をしていかないといけないということで、今市長からありました、隣の串間市、日南市、宮崎市、あわせてですね、ぜひこの鉄道というのは、あの鉄道にゆっくり乗ったら、やっぱり鉄道というのは文化なんですよ。速いからいいじゃないですよ、新幹線みたいにガーッと、それも必要かもしれないけど、ゆっくりあれに乗って行ったら、本当にこう、私たち年を取ってくると、そういうことも大事なんだなというのを本当感じます。鉄道というのは、もうけの対象になってるといふふうには思いませんけど、やっぱり利便性をちゃんと確保したりしていくべきだといふふうには思います。

そういった意味で、ぜひ我がまちの駅というのは非常に捉え方が、今市長がおっしゃったような立場ですので、しかもJR九州は、2018年の3月期決算、これ売上高ですね、4,133億円、純利益504億円ですよ、こんなにもうかっているんですよ。

私は、生活路線としての機能や利便性の維持向上、それが本来鉄道会社の使命だといふふうに思います。そして、鉄道は文化だといふふうに思います。長いことそれをして、JRになって無くなった路線もありますけど、ぜひですね、この日南線、最南端の終着駅として売り出しているわけで、そういうことにならないように、運行改善を求めたり、そういったものを先ほどやるとおっしゃった。再度、このことについて市長、答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 今後の取り組みといたしまして、本年度におきましては、広域的な取り組みとして、南九州総合開発協議会としての要望事項へ盛り込み、引き続き要望活動を行っていく予定でございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういう立場で取り組みをしていただきたいと、そうしないと整合性が取れなくなりますよね。ぜひお願いします。

次に、行財政改革についてということで、各種団体等への補助金の在り方について、具体的に質疑をさせていただきます。

これまで、何人かの議員の方が、同僚議員が1割カットはどうなんだねって、補助金の在り方はどうなんですかということで質問があったところです。

私は、この補助金の在り方ということで、補助金制度に係る指針ということで、平成20年10月に3年間、こう取り組みますよといふふうにならなっていますね。その中で、基本的に市長の方からゼロベースでうんぬんとか、いろいろあったんですが、もう一回ですね、この各種団体等への補助金の在り方について基本的な考え方をお示しをしてください。

○市長（下平晴行君） 本市の補助金については、各種団体への補助金から市民個人への補助金まで、様々な分野において施策目的を実現するための有効手段として、また本市行政の補完的役

割を担っております。

一方で、厳しい財政状況の中、行財政改革の一環として、補助金の必要性や費用対効果、経費負担の在り方について検証し、整理、合理化を進めていく必要があります。

補助金制度については、平成20年度に補助金制度に係る指針を策定し、原則3年以内の終期設定による見直しや、運営費補助金から振興事業費補助金への移行などの方針を示して運用しておりますが、策定から10年以上経過していることから、現在指針の見直しを検討しております。見直しの方向性としましては、現在の補助金を一旦ゼロにし、そこから積み上げる、いわゆるゼロベースの見直しを行い、より効果を発揮できる制度へと改善・見直しを行うと同時に、費用対効果が低くなった既存の補助金を廃止することで、限られた財源を新たな施策に振り向けていきたいと考えております。

なお、見直しにあたっては、団体等の状況を踏まえながら、必要性を見極めた上で、効果が高いと判断されるものについては、しっかりと手当てをするなど、メリハリのある見直しを行っていききたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長からありました。この20年度の10月に策定したこれを、ゼロベースで見直しますよということで、ここに補助金の交付基準、「補助金の交付と見直しに関する基準」ということで、5ページに「補助金交付基準」、そして2番目に「補助金見直し基準、通算3年経過後の補助金の判断基準」、三つ目に「補助金制度の公表」ということで三つありますね。これを含めて、私は、これも結構、これずっと22年度にされていたら、また違ったかなと思うんですけど、それはそれでいいでしょう。でも、これは10年ということで、ここについて、このことを検証されたんでしょうね、当然。このことについて見直しの基準ということで、22年度で3年経っているんですけど、それについては、これとは関係なく、一旦ゼロにしますよという、そういう理解でいいですか、別にやかましく言っているんじゃないですよ。

○市長（下平晴行君） 今までの、これはこれで対応していくと。

私が申し上げているのは、基本的にこれからの財政が大変な状況であるということでの補助金の全体的な見直しをしていくということでの考え方でございます。

○19番（小園義行君） 私は、基本的に、この補助金を私たちもかつて、ふるさとづくり委員会というのを一生懸命やっていました。これは最初無償ですよ、何も無いんですからね。ある時から、そこに補助金がかかるようになったんですよ。別にそれがいいか悪いかは、執行者の判断です。でも基本は、その時に何でお金がかかるようになったんだろうと、もちろん議会のやり取りとか、いろいろありましたけれども、基本は自分たちでやるよという時に、そこに補助金をやるというのは、果たしてどうなんだろうねと思って、でもくるからもらっちゃいますよね。でも僕たちは、それが無くてもやろうと一生懸命やっていたのに、みたいなのがあったんですよ。

結果、そういうことで頂くようになって、それぞれですけど、この補助金を一方で無くすとかすると、行政が本来担わなきゃいけないことを、そこをお願いをして、じかでやるんじゃないかと、そこをお願いしていろんなことをしていただくということがありますね。

そこが少なくなると、いわゆる行政のパイが本当に小さくなって、元気がなくなるという、そういう側面も一方ではあります。そういった意味で、ここを間違えると、ちょっと総スカンを食うようなことになりかねんわけで、非常にこの補助金というのは、首長にとっては都合がいいという、言葉は悪いんですけども、4年に1回選挙がありますね、そこで増減したりね、いろいろなことを過去に見てきましたけど、そういうことじゃなくて、今市長がおっしゃるようなね、本当の意味でのそういう補助金の在り方にしていきたいと思います。

そういった意味で、私は、「手をつなぐ育成会」という、知的障がい相談員を市長から委嘱を受けています。その中で役員もしているんですけど、この志布志市手をつなぐ育成会の補助金、平成18年度は28万9,000円だったんですよ。そして、30年度は21万1,500円ということで、7万7,500円減額になっているんですね、1割カットとか、いろいろなことがずっとあって。それを3町、松山、志布志、有明の手をつなぐ育成会で配分させていただいてやっているんです。

私は、志布志町の育成会の役員もさせていただいて、こういうことです。基本的には会長じゃありませんよ、手伝いをさせていただいています。ここについても、平成30年度5万3,550円ですけど、県の育成会に入っているものですからね、県の負担金とか結構くるんです。4万幾らとかですね。そうすると、もちろん私たち会費をいただいて、自分たちでいろんな事業をしています。毎月役員会もし、どうやっていこうかという中で、それが発展して志布志市の障がい者スポーツ大会、そして文化発表事業とか、そういうふうに反映してきて、知的障がいの人たちも、1日はその場でヒーローになる、ヒロインになれるという主役になれるという場をどうやってつくろうかということで一生懸命やってきたんですね。

そういった意味で、先ほど言いましたように、補助金がいきおい無くなるということは、行政の執行上、非常に問題を起こすことがあるということでゼロベースで見直すという市長の考え方には賛成ですよ。そのかわり、きちんと補助金が必要なところには、きちんとやるという、そのことについては、先ほどちょっと失礼なことを言いましたけれども、市長にとってはちょっと都合がいいとかね、それは過去に見てきました正直言って、なぜそれがこの時期だけそういう補助金がいくんだらうねと、選挙が控えている。そんなのおかしいよねというのを少し議員としてもありましたけれども、やっぱりお金を誰のために使うのかということが、そして効果をどう目指すというのが大事かということが、一番要の肝のところだと思うんです。

ぜひそういった意味で、もう1回ですね、ゼロベースでやるべき時はちゃんとやると、そういうことについては、今、私が言ったような考え方と同じというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 補助金の一般的な目的として、市の施策を展開する中で行政の補完的な役割を果たすとともに、地域活性化や産業振興に有効な手段でございます。

補助金は公益上必要がある場合に支出できるとされておりますが、市の予算には限りがありますので、補助事業についても持続可能な収入、支出のバランスが必要と思っております。

そして、今おっしゃるように、補助金をゼロベースと、これは基本的に無くすと言っているわけではございません。一旦ゼロにして、先ほどここに「補助金の役割」というのもありますので、

もちろん先ほどからおっしゃいますように、いわゆる行政もそういう補助団体、事業者によって運営ができていますのも十分理解しておりますので、その辺はゼロにすると無くすという考え方はございません。一旦ゼロにするという行政も事業者も、そこにゼロにした場合の取り組みで、新たな考え方で補助金の必要性、そういうのもお互いに分かるんじゃないかというような思いで、1回これをゼロベースにして、そして補助金というものが何なのか、そういう補助金の在り方そのものも行政も事業者、市民の皆さんも一緒になって考えて取り組むべきだというようなことからゼロベースとしたところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういった今市長がおっしゃったような立場で、これどこかで切れ目があるというわけにはいかないからですね。きちんとつなぎをしっかりとやって、方向性というのが具体的に出て、みんながうちのところはそれでもいいよというような受け止め方ができるような施策というか、それをやっていただきたいと、そういうふうに思います。

今の市長の答弁で、よく理解をしましたので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

あと最後ですけど、福祉行政ということで敬老祝い金についてです。3月もしましたけれども、少しお願いをします。

敬老祝い金の見直しについて、「庁舎内で調査・研究したい」と述べられているわけですがけれども、私は、今節目支給でしているそのこととあわせて、75歳以上全員に支給、予算の範囲内ですすよ、この方が効果が大きいというふうに私は思うんですよ。

市長は、どういうふうに思われますか。節目支給で約5分の1ぐらいの人ですかね、いくのは、全体の数としたときですよ。それか全員に75歳以上いく。効果が大きいというのは、やっぱり節目支給が大きいというふうにお考えですか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、前回の3月定例会においても御提案いただき、「予算がそう変わらないのであれば内部で調査・研究させていただきたい」とお答えをしたところでございます。

また、その後の検討内容につきましては、先日お配りしました一般質問等進行管理一覧表のとおり、県内各市の状況を再調査し、所管課案を決定後、政策調整会議や課長会での協議を行い、平成31年度以降の実施方法について決定したいと考えております。

そのようなことから、本年度につきましては、現行の節目支給で実施するものでありますが、御提案いただいている内容も含めまして、全庁的な事業の精査を行い、真に必要とされている高齢者施策を実施してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今市長がおっしゃった、この「一般質問等進行管理一覧表」、これを読んで少しこれ、やるという方向でのそうなのかとした時、これは少し、下平市長としては少しちょっと視点が違うなと思ったんです。いいですか、平成30年度に県内各市の状況を再調査し、福祉課案を決定後、まず福祉課が案を決定するんですよ。そして、政策調整会議及び課長会での協議を行い、最終的に市長、副市長と協議後、平成31年度以降の実施方法を決定する。

これは、政策としては市長がやるというふうになれば、これでいいと僕は思うんですよ。そう

じゃなくて、あくまでも福祉課が、これをどんなふうにする。もう実施しないよと、節目でやるよと、それを決めた上で、だんだん上に上がっていくというやり方なのか。やっぱりこれは政策だと思うんですよ。このやり方だと福祉課の課長さんが、これは最優先ですよ。福祉課案を決定後ですからね。これは下平市長としては、ちょっと国と同じようなことになるのではないかなと、国の審議官、補佐官というんですが、「私は一切総理大臣に報告もしないで、勝手に私がやりました」と言っているんです。そんなことが起こりうるわけないでしょう。我がまちだって、これ政策的な問題ですよ。それを福祉課が決定した後に上に上がってくるって、それは少し逆でしょう。やるという市長が、その方向でいきますというならこれでいいでしょう。

ここで議論しているのは、政策をやるかやらんかという議論をしているんです。あとのやり方については、このとおりで僕はいいと思いますよ。だから基本、同じ1,500万円ぐらいの予算を何人かで使うか、全体で使うかという、どちらの方が効果が大きいかと言ったときは、私は冒頭言いましたね、「首長が変わると、こんなにも行政が変わるんだ」というのを、それぞれ私たち議員も実感していますよ。住民もされていると思うんです。

やっぱりね、ここはね、住民の人が本当に首長を自分たちが選んだって、もちろん投票した人、しない人いいでしょう。でも、人が変わると行政が変わるんだということ、これ一番分かりやすいことだと思うんですよ。そういった意味で行政の効果として、費用対効果として、節目支給と75歳以上全員にしたときに、どちらが効果が大きいかという。そして、人が変われば行政が変わると、首長がおっしゃってるんですから、そのことについて僕が質問をしています。

この進行管理一覧表では、これだと逆ですよ。

市長が、どういうふうに思っているのか、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） これは福祉課が管轄課でございますので、そういう内部のことを、具体的に分かっているのは福祉課でございます。

おっしゃるとおり、最終的には私が判断をしていきます。

○19番（小園義行君） じゃあもう一回聞きますよ。

節目支給と75歳以上全員に、金額は予算の範囲内ですから、2,000円だったり3,000円だったりいろいろでしょう。どちらが効果が大きいと思いますか。

○市長（下平晴行君） 効果は、もらう側からすると、金額がより多い方がいいと、もらう人はですね。

それ全体で、もらわない人は、そういうふうに、今議員がおっしゃるように、少しでももらった方がいいというふうに思うわけでございますので、そこら辺は、どちらがと言われると、そこら辺を先ほどから言いますように、全体的に、そういうそれぞれが少ない額だけど、もらった方がいいのか。そして、節目で今の額でもらった方がいいのかというのは、先ほどおっしゃいましたように、そこら辺の全体的なことを福祉課の方で対応して、最終的には私の方で判断をさせていただくということで進めていきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） あと3分ありますのでね。いいですか。大体3,000円ですよ、基本ね。そ

して、1,755人しか30年度はいないんですよ、節目支給。この予算は1,500万円ですよ。

これをね、仮に2,000円ずつしたら全員にいくんですよ、これ、正直言って、75歳以上の方ですすね。

私は、隣の曾於市もそうでしたけれども、首長が代わった時点で全員支給になりました。とても喜ばれています。そういうことも含めて、私が大谷温泉に行ったんですよ、私のスピーカーを付けて。そしたら「おはんな、ないをしやっとな」と、「私は議員をしています」と、「前の選挙ときな、4年前は敬老祝い金なねっかいにやっち言わったが、どげんなちよっとな」と言われるもんだから、「実は私がそれを約束しましたと、まだできないので頑張ります」と言って、「まっちねっかいにくれれば良かとな」って、そのおばさんはそうおっしゃってました。

私自身も、今回首長が代わったことが、行政は、普通私なんかもそうですよ、「小園さん一人で何ができるのって、何も変わらんが」て、いつも皆さんこういうことをよくお聞きします。「いや、そうじゃありませんよ」て、「一人でもちゃんと頑張れますよ」と。人が変わると確かに行政は変わるんですということを実感してもらおうと、そのこととあわせて税金を有効に使うと、誰のために使うかという、その立場でした時に、下平市長の「住民目線」という立場でしたら、全員支給の方が僕は効果が大きいと思います。

最後、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 議員が今おっしゃったことも含めて、内部でしっかり検討して取り組みをしてまいります。

○19番（小園義行君） 今回も質問しました。本当にですね、ここでは政策論議をします。だから、本当に全ての課長さん質問したいんですけども、時間がないからできません。

ぜひですね、私のところにもぜひしてよと、そういったような立場で、ここに座っておられる方々は取り組んでいただきたいものだというふうに思います。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 次に、平野議員より、6月18日の会議における発言について、取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

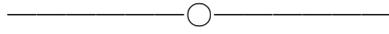
○10番（平野栄作君） 申し訳ございません。

先日、私の一般質問の中におきまして、誤解を与えかねない発言がございました。その部分を取り消していただきますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） ただいまの平野議員の発言の取り消し申し出については、会議規則第67条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、平野議員からの発言の取り消しの申し出は許可することに決定しました。



○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時07分 散会

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成30年6月20日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めまして、おはようございます。

会派、公明志民クラブの鶴迫京子です。

今日は、雨で足元の悪い中、たくさんの傍聴者の方がお見えです。この方々は、女性タウンということで、私が議員になる前からそうそうたるメンバーの方々で構成され、生涯学習講座の中にあるのですが、自発的にいろいろなこと、志布志市のこと、そしてまた市外のことまで、いろいろなことを勉強しよう学習しようという思いで地域女性連の会長の松元トヤさんが中心となって、そういう講座を開かれて、今に至っております。これは年齢制限もなく、生涯現役ということで研修しよう、学習しようという向上意欲のある方々が集まっていられる講座であります。

今日は、一般質問が私ということではなくて、市長が新しく下平新市長に変わりました。その本田市制12年間から、どのように下平新市長が所信表明、施政方針なり、その姿を雄志を見に来られているのではないかと、建前ではなく、本音でそう思っていられるのではないかと、多々私が付度しております。

ですので、今回はしっかり、また初心に返って行政当局の真摯な答弁を求めまして、丁々発止で質問をしていきたいと思っております。

それでは早速ですが、質問に移らせていただきます。今回も市民の代弁者として多くの方々、市民の方々の声をしっかりお聞きしましたので、行政に届けたいと思っております。そして、その結果、執行部の誠意ある明確な答弁を求めます。

それでは、通告書に従い一問一答方式で質問してまいります。

まず1項目は、一般質問した後、その後の経過についてであります。

一般質問後は、進行管理表ということで行政報告があります。その最後のページの欄に進行管理表ということで、議員が質問したことの進行管理が渡されます、議員の方に。そういうことも含めまして、その経過について質問いたします。

行政は、基本的には継続されるものと考えますが、市長が新しく下平市長に代わりました。半年前の答弁と差異がないか、また市民目線をうたっている市長です。良い方向に修正ができてい

るのではないかという思いで期待も込めて、再度3点についてお伺いいたしたいと思えます。

平成19年12月定例会での一般質問であります。

安楽小学校区内には、子供たちがボール遊びのできる公園が1か所も無いので設置は考えられないか、また、安楽地区公民館は駐車場が無いので整備できないかとただしたところ、公園設置については、膨大な敷地面積が必要ということで、条例に沿った形では無理だが、広場的なものについては、開設は可能かなと思っているとの答弁でした。

また、トイレは設置されるのかとただしたところ、公園広場の面積次第になるが、考慮しながら当然使いやすい利用度が上がるような形での整備はしていくと前市長の答弁がありました。

そこで伺いいたします。質問してから半年が経過しました。このことについての進捗状況と見解を示してください。

また、安楽地区公民館の駐車場については、「山宮神社とは、今のままで使わせて欲しいという形での協議にもっていければと思っている」との前市長の答弁でありました。その後、この協議がなされたのか、なされなかったのか、進捗状況と下平市長の、この私の去年の12月の一般質問を受けて、会議録を御覧になったと思えますので、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫京子議員の御質問にお答えいたします。

安楽校区に公園設置との御質問でございますが、安楽校区内は志布志都市計画区域内となっております。本市の都市計画区域の公園については、志布志市都市公園条例第4条において、1人当たりの公園敷地面積が決められておりますが、既に1人当たりの公園敷地面積が充足している状況でございます。

安楽地区公民館の駐車場整備につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 安楽地区公民館の駐車場整備の見解と進捗状況についてお答えします。

安楽地区公民館の駐車場は、議員御存じのとおり、他の条例公民館のような専用の駐車場は無く、隣接する山宮神社の駐車場を利用させていただいている現状です。

また、今回苦情や要望等について、山宮神社や公民館関係者、公民館主事、安楽小学校などに再度確認したところ、「山宮神社駐車場利用に際し、相互に連携が図られており、駐車場利用に対する苦情や要望等は特に無い」とのことでありました。したがって、現行の利用形態で特に支障はないと考えております。

以上でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 市長答弁に、答弁漏れが少しあったのではないかと思います。広場的なものについては、開設は可能かなと前本平市長は答弁されています。そのことに対する答弁がどうなったのか。そのまま広場的なものを開設するというので、継続されていくということでのいいのですか。先ほどの答弁には、そこが触れられておりませんでしたので、再度伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 広場的な意味の設置ということでは、前市長は答弁しているようござ

います。私、直接このことについては聞いておりませんので、お答えできませんが、これは都市公園の範囲内であると、当然先ほど言いましたように、志布志市都市公園の面積を充足しているというようなことではないかというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） 今市長の答弁によりますと、少し前市長とのニュアンスが違うと思います。となりますと、子供広場的なものは開設しないという答弁になっていると思いますが、再度お聞きしますが、通告をしまして、ちゃんと書いてるわけですので、市長は12月議会の会議録を全て読まれたと思いますが、その中で、しっかり前市長が答弁されております。その前市長の議場を通じて市民の皆様もテレビを通じて聞かれています、皆さん。そういうことに対して、今市長は「直接聞いてないので答えられない」という答弁をされました。新しく市長が代わったのですが、行政は継続しているのではないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） おそらく前市長が広場というのは、先ほど私が都市公園の4条では、いわゆる住民1人当たりの敷地面積の標準は10㎡になっていて、その区域内の面積としては墓地を除いて十分な面積になっているというようなことをございますので、その広場のとり方、公園と広場のとり方を若干違っているんじゃないかなというふうには認識しております。

○14番（鶴迫京子さん） 12月の議会での市長とのやり取りの中で、前市長も、そのことをしっかり述べられました。ですので、市民の方も質問した私も、それはよく理解いたしまして、公園は、条例に沿った公園は都市計画区域内なので、できないということは十分承知いたしました。理解いたしました。

しかし、そんな中でまた質問をして、そして、「子供広場的なものは造ります」と、「検討していきます」という前向きな答弁をいただいたのであります。そして、その中で具体的に、ここまで聞いているんですよ。トイレのこと、そして駐車場の、先ほど答弁がありました、安楽地区公民館の駐車場が無い、条例公民館の中で駐車場が無い所は1か所であります。皆さんも、私が質問した後で、いろいろお聞きしましたところ、市報を見たりした方が、「え、安楽公民館のあそこは駐車場じゃなかったの」ということをいっぱい聞きました。それぐらいの認識であります。市長も知らなかったということでありました。

そういう中での、この子供広場的なことも質問したわけでありまして、そして早速そういう答弁をいただきましたので、まだ12月でしたので、こういう要望をいただいた方々、保護者の方、そういう子供を持っている保護者の方々にも、即伝えました。公園は少し無理だとか、もうできないと思う。だけど子供広場的なものは検討していくということですよということをお返ししているわけですね。そのことが、もう市長が代わって体制が変わったら、「直接聞いてないので答えられない」という答弁というのは、少し何か違うのではないかなと思いますが、私の理解不足でございましょうか。

○市長（下平晴行君） はい、だと思います。

ちょっとですね、本当にそこは前市長が広場的な意味で設置できるかなと、答弁して、そして、そこにはトイレを設置というようなことでは答弁をしているわけですね。

私は、広場となりますと、当然敷地を確保しなければいけないというふうに思います。ですから、これは広場ということであれば、これは検討していかなければいけないだろうと。先ほど言いました都市公園法に基づいては、十分な公園の面積が確保されているということですので、そこら辺の取り方が、どういう形で取ればいいのかということになりますと、広場ということを確認するとなりますと、当然民地の広場の確保もしていかなきゃいけない、そういうことでは、ちょっと時間をもって検討させていただきたいというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） 今、少し調査・研究ということの方に、検討したいということの方に舵が変わったかなと、そのように理解してよろしいのでしょうか。最初は全くゼロベースの回答じゃなかったかなと理解したんですが、そこをもう一遍再度お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） いわゆる志布志都市計画区域内の公園はできませんと。私が今申し上げたのは、広場でありますと、そういういわゆる民地の土地等を確保していかなければいけないので、その分については、今後検討させていただきたいということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今の答弁によりまして、前市長の答弁されたことが、時間はどれぐらいかかるか分かりませんが、民地交渉とか、どこに適当なちゃんとした場所があるのか、そういうのも探さないといけませんので、それは当局がされることでありますので、時間的なものはよく分かりませんが、一応検討して前へ進む、その子供広場的なことは進むということで、前市長の前市政の継続ということで、理解いたしました。それでよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 建設課長に答弁させます。

○建設課長（假屋眞治君） 12月の質問を受けまして、その中で都市公園ということであれば、当然建設課の都市公園法の中でと、条例の中で設置をしておりますので、そこについては、充足をしているということで、それについては、できないですよということで説明申し上げておりました。

今申しました広場ということなんですが、これについては、その後、所管がどこか分からないんですけども、建設課内では協議をしまして、広場ということであれば、そういう場所があるのかなということで、あの地域にということで見ますと、公有地はちょっと無いよなど今の時点で、そういうスペースは無いよねということでした。

それと、子供の遊び場ということでいったときに、安楽小学校の校庭で遊んだりとかはできないのかなという、そういうことを今途中の段階では議論をしたところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 答弁が、また建設課長が答弁されましたが、今度は担当課としましては、今度は小学校の校庭で遊べないかというふうに展開されます。これはどういうことでしょうか。

教育長、小学校の校庭で、学校が終わってから遊び場として開放されているのでしょうか。全面的に使っていいよというような、どういう状況になっているのでしょうか。今の建設課長の答弁を受けまして、どのような感想をお持ちですか。

○教育長（和田幸一郎君） 放課後の学校の校庭の利用につきましては、学校によっては少年団

の子供たちが使ったりと、いろいろな状況があると思います。

ただ、子供たちが遊びに来たらいけないよということはないわけでございまして、ただ公的にいろいろと少年団関係が利用する場合は、それに支障がないような形で子供たちが遊ぶのは、そこは別に学校としては禁止しているということではないと思います。

○14番（鶴迫京子さん） この件は時間も、たくさん質問項目をしていますので、早く終わるつもりでございましたが、担当課長の答弁を聞きまして、また市長に戻したいと思いますが、市長、「公有地が無い」と、建設課でいろいろ探したり協議したりしているところだがということではありますが、そこは行政の方で、いろいろと探したり、無かったら無いなりにどうするかということは、そのようなことになっていくのではないかなと思います。結論をお願いします。

○市長（下平晴行君） これは広場といえども、何に使うのか、それによって課の担当が変わってきますので、そこ辺は内部で、議員がおっしゃる目的が何なのかということで、これは決めて考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 検討するということでもありますので、いろいろな角度から検討して、これは進めていただきたいと思います。

再度、何度でも質問したいと思います、進捗状況を。

それで、安楽校区公民館の駐車場ということで教育長に答弁をいただきましたが、公民館と山宮神社側との協議はされまして、どちらも不都合はないよということで、すごくいい関係で今までできているので、これからもそういうことを続けたい、駐車場を利用したいという答弁でありました。ぜひ、そのところは、そういう状況であろうと思います。ですが、その中で双方向でいろいろやっぱり現実としましては、山宮神社の駐車場を利用されているわけですので、神社側もやはりいろいろな恩恵は受けてらっしゃるかもしれません。いろいろな市の行事があったりします。もうすぐ6月30日の夏越しそばも、そこでもありますし、そういういろんなことで、そういういい関係で使われていると思いますが、その中で、お互いに連絡を取りあったりして、かねてのそういう今まで以上に、今までのようにまた、協議ではないですが、そういう関係を持っていればなと思います。

よく理解いたしましたので、次に移らさせていただきます。

志布志小学校周辺地域のゾーン30化に向けての取り組みについてであります。

平成28年6月と29年12月に一般質問をいたしました。教育長の答弁では、「学校、地域の要望などに応じて担当課及び警察、道路管理者など、関係機関と協議してまいります」と。また今の時点で、道路管理者としてもできることはないのかとただしたところ、前市長は「市道については、車で通行される方が、車道部と歩道部がより広く目立つように歩行者の安全対策の一環として外側線の外側に青色のラインを引いたり、カラー舗装、スピード落とせなどの路面標示の検討を行ってまいります」と答弁されました。

志布志小学校周辺地域は、県道が多くて、ゾーン30化はなかなか難しいとは、いろいろ質問をしております、その中で感じているところですが、今すぐできることとして、前市長が答弁さ

れた形での取り組みがなされたのか。具体的に取り組みがなされたということであれば、お示しをしていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） ゾーン30実施についての御質問でございますが、建設課では、ゾーン30の設定が可能か検討するため、志布志小学校の周辺の現地調査を実施しております。

そして、例年開催される志布志市通学路交通安全推進会議において、国・県・警察に情報提供を行い、検討してまいりましたが、この区域でのゾーン30の指定は難しいと考えております。

また、安楽小学校周辺地域についてでございますが、ゾーン30指定には区域内に生活する住民の方々や、通行される多くの皆様の御理解が必要でございます。

交通安全推進の機運が高まれば、ゾーン30は警察が指定されるものであり、協議したいという考え方でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今、市長の方で志布志小学校周辺地域は、ゾーン30がなかなか難しいということであります。

今すぐできることということをご承知しておりますので、その今すぐできることをされたのかどうかということで、取り組みをお聞きしましたので、担当課でもよろしいですので、ぜひ、どういう取り組みが行われたのか、行われなかったのか、お示してください。

○建設課長（假屋眞治君） 前回の質問の中でありましたとおり、できることをするというところで、答弁をしているところでございます。

ということで、具体的には、そういう青い線を引いたりとか、いろいろスピードを落とす、喚起するようなものを検討するというところで答弁をしているところです。

実際に去年は、上町線で水道工事もありまして、関屋口の所から金剛寺の所まで外側線のみですが、それについては、きれいな外側線を引いてもらっているところでございます。

今年につきましては、そこを電源立地交付金に基づきまして舗装修繕がありますので、何かできないかを今から検討しているところでございます。

それから、宝満寺橋から福田鮮魚店のあたりについては、青いラインが元々ありまして、宝満寺橋の所が昨年橋りょうの改修をしましたので、そこに青いラインが引けないかということをご検討しているところでございます。

ということで、補足としましては、6月14日、今度は志布志小学校のスクールゾーン委員会がありまして、やっぱり上町線の所のスピードを出す車が多いということで、そういうことの外側線を引いたりという要請もありますので、その辺も検討してもらいたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま担当課の課長の答弁で、前市長が検討され、市でできることをスピード感をもって順次実施されていることが、よく理解できました。

そしてまた、平成30年度に向けても、いろいろやっていますという答弁だったです。

行政は、まさしく継続なりと、今の答弁で実感いたしました。私が、なぜゾーン30化を何度も質問するのかといいますと、ただ一つ、子供たちの命を守る、その1点であります。この思いは、行政としても市民の皆さん方も同じであります。

志布志小学校周辺地域は、県道に多く囲まれています。市道と違って、市でできることが限られているかもしれませんが、県道だからといって市の管轄ではないよということではなくて、同じ思いを共有するものとして、ぜひとも県の方にもいろいろな形で子供たちの通学路の安全確保、そういうことを含めまして、引き続き要望を上げて欲しいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるように、子供たちの安全が一番だと、この前の大阪の地震でもありましたように、早速、私どもも課長会を開いて、その対応をしたところでございます。

今おっしゃるように、そういうゾーン30によって子供の命が守られるという安心・安全な通行形態ができれば、私たちもその方向で取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今朝の南日本新聞の一面には、大迫勇也選手がブルーのユニフォームを着て、そして、コロンビアと、一面にすごく頑張ったと載っていました。でも、その下に、それは大変喜ばしいことではありますが、その社説の欄に、今度はそういう子供たちの悲惨なことが、いろいろ書かれてありました。本当に昨今、そういう子供たちの小学生、幼い子供たちの命が奪われる、いろんな意味で奪われる、災害とか。そして、人的に奪われたりいろいろあります。そういうことを受けまして、本当に覚悟を持って真剣に、やっぱり人ごとではなくて、自分の子が、自分の孫がと、そういう思いで子供たちの命を守らないといけないと思います。

通告と離れるかも分かりませんが、ブロック塀ということで、教育長、ブロック塀が倒れたということで、小学4年生ですかね、子供の命が奪われました。そういう所は、早速どういう対処を、本市内の小学校、中学校、そういう所に何かその事故を受けてされたんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 子供たちの安全な生活、命を守るというのは、私ども学校に課せられた大きな責務だと思ってます。私は、かねがねから学校に対しては、まず子供たちが安全に過ごせる環境をつくってあげるというのが、一つ大事だということで、例えば、先ほど議員が言われましたゾーン30というの、一つの子供たちの安全な環境を守る一つの方法だと思います。

それから、青パト隊とか、朝の立しよう指導ととか、いろんな形で地域の方々が、子供たちの安全を守っているというのが一つあると思います。

もう一つ大事なことは、子供たちが自分自身で自分の命を守るための、そういう危機意識を育てていくという、この二つの視点で学校にはお願いをしています。

昨日、あのような、おとといですかね、悲しい事故が起きました。そのことを受けて、早速先ほど市長が言いましたように、課長会を開いて、今後の対応等について話し合いました。

教育委員会といたしましては、すぐ学校に対して、とりあえず学校の施設内でブロック塀とか、そういうことについて、危ないような状況があるのかないのかということについての点検をすぐして欲しいと。もし、そういう場所があれば、すぐ教育総務課の方にメールを送って欲しいという、そういうお願いをしたところです。

ただ、まだ時間が短いので、今後も通学路とか、そういう所にも危険な箇所は多分にあるんだろうと思います。建設課の方と連携をしながら、市全体のブロック塀を含めて、危険な箇所

については、点検を早急に行いながら、子供たちが安心して登下校できる、そういう環境をつくってまいりたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、教育長の真摯な答弁がありまして、テレビを御覧になっていらっしゃる方も安心されたのではないかなと思います。そういう教育長のリーダーシップの下、教育委員会、そして学校、本市にある小・中学校の子供たちの命が守られていくと感じました。

教育長は童話といたしますか、絵本といたしますか、そういう読書活動というか、そういうことにも熱心に取り組まれていますので、先ほどおっしゃいました「子供が危機意識を持つことが大事だ」と、そのとおりだと思いますので、ぜひそちらの方も力を入れて、引き続き教育長としてリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

12月も質問していますが、先ほどのゾーン30化のことでありますが、保護者の声として安楽小学校周辺地域のゾーン30はできないかということでもあります。

安楽小学校前の道路は、後ろの鉄道線の跡の道路、そして宮脇住宅を囲んで2本の道路があります。東西に横に延びる、結局4本の道路が横に延びております。

そして、そこにお住まいの市民の皆々様の声として、いろいろ聞き取りをしたんですが、狭い中、結構スピードを出して通り抜けしていく車が多い。遊んでいる子供たちに、そこを退けとばかりに走り去る車もある。子供たちの方が気を遣い、そして避ける始末である。そんな時、遠くから見ていてヒヤッとして、ハッとすることが多い。

また、大人や高齢者の方々も散歩やウォーキング中に怖い思いをした、など車を運転するドライバーといたしますか、そういうスピードを出して通り抜けしていくような車に対して、歩行者なり子供たちが、すごく危険な思いをしているという、大変な道路状況であります。

また、小学校の隣は保育園もあり、園児たちの通園や送迎バスの乗り降りなど、車の往来が頻繁な中での安全確保というのが、大変大事になってくるのではなかろうかと思えます。

子供たちのそういう視点からしますと、本当にゾーン30化して、スピードを出さないようにして欲しいという思いがあります。

そして、ゾーン30化になってないわけですので、今度は通行するそういう側にしては、あっと思ったときにはスピードを30kmとかじゃなくて、40km出していたというようなことにもなりかねません。そのような道路状況であります。

また、団地や民家の密集地帯でもある安楽小学校周辺地域は、南海トラフなど津波を予測して高台に移転ということで、相当宅地化が進んでおります。

今後も安楽小学校の児童数の増加が、そういうことで見込まれている地域でもあります。12月議会でも質問いたしました。増加の傾向が見られるということでありました。そういう状況の下、通学路の安全確保対策として、子供たちの大切な命を交通事故から守るために、30kmの速度制限をかけることはできないものでしょうか。

安楽小学校を取り囲んで、東側は山宮神社から、西は郵便局あたりまで、南は線路跡の道路、

北は宮脇住宅の北寄りの道路までのエリアをゾーンとしまして、ゾーン30に指定することを、県の方の警察なり、切にお願いしたいと願っておりますが、市長の見解を伺いたします。

○市長（下平晴行君） 安楽小学校周辺については、住宅が多くなり、特に宮脇住宅付近の児童生徒が多くなると予想されます。

その中で、要望としては付近の舗装修繕要望やカーブミラー等の要望がありました。

また、安楽小学校周辺の指定については、可能性があると思われませんが、指定には地域住民からの強い要望が必要でございます。要望があれば関係機関と協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま市長が、志布志小学校周辺地域は、なかなか難しいが、安楽小学校は、そういう地元の思いがあれば、そしてまた、そのことの機運が盛り上がっていけば、ゾーン30化の要望というか、そういうことになっていくという答弁をいただきましたので、このことは、私も初めて安楽小学校のことは、具体的に質問をいたしておりますので、このことは引き続き、まるで最初からもう駄目だよという答弁ではなかったもので、何か希望が見えてきたのかなと思いますが、市長の答弁でありましたので、先ほど私の方で、ゾーン30のエリアを勝手に頭の中で想像してつくったんですが、そのことに関しまして、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 毎年開催される志布志市通学路交通安全推進会議等で、学校や保護者、地域住民の協力を得て道路の安全確保に努めてまいります。

道路舗装や路面標示等で安全啓発に、これから更に努めてまいりたいと思います。

どう思われるかということで、ここにゾーンの図を書いておりますが、今現在は40ゾーンでございますので、住宅周辺については、先ほど言いましたように、地域住民からの要望等が強いようでございますので、要望があれば可能になるということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） ゾーン30のエリアということで、私もカレンダーの裏にマジックで書いて、ここですよというのをお見せしようかなと思いましたが、第1回目の質問ですので、市長の見解を伺いたしたいと思ひまして、今、市長がそのようなことをされましたので、このゾーン30の地区住民のおっしゃいますが、ここに今、議場に議員も行政当局もいらっしゃいます。安楽校区ということで、該当する所に住まれている方が何名かいらっしゃると思いますが、その方々も地区住民であります。ですので、いつも市長が、今回おっしゃいます「市民が主役」そして「現場主義」、いろいろなことをおっしゃいますが、そのことを、一番このことは、まずそういう市の職員がいらっしゃったりするわけでありまして、そういう方々も、もちろん私も質問しているわけですので、いろいろと取り組みたいと思いますが、まず、そういう方々の力もお借りして、どう思うかということで、人ごとではないと、オール志布志でやっていくということでありまして、昨日のサッカーみたいにオールジャパン、オール志布志ということで、職員で安楽校区に住んでいらっしゃる方々は1人ではないと思いますので、副市長もそうですよね。そういう方々が、たくさんいらっしゃるわけですので、そういう方がリーダーシップをとって、もちろんその方々が、反対だよ、そんなゾーン30化なんかしないで欲しいというなら別ですが、そのことも含

めまして、いかが思われますか。

○市長（下平晴行君） それは議員のおっしゃるとおりでございます。

一市民、校区の市民、それぞれが地域の子供たちのために、もちろん保護者、それから私も行政、議会議員の皆さん、皆さんがやはり今おっしゃったようなゾーン30で子供たちが守れるということでは、当然一緒になって要望活動をされるというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長も、そういう思いでありますので、ぜひこのことはゾーン30のエリアというのは、子供たちを見守る地域のエリアということでもありますので、今通学路の安全確保ということで交通事故から守るといようなことで、ゾーン30の質問をしているわけですが、このことは、交通事故から子供たちの命を守るだけでなく、昨今、新潟の小2 女児殺害事件がありましたね。そういう犯罪があってはならないことですが、本市でも安心・安全メールなどには、もうしょっちゅう不審者の声掛け事案のメールが届きます。そういうことで、不審者の声掛け事案というのは頻繁に起きているわけです、現に。ですので、そういうことからスピードを落として、ここは30km以上は出せないんだよとなりますと、皆さんが、この密集地帯の地域の市民の方々の皆さんが地域の目があるわけです。ゾーン30になることによって、地域で見守るとい目がたくさんあることとなります。ですので、そういう防犯対策としても、このゾーン30に指定するということは、皆さんの意識がゾーン30ということ、どういうことだという、そこから始まりますので、そのことを自体が、すごく広がって、いろんな対策になって、そして費用対効果を生むと思っておりますので、ぜひ、このことは市長、しっかり地区住民の方々の熱意があれだよとか、どうだよということではなくて、地区住民でありますので行政の方も議員もですね、みんなですね。ですので、そこいらあたりをしっかりと踏まえまして、リーダーシップをとって、行政が人任せにするのではなくて、市民の力が、よく「自助、公助」とおっしゃいますが、やっぱりモデル的というか、こういうことだよというのは、やっぱり行政が発信しないと、やっぱりそこまで日常的に時間に追われている者は、そこまで余裕とか時間がなかつたりしますので、ぜひこのところ、これ、もう最後ですが、市長の熱き思いを語ってください。

○市長（下平晴行君） これは二通りございまして、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合。それと、先ほど言いましたように、地域の皆さんが要望して実施できる場合がございます。

もちろん、私たち行政も前向きに検討してまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 前向きに検討するという答弁をいただきました。

市長は、「攻めの行政」ということをよく使われますので、攻めの行政で行ってほしいと思います。このことは順次、半年ぐらいに追って進捗状況をお聞きしたりしていきますので、これで終わりにはしたくないと思いますので、ぜひ後を追いかけて質問をしてまいります。

それでは、次に移ります。

平成24年12月、25年6月、28年12月と過去3回にわたり定例会で公共交通行政について一般質問いたしました。

会派で研修した近江八幡市の先進事例を示し、公共交通体系の構築をただしたところ、「本市においては、農村部が散在しているので、そのルートをどうするかという課題がある。そこも含めて検討する機関を立ち上げるので十分協議しながら構築をしていく」との前市長の答弁でした。

前市長は、近江八幡市にも視察に行かれました。「様々な課題を検討する機関を立ち上げる」と答弁された機関は立ち上がっているのでしょうか。立ち上がっているとしたら、質問して1年半経過した今現在、どのような協議結果になっているのかをまずお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の地域公共交通の現状は、自家用自動車への依存や人口減少等を背景に輸送人員は減少の一途をたどっております。

また、中山間地域と病院や福祉施設、商店街などがある市中心部までを結ぶ移動手段は、現在の公共交通機関のネットワークでは必ずしも充足しているとは言えない状況でございます。

各公共交通機関の接続や移動手段の確保等の問題や、交通空白地域が市内に多数存在しているなど、地域交通公共を取り巻く環境は年々厳しさを増している現状でございます。

このような本市を取り巻く地域公共交通について、総合的に課題を整理し、新たな公共交通ネットワークの再編をしていくことを目的に、本年4月5日に、公共交通事業者、公安委員会、公共交通利用者等を構成員とした志布志市地域公共交通活性化会議を設置いたしました。

今年度は、この活性化会議を基盤に地域公共交通について協議を進めながら、志布志市地域公共交通網形成計画を策定し、地域の実情に即した地域公共交通サービスの実現に向けた取り組みを行ってまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 前市長の答弁された「検討する協議機関」というものができたということで、4月に志布志市地域公共交通活性化会議ということで、いろいろなメンバーで構成されている会議ができましたということですが、この会議は年何回開催される予定ですか。4月は1回会議されたということですが、あと平成30年度は、どういう予定になっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、4月5日に志布志市公共交通活性化会議を設置し、第1回目の会議を実施したところでございます。

今後は3回程度の会議を開催予定しており、平成30年度末に計画を策定してまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 30年度末に計画を策定してまいりますということが、次のところで質問しようと思っておりましたが、志布志市地域公共交通網形成計画の、この計画のことではありませんか。

○市長（下平晴行君） 志布志市地域公共交通網形成計画を策定して、今年度は会議を基盤に地域公共交通について協議を進めながら、この志布志市地域公共交通網形成計画を策定するというところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 確認ですが、平成30年度末にはできるということですか、この計画が。

○市長（下平晴行君） できるということです。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、まず会議が行われますね。協議する会議が行われて、年3

回行われて、そして、志布志市地域公共交通網形成計画という計画を立てられます、30年度末。その後の具体的な手法ですが、今後のスケジュールですね、その立てた後、31年度以降のスケジュールといたしますか、その後どのような形で、そして、計画には何年度までにどうするという計画ですので、しっかりした中期的なものとか、その時間というものがあるわけではありますが、そのスケジュールもあわせて伺いたします。どのような経過をたどるのか。

○市長（下平晴行君） 計画策定を通して、本市のまちの将来像について実現に貢献するような目標の設定をすることが重要となります。持続可能な公共交通の実現に向けて、本市としての具体的な取り組みが展開されると想定しています。

これまでの先進地の事例としては、路線やダイヤの見直し等、今ある地域公共交通サービスの改善や乗り合いタクシーの導入による交通空白地帯の解消、福祉バス・スクールバスをコミュニティバスとして活用するなどの参考事例があるところでございます。

計画策定を通して、交通事業者と協議を進めながら、本市の特性に応じた地域公共交通の種類や運行形態を検討してまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 検討していかれるわけでありますので、何年までとか言えないということですかね、その検討結果次第で時期が延びたりするということでしょうか、大体。

○市長（下平晴行君） これは策定して、そういう関係する事業者等々もございまして、何年までというか、できるだけ早めに対応していかなくちゃいけないというふうに考えており、できるだけ早めに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 公共交通ネットワークの再構築というのが、新市長に代わりまして、即会議が行われて、計画も今年度末にできるということでありますので、相当スピードアップしたのではないかなと思いますので、ぜひ今のスピード感を持って、ぜひこのことは成し遂げてもらいたいと思います。

もう新聞では、防げ高齢者交通事故とか、免許証返納もあわせて、いろいろな問題が家族間の中で起きております。本当に、免許返納をしたら買い物ができなくなるとか。そしてまた、交通事故は75歳以上の割合が急増しているとか、毎日新聞に出てない日はありません。このことは最重要課題として、下平市長の最重要課題として取り組んでいってほしいと思います。

これは、私だけの願いでなくて、このことについては、同僚議員も何回も質問しておりますので、ぜひ覚悟をもって進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

平成28年3月定例会で、公共施設のトイレ整備ということで、有明グラウンド駐車場横のトイレの洋式化と、有明総合体育館のトイレの洋式化、有明地区公民館のトイレの洋式化など、トイレの改修整備について一般質問いたしました。

その後の、それぞれの進捗状況についてお伺いたします。

また、その中でも特にグラウンド横のトイレにつきましては、担当課に進捗状況をこれまで何度も説明を受けながら、最初は補修でいいというところでしたが、途中より全面的に新しく造り

替える形での予算計上をいたしますということになりました。2年3か月の間、市民の皆様と、この情報を共有しながら大変喜び、予算計上をまだかまだかと待っているところでありました。

30年度当初予算に無かったので、6月補正ではと思い議案を確認しましたがありません。担当課にお尋ねしたところ、「計上していない」とのことでした。理由として、いろいろお聞きいただきましたが、行政は継承され、継続されるものとばかり思っていましたので、一瞬がく然といたしました。実施設計までして、予算計上できなかった理由について、市民の皆様にも分かりやすく具体的にお示しをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 有明グラウンド横のトイレと、有明地区公民館のトイレの現場につきましては確認をしたところでございます。

有明グラウンド横のトイレの整備につきましては、教育委員会の方で、平成29年度にトイレ棟改築工事の実施設計を行っておりますので、今後整備が進むものと認識をしております。

また、有明地区公民館トイレの洋式化につきましては、時代にあわせた施設整備が必要と考えておりますので、有明地区公民館の利用者の意見を伺いながら、洋式化を推進してまいりたいと考えております。

各施設の進捗状況につきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

有明市民グラウンド横のトイレにつきましては、議員からの一般質問を受けまして、平成29年度、現在の場所に設置する計画で、トイレ棟改築工事の実施設計を行いました。

市民グラウンドの利用者には、有明地区公民館や市役所のトイレ等を利用される方もいることから、現在、既存施設の建て替えではなく、より利便性の高い新たな設置場所について、内部で調査・検討を行っているところでございます。

また、有明地区公民館トイレの洋式化につきましては、改修等は進んでいない現状でございます。特に女性トイレの洋式化を進める場合、スペースの関係から現在5器あるわけですが、5器から4器に便器数を減らして整備することになりますので、公民館の利用団体とも十分確認させていただきながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、有明総合体育館の洋式化の答弁がなかったと思いますが、いかがですか。

○生涯学習課長（若松利広君） 有明総合体育館の洋式化の御質問でございますけれども、議員も御承知のように体育施設の整備につきましては、これまで国民体育大会に向けて、志布志運動公園を優先的に整備をしてまいりました。

今後は、有明体育施設、城山総合公園につきましては、順次整備を行う計画でございますので、利用者の意見を十分お伺いしながらトイレの洋式化もあわせて整備してまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 有明のグラウンド横のトイレですが、場所をまた、今ある所ではなくて、その場所を変えて利便性の高い所に、どこがいいのかということで、市民の声、そういう利

用者の声も聞きながら進めていくということでありました。担当課としては、やっぱり予算の関係がありますので、財務課の方に要望されたと思いますが、それが却下されたのだと思います。そのあたりをもう少し詳しく説明できませんか。

○教育長（和田幸一郎君） 有明グラウンド横のトイレのことにつきましては、議員が、なかなか女性が使いにくいとか、いろんな指摘があったりしました。そのことを受けて、当初教育委員会としましては、これを全部撤去して、あの場所にまたトイレを新築しようという、そういう意向で進んでおったわけですが、しかし、よく考えてみますと、もったいないよなど。あの男子トイレは便器が14器ございます。そういうことを含めると、あそこで、もし大会が行われた時に、あのトイレは、そのまま現場で使えるようにして、そして別に新たに設置することによって、利用者がより多く利用できるような状況ができるんだらうということで、今回見直しをしていくと、そういう方向になったところでございます。

現在の有明横のグラウンドのトイレにつきましては、そのまま現状を維持して、ちょっといろいろとまだ改善をしなければいけない所がありますが、それとプラス新たに設置をして、より多くの方が使えるような状況をつくっていくと、そういう方向で予算が今回なされているというふうに思っていただけだと思います。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま教育長の答弁によりまして、最初の計画は、あの場所に新しくできるということで、大変期待していましたが、それ以上に、また担当課の方でいろいろ考えられまして、結果的には、すごく改善されていくのではないかと思います。

その中で、やはりそこをそのまま残しておくということは、大概が男性の方が使われたりするのではないかと思いますし、そうなりますと、他にまた利便性の高いトイレということで地区公民館もありますし、本庁もあります。そして野球場があります。そういう中で、いい場所をいろいろ考えられまして、そのグラウンド・ゴルフをされる方とか、利用者の方々の声をいっぱいお聞きになって、そして、一番最適な場所に設置されるトイレということになりますと、またそれが女性専用のトイレになるのかどうか分かりませんが、そういうことも含めまして、ぜひしっかりと、市民の声、利用者の声をお聞きになって、より良いトイレができるような答弁でありましたので、また時間的なものは延びてきましたが、大変良くなるのではないかな、改善されていくのではないかなと思いました。

この時期は、結局本当は実施設計までしてましたので、予算の関係とか、それがOKだったりしたら、その場所にできていたのではないかと思います。また新たに見直して、どこにするかということも含めまして、考え直すということでもありますので、そういうことを含めまして、どれくらいの時間がかかるのでしょうか。30年度の中で、いろいろ協議したりされるのか、31年度に予算が計上できるのか、そこまでお伺いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方としましては、一応実施設計は基本的にできておりますので、あとは場所をどこにするのかということが決まれば、今年度は無理だとしても、来年度以降は設置ができるのではないかなというふうに考えております。ただ、お金のことがありま

すので、教育委員会単独では決められませんので、市長の方と相談しながら、できるだけ早くそういう対応ができるようにしていきたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 今朝ほど、財布のことは市長が持っているということですが、トイレということで、今日は女性タウンの方も多数見えています。今朝、今日は同僚議員がびっくりしましたということで、本当に女性はトイレが、時間がかかったりいろいろで、個数が少なかったりしたら大変不便なんです、利便性がないんですね。ですので、びっくりしたら、男性のトイレもいらっしゃったということもありました。だから、そういう本当にせっぱ詰まったものがあります、トイレというのはですね。

ぜひ、女性の視点に立ってトイレ設備というのを、女性にとっては最重要課題でありますので、旅行先に行っても、まずトイレの場所を探すのが一番の行動の先の順番でありますので、ぜひこのことを進めていっていただきたいと思います。

実施設計もしているということで、31年度には形になって現れるという答弁がありました、市長、財布を握ってらっしゃるのは市長でありますので、市長の考え次第では、また白紙に戻ったりするやもしれませんが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 教育長の答弁にありましたように、場所の選定等がありますので、今年度は、そういう準備をしっかりと、31年度に予算計上できればというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 明解な答弁が返ってまいりましたので、次に移ります。

最後に、施政方針について、4点ほどお伺いいたします。

1点目、施政方針に「消防団員の資質向上を図り、車両、資機材、詰所の整備、啓発活動により、地域防災力の強化を図る」とあります。女性消防団が結成されてから3年以上になろうかと思いますが、施政方針には一言も述べられておりません。消防団員の中に含まれるとえば、そのとおりですが、全ての市町村に女性消防団があるわけではありません。

市民のために自分の時間を惜しまず、そして自分から申し出て、志のある方が自発的に女性消防団として活動されています。まず、その活動の状況をお示してください。

また、女性消防団がより活動しやすい環境の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように消防団の皆様には、かねてから地域住民の生命と財産を守るという崇高な任務のために、御尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

さて、女性消防隊につきましては、平成26年7月13日に発足し、4年が経過しようとしております。女性消防隊の主な活動としましては、高齢者宅の訪問、それから各種イベントでの広報活動を通じて、火災予防などの啓発活動に取り組んでおられます。

現在、安楽分団詰所跡を臨時的に活動の場として利用しておられますが、活動の拠点として使用できる施設について、既存施設の活用も含めて調査をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 安楽公民館の前の消防団詰所があった所を女性消防団の会議などに使

っていらっしやいます。

私も、毎週木曜日、今7月8日の操法大会に向けて男性の消防団の方々が、男性の方は毎日だと思いますが、家庭を顧みずに、もう一所懸命操法大会の訓練をされていると思います。本当に頭が下がる思いであります、この女性消防隊も、その操法大会に向けてということでありますが、まだそこまではということで、出初め式を目標に小型ポンプ車の操法訓練をされています。それをちょっと、木曜日ということで見学に行きました。その時には雨が降ってしまして、6時半ですかね、訓練されていましたが、ずっと立って見ていましたが、本当に最初のうちは、初めてですので、見学する方も見ていました。傘をさして、そして、見ていくうちに、6時半ぐらいから9時ぐらいまでずっと練習をされてるんですね、皆さんで。本当に直に見ましたので、昨日のサッカーもそうでしたが、涙が出ましたが、訓練を見ているだけで涙が出てくるんですね、自然と。それはなぜかという、本当に女性の方は家庭があったり、いろんな事情があったりします。それを置いて、志でなっちらっしやいますので、訓練をされているんですね。

そして、最初の6時の頃と、終わる9時の頃と、訓練ですので、本当に訓練ですごいなと思いました。だからこそ感動したのであります。そういうことで、男性の方も本当にそういうこと以上なんだろうなと思いつつも、そういう場面に出会えたということで、この女性消防隊も、やはり一生懸命活動されてますので光を当てて欲しいと本当に思いました。

そして、市報とか、そういうところに出されていたりするわけですが、もっとそういう、もちろん本人たちの自助努力がありますが、みんなで行政で、このことをもっと後方支援といいますか、していただきたいなと思いつつも質問してるわけですが、市長は、操法訓練を御覧になってませんよね、忙しいのですかね、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 女性の訓練は見ておりませんが、男性の消防団の訓練は何回も見ております。

○14番（鶴迫京子さん） そこで、そのことも感動しましたが、そこに消防署の方々が何回も人が代わる代わる指導して下さるんですね。そういうことも大変感動しました。

そして、担当課の危機管理監に聞きましたところ、「いつもそうやって指導して下さいます」ということで、本当に皆さん志が高い方ばかりだなという思いがいたしましたので、ぜひこの女性消防隊に対して、いろいろそういう志の強い方ですので、自分から弱音をはいたりされないと思いますので、そこらあたりをいろいろ、今どんな状況ですかとか、情報交換などして、この活動しやすい環境整備にしていただきたいなと思います。

そこでお尋ねいたしますが、本市の防災会議が年2回開かれるということがありました。防災会議ということで、この防災会議の中のメンバーですが、男女共同参画の視点に立った防災・減災でなくてはいけないと思います。そのための大変な重要な防災会議であります、女性の声をしっかりと反映させるため、16人のメンバーの中に女性は何名いるのでしょうか。

そして、そのメンバーの中に、この女性消防隊の隊長は入っているのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在は17名でございます。隊長1名、副隊長2名、女性消防隊員のことでしょうか。

○議長（西江園 明君） 防災会議のメンバーですね。

〔鶴迫京子さん「でも、そこもお答えいただければ幸いです」と呼ぶ〕

○議長（西江園 明君） 質問してください、その場合。答弁を求めるので。

○14番（鶴迫京子さん） 消防隊の活動内容はお聞きましたが、メンバー何名で、どういう方で構成されてますか。

○市長（下平晴行君） 女性消防隊の人数は、現在17名でございます。

隊長1名、副隊長2名、団員14名でございます。なお、隊長の階級は部長、副隊長の階級は班長となっております。

○議長（西江園 明君） 防災会議のメンバーに入っているかということですよね。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

防災会議の委員の中に女性が入っているかということですが、大変申し訳ございません。ただいま手元に資料を持っておりませんので、何名いるかというところは、今調べております。

ただ、女性の視点からの防災ということでございますので、女性の委員の方はいらっしゃいます。ただ、今議員から御質問あられたように女性消防隊の隊長は入っていないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 同僚議員の質問の中で防災会議の中に志おごじょ隊の会長が入っているということで、一人は女性がいるというのを確認していますが、しっかり聞いてなかったものですから、女性その他に入っているのかどうかということを含めまして、ぜひ、まだ私が質問している間に答弁をいただきたいと思えます。

隊長は入っていないということでありましたが、志おごじょ隊に、私もメンバーとして入っています。それで、薩摩川内市から吉水さんという方が見えられまして、「HUG（はぐ）」ですね、施設運営の避難所の設営ということで、「HUG」というので講習があったわけですね、勉強会があったわけです。グループ分けをして、私の班は隊長がいらしたんですね。そして、初めてのことでありますので、どうやってすればいいのかというのが担当の講師の方が説明されるのですが、すごく難しい感じがしまして、初めてのなもんですから。皆さんもそうだったと思います。でも、私のグループは隊長がいらっしゃいまして、すごく的確にスムーズに済んだんです。他のグループよりもすごく速く、理解度が速くて、そしてまた、隊長のリーダーシップがあってパッパッパッって進んだんです。そのことも踏まえまして、ぜひこの防災会議に、答弁がないのでね、隊長は入っていないということでありますので、ぜひこの防災会議に隊長が入らないという理由がちょっと分かりませんので、ぜひ女性の視点。結局、東日本大震災で避難した際、女性がその役割を担う可能性が大きいこと、避難所運営が男性中心で行われたということの反省の下、女性や子供のニーズが反映されなかったということから、この男女共同参画の視点が重要ということであり

まして、この防災・減災につきましては、必ず女性を何名か入れるということになっているのか、なっていないのか分かりませんが、反省を踏まえてそうなっていると思いますので、いかがですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

防災会議のメンバーでございますけれども、33名中、女性は4名ということになっております。

消防団の関係者ということでございますけれども、団長がそのメンバーになっております。

ただいま議員の方から御紹介ありました「HUG」ですけれども、私もその場にいさせていただきました。「HUG」というのは、非常に避難所を運営する手法というのを学ぶ上で、ゲーム感覚である訓練でありまして、これには女性消防隊も何人か何回か参加をしているということもありまして、隊長がいた所については、スムーズにいったのだと思います。

確かに避難所につきましては、どうしても避難をされた方々で運営をしていただきたい。そこには刻一刻と状況も変化をいたしますので、それに対応するような臨機応変さも必要だということで、あのゲーム感覚での訓練になっているところであります。

おっしゃいますように、女性の視点からの防災というのは、確かに大切ではあると思っておりますので、今のところ消防団の代表としまして、消防団長が入ってはおりますけれども、今後またメンバーの選定につきましては、なるべく女性の方の登用、委員への登用というのも念頭に入れながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（鶴迫京子さん） 市長に伺いますが、そういう防災会議って大変重要な会議であります。その中に女性消防隊が発足して3年以上経ってるんですね、4年近くになろうとしています。その消防団の隊長が入ってないというか、ぜひですね、今お聞きしたら男性の方ですよ、消防団の代表は入っているということでもあります。そういうことを、やっぱりもう視点が抜けてますよね。私、志おごじよ隊ですが、おごじよ隊よりも、まずここの消防隊長でしょうって思いますが、いかがですか、市長の率直な感想をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 職員間による研修はあったということでございます。

おっしゃるような男女共同参画という視点からも、私は当然入るべきだというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、防災会議は発足したばかりですので、規則か要綱か分かりませんが、「特に市長が認める者」という意味合いも含めまして、ぜひこの女性消防隊長を入れていただきたいという要請をしておきます。

それでは、もう時間が12分しかありませんので、次に移ります。

次に2点目、施政方針に「防犯対策については、犯罪件数は減少傾向にあるが、身近な犯罪への不安感は依然として高いので、警察や防犯協会などと連携して、犯罪の抑止活動を支援してまいります」ということで、「防犯カメラの設置も視野に入れながら、犯罪発生率の低いまちを目指してまいります」と述べられております。

この具体的な設置計画があるのでしょうか。新潟の女児殺害事件で犯人逮捕の決め手となったのが防犯カメラといいますか、ドライブレコーダーでした。監視カメラの役目は犯人逮捕のみならず、犯罪防止として抑止力につながります。

「凶悪事件の大半は、人が入りやすく見えにくい場所で起きている。死角をなくすことが重要である」と新聞にありました。本市でも、特に週末の土曜日、日曜日、幼児や小・中学生、高校生などの子供たちが、また外国船が入りますので、外国人を含む大人たちなど、多数の方々が時間を過ごしている鉄道記念公園であります。ここに優先的に設置する考えはないか。この質問をするにあたり、これは私の考えといいますよりも、市民の声で、こういうことがあったんですね。テレビ報道で、いろんな事件があって、幼い子供の命がなくなるので、そういうことをできないもんだらうかということでありました。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 防犯カメラ設置により犯罪を防止し、犯罪率を低下させ、安全で安心なまちづくりにつなげ、また事件の早期解決を図ることが期待できると考えております。

防犯カメラ設置については、主要な交差点、商店街等、駅や港、公共施設など様々な設置箇所が考えられるところでございます。

財政的な観点からも、また民間の方々の協力も含め、関係機関と協議を重ねながら、設置に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） このことは、市民の声を受けまして質問しているわけでありますので、市民の声も多種多様にあろうかと思っておりますので、ぜひそのところをいろいろな形で情報収集して、市民の声を反映された、ニーズに添った形での防犯カメラの設置を期待いたします。

それでは、次に移ります。

3点目は、施政方針に「歴史のまちづくりを推進していくために年次的に志布志城跡の整備事業など、スピード化を図る」とありますが、史跡巡りの観光客に対する視点が不足していると考えます。周知するための看板設置や周辺の環境整備にも力を入れるべきではないかと思っております。

そこで、市長も御覧になられたかと思いますが、「記者の目」に、ここに書いてあったんですね。私がかねがね思っていたら、すぐ志布志支局の児美川さんが、出していらっしやいました。読まれましたか。

○市長（下平晴行君） これは5月16日に「記者の目」で歴史のまち発信をとということで掲載をされております。

○14番（鶴迫京子さん） 御覧になったということで、話が進みますが、本当にここに書かれていますか、この書かれていることに関しまして、どのような感想をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） このことは、私、今年「歴史のまちづくり事業」の取り組みをしようとして、これは歴まち法で観光、人口交流ということでの観光を生かすという歴まち法でございますので、ここに書いてあるとおり、文化財が志布志は豊富でございます。それをどう生かしていくか、いわゆる保護・活用、活用することで保護されるということを考えておりますので、そういうことも掲載されておるし、それを生かさない手はないというようなことでもありますので、十

分そのことも踏まえて人事の異動もしたところがございますから、歴史のまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 下平新市長になりまして、市民の方が一番先に進むのではないかと期待していることが、この歴史のまちづくり事業であります。これは志布志町時代に下平市長が基本構想といたしますか、そういう構想計画を立てられた中の、リーダーシップをもって立てられたメンバーとお聞きしていますので、ぜひ今の答弁をもちまして、大変進むのではないかと思いますので、この「歴史のまち発信」という、こういう「記者の目」がありますが、それ以上に歴史のまちづくり事業にまい進していただきたいと思います。

そして、市長だけまい進するのではなくて、オール志布志で全庁的に、これは観光・歴史・教育委員会とか、全庁が関わってきますので、ぜひ全庁的に、リーダーシップをもってやっていただきたいと思います。これは期待しております。経過を見たいと思います。

次に、やはり関連がありますが、観光ガイドについてであります。

27年9月の定例会で、子供の観光ガイドの養成について、本市でも小学生、中学生、高校生などを公募して、講座を設けて研修させて、その制度を導入する考えはないかと質問したところ、教育長は、「志布志市の史跡、歴史を学ぶ講座のようなものを計画してまいりたいと思います。そして、それが観光ガイドの養成につながっていければ」と答弁されました。それから、2年9か月経過いたしました。生涯学習講座とか、そういう養成講座としての形が見えてきておりません。

再度質問いたします。このことに関しまして、この制度を導入して、将来的には本市の観光の目玉になるように養成講座を開設して欲しいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

小・中・高生の観光ガイド養成についての御質問ですけれども、教育委員会といたしましては、平成27年9月定例会の一般質問後、小・中・高生を対象にした史跡・歴史を学ぶ講座などを実施しており、身近な自然の歴史等について、関心を高めてきております。

今後、観光ガイドの養成に向けてジュニアリーダークラブ、インリーダークラブ等の活動に郷土学習を積極的に取り入れたり、広く観光ガイドの募集を行い、中・高生向けのガイド養成講座を開設するなどして、観光ガイドの役割を果たせるように、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 教育長の前向きな答弁が返ってまいりました。

このことは、小・中・高生を養成して、そういう子供たちをつくるということで、こういう観光に見えた方々のいろいろな、その方々に感銘を与えたり、いろいろなことが起きてきます。相乗効果が費用対効果でいきますと、あまりお金がかからなくて、費用対効果がばく大にあるようなことではないかと思っています。

そしてまた、今観光ガイドの方が一生懸命まち歩きをされて、いろいろ講師として回っていらっしゃる。そういう方々も、やはり高齢化といたしますか、メンバーが固定化しまして、やっ

ぱり新しい方が入らないというような状況がありますが、いかがですか。メンバーの構成というか、観光ガイド、すごい活躍されていますが、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、御指摘があったように、観光ガイドの方の高齢化が進んでいるというのは、事実かと思えます。そういう意味で、若い方々が観光ガイドの役割を果たせるような、そういう仕組みをつくっていくことは非常に大事なかなと思えます。

議員から御指摘していただいた観光ガイドの役割というのは、観光客が喜ぶということもですが、観光ガイドの役割を担う子供たちが自分たち志布志市の自然を知る、文化財とかを知る機会になりますし、また人の前で、そうしてガイドをするという非常に重責を担うことによる子供の成長、いろんな意味で意義のあることだというふうに思っています。

観光ガイドの方々が、今のところ非常に負担がかかっている現状がありますので、少しでも、その負担が軽くなるように、若い観光ガイドが育つように、教育委員会の方としても手助けしていきたいなというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 教育長の答弁で、本当にそういうことが考えられるわけですね、ただ観光だけのことではないんですね。観光に行って種子島で、そういう子供のガイドに遭遇しました。本当にとっても感銘を受けまして、その子たちもやっぱり大人に説明をすることで、一生懸命学習して行って、そして再質問というか、分からないのでいろんなことを聞くと、いろんなことに答えられるんですね。本当にびっくりです。

だから、そういう状況というのは、本当にまちを変えていくのではないかなと思えます。そういう子供たちを養成してこそ、その子供たちが高校、大学に行って、よそに行って就職して、そしてまた、いろんな形で帰ってきた場合、今度は今ある、活躍されているその観光ガイドに、そういう子供の頃の経験を通じて、また再成されていく、循環されていくということの始まりではないかと思えます。

このことについては最後ですが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど教育長も答弁されたように、史跡巡り事業を通じた観光入込客の増加を図るということも一つありますが、先ほど議員がおっしゃるように、いわゆる中・高生の観光ガイドの養成をすることによって、その高校生、中学生が歴史に関心を持つし、その関心を持つことで守られていくという流れになるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう観光ガイドの養成が図られることによって、歴史のまちづくりの一翼を担う人材が育ってくれるということで期待をしているということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 歴史のまちづくり事業ということで、いろいろな議員で、文教厚生委員会ですが、これまで合併して12年間の間に研修に行きました。そういう中で、行政の方に提言もしております。

本当に、この歴史のまちづくり事業はスピード感をもって進んでいくように、そして皆さん対応してしますので、ここに光を当てて、下平市長しっかりリーダーシップをもってやっていただきたいと要請します。

最後になりましたが、あと4分ということであります。

施政方針の中で、救急医療体制について、るる述べられております。市長の熱い思いのこもった所信表明で、こう述べられてますね。あとちょっと飛びますが。「産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるできないか」と所信表明では述べられているんですね。そのことが、今度は「関係機関や大学などと連携し、検討してまいります」と。ここの部分が今回の施政方針にはありませんでした。

少し、ただ文字を読んだだけでありますので、中身まで、市長の心境の変化などは分かりませんので、質問しようと思ったんですが、トーンダウンしたように感じられますが、実際のところどうだったんでしょうか、心境の変化があったのでしょうか。所信表明にはなかったのですが、「曾於地域医療確保対策協議会での議論を活性化させ、必要な医療を確保するための取り組みを進めてまいります」とありますから、ここでこのことは協議していくということでしょうか。

今後、具体的にどのような体制を整備していくのかも含めまして、市長の率直な見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 救急医療体制の確保につきましては、非常に高く難しいハードルだと認識はしております。

一朝一夕に解決できる問題でもございません。今年度取り組むこととしましては、「曾於地域医療確保対策協議会での議論を活性化させる」としたところでございます。

平成26年4月に開催されましたこの協議会におきまして南海トラフ沖地震を踏まえて、有明病院の存続、集約等について議論がされたところでありますが、その後の協議が進んでいない状況でございます。

この状況を変えるために、まずは、この議論を活性化させることで、この地域の救急医療体制についても議論、協議を進めてまいりたいと考えております。

救急医療体制の確保については、議員がおっしゃったように、私はやはり若い世代、それから高齢者の方々に対しても、5分、10分で行ける体制の総合病院、そういうものが絶対必要になってくると。いわゆる道路が東九州自動車道、それから都城志布志道路がまもなく開通します。そういう観点からストロー現象にならないためにも、そういう総合病院が、私は必要になってくるだろうということだと思っております。

そして、安心して子育てができるまち、そういうまちに若い人も住むようになるというふうに思います。

それとあわせて、若者の移住・定住を推進していくことと含めて、高齢者の皆さん方が安心して住めるまち、そういう考え方です。そして、私が所信表明で申しました産科医を含め、緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくることはできないか、関係機関と大学等と連携して検討すると、これは関係機関と私、今でも連携を取ってやっておりますので、何らトーンダウンしたことではございません。

○14番（鶴迫京子さん） はい、質問したかいはあったと思いました。トーンダウンはしていな

いという、しっかりした答弁をいただきました。

市長の熱き思いは変わってないということでもありますので、安心いたしました。

そして、今回の質問は、いろいろ多種、多岐にわたって質問いたしましたが、これは市民の声を代弁して、ここに立っておるわけではありますが、第2次志布志市総合振興計画の中で、平成27年にアンケートをとっていらっしゃるんですね、3,000人でしたかね。そのアンケートの中で、資料を見ましたら、本当に今回質問したことが市民の方の要望として、ニーズとしてアンケート結果が出ていました。公園のこと、広場のこと、そして、何が一番最重要課題ですかといったら、やっぱり最後に言いました「救急医療体制の充実」ということを市民の方は願っていらっしゃいました、アンケートの中で。そして、やはり公共交通機関の再構築、交通網の体制ということも、2番目ぐらいにありましたね。やっぱり市民の方も全てのここにいらっしゃる方も同じ思いだと思います。市長と同じ思いで、同じ方向に向かって、そして、攻めの行政で、そして攻めの結果が出るように、その結果が出るように、みんな一丸となって議員も一丸となって、初めて議員になった時の初心を忘れずに覚悟をもって頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、一言、市長の全てに関して熱い思いを一言述べてください。

○市長（下平晴行君） これは、救急医療体制については、先ほど言いましたように、若者、そして高齢の皆さんが安心して住めるまちづくりに一番大切なことではないかというに考えておりますので、そういう5分、10分で行けるような体制づくりの病院ができないか、これは真剣に取り組むをしてみたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） これで一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から6月28日までは、休会とします。

6月29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時35分 散会

平成30年第2回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成30年6月29日（金曜日）午前10時09分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第38号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第39号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第40号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第44号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第45号 字の区域変更について
- 日程第15 議案第46号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第47号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第20 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第21 議案第50号 財産の取得について
- 日程第22 議案第51号 工事請負契約の締結について

- 日程第23 発議第4号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第24 発議第5号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第25 議員派遣の決定
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時09分 開議

○議長（西江園 明君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

日程第3 議案第34号 志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第34号、志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第34号、志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容については、旅館業法において、主とする施設の構造及び設備が、洋式か和式かの違いによって、ホテル営業と旅館営業に営業種別を区分しているところを、営業種別が統合され旅館ホテル営業となったことによる条例の改正であるとの説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷民宿村において、今回の条例改正により、何らかの影響はあるのかとただしたところ、蓬の郷民宿村には特に影響はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号、志布志市蓬の郷民宿村育成条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第35号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例改正の主な内容については、平成33年度からの個人所得の課税見直し、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置、加熱式たばこの税率引き上げの3点であるとの説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の個人所得課税の見直しにより、収入850万円以上の高額所得者については、増税になると思うが、本市において、対象者は何人いて、幾らぐらい税収の増額になるのか、また、この制度の見直しは平成何年からなるのかとただしたところ、平成29年分における給与収入850万円以上の方は、287人となっている。しかし、個人により控除内容も異なるため、税収は増額にはなると推測するが、金額について見込めない。また、この制度については、平成33年1月施行となるため、平成32年分の所得が対象となるとの答弁でありました。

中小企業の生産性向上のため一定の設備投資について、その固定資産税を一定期間ゼロにする今回の改正は、企業誘致を図るという点ではいいことだが、自主財源確保の観点から考えると厳しいのではないかと考える。市内ではどのような議論をしたのか、また、他自治体の状況等も把握したのかとただしたところ、設備分償却資産の減収はあるかもしれないが、企業を誘致することによる新たな法人市民税や住民税、また、新規雇用も生まれることを考慮するとプラス面の方が多いのではないかと考える。また、他自治体の状況等も把握しながら、市内でも協議を行ったとの答弁

でありました。

今後、たばこ税率を段階的に引き上げるとのことだが、本市の3年後の税収の推移について分析しているかとただしたところ、実情として、市のたばこ税収入は毎年下がってきている。この要因は昨今の健康志向や、これまでのたばこ税率の引き上げによる禁煙者の増が原因と分析している。平成28年度と29年度を比較しても減収となっており、増税後も禁煙者が増えると予想されることから、税収は下がるか、横ばいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

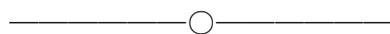
これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第36号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容については、農業の成長産業化を図り、

自由な経営判断に基づいた経営発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとするために、農業・畜産業全体の経営に総合的に対応しうる新たな農業保険制度として、法律名そのものも改正となっているとの説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の制度改正では、農業保険資格者は青色申告者しか対象とならない。これまで白色申告を行ってきた方を青色申告に切り替えていただく必要がある。そのためには、この制度内容について丁寧に説明していく必要があると考えるが、担当課等との十分な協議は行っているか、また、農業保険の対象とならない農家はどれぐらいいるのかとただしたところ、今回の制度改正により、農業災害に対する税の減免措置が大きく内容拡充がされることは把握しているが、当該制度を広める役割を担う担当課との協議はできておらず、対象とならない農家数についても把握できていない。今後施行するにあたり、担当課とも連携し準備を進めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

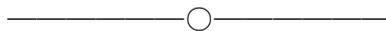
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第37号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第37号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第37号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果につ

いて報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容については、地方税法の一部改正により、関係する条項の追加及び繰り下げが行われたため、引用している部分を改めるものとの説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第37号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

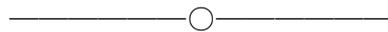
これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第38号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について、補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本年10月から県内全域において、市町村民税非課税世帯の未就学児を対象とした保険医療機関等の窓口での自己負担をなくす、現物給付制度が開始されるが、市民に対し、どのように周知していくのかとただしたところ、当初予算で議決いただいた制度改正に伴うシステム改修を現在実施しているところである。改修後のシステム稼動が可能となる8月をめどにパンフレット等を準備し、対象者への申請書等の発送を想定している。あわせて、BTVや広報紙等の媒体を使って市内全域に周知を図っていく予定としている。現物給付対象者の希望により、今の自動償還方式を選ぶということも可能になっているが、非課税世帯への送付とあわせ、課税世帯に対しても対象とならないことを周知し、混乱を招かないように努めたいとの答弁でありました。

非課税世帯の対象の人数をどれくらい見込んでいるのかとただしたところ、平成30年3月1日現在の未就学児1,806人のうち、非課税世帯の未就学児は154人となっているが、未申告世帯の未就学児が380人おり、流動的である。ひとり親家庭については、対象世帯全体の470世帯中、非課税世帯は72世帯で全体の15.35%と認識している。また、重度心身障害者医療費助成に係る対象者は僅かであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第38号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

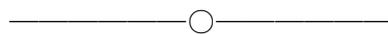
これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第39号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第39号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ひとり親家庭についての医療費助成の在り方が規定されている中で、同一生計配偶者の捉え方についてただしたところ、ひとり親家庭の医療費助成の対象者については、父または母が、一定の障がいのある方、生死が不明の方、法令により1年以上拘禁されている方などを想定しており、いわゆる母親だけ父親だけの世帯のみを想定したものではないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第40号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童支援員の資格要件について、教職員免許法に規定する免許状を有する者と改正されるが、免許期間と未更新の場合の資格の有無についてただしたところ、平成21年4月1日以降に取得した普通免許、特別免許の有効期間は10年となっている。平成21年3月31日以前に取得した免許については原則、期間設定は無いが更新講習の受講義務が課せられているものについては、更新講習を受講しなければ失効となる。今回の改正により、放課後児童クラブの支援員については、免許を取得した実績があれば未更新の場合でも支援員としての資格要件は満たすこととなったところであるとの答弁でありました。

5年以上の放課後児童健全育成事業従事者についても、市長が適当と認めることで資格要件を満たすこととなるが、5年以上の従事をどのように確認するのかとただしたところ、改正前については、高校卒業程度で、おおむね2年の従事経験という基準があった。今回、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたものと改正されたことから、法人においても5年間の放課後児童健全育成事業への従事経験を確認した上で採用されることが想定されるため、市としては、それらの書類を求めることで確認していくことになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

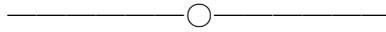
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第41号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市内に家庭的保育事業を運営している法人、施設があるのかとただしたところ、家庭的保育事業を実施している法人、施設は無い。家庭的保育事業等については、認可外の事業所内保育事業を実施している事業所が2か所あるが、本条例で規定する事業所内保育ではないとの答弁でありました。

家庭的保育事業所等については、代替保育を提供することが規定される一方で、規定される要件を全て満たす場合は、代替保育の提供が適用されないと認識するが、具体的にはどのような場合を想定しているのかとただしたところ、家庭的保育事業等を実施する場合には、保育所、幼稚園、認定こども園等の連携施設の確保が前提となっているが、連携施設の確保が困難な場合に、規定した要件を満たせば代替保育の提供をしなくていいということである。具体的には、離島などの連携施設の確保が著しく困難な地域を想定しているものと考えている。また、連携施設を確保していても、連携施設側の人員不足等により対応できない場合もあり得るということ想定した規定になっていると思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

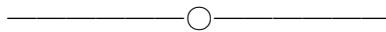
これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第42号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第42号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険制度における所得段階の判定について、土地譲渡等に係る収入を含む所得が用いられていたものが、今回の改正により本人の責めにきさない理由による土地売却収入等については、所得から控除されることとなり、サービス利用者の負担軽減につながるが、国民健康保険税についても同様の措置がとられるのかとただしたところ、国民健康保険税については、国民健康保険税条例で譲渡所得の特別控除が規定されており、同様の取り扱いとなっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

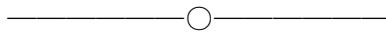
これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内に有床診療所はどれくらいあるのかとただしたところ、市内には、18の診療所があるが、有床診療所は、志布志中央クリニック19床、藤後クリニック19床、びろうの樹整形外科19床、びろうの樹脳神経外科19床、山口内科14床の5診療所で90床となっていたとの答弁でありました。

看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の違いについてただしたところ、看護小規模多機能型居宅介護については、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズの高い、重度の要介護者であっても在宅生活が続けられるよう支援するサービスであり、小規模多機能型居宅介護については、通所を中心に、短期間の宿泊、自宅への訪問の3種類を組み合わせ、生活支援や機能訓練を行う在宅介護サービスであるとの答弁でありました。

今回の改正内容は、介護保険計画にも盛り込まれるのかとただしたところ、現在のところは、そのような希望はないが、計画には盛り込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

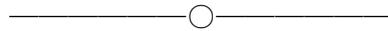
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第44号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供している施設が市内にはあるのかとただしたところ、1事業所がこのサービスを提供しているとの答弁でありました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る訪問介護員等について、介護福祉士のほかに介護職員初任者研修課程を修了した者に限定された要因についてただしたところ、訪問介護員について

は、介護福祉士または、介護職員初任者研修の課程を修了した者を要件としていたが、訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、人材の裾野を広げるため、生活援助中心型のサービスに従事できる訪問介護員養成のための「生活援助型従事者研修」が新たに実施されることになった。定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員の資格要件については、要介護者のみを対象としたサービスであり、身体介護が必要となることから、これまでと同様に介護福祉士又は、介護職員初任者研修の課程を修了した者に限定されたところであるとの答弁でありました。

生活援助型従事者が受講すべき研修時間についてただしたところ、これまでの介護職員初任者研修については、130時間であったが、生活援助型従事者研修については、59時間となり、おおむね半分程度の研修時間となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第44号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

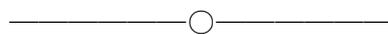
これから採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第45号 字の区域変更について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第45号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第45号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、団体営中産間地域総合整備事業有明地区倉ヶ崎換地区の現地調査を実施し、6月21日、委員全員出席の下、執行部から耕地林

務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現場も確認したが、今回の字の区域変更により、水田の基盤整備工事を実施した倉ヶ崎団地内の全てが同じ字になるということでよいかとただしたところ、倉ヶ崎団地内にある、大字、有明町野神の2筆の字を変更することで、全ての筆が大字、有明町山重、字、倉ヶ崎になるものであるとの答弁でありました。

今回の水田の基盤整備工事について、受益者の1反当たりの自己負担額は5万円ということだったが、字の変更などの登記費用は自己負担になるのか、それとも事業費として見られるのかとただしたところ、登記費用については基盤整備の事業費に含まれるとの答弁でありました。

合併時に道路改良などによる未登記が発見され、何年かかけて解消した経緯がある。道路改良や、ほ場整備の場合は未登記が無いようにするべきではないかとただしたところ、換地計画が固まり、秋頃の権利者会議で確定すれば、未登記が無いよう、法務局での登記を完了させていくとの答弁でありました。

倉ヶ崎団地ができたことで、地域の目も変わっていく。近隣からの、ほ場整備の申請はないのかとただしたところ、山重地区については、倉ヶ崎、柳井谷、長迫地区を実施しているが、その地区以外からの要望等は出されていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第45号、字の区域変更については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第46号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、新規事業の旧川上医院跡地整備事業及び尾野見地区定住促進住宅用地整備事業の現地調査を実施し、6月21日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、旧川上医院跡地整備事業の予算が計上されているが、この建物同様、市民から不動産の寄附申し出があった場合、市はどのような基準で寄附の受理について意思決定を行うのかとただしたところ、土地・建物の寄贈、譲渡といった申し出があった場合、当該不動産の詳細について調査した後、まずは庁内において当該不動産の利活用要望の有無の把握を行い、その後、不動産運用検討委員会において協議することになるとの答弁でありました。

また、市民からの寄附申し出に対しては、受理の可否に関わらず、不平・不満のないよう、対応・協議した内容について、きちんと文書にて回答すべきではないかとただしたところ、原則として不動産の寄附は受けないという考えだが、今後、手続きの在り方等を含め、検討していきたいとの答弁でありました。

公用車更新事業について、今回更新予定の3台の公用車について、購入からの経過年数や走行距離はどれくらいかとただしたところ、本年3月31日現在で、12年経過の254,974km走行しているものが1台、16年経過の135,000km走行しているものが1台、27年経過の158,816km走行しているものが1台との答弁でありました。

今回の公用車更新事業に伴い、どういった公用車が廃車せずに残す対象となるのか、また、廃車せずに残すことで安全運転管理協議会への負担金が増額するとの説明があったが、どういふことかとただしたところ、これまで遠距離用として使用していた公用車は車本体のグレードの高いものがあり、近距離用としてまだ使用可能であるため、廃車せずに残すもので、更新基準として使用年数が15年以上、かつ、走行距離が普通車は15万km以上、軽自動車は10万km以上走行したものを目安としている。今回の更新対象3台のうち1台は近距離であれば使用可能と判断したことにより、廃車しない公用車が出てきたことで、負担金が増額するものであるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

事務局より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の音響システム等更新に伴い、現在使用しているマイク等機器は廃棄されるのか。本会議場や委員会室等とは異なり、全議員で審査する連合審査会等は他の場所での会議の開催となるが、そのことを想定した対応等は考慮しているのかとただしたところ、音響システム機器更新後は、基本的には廃棄処分を予定しているが、連合審査会等を考慮し、使用可能なものについては、必要台数を残し、対応できるようにしたいと考えているとの答弁でありました。

当該事業導入にあたり、市内に設置や設定等に対応できる業者があるのか、また、新しい音響システムの運用開始は、いつ頃になるのかとただしたところ、市内には対応可能な業者がないため、九州内の業者を予定している。7月に入札を執行、契約締結した後、機器等の準備に入り、順次設置・設定等を行っていく予定であり、12月議会からの運用を計画しているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書により、税務関係の証明書等の発行に伴い市民から支払われる各種手数料の収受に必要な備品であるレジスターを購入するための予算計上との補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、電算システム管理整備事業として、仮想デスクトップに係る機器及びソフトウェアライセンス管理について保守点検管理委託を行うこととしているが、仮想デスクトップのライセンスは永続的なものか、更新を伴うものなのか。また、更新する場合の費用はどれくらいの金額がかかるのかとただしたところ、ソフトウェアについては、ウィルス対策等の観点から、毎年更新を必要とし、その費用は消費税抜きで年間240万円となっているとの答弁でありました。

仮想デスクトップ機器とソフトウェアはメーカーがそれぞれ異なるが、不具合が生じた場合、その二つを導入した業者と情報管理課が連携を取って対応するということか。また、ソフトウェアに問題が生じた場合、どのような対処をするのかとただしたところ、不具合発生時の対応については、導入業者と即座に連携を図れるようにしており、遠隔による定期点検も行っている。また、ソフトウェアに問題が生じた場合の対処方法については、ウィルス定義ファイル更新をはじめ、各種修正情報の適用等の対応を実施することとなっているとの答弁でありました。

電算システム管理整備事業の一つに物品等廃棄委託があるが、今回の予算において廃棄を予定しているものは何か。また、どのような方法で廃棄するのか。再利用はできなかったのかとただしたところ、今回廃棄を予定している物品は、パソコンを約70台、プリンタ10台程度を予定している。廃棄にあたっては、市の重要な情報が記録されているため、情報漏えい対策の観点から再利用することなく、職員立会いの下、機器そのものを破壊し、廃棄しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回予算計上されている、自治会運営助成事業と自治会提案型活性化助成事業について、二つの事業の違いについてただしたところ、自治会運営助成事業については、各自治会ごとの運営助成として、世帯数に応じて助成を行うもので、自治会提案型活性化助成事業については、各自治会が行った活動に応じ、取り組んだ活動実績に基づき助成を行っているとの答弁でありました。

自治会提案型活性化助成事業では、取り組む活動内容がメニュー化されているとのことだが、そのメニューは何項目あり、どういった内容に分かれているのか。また、これまでメニューや制度の見直しについては行ったことはあるのかとただしたところ、メニューは19項目に分かれており、伝統文化の活動、自治会の融和を目的とした活動、スポーツ・レクリエーション活動、花いっぱい運動、リサイクル活動等の内容となっている。これまで、金額等の見直しは行ったが、事業の制度については大幅な見直しは行っていないため、今後事業内容についてはしっかりと見直しを検討していきたいとの答弁でありました。

地域コミュニティ形成促進モデル事業について、当該事業は、いつ頃から検討していたのかとただしたところ、平成29年4月から検討してきている。これまで公民館連絡協議会や各地区ふるさとづくり委員会等において説明するとともに、庁内においても連絡調整会議を2回開催しているとの答弁でありました。

また、今回の事業では校区を単位としてコミュニティモデル地区を指定するとのことだが、校区内には様々な団体が存在し、活動状況においても格差が著しい。そのようなコミュニティモデル地区を支援する地域支援員には、どのような人材を配置予定か。あわせて、支援員の業務内容はこういったものかとただしたところ、今回配置する地域支援員については、特別な資格を有する必要はないが、本市の地域の実情をある程度理解している再任用職員のような人材を配置したいと考えている。また、業務内容については、今年度選定するコミュニティモデル地区内の母体となる公民館をはじめ、ふるさとづくり委員会や自治会などの実態を調査する業務が主な内容となっているとの答弁でありました。

尾野見地区定住促進住宅用地整備事業について、当該用地を購入した時期はいつか。購入金額はどれぐらいかとただしたところ、平成27年9月に補正予算で予算計上している。購入予算は173万264円であるとの答弁でありました。

当該事業の完成予定時期はいつ頃か。また、坪単価は幾らぐらいになる予定かとただしたところ、今年度中には完成予定である。現在の予定では、住宅用地として7区画を計画しているが、売買単価については、今後、他の定住促進住宅等も参考にしながら決定したいとの答弁でありました。

コミュニティ助成事業について、今回、志布志地区公民館において、イベント用備品の整備として250万円が予算計上されているが、何を購入予定か。また、今回のコミュニティ助成事業に対

して市内の団体では、どれぐらいの応募があったのかとただしたところ、志布志地区公民館の備品については、イベント時に使用する音響備品購入が主なものである。今年度、応募があったのは6団体で、採択されたのはそのうちの1団体であったとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、業務継続計画策定業務についての予算計上があるが、より具体的な内容説明と、これまでどのような取り組みを行ってきたのかとただしたところ、業務継続計画策定業務については、大規模災害時には行政も被災する。その際、いち早く復旧できるよう、通常業務の中で早急に復旧させなければならない業務を抽出しておき、スケジュールを立ておくことで、円滑に進めていくことを目的としている。本年3月には、全職員を対象とした業務継続計画講習と机上訓練を実施したとの答弁でありました。

また、これまで同様な計画があったのではないか。今回の計画策定には、どのような目的があるのかとただしたところ、本市には地域防災計画という防災対策の根幹になるものがあり、その中で警戒本部、対策本部や職員配置の位置付けなどをしており、その中で危機管理マニュアルを作成して、参集方法などいろいろな業務への対応方法を定めているが、業務継続計画というはつきりとした位置付けが無かったところである。今回、計画を策定することにより、職員の意識付け、目に見える化を図りながら、こういった形で職場に参集するかや、通常業務で1日も早く実施しなければならない業務は何であるのか、優先度の高い業務を職員がしっかりと把握した上で対応していくという位置付けが必要であるとの答弁でありました。

消防団員の退職慰労金として支払われる消防団員弔慰救済負担金について、対象となる消防団員はあと何人で、市が負担する金額はどれぐらいか。また、退職慰労金の他に消防後援会からの負担額とあるが、消防後援会からの負担根拠と拠出方法についてただしたところ、対象となる消防団員は、松山方面隊が22人、志布志方面隊が80人、有明方面隊が52人の合計154人が対象者となっており、最大2,289万円程度である。また、消防後援会からの負担額については、合併時に各地区消防後援会との協議により、年40万円と決定したものだが、退職者数の変動に応じ、その年によってばらつきはあるところである。拠出方法としては、3地区方面隊ごとに消防後援会があり、消防後援会費として各校区公民館内の各世帯、地域から集められた会費から拠出されているとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、グルメ普及事業において、全国ご当地どんぶり選手権参加のための予算が計上されているが、本年1月にグランプリを獲得した本事業は、前市長時代の答弁である勝敗に関係なく、今回限りで全国ご当地どんぶり選手権への挑戦は終了ということに変わりはないかとただしたところ、2年連続でグランプリを獲得することで、殿堂入りすることになっているが、殿堂入りするしないに関係なく、全国ご当地どんぶり選手権への出場は終了する。あらゆ

るPRを行い、グランプリ獲得に向け取り組みたいとの答弁でありました。

市民が親しむ港づくり推進事業については、次年度以降も継続していくのかとただしたところ、昨年度から、本事業を導入し景観維持に努めているところだが、市民からの評判も良い。さんふらわあ新造船も就航したことや、2020年の国体開催等考慮し、県や市の財政担当とも協議しながら、次年度においても継続して要望していきたいとの答弁でありました。

ふるさと納税推進事業について、寄附者に対する感謝の意を伝えるため、年賀状を発送する予算が計上されているが、発送予定者はどのように決めており、何人に送付予定かとただしたところ、昨年同様、本年1月1日から12月31日までの本市への寄附者へ発送予定であり、平成29年は約12万9,000人に送付したところであるとの答弁でありました。

ふるさと納税特設サイトの会員数は現在何人いるのか。また、会員獲得へ向け、どのような取り組みを行っているのかとただしたところ、特設サイトの会員数は、現在約6,000人いる。会員獲得へ向けては、基本的にウェブ広告により行っているが、ウェブ広告委託業者と密に連絡を取り、本市のふるさと納税特設サイト閲覧者の動向等について、毎月集計を図りながら、効果的・効率的なウェブ広告を掲載し、会員獲得を図っているとの答弁でありました。

プレミアム商品券発行事業について、発行される商品券を取り扱うには、商工会に加盟しなければならないのかとただしたところ、商工会会員以外も取扱店舗として登録できるが、商工会会員以外については、加盟店登録料1万5,000円と2%の換金手数料が必要であるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、有明野球場、市民グラウンド、有明保育園、伊崎田小教頭住宅、山中氏邸、志布志運動公園ふれあい広場、そおりサイクルセンターの現地調査を実施し、6月21日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内高等学校支援事業について、市外生徒に対するバス通学支援補

助金を債務負担行為とした理由についてただしたところ、市外からの平成31年度入学生を確保するためには、入学後においてバス通学支援が支給されることについて、事前にPRしておく必要がある。PRを行うためには、予算の裏付けが必要であると考えているが、当初予算の審議日程等を考慮すると、31年度当初予算議決後のPRでは、31年度入学者への事業効果が出にくいと思われるため、31年度予算を債務負担行為の議決により担保することで、事前のPRが可能となり、効果を高めることができると考えられることから、財務課ともその手法について協議し、今回の提案に至ったところであるとの答弁でありました。

市外通学者をどの程度見込んでいるのかとただしたところ、市外通学者は年々減少しており、30年度の入学者のうち、市外からのバス通学者は27名であった。支援事業による効果を予測することはできないが、31年度から市外通学者支援が始まることのPRが起爆剤となり、より多くの受験生に志布志高校を選択していただきたいと考えているとの答弁でありました。

31年度以降、市内外を問わない通学支援となるが、市外通学生の割合が市内通学生より高くなることが想定される中、視点を変えた高校存続のための支援についての協議が必要になるのではないかとただしたところ、市外からの通学者はバス利用が多いため、市外通学者に対する支援割合が高くなることは予想される。志布志高校の4クラス維持を目的とした支援事業開始にあわせ、高校に対しても志布志高校の魅力等の積極的なPRをお願いし、在校生による出身中学校での直接的なPR活動が行われるなど学校においても努力いただいている。視点を変えた支援の在り方については、政策調整会議など関係課を含めた全体的な協議の場で、所管の在り方も含め検討したいとの答弁でありました。

新たな視点での支援の在り方については、3月議会の委員会においても質疑があり、検討したいとの答弁であったが、関係課等での協議はされたのかとただしたところ、3月議会の委員会審査での質疑については、市長、副市長に報告しているが、関係課との正式な協議はしていない。来年度予算に向けては、今後政策調整会議で協議したいとの答弁でありました。

特別認可制度による小規模校への通学者の増加により、普通タクシーを増便するための委託料が増額されているが、特認校制度利用者の現状と推移、スクールタクシーの運行コースについてただしたところ、小規模校へ通学する特認校生の推移については、平成28年度は、潤ヶ野小8名。平成29年度は、潤ヶ野小9名、田之浦小5名、森山小1名の計15名。平成30年度は、潤ヶ野小16名、田之浦小9名、森山小4名の計29名となり、大幅に増加している。通学コースについては、潤ヶ野コースと田之浦、森山コースでそれぞれ運行しており、潤ヶ野コースがジャンボタクシー2台、田之浦、森山コースがジャンボタクシー1台と普通タクシー1台となっている。通学児童の乗車時間が30分程度となるようコース設定しているとの答弁でありました。

特認校生が増加したことによる通学への支障はないのかとただしたところ、スクールタクシーの運行については、家を巡回する戸別送迎であったが、特認校生が増加したため一部バス停方式を採っている。今年度の募集時において、スクールタクシーの運行については、バス停方式になる可能性があることも保護者には伝えたところである。教育委員会としては、戸別送迎となると

1 コース当たりの乗車時間が1時間程度となることから通学にかかる児童への負担軽減を図るため、乗車時間が30分程度になるようにコース設定したところであり、保護者の理解、協力を得ながら対応していきたいとの答弁でありました。

小・中学校のインターネット回線について、光回線への移行に係る役務費が計上されているが、市内への光ケーブル敷設時において、移行済みと認識していた。市内小・中学校の現状と移行対象となる学校についてただしたところ、現在、小学校5校が光回線であり、そのうちの4校がBTV、1校がNTT光となっている。その他の学校については、NTTのADSL回線によるインターネット利用となっている。現在、NTTのADSL回線を使っている小学校11校、中学校5校の全てを光回線へ移行する予定であるとの答弁でありました。

新規事業である学校安全総合支援事業の内容についてただしたところ、本事業については、地域全体での学校安全推進体制の構築と、その仕組みを県域へ普及させることを目的に、県のモデル事業として実施するものである。本市においては、防犯を含む「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」、「新たな安全上の課題」の領域のうち、災害安全をテーマに、教員の資質向上、津波を想定した避難訓練、先進地研修等を実施する予定である。事業実施に当たっては、通山小学校、志布志小学校、香月小学校、有明中学校、志布志中学校の区域をモデル地域とし、防災に関する先進的な取り組みを継続している通山小学校を拠点校と位置付け、取り組むことになる。具体的な活動としては、学校安全総合支援事業実践委員会の開催のほか、宮城県、大阪府での先進地研修の実施、モデル校への鹿児島地方気象台防災官の派遣、津波を想定した避難訓練等を計画している。2年目については、市内のその他の小中学校へ波及させていく事業であるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歴史のまちづくり事業については、施政方針でも示されているが、全体的な事業のプラン、整備期間についてただしたところ、歴史のまちづくり事業については、志布志城跡、福山氏庭園の整備に取り組んできている。福山氏庭園の整備については、向こう3年間ほど高額な予算を要することが見込まれることから、志布志城跡の整備については、一時休止し、福山氏庭園の整備を優先して行うこととしている。今回新たに、大慈寺を中心とした門前（もんぜ）地域の休憩施設や観光ガイドの詰所的な施設としての活用に向け、山中氏邸の延命化に資する屋根瓦等の補修など基礎的な整備に取り組むところである。整備期間については、国の補助金により変わることも想定されるが、基本的には10年から15年の期間で整備して行きたいと考えているとの答弁でありました。

整備後の山中氏邸の活用法について、観光資源として活用していくのか、文化財として保存していくのかとただしたところ、市としては文化財として保存していくことが最優先と考えている。山中氏邸については、イベント等を開催しながら市指定の文化財として活用していきたいと考えているとの答弁でありました。

市誌編さん事業については、2021年3月に合併15周年記念事業として刊行する予定であるとの説明であったが、今回計上された委託料708万円の業務内容についてただしたところ、市誌編さん事業については、31年度までの2年間で執筆期間とし、32年度に印刷、製本する予定としている。今回計上した委託料に係る業務内容については、300ページとなる現代編の原稿執筆業務及び執筆に伴う現地調査業務であるとの答弁でありました。

有明体育施設整備事業として、有明野球場、市民グラウンドの改修等が計画されており、整備の期間については使用が制限されることになると思うが、どれくらいの工期になるのかとただしたところ、工期的には、長くかからないと認識している。市民グラウンドの工事については、予約状況等を考慮しながら、実施していく。また、野球場については、冬合宿前の11月、12月を想定しており、いずれについても、利用者への影響が少ない時期に実施していくとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、大隅地域紙おむつ再資源化研究会が3月末で閉じられたことに伴い、研究会に対する運営費補助金が謝礼金に組み替えされている。実証施設の現地調査では、処理技術が確立されていることも確認できたが、大隅地域での事業推進のために組織化された研究会を閉じることとなった経緯についてただしたところ、昨年10月から補助率100%の国庫補助事業である地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業により大隅半島を事業範囲とした使用済み紙おむつ再資源化事業の実施に向けた実現可能性調査、関係市町でのモデル回収を実施したところであった。コンサルタントによる実現可能性調査の結果から、焼却処理されている使用済み紙おむつを焼却しないことでの焼却炉の長寿命化に効果が見込まれないことやスケールメリットを考慮し、広域での事業展開を計画したが、収集運搬にかかるコストの増加で、想定したスケールメリットが見込めないことが判明した。本年3月、それらの調査結果を研究会において報告し、研究会会員の総意により閉じることとなったとの答弁でありました。

メリケントキンソウ駆除に要する薬剤購入に200万円程度が見込まれているが、どの程度の量を想定しているのかとただしたところ、薬剤については、面積に応じた購入となる予定である。芝生がある場所については、芝生への影響が無く、雑草等に効果があるとされる選択性の薬剤4種類を17ha分購入する予定としている。芝生が無い場所については、60a分の薬剤を購入予定である。いずれの薬剤についても、これまでの撲滅対策会議での実証等を踏まえ選択しているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成31年度の子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育て支援に関する保護者等を対象としたニーズ調査が実施されるが、計画の内容自体が大きく変わるのかとただしたところ、基本的には、平成26年度に通知された基本指針に基づき策定していくことに

なるため、内容自体が大きく変わることはないが、子育て安心プラン等を踏まえ、子育て分野で求められるサービスや利用見込み等を見極めていく必要がある。その上で、その需要に応じた各年度におけるサービス供給体制の確保、内容及び実施時期等について定めていかなければならないと考えている。また、企業主導型保育について地域枠を市町村の利用者支援の対象にする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと等が新たに加わったことから、そのことを計画に反映させるためには、アンケート調査の内容について、若干の修正が必要となってくるとの答弁でありました。

放課後児童クラブ施設整備事業については、事業申請から採択まで時間を要したとのことだが、県内でどれくらいが採択されるのか。また、放課後児童クラブの設置については、学校の余裕教室活用が原則だったと思うが、法人による施設整備についてどのように捉えているのかとただしたところ、今回の放課後児童クラブ施設整備事業については、平成26年度から毎年度、県に申請し、今年度ようやく内報をいただいたところであるが、県内の採択状況については確認できていない。本来、国の補助事業であるが、県の負担枠があることがネックとなり、実施に至るまでに時間を要していると考えている。市としては、放課後児童健全育成事業の在り方については、安心安全が確保される学校の余裕教室を活用した実施が望ましいと考え、教育委員会、学校との協議を行っているが、余裕教室の確保は困難な状況であるとの答弁でありました。

放課後児童クラブとしての学校の余裕教室活用の状況についてただしたところ、6月1日現在、22支援単位で放課後児童健全育成事業が実施されているが、自園で実施している事業者が10支援単位、学校の余裕教室を活用している事業者が4支援単位、プレハブ設置が7支援単位、民間のJA施設を活用している事業者が1支援単位となっているとの答弁でありました。

生活保護基準額改定に伴い、本市の基準額はどの程度マイナスになるのかとただしたところ、生活保護扶助費については、本年10月から基準見直しが行われ、国においては160億円を削減していくこととしている。都市部の一部の世帯においては、最大で5%カットされることになっているが、志布志市においては、現行給地区分が最下位の3給地の2となっており、その地域については、逆に基準額の増額がされることになるとの答弁でありました。

本市の基準で、どの程度の増額となるのかとただしたところ、夫婦、子ども一人の世帯であれば、生活扶助と児童養育加算があり、現在、月額12万9,910円であるが、見直し後においては、13万2,000円となり、2,090円の増額となる。高齢単身世帯の70歳では、生活扶助6万310円が6万2,000円となり、1,690円の増額となるとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康づくり費で計上されている謝礼金の支払い対象となる健康づくり活動を行っている団体数と活動内容についてただしたところ、健康づくり活動実施団体については、転倒予防教室を終了して、自主活動に移行した10人以上で構成されるグループで、1年間を通して月2回以上の運動、または、健康づくりに関する自主活動を行った団体を対象に、年1

万円を助成している。現在、松山地区1団体、志布志、有明地区が5団体ずつの合計11団体となっているとの答弁でありました。

予防接種健康被害給付金の改正に伴い、1万6,000円の増額となっているが、改正の内容についてただしたところ、予防接種健康被害給付金の医療手当が、900円増額の41万2,500円、障害年金が1万4,400円増額の398万400円、介護加算が675円増額の56万1,275円となったとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、4月から新しく体制が変わった、農業委員と農地利用最適化推進委員の関係性についてただしたところ、農業委員と最適化推進委員が二人三脚で連携し、農地利用の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点を重点事項として、農地利用の最適化に向けて動いてもらうよう、研修会や総会などで、そのような役割について確認しているとの答弁でありました。

農業委員と農地利用最適化推進委員に対する研修予算が計上されているが、どのような研修が予定されているのかとただしたところ、3年に1回の研修については初年度でもあり、1泊2日で熊本県甲佐町への研修を予定している。ここは農林水産省が先進地として推薦しており、農地利用の最適化を進めるため、実践チームを組んで取り組まれている。最適化を進めるためには、農業委員が各農家を訪問するなど、粘り強い話し合い活動により合意形成につなげていかなければならない。実践に向けた研修を行いたいと考えているとの答弁でありました。

以前農業委員をしていた際、研修に出席できなかったことがあったが、欠席者も多かった。新しい制度になり農地利用最適化推進委員も置かれ、中には農業をされていない方もいらっしゃる。研修に参加しないと、現場での活動は難しいのではないかとただしたところ、前回の研修の出席率は6割程度であった。全員が出席できるよう事務局として働き掛けていくとの答弁であ

りました。

耕作放棄地解消を目的とした「よみがえる農地復元対策事業」の予算が計上されているが、今年度の計画面積についてただしたところ、大型トラクター等で復元できる農地が50a、大型重機で復元できる農地も50aを見込んでいるとの答弁でありました。

あくまでも申請主義であり今回は1haを計画しているが、農業委員会としてよみがえらせることができる農地があとどれくらいあると把握しているのかとただしたところ、耕作放棄地の把握は、利用状況調査を通じて行っているが、昨年度の調査では193haの遊休農地があった。このうち、よみがえらせることができる農地については、今年度の利用状況調査で精査をしていきたいと考えている。農道や排水路の整備されていない所や地形が悪い所、1区画の農地の面積が狭い所もあり、農業委員会としては、そのような他の事業の対象にならない所について「よみがえる農地復元対策事業」で解消を図っていききたいとの答弁でありました。

「よみがえる農地復元対策事業」で農地に復元された所が、元に戻っているケースはないのかとただしたところ、これまで事業を実施した中では、そのようなケースはないとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、都市計画区域変更事業については、今後整備される東九州自動車道の（仮称）志布志有明IC周辺の無秩序な開発が予想されるため、都市計画区域を広げて一定の制限をかけるということだが、430万円の予算額に対しての対象面積をただしたところ、現在の都市計画区域は、平成21年7月28日に通山区域まで編入しており、その北側は東九州自動車道に大体沿っている。今回はその更に北側の市道グリーンロード志布志線付近までを編入させるもので、面積は約135haを予定しているとの答弁でありました。

新設改良事業のうち、それぞれの路線等について減額、増額がされている。当初予算のあと、数か月後の補正でこれだけの額の変更があると、当初予算の適正さが疑われる。補正の理由について説明が不足しているのではないかとただしたところ、各路線について社会資本整備総合交付金・負担金の要望をしており、全体の金額としては97%から98%程度の内示となっている。しかし、内示された路線として（仮称）志布志有明ICに絡むアクセス道路には予算が付いたが、それ以外の路線は付かなかった。新設改良事業内で予算を組み替えたり工事費を増やしたりしたため、今回の補正となっている。今後は、予算の補足説明などで丁寧な説明に努めたいとの答弁でありました。

公営住宅ストック改善事業のうち今年度の外壁等改修工事は、予算説明資料では「4戸程度」となっている。「程度」と表記した理由についてただしたところ、長寿命化計画に沿って建て替えや改修などを進めている。松山町の大田尾段団地8戸のうち、29年度までに4戸の屋根と外壁の改修を終えているが、今年度は実際、残りの4戸を予定しており、表記については今後気を付けるとの答弁でありました。

志布志市として公営住宅は充足しているとのことだが、今後は住宅政策を実施しないとも聞こえる。しかし、現実問題として不足している地域もある。児童数の減少などいろいろな理由はあると思うが、新しく公営住宅や分譲地を造る場合、何を基準にしているのかとただしたところ、建設課としては、市営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅などを造っている。また、家を造って定住してもらうための空き地分譲など企画政策課と連携して取り組んでいる。住宅施策は複合的に進めなければならない、関係課が集まって調整する政策調整会議につないでいきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産クラスター事業について、今回2件分が予算計上されているが、例えば親子で経営している場合、子供が単独で申請することはできないのかとただしたところ、今回は新規就農として計上しているが、新規就農の場合、独立した経営になるため、親子での経営は対象にならないとの答弁でありました。

肉用牛については後継者不足もあり、このような事業は有り難い。国の事業ではあるが、もう少し条件を緩和できないのか。やる気のある方が取り組めるような体制を整えるべきではないかとただしたところ、課の目標として農業者の減少を止める対策、生産基盤の拡大対策を掲げ、新規就農者の掘り起こしや空き牛舎の活用なども検討を進めているとの答弁でありました。

農業生産対策事業について、廃プラスチック処理は中国の受け入れが中止になり、農業用ビニールなどの処理費用が約6倍になるという説明だが、かんしょ農家などは相当な経費になると思う。今後、国内の処理工場が増えて処理費用が下がるなどの展望はあるのかとただしたところ、中国の廃プラスチック輸入禁止は突然だった。廃プラスチック処理についてはプラスチックに再生するのが3割、製鉄所などのサーマル燃料とするのが6割、埋め立て処分が1割である。日本国内での処理は中国への輸出がなくなったことでダブっている。本市ではこれまで延岡市の回収業者に依頼していたが、その業者も新たな処理先を探されている状況であるとの答弁でありました。

茶消費拡大促進事業について、市民を対象とした志布志茶アドバイザー制度が予算化されているが、このアドバイザー事業を東京事務所で行うことはできないか。20万人程度のふるさと納税者がいる中で、東京近郊の方に案内を出して東京事務所を実施すれば、旅費はかかるが、大きな効果があるのではないかとただしたところ、この事業は、PTA関係者や若年層など市民に対してお茶のアドバイザーをお願いし、そこからSNS等を通じて口コミでお茶の消費の輪が広がることを目指している。年間30名の養成を目指し3年間実施する予定である。東京事務所での実施については今後の検討課題としたいとの答弁でありました。

新規就農支援事業について、今年度の新規就農者を4人と積算されているが、それぞれの地域と作物は何かとただしたところ、地域については山重が2件、野井倉が1件、蓬原が1件である。部門については生産牛が3件、施設野菜（いちご）が1件であるとの答弁でありました。

高齢者等畜産奨励金事業について、出荷した肉用子牛1頭当たりの奨励額4,000円の算出基準をただしたところ、運搬料は頼めばおおむね1万円程度かかるが、近隣市町の状況を勘案して計上しているとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、夏井漁港海岸保全施設整備事業について、事業内容は船揚げ場の整備になるのかとただしたところ、今回は、護岸工4か所の計466mについて、ストックマネジメントとして、護岸の痛み具合を調査し、補修計画を立て、年次的に補修をしようとするものであるとの答弁でありました。

森林整備地域活動支援交付金事業について、間伐等のための作業路網の整備に1ha当たり4万円の補助が計上されている。補助単価が1万円から引き上げられているが、改正の背景についてただしたところ、県において、平成30年度から改定されており、県からの通知により今回補正するものである。森林経営計画策定促進のため、一部制度の見直しが行われており、補助単価の引き上げにより森林等の間伐実施を促進することが主な目的であるとの答弁でありました。

農道維持事業について、本村地区、平城地区の2路線については、今回の予算で全部改良が終わるのかとただしたところ、今回計画している延長で完了するとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する各所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

○
午前11時58分 休憩

午後1時05分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第16 議案第47号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第47号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第47号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、介護保険基幹システムの改修が必要となる見直しの内容についてただしたところ、介護保険における利用者負担割合の見直しについては、これまでは、かかった費用の1割または、2割を利用者が負担していたが、30年8月からは、3割負担が導入されることとなる。3割負担となるのは、65歳以上の高齢者のみであり、基本的には、本人の合計所得金額が220万円以上かつ、年金収入その他合計所得金額が340万円以上となる場合、3割負担となる。高額介護サービス費については、月々の介護サービス費の世帯、または個人の負担合計額が、設定された上限を超えた場合に払い戻すものである。今回の制度改正については、一般の区分、いわゆる課税世帯に係る部分であるが、これまで世帯で月額3万7,200円であった上限額が4万4,400円に引き上げられる。ただし、急激な増額は負担が大きいため、3年間の時限措置として、年間で44万6,400円を超えた場合に判定し、払い戻しがされることとなる。高額医療介護合算サービス費の見直しについては、医療保険と介護保険における1年間の自己負担の合算額が高額な場合に、更に負担を軽減する制度であるが、今回の改正については、70歳以上の高齢者で、現役並みの所得がある方が対象となる。これまで67万円を限度額としていたが、年収を細分化し、年収370万円から770万円の場合は、これまでどおり67万円。770万円から1,160万円までの場合は、141万円。年収1,160万円以上の場合は、212万円と限度額が引き上げになるところであるとの答弁でありました。

それぞれの見直しにより影響を受ける人数を把握しているのかとただしたところ、3割負担の影響を受ける方の見込み数については、29年度の所得状況が未確定であるため、28年度の所得状

況で判定した場合、13名程度が3割負担に移行するのではないかと見込んでいる。高額介護サービス費、高額医療介護合算サービス費の見直しの影響については、利用実績によるため把握できていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

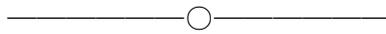
これから採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第48号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第48号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第48号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリにおける地下倉庫備品等廃棄に伴う委託費を予算計上しているが、どのような備品があるのか、また、再利用することはできないかとただしたところ、施設開設当初から使用し、その後使用しなくなった椅子や机、電化製品等が地下倉庫に大量に保管されていたが、地下倉庫が不用品でいっぱいになってきたため、今回廃棄する

ものである。全ての備品について確認を行ったが、椅子や机においてはカビの繁殖や腐敗が進んでいること、また、電化製品については耐用年数も大幅に過ぎており、安全性が保証できないため、再利用は難しいと判断したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第48号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

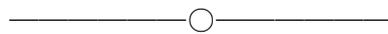
これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第49号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第49号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第49号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書により、工業団地整備事業積立基金の定期預金利息を工業団地整備事業積立基金に積み立てるものであるとの補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の工業団地整備事業積立基金の基金残高は幾らかとただしたところ、基金残高は、5億7,101万998円となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第49号、平成30年

度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

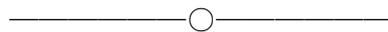
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（西江園 明君） 日程第19、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。
本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興、充実を目指し、教育の機会均等の保障やその水準の確保、豊かな学びの実現及び教職員の確保と適正配置を行うためには、必要な財源を国において安定的に確保することは、重要なことであると考えている。以上のような点から、義務教育費国庫負担制度2分の1復元等に関しては、お願いできれば有り難いと思っておりますとの説明があった。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、子供たちを取り巻く環境、学校現場においては、まだまだ課題がある。陳情の趣旨については、十分理解できるため採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は採択であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 日程第20、発議第3号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第20 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（西江園 明君） 日程第20、発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について趣旨説明を申し上げます。

陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、文教厚生常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受けて、文教厚生常任委員会として別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を確保する必要がありますが、小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間となるため、外国語教育実施のため

の授業時数調整など、対応に苦慮される状況となっております。

あわせて、学校現場における教職員の長時間労働の是正に資する定数改善については、国による施策としての対応が必要不可欠となっております。また、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度の下、適正な教育行政を維持するための地方自治体の独自財源による人的措置等が行われることで、財政的圧迫や自治体間の教育格差が生じることが大きな課題となっております。

更に全国どこに住んでいても子供たちが一定水準の教育を受けられる憲法上の要請に応え、豊かな子供の学びを保障するためにも義務教育費国庫負担率を2分の1に復元し、国の施策として教職員の定数改善に係る財源保障をはじめとする条件整備を実施することは、喫緊の課題となっていることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 野田聖子、文部科学大臣 林芳正、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第3号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第21、議案第50号から日程第24、発議第5号まで、以上4件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号から発議第5号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第21 議案第50号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第50号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、財産の取得について、説明を申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防ポンプ自動車を消防防災用として、指名競争入札により、2,484万円で、鹿児島県鹿児島市南林寺町16番6号の株式会社鹿児島消防防災から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第50号、財産の取得について補足して御説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、松山方面隊尾野見分団に配備するものでございます。現在当分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成5年1月に導入後、25年が経過をしており、老朽化に伴い、今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。付議案件説明資料の1ページをお開きください。

車両の型式はキャブオーバー型ダブルシート、消防専用シャーシ、4輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg未満、4サイクルディーゼルエンジンでマニュアルトランスミッション、乗車定員は6名となっております。

主な取り付け品、装備につきましてはですが、主ポンプはオールアルミ製、高圧2段バランスタービンポンプで、A-2級以上の放水能力を有しており、真空ポンプは無給油式、自動揚水式でございます。動力取出装置は、フルパワーP.T.Oであります。

また、バーハンドル式、鍵付き、アルミシャッター扉の資機材収納庫をポンプ室上部及び車体

後部に設置するほか、夜間活動のためのLED式サーチライトを車体の前方及び後方に設置し、あわせて車両運用時の安全確保のため、ルームミラー式7型カラーモニターの後方確認装置と、ドライブレコーダーを設置するものであります。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

2ページにつきましては、吸管や可搬式照明器具など、主な積載品、附属品を記載してごいます。

また、取得する財産の参考としまして、どのような型式の消防車であるかを説明するための写真を掲載しておりますが、同じものを取得するものではございませんので御了承ください。

納入期限は、平成31年1月31日となっているところでございます。

以上で、議案第50号、財産の取得についての補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田中学校特別教室棟改築工事、建築本体工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、伊崎田中学校特別教室棟改築工事、建築本体工事のため、条件付一般競争入札により、2億3,274万円で、鹿児島県志布志市有明町野井倉5176番地の株式会社南建設と工事請負契約を締結するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（徳田弘美君） 議案第51号、工事請負契約の締結について、補足して御説明を申し上げます。

耐震診断の実施対象とならなかった伊崎田小学校、伊崎田中学校の特別教室棟につきましては、平成28年度に実施いたしました耐力度調査の結果、危険建物と診断されているところでございます。

両校の特別教室棟の整備につきましては、両校が今年度4月から小中一貫型小学校、中学校、伊崎田学園としてスタートしたことから、それぞれに特別教室棟を整備するのではなく、特別教室を共有した両方の校舎から直接利用できる特別教室棟の整備を計画し、先の平成30年3月定例会におきまして、平成29年度一般会計補正予算（第6号）で、繰越明許費として、伊崎田中学校特別教室棟改築事業に係る予算を可決していただき、現在解体工事等に着手しているところでございますが、建築本体工事につきましては、5月25日に条件付一般競争入札の公告を行い、6月14日に開札し、同月21日に仮契約を締結したところでございます。

条件付一般競争入札につきましては、参加資格といたしまして、平成31年度志布志市建設工事等入札参加資格格付け建築一式工事Aを有する者として、資格業者4社のうち3社が入札され、開札の結果、株式会社南建設が落札されたところでございます。

株式会社南建設の最近の主な工事実績等につきましては、伊崎田中学校校舎老朽化改修工事、志布志運動公園人工芝サッカー場整備工事、外構工事等がございます。

それでは、付議案件説明資料3ページをお開きください。工事の概要書でございます。

5、工期につきましては、議会の議決の日から平成31年1月31日までとするものでございます。

6、工事概要につきましては、木造平屋建て延べ床面積995.7㎡で、改築工事につきましては、分離発注方式を採用し、今回の建築本体工事以外の別途発注の電気設備工事及び機械設備工事につきましては、6月14日に契約を締結したところでございます。

4ページをお開きください。横向きになりますが、今回整備する特別教室棟の平面図でございます。

図面の上側が中学校、下側が小学校の管理教室棟ですが、両方の建物から渡り廊下を経て、直接出入りのできる建物になっており、建物西側の多目的ホールと、ふれあい廊下を中心に北側に調理実習室、被服室、理科室、東側に音楽室、南側に多目的室、給食受け入れ室、助手室、トイレ、倉庫を配置し、小学生と中学生が毎日ふれあうことに考慮した平面計画となっております。

各室につきましては、理科室以外は全て小・中学校供用となっております。なお、図面右側の郷土資料室につきましては、平成30年度予算で実施するもので、今回の工事請負契約には含まれておりませんので、御承知くださいますようお願い申し上げます。

5ページは、今回整備いたします特別教室棟の立面図でございます。上の図が正門から入って正面から見える立面図、下の図が小学校側からの立面図となっております。

以上で、議案第51号、工事請負契約の締結について補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

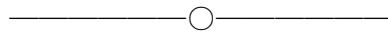
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、可決されました。



日程第23 発議第4号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（西江園 明君） 日程第23、発議第4号、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（八代 誠君） ただいま議題となりました発議第4号、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

提出者は、志布志市議会議員、八代誠、賛成者、小園義行議員、丸山一議員でございます。

提出の理由は、平成30年度の施政方針で中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅については、にぎわいが生まれる場所としての利活用、食のまちづくりとにぎわいのある商店街づくり、歴史のまちづくりを推進と、各分野におけるまちづくりへの取り組みが明記されていることを受け、現状や課題を把握するとともに一体的なまちづくりの推進に資する調査を実施し、提言をするものであります。

JR志布志駅周辺の活性化を進める上で欠かせない商業施設である「サンポートしぶシアピア」については、運営主体である株式会社志布志まちづくり公社による収支計画の見直しにより、経営改善に向けた新たな取り組みが始まろうとしております。

また、歴史のまちづくり事業では、大慈寺を中心とした門前（もんぜ）通りの拠点施設としての利活用を目的に、市指定建造物である山中氏邸の修繕等が計画されており、歴史のまちづくりが始まろうとしております。このような状況を踏まえると、それぞれの視点からのまちづくりにとどまらず、商店街の活性化も視野に入れた一体的なまちづくりを進めることで、より大きな効果が期待されます。

以上のことを踏まえ、我々志布志市議会も各分野におけるまちづくりの一体的な推進に資する調査を実施するため、特別委員会を設置するものであります。

名称は、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

設置の目的は、「サンポートしぶシアピア」やJR志布志駅を中心としたまちづくりや歴史のまちづくりの在り方についての調査及びまちづくりを踏まえた商店街の活性化に資する調査等を実施し、提言することとしております。

調査内容としまして、1、「サンポートしぶシアピア」やJR志布志駅を中心としたまちづくりの在り方に関する調査。

2、歴史のまちづくり及び商店街活性化に関する調査。

3、港湾整備の現状と、今後の計画と整備促進に関する調査。

4、臨海工業団地の整備に伴う企業誘致及び雇用促進に関する調査。

5、その他、目的達成のための調査を行うものであります。

委員の定数は10人以内。

調査期間は調査終了までの継続調査とするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。八代誠君ほか2名から提出された発議第4号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、八代誠君ほか2名から提出された発議第4号については、原案のとおり設置することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。ただいま設置されました志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、尖信一君、青山浩二君、小辻一海君、丸山一君、玉垣大二郎君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、長岡耕二君、岩根賢二君、東宏二君、以上10名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました10名を志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するた

め、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会を招集します。

ただいまから第一委員会室において、特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

○

午後1時46分 休憩

午後1時56分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に小辻一海君、副委員長に青山浩二君、以上であります。

○

日程第24 発議第5号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（西江園 明君） 日程第24、発議第5号、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○12番（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第5号、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について趣旨説明を申し上げます。

提出者は、志布志市議会委員、丸山一、賛成者、八代誠議員、小園義行議員でございます。

提出の理由は、本市の活性化に必要不可欠である基幹産業の農林水産業の振興に資する調査を実施し、提言をするものであります。

本市の基幹産業である農林水産業の現状については、従事者の高齢化や後継者不足、農地、林地の荒廃、漁獲量の減少、漁価の低迷等、様々な課題が顕在化している中で、環太平洋連携協定の発効後における影響等が懸念されるところであります。

市当局においては、新規就農者への支援や各種補助事業の実施、土地改良事業のほか、輸出促進の取り組み、林道整備、養殖事業への取り組み、稚魚等の放流事業など、各種施策が展開されておりますが、議会としても各分野の現状について認識の共有化を図るとともに、農林水産業の振興に資する調査を実施するため、特別委員会を設置するものであります。

名称は、志布志市農林水産業活性化対策調査特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

設置の目的は、本市農林水産業の現状、諸課題等について調査をし、提言することとしております。

調査内容としまして、1、農産物の輸出促進に関する調査。

2、農林水産業におけるブランド化推進に関する調査。

3、U・I・Jターン等就農促進対策に関する調査。

- 4、農業従事者の高齢化と後継者不足対策に関する調査。
- 5、その他、目的達成のための調査を行うものであります。

委員の定数は、10人以内。

調査期間は、調査終了までの継続調査とするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。丸山一君ほか2名から提出された発議第5号については、原案のとおり設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、丸山一君ほか2名から提出された発議第5号については、原案のとおり設置することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。設置されました志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、久井仁貴君、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、八代誠君、持留忠義君、平野栄作君、小園義行君、福重彰史君、以上9名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9名を志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから第一委員会室において、特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。
委員長に野村広志君、副委員長に南利尋君、以上であります。

日程第25 議員派遣の決定

○議長（西江園 明君） 日程第25、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してあります内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西江園 明君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成30年志布志市議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時14分 閉会